前項ノ場合ニ於テハ損害賠償トシテ其ノ拂込期日ヨリ現拂込日マテ滯納金ニ對スル年百分ノ十ノ割合ニ當ル金額ヲ徵收スルモノトス

第十二條　當銀行ノ株式讓渡ノ場合ニ於テハ其ノ證書ヲ作リ當事者雙方之ニ連印シ株券ヲ添ヘテ當銀行ニ差出スヘシ

當銀行ハ當事者雙方ヲシテ株券裏面ニ署名捺印セシメ株主名簿記入ノ手續ヲ了シタル上之ヲ還付スヘシ

第十三條　相續又ハ遺贈ニ因リテ當銀行ノ株式ヲ取得シタル者正式ノ證明書ヲ添ヘテ名義書換ヲ請求スルトキハ當銀行ハ前條ニ準シ書換ヲ爲スモノトス

第十四條　當銀行株式ノ讓渡ハ讓受人ノ氏名住所ヲ株主名簿ニ記載シ且其氏名ヲ株券ニ記載スルニアラサレハ當銀行其他ノ第三者ニ對シテ其效ナキモノトス

第十五條　當銀行ノ株券災害ニ罹リ滅失シタルトキハ其理由竝金額番號ヲ詳記シ當銀行ノ滿足スル二名以上ノ保證人ヲ立テ當銀行ニ屆出テ新株券ノ交付ヲ請求スルコトヲ得

前項ノ請求ヲ受ケ證跡判明ナルトキハ當銀行ハ新株券ヲ交付スヘシ其ノ證跡判明ナラサル場合ニハ總テ紛失ノ例ニ依ル

第十六條　當銀行ノ株券ヲ紛失シ若クハ盜取セラレタルトキハ株主ハ其ノ金額番號ヲ詳記シ其ノ旨ヲ當銀行ニ屆出テ新株券ノ交付ヲ請求スルコトヲ得

前項ノ請求ヲ受ケタルトキハ當銀行ハ請求人ノ費用ヲ以テ其旨ヲ公告シ一箇月ヲ經タル後當銀行ノ滿足スル二名以上ノ保證人ヲ立テシメ新株券ヲ交付スヘシ

前項ノ期間內ニ於テ請求人該株券ヲ發見シタルトキハ直ニ當銀行ニ屆出ツヘシ當銀行ハ前項ノ例ニ依リ其旨ヲ公告スルモノトス

第十七條　滅失紛失若ハ盜難ノ屆出アリタル株券ニ關シ故障ノ申立ヲ爲ス者アルトキハ當銀行ハ管轄裁判所ノ判決ニ依ルニアラサレハ新株券ヲ交付セサルヘシ

第十八條　株券汚染又ハ毀損シタルトキハ株主ハ其ノ事由ヲ詳記シ其株券ヲ添ヘ當銀行ニ差出シ新株券ノ交付ヲ請求スルコトヲ得

前項ノ請求ヲ受ケ其ノ株券ヲ審査シ眞正ナリト認ムルトキハ當銀行ハ新株券ヲ交付スヘシ其ノ眞正ナルコトヲ鑑別シ難キモノハ紛失ノ例ニ依ル

第十九條　當銀行ハ株券名義書換ノ場合ニ於テハ一通ニツキ金五錢新株券交付ノ場合ニ於テハ金貳拾錢ノ手數料ヲ請求者ヨリ徵スヘシ

第二十條　當銀行ハ定時株主總會前一箇月以內株式ノ讓渡ヲ停止ス但シ此ノ場合ニ於テハ豫メ其旨ヲ公告スヘシ

第三章　重役及重役會

第二十一條　當銀行ニ頭取副頭取各一人理事四人以上監査役三人以上ヲ置ク理事及監査役ノ人員ハ株主總會ニ於テ之ヲ定ム

第二十二條　頭取副頭取ハ其ノ任期ヲ五箇年トシ百株以上ヲ所有スル株主中ヨリ政府之ヲ任命スルモノトス

理事ハ其ノ任期ヲ四箇年トシ五十株以上ヲ所有スル株主中ヨリ株主總會ニ於テ二倍ノ候補者ヲ選擧シ政府其ノ中ヨリ之ヲ任命スルモノトス

監査役ハ其ノ任期ヲ三箇年トシ三十株以上ヲ所有スル株主中ヨリ株主總會ニ於テ之ヲ選擧スルモノトス

理事及監査役ハ選擧ノ六箇月前ヨリ引續キ本條規定ノ株數ヲ所有スル者ニ限ル

理事又ハ監査役ニ缺員アルトキハ株主總會ヲ招集シ補缺選擧ヲ行フヘシ其ノ補缺員ハ前任者ノ殘任期ヲ繼クモノトス

第二十三條　頭取副頭取ハ其ノ所有ニ係ル當銀行ノ株式各百株理事ハ各五十株ヲ在任中監査役ニ供託スルコトヲ要ス

前項ノ株券ハ本人退職スト雖其ノ期ニ屬スル決算報告株主總會ノ承認ヲ得タル後ニ非サレハ之ヲ受戻スコトヲ得ス

第二十四條　頭取ハ當銀行ヲ代表シ其ノ事務ヲ總理スルモノトス

副頭取ハ頭取事故アルトキ其ノ職務ヲ代理シ頭取缺員ノ時其ノ職務ヲ行フモノトス

副頭取及理事ハ頭取ヲ補助シ當銀行ノ業務ヲ分掌ス

監査役ハ當銀行ノ業務ヲ監査ス

第二十五條　頭取副頭取理事及監査役ノ給料又ハ報酬ハ株主總會ニ於テ之ヲ定ムルモノトス

第二十六條　重役會ハ頭取副頭取本店在勤ノ理事ヲ以テ之ヲ組織シ當銀行ノ事務中事體ノ重大ナルモノヲ議決スルモノトス

第二十七條　重役會ハ頭取ニ於テ之ヲ開クモノトス

重役會ハ會員半數以上出席スルニ非サレハ之ヲ開クコトヲ得ス

議事ハ多數ヲ以テ決ス可否同數ナルトキハ議長之ヲ決ス

第二十八條　重役會ニ於テ議決シタル事項ハ議事錄ニ記載シ出席員之ニ署名捺印スヘシ

第四章　株主總會

第二十九條　株主總會ヲ分チテ定時臨時ノ二種トシ頭取ノ招集ニ依リ之ヲ開ク

第三十條　定時株主總會ハ毎年三月九月ノ兩度ニ之ヲ開ク其日時場所總會ノ目的及總會ニ於テ決議ヲ要スル事項ハ少クトモ開會ノ日ヨリ二週間前ニ頭取ヨリ各株主ニ通知スヘシ

定時總會ニ於テハ頭取カ提出シタル書類及監査役報告書ヲ調査シ且利益ノ配當ヲ決議スルモノトス

第三十一條　臨時株主總會ハ左ノ場合ニ限リ之ヲ開クモノトス但シ其日時場所ハ頭取之ヲ定メ總會ノ目的及決議ヲ要スル事項ト共ニ少クトモ開會ノ日ヨリ二週間前ニ各株主ニ通知スヘシ

一　頭取ニ於テ必要ト認ムルトキ

二　監査役ヨリ會議ノ目的ヲ示シテ其招集ヲ請求シタルトキ

三　資本ノ五分ノ一以上ニ當ル株主ヨリ總會ノ目的及其招集ノ理由ヲ記載シタル書面ヲ提出シテ其招集ヲ請求シタルトキ

頭取ハ前項第二號又ハ第三號ノ請求ヲ受ケタルトキハ二週間以内ニ之カ招集ノ手續ヲ爲スヘシ

第三十二條　各株主ノ議決權ハ其所有ノ株數一株ニツキ一箇トス

第三十三條　株主ハ代理人ヲシテ總會ニ出席シ議決權ヲ行ハシムルコトヲ得但シ其ノ代理人ハ法定代理人又ハ當銀行ノ株主タル者ニ限ル

當銀行ノ重役及使用人ハ如何ナル場合ニ於テモ代理人タルコトヲ得サルモノトス

第三十四條　株主ノ代理人トナリ株主總會ニ出席シ議決權ヲ行ハムトスル者ハ委任狀ヲ所持スルコトヲ要ス

第三十五條　株主總會ノ決議ハ出席シタル株主ノ議決權ノ過半數ヲ以テ之ヲ爲ス但シ定款變更又ハ解散ノ議決ハ總株主ノ半數以上ニシテ資本ノ半額以上ニ當ル株主出席シ其ノ議決權ノ過半數ヲ以テ之ヲ爲ス

第三十六條　定款變更又ハ解散ノ議決ヲ爲サントスル場合ニ於テ出席株主其ノ定數ニ滿タサルトキハ出席シタル株主ノ議決權ノ過半數ヲ以テ假決議ヲ爲シ其ノ旨ヲ總株主ニ通知シ更ニ一箇月ヲ下ラサル期間ニ於テ第二回ノ株主總會ヲ招集シ出席シタル株主ノ議決權ノ過半數ヲ以テ假決議ノ認否ヲ決定スルモノトス

第三十七條　株主總會ニ於テ議決シタル事項ハ之ヲ議事錄ニ記載シ頭取副頭取理事及監査役之ニ署名捺印スヘシ

第三十八條　株主總會ニ出席シタル株主ハ總會ノ當日會議ヲ開ク前ニ出席名簿ニ署名捺印シ代理人タルモノハ其ノ旨ヲ記シテ署名捺印スヘシ

出席名簿ハ頭取副頭取理事及監査役署名捺印シタル上議事錄ニ附綴スヘシ

第五章　營　業

第三十九條　當銀行ハ左ノ事項ヲ營ムモノトス

一　爲換手形其ノ他商業手形ノ割引

二　爲換及荷爲換

三　平常取引スル諸會社又ハ商人ノ爲メ手形金ノ取立

四　確實ナル不動產ヲ抵當トシ又ハ動產ヲ質トスル貸付

五　諸預リ金及當座貸越勘定

六　金銀貨貴金屬及諸證券ノ保護預リ

七　地金銀ノ賣買

八　他銀行ノ業務代理

右ノ外營業ノ都合ニ依リ國債證券地方債券又ハ勸業債券農工債券ヲ買入ルヽコトアルヘシ

第四十條　當銀行ハ政府ノ命令ニ依リ國庫金ノ取扱ニ從事スルコトアルヘシ

第四十一條　當銀行ハ營業ノ爲メ必要ナル物件ヲ買入レ又ハ債務辨濟ノ爲メ引受ケタル物件ヲ所有スルノ外動產不動產ヲ買取ルコトナシ

債務辨濟ノ爲メ引受ケタル動產ハ六箇月以內ニ不動產ハ一箇年以內ニ之ヲ賣却スヘシ但シ買受ケ望人ナキトキ若クハ買受望人アルモ其代價ヲ不相當ト認ムルトキハ延期スルコトアルヘシ

第四十二條　當銀行ノ株式ハ之ヲ取得シ又ハ質權ノ目的トシテ之ヲ引受クルコトナシ

第四十三條　當銀行ハ如何ナル場合ト雖モ當銀行ノ役員及使用人ニ對シ貸付ヲ爲サス

第六章　銀　行　券

第四十四條　當銀行ハ銀行券發行ノ特權ヲ有ス

第四十五條　當銀行ハ銀行券發行高ニ對シ同額ノ金銀貨及地金銀ヲ置キ其ノ仕拂準備ニ充ツヘシ

第四十六條　前條準備ニ依レル外銀行券ヲ發行セントスルトキハ五百萬圓ヲ限度トシ政府發行ノ紙幣證券免換銀行券又ハ其ノ他確實ナル證券若クハ商業手形ヲ保證トシテ發行スルコトアルヘシ但シ其ノ發行額ハ前條準備ニ依レル發行額ニ超過スルコトヲ得ス

第四十七條　前二條ノ外市場ノ狀況ニ依リ當銀行ハ大藏大臣ノ認可ヲ受ケ前條ノ保證準備ヲ以テ更ニ銀行券ヲ發行スルコトアルヘシ

第四十八條　銀行券發行額及仕拂準備ニ關スル每週平均高表ヲ調製シ大藏大臣ニ報告シ同時ニ官報及新聞紙ヲ以テ公告スルモノトス

第七章　計　算

第四十九條　當銀行ノ營業年度ハ每年一月ヨリ六月マテ及七月ヨリ十二月マテトシ每營業年度ノ終リニ於テ頭取ハ諸勘定ヲ決算シ財產目錄、貸借對照表、營業報告書、損益計算書及利益配當案ヲ作ルヘシ

第五十條　利益金ハ左ノ割合ヲ以テ分配スヘシ

一　利益金百分ノ八以上　　缺損補塡準備金

二　利益金百分ノ二以上　　配當平均準備金

三　利益金（前期繰越金ヲ控除シタルモノ）百分ノ七　　賞與金

四　右三項ノ金額ヲ引去リ其殘額ヲ株式ニ對シ配當スルモノトス尤モ配當割合ノ都合ニ依リ後期ヘ繰越金ヲ爲スコトアルヘシ

第五十一條　政府引受ノ株式ニ對スル配當金ハ創立初期ヨリ五箇年間ハ缺損補塡準備金ニ組入ルヽモノトス

第五十二條　缺損補塡準備金ハ損失ニ因リ資本ニ缺額ヲ生シタルトキ之ヲ補充スルノ用ニ供ス

配當平均準備金ハ配當金拂込資本ノ百分ノ五ノ割合ニ及ハサルトキ之ヲ補充スルノ用ニ供ス

附　則

第五十三條　設立準備ニ關スル一切ノ實費ハ當銀行ノ負擔トス但シ其金額ハ株主總會ノ決議ヲ經ヘシ

右定款は其の後同年六月十日に至り同銀行創立總會に於て、定款第四條所定の營業所新設及コルレスポンデンス締約先等に關する規定を改正することとなり、開業に先立ち同月十二日政府の認可を得たり。今改正第四條の全文を掲ぐれば左の如し。

第四條　當銀行ハ兵庫縣神戸、臺南縣臺南、清國厦門ニ支店ヲ設置スルモノトス

當銀行ハ營業ノ都合ニ依リ內外ノ要地ニ出張所又ハ代理店ヲ設置シ若クハ他ノ銀行ト「コルレスポンデンス」ヲ締約スルコトアルヘシ

右の改正に依り、支店開設の豫定地は豫め株主總會の議決を經て定款に明記することとなりしが既にして同年九月二十六日其の開業以來業務次第に緒に就きて、更に島內及南支地方に勢力を伸張するの必要を認むるに至りしかば、翌三十三年三月二十四日臨時株主總會の議決を經て定款第四條を改正し、支店設立の豫定地として新たに基隆・臺中・福州及汕頭を加ふることとし、同月二十八日右改正に關する政府の認可を得たり。

尋で翌三十四年三月二日同銀行の臨時株主總會に於て、圓銀の價格變動或は其の他の事由に因り損失を生じたる場合、之が補充に充てんが爲め特別積立金を爲すことと爲し、定款の條項中左の如く之を改正せり。

第五十條第二號ノ次ニ左ノ一號ヲ加ヘ第三號ヲ第四號ニ第四號ヲ第五號ニ改メ第四號中右三號トアルヲ右四號ト改ム

三　利益金百分ノ一以上　特別積立金

第五十二條ニ左ノ一項ヲ追加ス

特別積立金ハ圓銀ノ價格變動若クハ其ノ他ノ事由ニヨリ損失ヲ生シタルトキ之ヲ補充スル用ニ供ス

更に明治三十六年三月二日の臨時株主總會は、香港に支店を設置することを議決し、定款第四條中『汕頭』の次に『香港』の二字を加ふるに決し（三月七日認可）、降て明治三十九年二月臺灣銀行法中改正せられたる結果、同行定款にも亦變更を要することとなり、且上海及新嘉坡に支店を開設するの必要を認めたる結果、四月二十七日臨時株主總會を開きて左の如く議決改正、同日認可を得て實施したり。

第四條第一項ヲ左ノ如ク改ム

當銀行ハ神戸、大阪、橫濱、基隆、臺中、臺南、上海、福州、厦門、汕頭、香港及新嘉坡ニ支店ヲ設置スルモノトス

第二十一條中「四人」ヲ「二人」ニ改ム

第三十九條第一項第四號ヲ左ノ如ク改ム

四　確實ナル擔保アル貸付

同條第二項中「地方債證券又ハ勸業債券農工債券」トアルヲ「地方債證券勸業債券農工債券又ハ興業債券」ニ改ム

第四十六條但書ヲ削ル

更に明治四十三年四月臺灣銀行法中改正せられ、同行銀行券の保證準備發行限度額の擴張せられたるに伴ひ、定款第四十六條を、又理事及監査役の被選資格に就ての所有株數制限の撤廢せられたるに伴ひ定款第二十二條を夫〻改正する必要を生じ、且つ東京及廣東に支店を設置し、更に資本金を增加するの必要を認めたる結果、同年四月二十六日臨時株主總會を開き左の如く改正、卽日認可を得たり。

第四條第一項中「橫濱」ノ下ニ「東京」ヲ「香港」ノ下ニ「廣東」ヲ加フ

第七條ヲ左ノ如ク改ム

當銀行ノ資本金ハ壹千萬圓トシ之ヲ拾萬株ニ分チ各株式ノ金額ヲ百圓トス

資本金ノ内五百萬圓ハ明治四十三年四月二十六日臨時株主總會ノ決議ニ依リ增加シタルモノトス
增加資本金ノ内百萬圓ニ對スル株式一萬株ハ額面以上ノ價格ヲ以テ發行スルモノトス
第十條第三項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ
資本金ヲ增加シタル場合ニ於テ其株式ノ拂込ニ付テハ前三項ノ規定ヲ準用ス
第十一條第二項中「拂込期日」ヲ「拂込期日ノ翌日」ニ「對スル年百分ノ十」ヲ「對シ百圓ニ付一日四錢」ニ改ム
第二十條ニ左ノ一項ヲ加フ
臨時株主總會ノ場合ニハ前項ノ規定ヲ準用スルコトヲ得
第二十二條中第四項ヲ削ル
第四十六條中「五百萬圓」ヲ「壹千萬圓」ニ改ム

尋で翌四十四年三月一日臨時株主總會に於て、嘉義及打狗に支店新設の件を議決し、更に同二日の會議に於て宜蘭・淡水・新竹・阿緱・卑南・花蓮港・媽宮・九江・倫敦等に支店設置のことを議決し、之に伴ふ定款第四條中の改正に就き、前者は三月一日、後者は同二日夫々大藏大臣の認可を申請し、何れも卽日其の認可を得たり。

降て大正三年三月臺灣銀行法中を改正し、新に信託業務を加へられたるに伴ひ、同月一日の株主總會に於て、定款第三十九條第八號に『信託ノ業務』を追加するに決し卽日其の認可を得、翌四年三月一日の株主總會に於ては新に漢口・スラバヤに支店開設の件を議決し、之に伴ふ定款第四條中改正の件を申請し、同月八日其の認可を得たり。

更に同四年五月二十五日の臨時株主總會は、當時本邦經濟界の急激なる發展に伴ひ、從來の資本金一千萬圓を倍加して二千萬圓と爲すに決し、左の如く定款第七條中改正の件を申請し、同月二十五日大藏大臣の認可を得たり。

第七條ヲ左ノ如ク改ム
當銀行ノ資本金ハ貳千萬圓トシ之ヲ貳拾萬株ニ分チ各株式ノ金額ヲ百圓トス
資本金ノ内五百萬圓ハ明治四十三年四月二十六日壹千萬圓ハ大正四年五月二十五日各臨時株主總會ノ決議ニ依リ增加シタルモノトス
前項增加資本金ノ内第一回增加ノ場合ニ於ケル百萬圓ニ對スル株式壹萬株及第二回增加ノ場合ニ於ケル百萬圓ニ對スル株式壹萬株ハ共ニ額面以上ノ價格ヲ以テ發行シタルモノトス

降て大正六年三月一日の株主總會はスマランに支店を開設するに決し、定款第四條中改正の件を申請し、五日其の認可を得、次で九月一日の臨時株主總會に於て孟買に支店開設の件を決し、右定款中改正の件を申請して七日其の認可を得、更に翌七年三月一日の株主總會に於てはバタビヤに支店開設のことを議決し、同樣定款改正の件を申請して五日其の認可を得たり。

然るに同年四月臺灣銀行法中改正せられ同行の營業範圍の擴張せられたる結果、同月二十日の臨時株主總會は、右に依る定款の改正及從來の資本金二千萬圓を三千萬圓に增加し、營業年限二十箇年を四十箇年に延長し、且新に門司・桃園・盤谷に支店を開設することに決したる爲め、此等の事情に伴ふ定款改正の件を議決し、大藏大臣の認可を申請し、卽日其の認可を得たり。改正條項次の如し。

第四條中「東京」ノ次ニ「門司」ヲ「淡水」ノ次ニ「桃園」ヲ「廣東」ノ次ニ「盤谷」ヲ加フ
第五條中「二十箇年」ヲ「四十箇年」ニ改ム
第七條第一項中「貳千萬圓」ヲ「參千萬圓」ニ「貳拾萬株」ヲ「參拾萬株」ニ改ム
同條第二項中「二十五日」ノ次ニ「壹千萬圓ハ大正七年四月二十日」ヲ加フ

第二十六條「本店在勤」ヲ削除ス

第二十七條第二項中左ノ但書ヲ加フ

但シ會員中疾病旅行其ノ他事故アリテ定數ニ充タサルモ其ノ事ノ急施ヲ要スルトキハ出席員ニ於テ之ヲ決議シ次回ノ重役會ニ其ノ旨ヲ報告スヘシ

第三十九條中「地金銀ノ賣買」ヲ「地金銀ノ賣買及貨幣ノ交換」ニ「又ハ興業債券」ヲ「興業債券其ノ他主務大臣ノ認可ヲ受ケタル有價證券」ニ改ム

第三十九條ノ二　當銀行ハ公共團體、產業組合又ハ畜牛保健組合ニ對シ貸付ヲ爲ス場合ニ於テハ擔保ヲ徵セサルコトアルヘシ

第三十九條ノ三　當銀行ハ前二條ノ外外國ニ於ケル營業ノ必要上主務大臣ノ認可ヲ受ケタル業務ヲ營ムコトアルヘシ

第四十六條中「壹千萬圓」ヲ「貳千萬圓」ニ改ム

大正七年九月二日の株主總會は南投に支店設置の件を議決し、同月七日右に關する定款改正に就き大藏大臣の認可を得たるが、翌八年九月一日の株主總會は、資本金增加のことを議決し、卽ち從來の資本金三千萬圓を更に倍加して六千萬圓と爲し、之を六十萬株に分つことゝせり。仍て同日右に關する定款改正の件を大藏大臣に申請し、卽日其の認可を得、降て大正十年三月一日の株主總會に於ては、打狗・阿緱・卑南・媽宮の地名が夫々高雄・屏東・臺東・馬公と改稱せられたる結果、定款中に於ける右各地の支店名を新地名に依り改正することゝ爲し、同日大藏大臣の認可を得たり。

更に大正十一年信託業法の公布と共に臺灣銀行法中改正せられしを以て、同年九月一日の株主總會は右に伴ふ定款改正の件を議決、大藏大臣の認可を申請したるが、右改正の件は翌大正十二年一月一日より臺灣銀行法中改正法律の施行せらるるに及び、同日附を以て大藏大臣より認可せられたり。

卽ち次の如し。

第三十九條中八「信託ノ業務」ヲ「擔保附社債ニ關スル信託事業」ニ改ム

第三十九條第一項ニ左ノ一號ヲ加フ

十　公債、社債又ハ株式ノ募集及其ノ拂込金ノ受入又ハ元利金配當金支拂ノ取扱

第三十九條第二項中「有價證券ヲ買入ルルコトアルヘシ」ヲ「有價證券ノ應募引受又ハ買入ヲ爲スコトアルヘシ」ニ改ム

以上述べし所の如く、臺灣銀行は創業以來數次に亙り資本金を增加し、又內外各地に支店或は出張所を設置し、以て業務の發展に努めたるが、大正九年に本邦を襲ひたる財界の恐慌は、同行の營業上にも亦相當痛烈なる打擊を與へしを以て、爾後行務諸般の點に整理を要することとなれり。茲に於てか大正十三年八月先づ比較的業務の閑散なる門司及九江兩支店を閉鎖するに決し、同時に印度方面に於ける業務の發展を圖るの目的を以て、新にカルカッタに支店を開設することと爲し、九月一日之に伴ふ定款改正の件を申請して二日其の認可を得、次で翌十四年三月には業務の刷新肅正を圖るの目的を以て、監査役中一名の常務者を定めて日常の行務を監査せしむることと爲し、右に關する規定を定款第二十四條に追加するに決し、同月二日株主總會の議決を經て大藏大臣の認可を申請し、卽日其の認可を得たり。然るに同年八月十一日臺灣銀行は更に盤谷支店の閉鎖に關し當局の認可を申請し、九月二日其の認可を得て定款第四條を改正せしが、之と同時に更に第七條を改正して從來の資本金六千萬圓を四千五百萬圓に減じ、以て從來財界の不振に依りて蒙りし損失を一擧にして補塡し將來に於ける更生發展を期するに至れり。蓋し大正十四年上半期に於ける純損金は二千六百一萬四千五百三十六圓一錢にして、同行は此の中一千二百三十四圓は缺損補塡準備金一千五十七萬圓及

特別積立金百七十七萬圓を以て補塡すると共に、別に資本金六千萬圓の中其の四分の一を減じ、既拂込額一千三百十二萬五千圓を切棄て、之を損失補塡に充當せんと爲したるものなり。右減資の件は大正十四年九月一日株主總會の議決する所に係り、同日大藏大臣に對し右に伴ふ定款改正の件を申請し、之又同月二日其の認可を得たるものとす。

第三項　資本金及積立金

第一目　資本金

臺灣銀行の資本金に關しては、臺灣銀行法及同定款に詳細規定せらるる所なり。卽ち資本金額に就きては、同法第四條は五百萬圓以上と定めしが、同定款第七條に依れば、資本金總額を五百萬圓として之を五萬株に分ち、各株式の金額を百圓と爲したるものにして、右資本金中百萬圓は、後述する如く臺灣銀行補助法の定むる所に依り、政府に於て之を引受け、而して一般に株金の拂込に就きては同上第十條に依り第一回の拂込金額を總額の四分の一卽ち百二十五萬圓、一株に付二十五圓とし、第二回以後の拂込に就きては、營業の都合に依り期日及方法を定めて頭取より各株主に通知狀を發するものとし、拂込金額は毎回一株に付二十五圓より多からざるものと爲したり。

臺灣銀行は其の創立に當り、明治三十二年六月十七日第一回株金拂込の通知を發し、翌七月之を了し、九月を以て營業を開始したり。然るに爾後臺灣の產業は次第に發達し、貿易亦漸次隆昌に赴くと共に、同行の臺灣及對岸南清地方に於ける業務の充實は、日に益々必要を愬ふるに至りしのみならず鐵道・港灣・土地調査竝に農業改良等益々進捗し、同行より巨額の資金融通を爲すの必要を生じ、加ふるに民間の諸事業も亦資金を需むるに急なるものあるに至りしかば、明治三十五年五月十日第二回の株金拂込通知を發し、同年十一月八日迄に全部の拂込を受け、茲に拂込資本金額は二百五十萬圓に達したり。爾後行勢の發展に應じ、明治四十年三月第三回拂込として一株に付株金二十五圓の拂込を通知して、七月二十三日其の徵收を完了し、尋いで翌明治四十一年四月更に第四回株金拂込の通知を發したるが、時恰も金融困難の際なりしに拘らず、六月末日迄に四萬六千四百十一株、其の金額百十六萬二百七十五圓の拂込あり、未拂込の分も同年下半期に入りて完了することを得たり。斯くて同行は茲に資本金全額の拂込を了し、益々臺灣諸事業の援助竝に貿易助長の爲め資金の供給に努め、以て同銀行本來の使命を達成せんと圖りしが、一面臺灣經濟界の發展竝に之に伴ふ同行業務の擴張は、遂に明治四十三年に至り驅つて資本金の增加を爲さしむるに至れり。當時臺灣の經濟的發展は洵に著しく、明治三十九年十月以來銀行券は屢々制限外發行を爲す狀態にして、就中同四十二年の如きは恰も之を常態と爲すが如き觀を呈せり。茲に於てか翌四十三年政府は右の實況に鑑み、同行銀行券の保證準備發行制限額を倍加して一千萬圓と爲すと共に、其の資本金をも倍加して一千萬圓とし、以て同行活躍の基礎を擴張するに決し、同年四月法律第四十六號を以て右に關する臺灣銀行法中改正法律を公布するに至れり。右改正の趣旨に基き臺灣銀行は同年四月二十七日臨時株主總會を開き、增資の件竝に定款中變更の件を附議して之を議決したり。今此の增資の方法に就きて見るに、新たに增加せらるる資本金額五百萬圓は之を五萬株に分ち、內四萬株は政府を除きたる現在株主に對し、其の所有株數一株に付新株一株の割合を以て任意引受けしめ、殘餘の一萬株は現在株主中より額面以上の價格に依り競爭應募を爲さしめ、申込不足の新株、竝に第一回株金及差金の拂込を爲さざる新株の

處分は之を頭取に一任せんとするものにして、右に關する同日の議決を示せば左記の如し。

資本金增加ノ件

一　當銀行現在資本金五百萬圓ニ金五百萬圓ヲ增加シ新株式ヲ發行スルコト

二　增加資本金ハ之ヲ五萬株ニ分チ一株ノ金額ヲ百圓トスルコト

三　新株ノ内四萬株ハ明治四十三年四月二十六日現在ノ株主(政府ヲ除ク)ニ對シ其所有株一株ニ付新株一株ノ割合ヲ以テ任意引受セシムルコト

四　新株ノ内一萬株ハ左記ノ方法ニ依リ募集スルコト

一、明治四十三年四月二十六日現在株主中ヨリ額面以上ノ價額ヲ以テ競爭募集ヲナスコト

一、募集最低價額ハ其決定ヲ頭取ニ一任スルコト

一、募集價額ハ圓ヲ以テ單位トシ最高價額ヨリ順次募入シ同價額ノモノ募集株數ニ超過シタル場合ニハ按分比例ヲ以テ割當テ端數ノ處分ハ頭取ニ一任スルコト

一、申込證據金　一株ニ付金二十圓

但募入ノ場合ニハ第一回株金拂込金額ノ内ヘ振替スルコト

五　新株引受申込證ハ明治四十三年五月二十八日迄ニ當銀行臺北本店ニ到達スル樣差出サシムルコト若シ同日迄ニ引受申込證ノ到達セサルモノアルトキハ引受ヲ望マサルモノト見做シ新株式取得ノ權利ヲ失フ」但シ額面以上ノ價額發行新株引受申込證ハ臺灣銀行支店(外國支店ヲ除ク)又ハ臺灣銀行指定ノ取扱店ニ差出スコトヲ得

六　新株第一回ノ拂込金額ハ一株ニ付金二十五圓トシ其拂込期間ハ明治四十三年六月二十三日ヨリ同三十日迄トス

額面以上ノ差金ハ第一回株金拂込ト同時ニ拂込ムモノトス

第一回株金及差金ノ拂込ヲ爲ササル爲メ株主タルノ權利ヲ失ヒタルトキハ申込證據金ハ還付セサルモノトス

七　申込不足ノ新株並第一回株金及差金ノ拂込ヲナササル新株ノ處分ハ頭取ニ一任スルコト

八　額面以上ノ差金ハ當銀行ノ積立金ニ繰入ルルコト

斯くて新株募集成績は極めて良好なる結果を示し、第一回株金拂込並に額面以上差金の拂込も同年八月三日を以て全部結了せしが、競爭募入の一萬株は申込最低價格百三十五圓にて株主間に募集し、申込株數四萬二千六百三十一株、募入株の差金五十七萬六百九十九圓を得、差金は商法の規定及臨時株主總會の決議に依り、同年下半期に於て全部損失補塡準備金に繰入れたり。

右新株は其の後大正二年四月、同三年四月及同四年五月に亙り、第二・第三・第四各回の拂込を了し、茲に一千萬圓の資本總額の拂込を完了し、益〻其の資力を充實したり。然りと雖も財界の發達は刻々進展して止る所を知らず、島内に於ける經濟的發展は頗る顯著なるものあるに至れり。卽ち第一回增資決行の當時に比し、五年後の大正三年に於ては貿易額は三割餘、總督府歳出入は約四割、諸會社資本金は十六割餘の增進を示し、臺灣銀行の對重要物產放資額の如きは十七割を增加するの狀態に在りたるのみならず、理蕃事業の完成に伴ふ開墾・林業・鑛業等の新に興るべき產業益〻多く、資金の需要愈〻加はるべき形勢に向へり。更に對外關係に在りては砂糖・樟腦・製茶の輸出漸く增加の傾向に在り、殊に時局の關係上海外爲替の決濟並に南支・南洋に於ける邦人事業の助長すべきもの多く、從て同行の之に對する施設亦既往を墨守すべからざるに至り、各方面に支店又は出張所を續々新設し、以て營業區域の擴張と任務の遂行とを期せり。內外の狀勢此の如くなりしを以て、同行は更に第二回の增資を斷行するに決し、卽ち大正四年五月二十五日の株主總會に於て之を議決したり。卽ち增資一千萬圓

は之を十萬株に分ち、右株主總會當日現在の株主に對し、其の所有株式一株に付新株一株の割合を以て任意引受けしめ、殘餘は之を一般の公募に附せんとするものなり。而して今其の結果に就て見るに新株十萬株の中九萬株は全部舊株主に割當を了し、殘額一萬株は一株申込最低價格を百二十五圓と定め、之を一般競爭募集に附したるが、申込總株數は三萬三千五百八株に達し、價格百三十四圓以上は全部募入し、百三十三圓は按分募入となり、而して第一回拂込金二百五十萬圓及割增差金三十三萬三千四百四十三圓は、八月十日を以て全く領收を終り、差金は法規に據り全部積立金に繰入れたり。又右新株は其の後大正五年十一月・同六年六月及十月に亙り全部の拂込を了したるものとす。

以上述べし如く、臺灣銀行は漸次其の資本金を增加して二千萬圓と爲すに至りたるが、此の間同行は臺灣に於ける幣制統一を始めとして、各種官業の進行を助け、產業の發達・貿易の助長・下級金融機關の後援等、大に島內の經濟開發に貢獻する所ありしと共に、他方支那公私の借款に應じ、合辨事業を幇助して我對支國策を補翼し、又南洋に於ける本邦人の事業を助成し、貿易の發展を圖り、以て我商權の確立を期し、更に進みては歐米支店と策應して爲替關係を調節する等、能く國家附託の任務を遂行するに努めたり。而して其の營業期限二十箇年は大正八年を以て滿了することとなりしも、同行本來の任務は寧ろ爾後に於て一層重要を加ふべきは必然の勢なるを以て、大正七年四月臺灣銀行法中を改正し保證發行制限額を擴張せらるるに及び、同行は更に滿二十箇年の營業繼續を決すると共に、將來の重要任務を行ふに足るべき資本の充實を圖ることと爲し、同年四月二十日の株主總會に於て從來の資本金額二千萬圓を三千萬圓に增加することを議決せり。而して右增資の方法は增加資本金は之を十萬株に分ち、一株の金額を百圓と爲し、新株式は大正七年四月二十日現在の株主に對し、其の所有株式二株に付新株一株の割合を以て任意引受けしめ、第一回拂込金額は一株に付二十五圓にして、大正七年六月中と爲し、又端數株に對しては頭取に於て引受人を定め、其の引受價格と株金拂込との差額を端數所有の株主に分配する（但し端數株所有の株主は他の端數株所有の株主と共同して新株の引受を爲すことを得）ものとす。而して其の結果は（イ）所有株二株に付新株一株の割合を以て任意引受の確定したるもの九萬四千八百七十八株（ロ）割當端數株の內頭取に於て引受人を定めたるもの五十七株（ハ）割當端數株の內共同引受に依り募入確定したるもの六十五株（ニ）政府所有株に對し割當引受なき爲め四月二十日臨時株主總會決議の趣旨に依り頭取に於て引受人を定めたるもの五千株にして、斯くて這般の新株は一般に公募することなく、全部の引受を了せり。而して其の拂込は六月第一回、十月第二回、翌八年三月第三回、九月第四回の拂込を徵して全額拂込となれり。

既にして世界大戰後財界は益〻好況を來し、企業熱の旺盛となるに伴ひ、臺灣銀行に對する資金の需要は愈〻大を加ふるに至りしかば、同行に於ては一方に於て受信業務の發展を期すると共に、自己資金の充實を圖るの急務なるを痛感し、大正八年九月一日の株主總會に於ては、前年の增資に引續きて再び之を斷行することと爲し、卽ち從來の資本金三千萬圓を一躍六千萬圓に增加することを決議したり。右決議に依れば、增加資本金三千萬圓は之を三十萬株に分ち、內二十九萬株は現在の株主（政府を除く）に對し、其の所有株一株に付新株一株の割合を以て任意引受けしめ、殘り一萬株は額面以上の價格を以て公募せんとするものにして、卽ち次の如し。

一當銀行現在資本金三千萬圓（三十萬株）ニ對シ未拂込二百五十萬圓（拂込期日限九月五日）ノ拂込ヲ了シタル上更ニ三千萬圓ヲ增加シ總資本金ヲ六千萬圓（六十萬株）トナシ增加資本金ニ對スル新株式三十萬株ヲ發行スルコト

二、新株ノ内二十九萬株ハ大正八年九月五日現在ノ株主（政府ヲ除ク）ニ對シ其所有株一株ニ付新株一株ノ割合ヲ以テ任意引受ケシムルコト

三、新株ノ内一萬株ハ額面以上ノ價額ヲ以テ公募シ價格其他公募ニ關スル一切ノ件ハ頭取ニ一任スルコト

四、新株第一回拂込金額ハ一株ニ付金二十五圓トシ其拂込期日ハ大正八年十一月中トスルコト

五、引受ニ至ラサル新株竝ニ第一回拂込又ハ差金拂込ヲナササル新株ノ處分ハ頭取ニ一任スルコト

而して右一萬株の公募に對しては申込總株數九萬三千七百六十四株あり、中二百十九圓以上のもの九千七百十八株を以て全部募入と爲し、更に二百十八圓以上のものの中より二百八十二株を募入とせり（二百十八圓以上にて應募せるもの五百四十九株を按分割當てたるものとす）。右增加株式に對しては其の後逐次に拂込を徵し、大正十二年下半期以降に於ては其の拂込資本金五千二百五十萬圓となり、以て大正十四年に及べり。

然るに他方同行は世界大戰當時及其の後の好況時代に於て積極的に業務の擴張を行ひたる結果大正九年の財界動搖以來相當巨額の缺損或は固定貸を生じ、尋いで大正十二年九月關東大震火災の打擊は、臺灣銀行の資產內容をして益〻不良ならしめ、遂に斷然たる整理を行はざるを得ざるに至れり。茲に於てか同行は大正十四年に至り整理計畫を樹て、而して其の整理の一部として資本金四分の一減、竝に缺損補塡準備金及特別積立金の取崩を行ふこととせり。即ち資本金に就ては大正十四年九月の定期株主總會に於て減資の承認を得、新舊株共四株に付三株の割合に減少し、以て從來の公稱資本金六千萬圓、拂込資本金五千二百五十萬圓（額面百圓全額拂込濟の舊株三十萬株及額面百圓、七十五圓拂込の新株三十萬株）なりしものを、公稱資本金四千五百萬圓、拂込資本金三千九百三十七萬五千圓（舊株新株各二十二萬五千株）に減資したるものとす。

臺灣銀行資本金累年一覽表

期次	公稱資本金	拂込資本金	株主人員（年末現在）	配當歩合（年平均）	摘要
明治三二年下	五、〇〇〇、〇〇〇円	一、二五〇、〇〇〇円	五二〇人	割及厘	第一回四分一拂込濟
同三三上	〃	〃	四五一	〇・七〇	
同三三下	〃	〃			
同三四上	〃	〃	五六六	〇・八五	
同三四下	〃	〃			
同三五上	〃	一、六五七、一二五	五九三	〇・九〇	第二回四分一拂込濟
同三五下	〃	二、五〇〇、〇〇〇			
同三六上	〃	〃	六四四	〇・九〇	
同三六下	〃	〃			
同三七上	〃	〃	七三〇	〇・九〇	
同三七下	〃	〃			
同三八上	〃	〃	七二五	一・〇〇	
同三八下	〃	〃			
同三九上	〃	〃	七二三	一・〇〇	
同三九下	〃	〃			
同四〇上	〃	三、七四九、四〇〇	七三〇	一・〇〇	第三回四分一拂込濟
同四〇下	〃	三、七五〇、〇〇〇			
同四一上	〃	四、九〇〇、五五〇	七六五	一・〇〇	第四回四分一拂込濟（全額拂込濟）
同四一下	〃	五、〇〇〇、〇〇〇			
同四二上	〃	〃	七四六	一・〇〇	

明治四三年下	五、〇〇〇、〇〇〇円	五、〇〇〇、〇〇〇円	八九四	一・〇〇	四十三年四月增資、第一回四分一拂込濟
〃 上	一〇、〇〇〇、〇〇〇	六、二二九、三五〇	〃	〃	
同四四下	〃	〃	九五四	一・〇〇	
〃 上	〃	〃	〃	〃	
大正元下	〃	〃	九八五	一・〇〇	
〃 上	〃	〃	〃	〃	
同二下	〃	七、四九九、二五〇	一、〇〇二	一・〇〇	第二回四分一拂込濟
〃 上	〃	七、五〇〇、〇〇〇	〃	〃	
同三下	〃	八、七五〇、〇〇〇	一、〇〇五	一・〇〇	第三回四分一拂込濟
〃 上	〃	〃	〃	〃	
同四下	二〇、〇〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇	一、七〇五	一・〇〇	第四回四分一拂込濟（全額拂込濟）
〃 上	〃	一二、五〇〇、〇〇〇	〃	〃	四年五月增資、第一回四分一拂込濟
同五下	〃	一四、九九二、四七五	一、七八二	一・〇〇	第二回四分一拂込濟
〃 上	〃	〃	〃	〃	
同六下	〃	一七、四八〇、四五〇	一、八〇五	一・〇〇	第三回四分一拂込濟
〃 上	〃	二〇、〇〇〇、〇〇〇	〃	〃	第四回四分一拂込濟（全額拂込濟）
同七下	三〇、〇〇〇、〇〇〇	二二、四九八、八七五	二、〇五八	一・〇〇	七年四月增資、第一回四分一拂込濟
〃 上	〃	二五、〇〇〇、〇〇〇	〃	〃	第二回四分一拂込濟
同八下	六〇、〇〇〇、〇〇〇	二七、五〇〇、〇〇〇	二、八〇二	一・〇〇	第三回四分一拂込濟
〃 上	〃	三七、四六四、九五〇	〃	〃	第四回四分一拂込濟（全額拂込濟）
同九下	〃	四四、九五〇、四〇〇	三、四一七	一・〇〇	八年九月增資、第一回四分一拂込濟
〃 上	〃	四五、〇〇〇、〇〇〇	〃	〃	第二回四分一拂込濟

同一〇下	〃	〃	三、七八六	一・〇〇	
同一一下	〃	五二、四三〇、四二五	四、〇一七	〇・八五	
〃 上	〃	五二、四八八、四二五	〃	〃	
同一二下	〃	五二、四九五、五〇〇	四、六二三	〇・七〇	第三回四分一拂込濟
〃 上	〃	五二、五〇〇、〇〇〇	〃	〃	
同一三下	〃	〃	四、八四〇	〇・七〇	
〃 上	〃	〃	〃	〃	
同一四下	四五、〇〇〇、〇〇〇	三九、三七五、〇〇〇	四、六七四	〇・二五	十四年九月減資
〃 上	〃	〃	〃	〃	
昭和元下	〃	〃	四、七三六	〇・五〇	
〃 上	〃	〃	〃	〃	

第二目　積立金

臺灣銀行法第二十條に於ては、毎年準備金として資本の缺損を補ふ爲め利益金の百分の八以上を積立て、且利益配當の平均を得しむる爲め利益金の百分の二以上を積立つべきことを命じ、又同法第二十六條第三號に於て右積立を爲さざる場合の制裁規定を設けて、利益金中の一定割合以上を必ず留保せしめ、以て同行の基礎を安固ならしむると共に、更に同法第二十一條を以て、株主配當金の分配は主務大臣の認可を得るに非ざれば之を爲し能はざることとして、利益金の處分方法を監督することを爲したり。然るに同行設立當時臺灣に於て通用せる銀貨は時價の變動激甚を極めしが、特に明治三十三年下半期に於ては銀價の騰貴甚だしく、政府は從來其の手に在りし臺灣一圓銀貨公定相場

改定の權限を同年九月八日以降臺灣總督に委任し、以て機宜の處置を爲さしむるの已むを得ざるに至れり。而して銀相場の騰落は直に臺灣銀行の營業成績に至大の影響を及ぼし、爲に不測の損害を招く惧なき能はざるを以て、同行に於ても自然豫め自衛策を講ずるの必要ありしを以て、翌三十四年三月三日臨時株主總會に際し、從來の缺損補塡準備金及配當平均準備金の外新に利益金百分の一以上を特別積立金として積立て、以て萬一に備ふることとし、右趣旨を以て定款變更を議決したることは先に述べたる所の如し。

缺損補塡準備金は上述の如く、毎年利益金の百分の八以上を積立つるものなるが、明治三十二年三月臺灣銀行補助法の制定に依り、政府に於て引受けたる同行株式一萬株に對する配當は、創立初期より五箇年間之を免除し、之に相當する金額を缺損補塡準備金に繰入れしむることとせられ、又明治三十七年六月一日大藏大臣は銀行券發行準備借入金の返濟期限延長の代りとして、明治四十年十二月末日迄政府持株に對し配當すべき金額を、毎期本準備金に繰入れしめたるのみならず、其の後明治四十三年、大正四年及同八年の增資に當りては、公募新株の差金を本準備金に繰入れたるを以て、其の高は累年增加し、爲に同行の基礎を鞏固ならしむると共に、大いに信用の增進を期することを得たり。

然るに大正九年の財界恐慌以後、臺灣銀行の營業狀態は前に一言せる所の如く必ずしも良好ならず、殊に大正十四年の減資に際しては缺損補塡準備金を以て一部缺損の補塡に充當したる實狀に在りしかば、各種積立金の累加狀態も亦昔日の觀なきに至れり。今同行創業以來の諸積立金の狀況を表示すれば次の如し。

臺灣銀行積立金累年表

期次	損失補塡準備金		配當平均準備金		特別積立金		合計	
	積立高	累計	積立高	累計	積立高	累計	積立高	累計
	円	円	円	円	円	円	円	円
明治三二年下	三〇〇	三〇〇	一〇〇	一〇〇	—	—	四〇〇	四〇〇
同三三上	一五、五〇〇	一五、八〇〇	二、〇〇〇	二、一〇〇	—	—	一七、五〇〇	一七、九〇〇
同三三下	三七、〇〇〇	三七、八〇〇	三、〇〇〇	五、一〇〇	—	—	二五、〇〇〇	四二、九〇〇
同三四上	二三、〇〇〇	五九、八〇〇	三、〇〇〇	八、一〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	三五、〇〇〇	七七、九〇〇
同三四下	二三、二五〇	八三、〇五〇	三、〇〇〇	一一、一〇〇	五、〇〇〇	一五、〇〇〇	三一、二五〇	一〇九、一五〇
同三五上	二三、二五〇	一〇六、三〇〇	三、〇〇〇	一四、一〇〇	五、〇〇〇	二〇、〇〇〇	三一、二五〇	一四〇、四〇〇
同三五下	四二、五〇〇	一四八、八〇〇	五、〇〇〇	一九、一〇〇	五、〇〇〇	二五、〇〇〇	五二、五〇〇	一九二、九〇〇
同三六上	四三、一〇〇	一九二、〇〇〇	五、九〇〇	二五、〇〇〇	五、〇〇〇	三〇、〇〇〇	五四、一〇〇	二四七、〇〇〇
同三六下	四二、五〇〇	二三四、五〇〇	五、〇〇〇	三〇、〇〇〇	五、〇〇〇	三五、〇〇〇	五二、五〇〇	二九九、五〇〇
同三七上	四二、五〇〇	二七七、〇〇〇	五、〇〇〇	三五、〇〇〇	五、〇〇〇	四〇、〇〇〇	五二、五〇〇	三五二、〇〇〇
同三七下	四二、五〇〇	三一九、五〇〇	五、〇〇〇	四〇、〇〇〇	五、〇〇〇	四五、〇〇〇	五二、五〇〇	四〇四、五〇〇
同三八上	四五、五〇〇	三六五、〇〇〇	一〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇	五、〇〇〇	五〇、〇〇〇	五五、〇〇〇	四六五、〇〇〇
同三八下	五〇、〇〇〇	四一五、〇〇〇	一〇、〇〇〇	六〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	六〇、〇〇〇	七〇、〇〇〇	五三五、〇〇〇
同三九上	五〇、〇〇〇	四六五、〇〇〇	一〇、〇〇〇	七〇、〇〇〇	四〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	六〇、五〇〇	六〇〇、五〇〇
同三九下	五〇、〇〇〇	五一五、〇〇〇	一〇、〇〇〇	八〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇	一三〇、〇〇〇	九〇、〇〇〇	七二五、〇〇〇
同四〇上	七〇、〇〇〇	五八五、〇〇〇	一五、〇〇〇	九五、〇〇〇	二〇、〇〇〇	一五〇、〇〇〇	一〇五、〇〇〇	八三〇、〇〇〇
同四〇下	八五、〇〇〇	六七〇、〇〇〇	二五、〇〇〇	一二〇、〇〇〇	四〇、〇〇〇	一九〇、〇〇〇	一五〇、〇〇〇	九八〇、〇〇〇
同四一上	一〇〇、〇〇〇	七七〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一四〇、〇〇〇	四〇、〇〇〇	二三〇、〇〇〇	一六〇、〇〇〇	一、一四〇、〇〇〇
同四一下	一一〇、〇〇〇	八九〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇	一六〇、〇〇〇	四〇、〇〇〇	二七〇、〇〇〇	一八〇、〇〇〇	一、三一〇、〇〇〇
同四二上	一一〇、〇〇〇	一、〇一〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇	一八〇、〇〇〇	四〇、〇〇〇	三一〇、〇〇〇	一、五〇〇、〇〇〇	一、八一〇、〇〇〇
同四二下	一一〇、〇〇〇	一、一三〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇	二〇〇、〇〇〇	七〇、〇〇〇	三八〇、〇〇〇	二二〇、〇〇〇	一、七一〇、〇〇〇

明治四三年 上	一二〇,〇〇〇円	一,二五〇,〇〇〇円	三〇,〇〇〇円	二三〇,〇〇〇円	三〇,〇〇〇円	四一〇,〇〇〇円	一七〇,〇〇〇円	一,八八〇,〇〇〇円
下	六九〇,〇〇〇	一,九四〇,〇〇〇	二〇,〇〇〇	二四〇,〇〇〇	三〇,〇〇〇	四四〇,〇〇〇	七四〇,〇〇〇	二,六二〇,〇〇〇
同　四四 上	一二〇,〇〇〇	二,〇六〇,〇〇〇	二〇,〇〇〇	二六〇,〇〇〇	二〇,〇〇〇	四六〇,〇〇〇	一六〇,〇〇〇	二,七八〇,〇〇〇
下	一二〇,〇〇〇	二,一八〇,〇〇〇	二〇,〇〇〇	二八〇,〇〇〇	二〇,〇〇〇	四八〇,〇〇〇	一六〇,〇〇〇	二,九四〇,〇〇〇
大正　元 上	一二〇,〇〇〇	二,三〇〇,〇〇〇	二〇,〇〇〇	三〇〇,〇〇〇	二〇,〇〇〇	五〇〇,〇〇〇	一六〇,〇〇〇	三,一〇〇,〇〇〇
下	一二〇,〇〇〇	二,四二〇,〇〇〇	二〇,〇〇〇	三二〇,〇〇〇	二〇,〇〇〇	五二〇,〇〇〇	一六〇,〇〇〇	三,二六〇,〇〇〇
同　二 上	一三〇,〇〇〇	二,五五〇,〇〇〇	二〇,〇〇〇	三四〇,〇〇〇	二〇,〇〇〇	五四〇,〇〇〇	一七〇,〇〇〇	三,四三〇,〇〇〇
下	一三〇,〇〇〇	二,六八〇,〇〇〇	三〇,〇〇〇	三七〇,〇〇〇	二〇,〇〇〇	五六〇,〇〇〇	一八〇,〇〇〇	三,六一〇,〇〇〇
同　三 上	一三〇,〇〇〇	二,八一〇,〇〇〇	三〇,〇〇〇	四〇〇,〇〇〇	二〇,〇〇〇	五八〇,〇〇〇	一八〇,〇〇〇	三,七九〇,〇〇〇
下	一三〇,〇〇〇	二,九四〇,〇〇〇	三〇,〇〇〇	四三〇,〇〇〇	二〇,〇〇〇	六〇〇,〇〇〇	一八〇,〇〇〇	三,九七〇,〇〇〇
同　四 上	一三〇,〇〇〇	三,〇七〇,〇〇〇	三〇,〇〇〇	四六〇,〇〇〇	二〇,〇〇〇	六二〇,〇〇〇	一八〇,〇〇〇	四,一五〇,〇〇〇
下	四八〇,〇〇〇	三,五五〇,〇〇〇	三〇,〇〇〇	四九〇,〇〇〇	二〇,〇〇〇	六四〇,〇〇〇	五三〇,〇〇〇	四,六八〇,〇〇〇
同　五 上	一五〇,〇〇〇	三,七〇〇,〇〇〇	三〇,〇〇〇	五二〇,〇〇〇	二〇,〇〇〇	六六〇,〇〇〇	二〇〇,〇〇〇	四,八八〇,〇〇〇
下	一五〇,〇〇〇	三,八五〇,〇〇〇	三〇,〇〇〇	五五〇,〇〇〇	二〇,〇〇〇	六八〇,〇〇〇	二〇〇,〇〇〇	五,〇八〇,〇〇〇
同　六 上	二〇〇,〇〇〇	四,〇五〇,〇〇〇	五〇,〇〇〇	六〇〇,〇〇〇	五〇,〇〇〇	七三〇,〇〇〇	三〇〇,〇〇〇	五,三八〇,〇〇〇
下	二〇〇,〇〇〇	四,二五〇,〇〇〇	五〇,〇〇〇	六五〇,〇〇〇	五〇,〇〇〇	七八〇,〇〇〇	三〇〇,〇〇〇	五,六八〇,〇〇〇
同　七 上	二五〇,〇〇〇	四,五〇〇,〇〇〇	五〇,〇〇〇	七〇〇,〇〇〇	五〇,〇〇〇	八三〇,〇〇〇	三五〇,〇〇〇	六,〇三〇,〇〇〇
下	三五〇,〇〇〇	四,八五〇,〇〇〇	八〇,〇〇〇	七八〇,〇〇〇	七〇,〇〇〇	九〇〇,〇〇〇	五〇〇,〇〇〇	六,五三〇,〇〇〇
同　八 上	三五〇,〇〇〇	五,二〇〇,〇〇〇	八〇,〇〇〇	八六〇,〇〇〇	七〇,〇〇〇	九七〇,〇〇〇	五〇〇,〇〇〇	七,〇三〇,〇〇〇
下	五〇〇,〇〇〇	五,七〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	九六〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一,〇七〇,〇〇〇	七〇〇,〇〇〇	七,七三〇,〇〇〇
同　九 上	一,七五〇,〇〇〇	七,四五〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一,〇六〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一,一七〇,〇〇〇	一,九五〇,〇〇〇	九,六八〇,〇〇〇
下	五〇〇,〇〇〇	七,九五〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一,一六〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一,二七〇,〇〇〇	七〇〇,〇〇〇	一〇,三八〇,〇〇〇
同　一〇 上	五〇〇,〇〇〇	八,四五〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一,二六〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一,三七〇,〇〇〇	七〇〇,〇〇〇	一一,〇八〇,〇〇〇
下	五〇〇,〇〇〇	八,九五〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一,三六〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一,四七〇,〇〇〇	七〇〇,〇〇〇	一一,七八〇,〇〇〇
同　一一 上	二七〇,〇〇〇	九,二二〇,〇〇〇	八〇,〇〇〇	一,四四〇,〇〇〇	五〇,〇〇〇	一,五二〇,〇〇〇	四〇〇,〇〇〇	一二,一八〇,〇〇〇
下	二七〇,〇〇〇	九,四九〇,〇〇〇	八〇,〇〇〇	一,五二〇,〇〇〇	五〇,〇〇〇	一,五七〇,〇〇〇	四〇〇,〇〇〇	一二,五八〇,〇〇〇
同　一二 上	二七〇,〇〇〇	九,七六〇,〇〇〇	八〇,〇〇〇	一,六〇〇,〇〇〇	五〇,〇〇〇	一,六二〇,〇〇〇	四〇〇,〇〇〇	一二,九八〇,〇〇〇
下	二七〇,〇〇〇	一〇,〇三〇,〇〇〇	八〇,〇〇〇	一,六八〇,〇〇〇	五〇,〇〇〇	一,六七〇,〇〇〇	四〇〇,〇〇〇	一三,三八〇,〇〇〇
同　一三 上	二七〇,〇〇〇	一〇,三〇〇,〇〇〇	八〇,〇〇〇	一,七六〇,〇〇〇	五〇,〇〇〇	一,七二〇,〇〇〇	四〇〇,〇〇〇	一三,七八〇,〇〇〇
下	二七〇,〇〇〇	一〇,五七〇,〇〇〇	八〇,〇〇〇	一,八四〇,〇〇〇	五〇,〇〇〇	一,七七〇,〇〇〇	四〇〇,〇〇〇	一四,一八〇,〇〇〇
同　一四 上	—	一〇,五七〇,〇〇〇	—	一,八四〇,〇〇〇	—	一,七七〇,〇〇〇	—	一四,一八〇,〇〇〇
下	七〇,〇〇〇	一〇,六四〇,〇〇〇	二〇,〇〇〇	一,八六〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一,七八〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一四,二八〇,〇〇〇
昭和　元 上	一〇〇,〇〇〇	一〇,七四〇,〇〇〇	二五,〇〇〇	一,八八五,〇〇〇	一五,〇〇〇	一,七九五,〇〇〇	一四〇,〇〇〇	一四,四二〇,〇〇〇
下	一〇〇,〇〇〇	一〇,八四〇,〇〇〇	二五,〇〇〇	一,九一〇,〇〇〇	一五,〇〇〇	一,八一〇,〇〇〇	一四〇,〇〇〇	一四,五六〇,〇〇〇

第四項　保護及監督

臺灣銀行は主として臺灣經營の必要上設立せられたるものにして、政府は特に同行に對し産業資本の供給、貨幣の整理、國庫金の取扱、金融の調理、貿易資金の供給等至要の任務を課せり。從て同行に於ては此等の任務を遂行せんが爲め、往々にして銀行自體の立場を犧牲に供せざるを得ざるべきを以て、政府は同行に對し銀行券發行の特典を與へ、又其の發行準備金を貸與し、更に他の方法を以て直接の保護を加ふることと爲したるが、又一面に於ては此等の保護を與へ、或は課するに至大の任務を以てせるに鑑み臺灣銀行法中特に規定を設けて之に嚴重なる監督を加ふることとしたり。以下之に就き概説すべし。

第一目　保　護

曩に臺灣銀行創立委員の任命あるや、該委員會は同行の創立に就きては特に政府の直接保護を仰ぎ、信用の增進を期するの要ありと爲し、左の如く政府に上申したり。

臺灣銀行ハ特ニ無記名式一覽拂手形發行ノ特權ヲ附與セラレタリト雖モ、臺灣ハ諸事創設ニ係リ保安ノ道未ダ鞏固ナラズ、信用ノ效用未ダ普及セザル所アルヲ以テ、銀行營業ノ困難ヲ免カレズ。殊ニ當初若干年間ハ相當ノ利益ヲ收ムルコトスラモ殆ンド望ミ難ク、本邦人ノ臺灣事業ニ投資スル頗ル危險ノ觀念ヲ懷クノ事情アリ。依テ銀行成立ヲシテ容易ナラシメ、且ツ利益ニ乏シキ創業當初ノ困難ヲ輕減センガ爲メ、政府ノ保護ヲ仰グヲ要ス云々。

仍て政府は委員會決議の趣旨を容れて之に保護を與ふるに決し、臺灣銀行の株式百萬圓を限度として之を引受け、該引受株式に對する配當は五箇年間免除し、配當金に相當する金額を積立金に繰入れしめ、以て其の設立を容易ならしむると共に、其の基礎の鞏固、信用の向上を期することと爲し、明治三十二年三月法律第三十五號を以て左の如く臺灣銀行補助法の公布を見るに至れり。

臺灣銀行補助法（明治三十二年三月二日法律第三十五號）

第一條　政府ハ百萬圓ヲ限度トシ臺灣銀行ノ株式ヲ引受クヘシ

第二條　臺灣銀行ハ其ノ創立初期ヨリ五箇年間ハ前條ノ株式ニ對シ配當スヘキ利益金ヲ缺損補塡準備金ニ組入ルヘシ

第三條　前條ノ期限內政府ハ其ノ引受ケタル株式ヲ賣却セス

右法律の規定に依る政府の同行株式引受及其の拂込等に就きては既に述べたり。而して同法に依る政府の保護期限は明治三十七年上半期末を以て終了する筈なりしが、營業の實績未だ當初豫定の狀態に達せず、從て法律所定の期限を以て直に保護を撤するときは、營業上諸種の困難を招來するの事情ありしを以て、後述の如く同行は政府に對し保護期間を更に五箇年延長せられ度き旨請願したるも、遂に政府の容るる所とならざりき。尙右補助法に基き、政府の保護期間內に同行の積立てたる金額は總計十四萬圓にして、同期間に於ける積立金總額三十五萬二千圓に對し約四割に當れり。

之より曩き同銀行設立委員は、同行開業の當初に在りては銀行券の發行に要する支拂準備金の調達困難なるものあるを認めしかば、特に政府の貸下を仰ぐこととし、明治三十二年七月二十四日次の如く出願せり。

當銀行開業ノ期モ相近キ候。然ルニ創業ノ際業務ノ困難少ナカラズ、殊ニ當初ハ當行銀行券ノ準備ニ缺乏ヲ感ジ候ニ付テハ、特別ノ御詮議ヲ以テ準備用トシテ圓銀御貸付被下度、此ノ段奉願候也。

依て政府は右出願を容れ五箇年間無利子を以て銀二百萬圓を貸下ぐることとし、同年七月二十七日臺灣銀行に對して左の命令書を通達せり。

其行明治三十二年七月二十四日付ノ出願ニヨリ金貳百萬圓ヲ貸付スルニ付左ノ通リ心得ヘシ

第一　本文金貳百萬圓ハ壹圓銀貨貳百拾貳萬七千六百五拾九枚及補助貨五拾四錢ヲ以テ交付ス

第二　元金ヲ返濟スルトキハ右交付セシ壹圓銀貨ト同數ノ壹圓銀貨及補助貨五拾四錢ヲ以テスルモ又ハ右壹圓銀貨ニツキテハ壹圓銀貨一枚ノ量目卽九百位銀四百十六「グレイン」ヲ倫敦定位銀九二五ノ品位ニ引直シ之ヲ倫敦ニ於ケル銀塊ノ前月中ノ平均相場ヲ以テ換算シ金貨ヲ以テスルモ何レニテモ妨ケナシ

第三　貸付期間ハ貸付ノ日ヨリ滿五箇年トス

第四　利子ハ免除ス

第五　貸付金ハ其ノ行ニ於テ發行スル銀行券ノ準備トシ其引換ニ充ツル外他ニ運用スルヲ得ス

第六　其ノ行ハ法律ニ依リ厚キ保護ヲ受クルノ外今又政府ヨリ金貳百萬圓ヲ無利子ニテ貸付スルハ畢竟政府ニ於テ臺灣金融機關ノ整理ヲ急務トシ大イニ其行ヲ國家的ニ利用シテ臺灣ノ利源ヲ開發シ經濟上竝財

政上ノ利便ヲ圖ラントスルニ外ナラス就テハ其行ニ於テモ篤ト此ノ趣旨ヲ服膺シ其ノ行業務ノ隆盛基礎ノ鞏固ナラムコトヲ誠意ニ力メ臺灣事業公債ノ募集其ノ他政府ヨリスル處ノ國家的用務ニハ奮テ之ニ當リ敢テ怠ルコトアルヘカラス

命令ノ趣旨承諾ノ上ハ請書差出スヘシ

斯くて臺灣銀行は同月三十一日之が請書を提出し、同年九月十三日に至り、壹圓銀貨（一枚に付金九十四錢の割）及補助貨を以て金二百萬圓の領收を終へたり。

右政府借入金の貸付期間は貸付の日より滿五箇年にして、卽ち其の返濟期限は明治三十七年九月十二日なりとす。然るに其の後同行の營業景況は政府當初の豫期に反し、返濟期限に至るも銀行券發行高の如きは未だ僅少にして、直ちに右借入金を返濟するときは、資金運行上幾多の支障を見る虞ありしを以て、同行は明治三十六年八月十七日及同三十七年四月九日の兩度に及び、之が返濟期限の延長及前述補助法に依る保護年限の延長に就きて政府に請願する所ありたり。今三十七年四月の請願大要を揭ぐれば左の如し。

弊行ニ對スル政府ノ特別保護タル無利息貸下金貳百萬圓ハ三十七年九月返濟期限ニ對シ、又臺灣銀行補助法ニ依ル政府所有株ノ特典ハ同年六月ヲ以テ滿期ト相成候。（中略）政府特別保護ノ期限ヲ五箇年ト爲シタルハ、主トシテ臺灣銀行ハ開業後數年間ニハ銀行券發行高千萬圓ノ程度ニ達シ、保證發行高凡ソ五百萬圓ニ上リ、從テ資力豐富ニシテ、之ヨリ生ズル利益モ頗ル多額ナルベキ豫想ナリシモ、事實ハ之ニ反シ、銀券ノ如キ本島人間ニ益信用ヲ博シ流通圓滑ナリト言フモ、尙保證發行高僅ニ百四五拾萬圓ヲ往來シ、法律規定ノ五百萬圓ト相距ルコト遠ク利益計算ハ約貳拾萬圓ノ差違有之候。又政府所有株ノ如キ三十五年六月漸ク半額ヲ拂込ミタルニ過ギズ。從テ之ヨリ生ズル積立金亦少額ナリ。今若シ政府ノ保護ヲ期限ノ如ク停止セバ、積立金ヲ增加シ基礎ヲ鞏固ニスルガ如キハ固ヨリ望ナク、利益ノ缺乏ハ殆ド經濟ヲ維持スルコト能ハズ。況ヤ國家的機關トシテ諸般ノ任務ヲ盡シ、臺灣銀行設立ノ目的ヲ達スルガ如キハ到底望ミ難キコトト存候。殊ニ刻下臺灣幣制ノ改正ハ其ノ急務タルヲ認メラレ、又時局ノ發展ハ弊行對岸支店ノ增設ヲ促スモノアルニ際シ、弊行ハ其ノ任務ヲ完フセムガ爲、益保護繼續ノ已ムベカラザルモノ有之候。就テハ此ノ保護ヲ尙五箇年間延期有之度、然スレバ其時期迄ニハ營業ヲ進捗シ、紙幣ノ流通モ擴張シ、積立金ヲ增加シ、期限ニハ必ズ政府ノ特別保護ヲ返却シ、獨立克ク任務ヲ盡スニ至ル樣相勉申スベク候云々。

政府は右出願の趣旨の一半を認め、卽ち同行に貸付けたる二百萬圓の無利子貸付期限を滿三箇年（明治四十年九月十二日迄）延長し、爾後明治四十五年九月十二日迄に年賦返納せしめ、其の間元金殘高に對し年二分の利子を附せしむることとせしが、臺灣銀行補助法所定の保護年限の延長に就きては之を許容せざることと爲し、貸下金返納延期に伴ひ、同行をして特に明治四十年十二月迄政府持株に對する配當金に相當する金額を毎期積立つることを命ずることとし、明治三十七年六月左の如く令達せり。

其ノ行明治三十七年四月九日付出願ニ基キ其ノ行ヘノ貸付金貳百萬圓ニ對スル明治三十二年七月二十七日命令中左ノ通變更ス

第三　第一項ノ貸付金ハ明治四十年九月十二日マテ無利息ニテ據置キ明治四十年九月十三日ヨリ明治四十五年九月十二日マテ滿五箇年間ニ毎年九月十二日限金四拾萬圓ツツ年賦返納スヘシ但年賦返納期間ハ貸付金返納未濟高ニ對シ年二分ノ割合ヲ以テ毎年元金返納ト同時ニ利息ヲ納付スヘシ

第四　明治四十年十二月末日マテハ政府持株ニ對スル配當金ト同額ノ金額ヲ毎決算期利益金ヨリ積立ツヘシ

第六中「無利子ニテ」ヲ削ル

右命令ノ趣旨承諾ノ上ハ請書差出スヘシ

而して右命令書に對し同行は直に請書を差出し、且命令の趣旨を實行し、大正元年に至りて右借入金の返納を了したり。今其の返納の景況を表示すれば左の如し。

年次	總借入高	返納高	年末現在高
明治四〇年	二、〇〇〇、〇〇〇円	〇〇、〇〇〇円	二、〇〇〇、〇〇〇円
同　四一年	二、〇〇〇、〇〇〇	四〇〇、〇〇〇	一、六〇〇、〇〇〇
同　四二年	一、六〇〇、〇〇〇	四〇〇、〇〇〇	一、二〇〇、〇〇〇
同　四三年	一、二〇〇、〇〇〇	四〇〇、〇〇〇	八〇〇、〇〇〇
同　四四年	八〇〇、〇〇〇	四〇〇、〇〇〇	四〇〇、〇〇〇
大正元年	四〇〇、〇〇〇	四〇〇、〇〇〇	—

（備考）明治三十二年より同四十年迄返納なし。依て明治三十九年以前を本表より除きたり。

更に又明治四十四年に於て臺灣糖業界の活躍著しく同年の輸出額多額に上り、從て同銀行に於て巨額の爲替資金を要するに際し、政府は同年七月其の請願を容れ、砂糖輸出奬勵資金として二百萬圓の低利資金を貸與し、爾後年々之を繼續し、以て同行資金の缺を補ひ輸出貿易の發展を期したり。

第二目　監　督

臺灣銀行の監督に就きては臺灣銀行法中各種の規定を設けたり。卽ち同行は之を大藏大臣直接の監督下に置き、支店・出張所・代理店の設置、定款變更、配當金の分配等に關しては總て主務大臣の認可を受けしめ、營業は同法所定以外のものを嚴禁し、又特に貸付に關しては、主務大臣に於て必要と認むるとき其の金額方法を制限し、銀行券發行に關しては各種準備を置かしむるの外、所定額以上の發行には主務大臣の認可を受けしむると共に、銀行券發行高は主務大臣の意志によりて之を制限し、更に主務大臣は同行に命じて營業に關する諸般の景況及計算書を提出せしむるものとせり。其の他一般に同法及定款に違反し、若くは公益を害することありと認むるときは主務大臣之を制止すべく、法規に反する行爲あるときは、頭取以下役員に對して處罰を加ふることとして之を戒めたり。

更に又臺灣銀行法は、主務大臣は臺灣銀行監理官を置きて、同行の營業一般を監視せしむるものとせり。監理官は何時にても同行に就きて金庫・帳簿及諸般の文書を檢査し、且必要に應じ何時たりとも同行に命じて營業上諸般の計算及景況を報告せしめ得るのみならず、株主總會其の他諸般の會議に出席して意見を開陳するを得るものとす。而して右監理官としては明治三十二年七月三十日臺灣總督府事務官中一名を任命し、同年八月其の處務規定を達して監理の基準を示したり。左に該規定の全文を掲ぐべし。

臺灣銀行監理官處務規程（明治三十二年八月十四日大藏大臣達）

第一條　臺灣銀行監理官ハ毎週一回以上臺灣銀行本店ニ臨監シ同銀行帳簿ニ就キ諸般ノ業務ヲ監査スヘシ
但必要アルトキハ同行重役ヲシテ計算書報告書等ヲ差出サシムルコトヲ得
前項檢査ノ景況ハ毎月一回其要領ヲ大藏大臣ニ報告スヘシ

第二條　臺灣銀行監理官ハ必要ナリト認ムルトキハ大藏大臣ニ上申シ其許可ヲ得テ臺灣銀行ノ各支店又ハ代理店ヲ巡回臨檢スルコトアルヘシ
前項臨檢ヲ了リタルトキハ七日以内ニ其實況ヲ大藏大臣ニ報告スヘシ

第三條　臺灣銀行監理官ハ重役會及株主總會ニ臨席スヘシ此場合ニ於テハ意見ヲ陳述スルコトヲ得但議決

數ニ加ハルヲ得ス

第四條　臺灣銀行監理官ハ臺灣銀行ノ營業上法律命令又ハ定款ニ背戻シ若クハ公益ヲ害スル事件アリト認ムルトキハ速ニ大藏大臣ニ上申シ其指揮ヲ請フヘシ

第五條　臺灣銀行監理官ハ臺灣銀行將來ノ方針又ハ業務ニ改善ヲ要シ又ハ內規其他ノ諸規定ニ改正ヲ要スルモノアリト認ムルトキハ其意見ヲ大藏大臣ニ具申スヘシ

第六條　臺灣銀行監理官ハ其管理上臺灣銀行ヨリ大藏大臣ニ差出ス一切ノ書類ヲ檢印シ意見アルトキハ其旨ヲ副申スヘシ

第七條　臺灣銀行監理官ハ臺灣銀行ヨリ銀行券製造ヲ印刷局ヘ依賴スヘキ旨屆出アリタルトキハ其金額種類枚數需用額見積等ヲ精査シ意見ヲ附シ大藏大臣ニ送付スヘシ

第八條　臺灣銀行監理官ハ臺灣銀行ヨリ銀行券製造整備シ印刷局ヨリ受領濟及臺灣銀行本店ニ到着ノ旨屆出アリタルトキハ臨檢シ其種類枚數記番號金額等ヲ精査スヘシ

第九條　臺灣銀行監理官ハ臺灣銀行ニ於テ未發行ノ銀行券保管出納ハ同行銀行券取扱順序ニ依リ嚴重ニ管理ナシ居ルヤ否ヤハ隨時出張檢査シ其狀況ヲ大藏大臣ヘ報告スヘシ

第十條　臺灣銀行ニ於テ未發行銀行券ヲ發行シタルトキハ隨時其發行額及準備ノ種類及價格等ヲ檢査シ其狀況及價格ニ對スル意見ヲ付シ大藏大臣ヘ報告スヘシ

第十一條　發行銀行券ニ對スル正貨準備保證準備ノ保管及出納ヲ檢査スヘシ

第十一條　發行銀行券ヲ交換引上タルトキモ前項ト同シク其出納方ハ銀行券取扱順序ニ依リ嚴重ニ取扱ナシ居ルヤ否ヤ隨時檢査ヲ爲シ其狀況ヲ大藏大臣ヘ報告スヘシ

第十二條　臺灣銀行ニ於テ金融市場ノ狀況ニ依リ制限外保證準備ノ銀行券發行ヲ必要トシ之カ認可ノ請求書ヲ提出シタルトキハ臺灣全島金融ノ狀況ヲ視察シ之ニ意見ヲ付シ猶ホ臺灣總督ノ意見ヲモ徵シ共ニ大藏大臣ニ送付スヘシ事情急ヲ要スルモノアルトキハ電報ヲ以テ申請スヘシ

第十三條　大藏大臣ニ於テ前條制限外發行ノ認可アリタルトキハ其發行順序ハ總テ保證準備發行券ト同樣ニ取扱ヒ其發行額ハ日日調査シ隨時大藏大臣ヘ報告スヘシ

第十四條　既發行銀行券ニシテ損傷シタルモノヲ引上ケタルトキハ銀行券取扱順序ニ依リ要部ヲ打拔キ廢棄券トシ之ヲ燒棄スヘキ旨申出アリタルトキハ右燒棄ノ場所ニ臨檢シ立會人連署ノ調書ヲ作リ大藏大臣ニ報告スヘシ

第十五條　臺灣銀行監理官ハ隨時銀行券未發行額及正貨準備保證準備在高其他帳簿ヲ檢査シ其狀況ヲ大藏大臣ニ報告スヘシ

第十六條　臺灣銀行監理官ハ處務上ニ必要ナル帳簿ヲ備ヘ諸計算其他必要ノ事項ヲ記載スヘシ

第十七條　臺灣銀行ヨリ大藏大臣ニ提出スヘキ計算表ハ左ノ如シ

一　每日原簿ノ計算表

一　同　未發行銀行券在高表

一　同　銀行券發行表

一　同　正貨準備保證準備出納及現在高表

但制限外發行銀行券アラハ別項ニ揭ケ共ニ報告スルモノトス

一　每月實際報告表

一　銀行券發行額正貨及保證準備高每週平均高表

右各計表ハ臺灣銀行監理官ニ於テ充分檢査ヲ爲シ之ニ意見ヲ附シ大藏大臣ニ送付スヘシ

右の規定は其の後何等の改正なく以て大正十五年に及びしが、同年六月他の特殊銀行監理官處務規定と共に廢止せられ、別に統一的なる特別銀行監理官處務規定設けられ、同年七月一日より之が實施を見たること、既に屢〻述べたる所の如し。

尙ほ監理官は出張又は其の他の事故に依り執務すること能はざる場合あるべきを以て、大藏大臣は明治三十二年九月之が代理の設置及任命方を臺灣總督に委任し、又明治三十四年十月には金融恐慌等の場合に於ける應急檢査に就きても、同樣之を臺灣總督へ委託したり。

第二款　臺灣銀行の營業

第一項　營業の範圍

臺灣銀行は臺灣統治上に於ける國家的重要使命の遂行を目的として設立せられたるものなるを以て、其の業務範圍の如きも頗る廣汎に亙れり。卽ち一面日本銀行に於けるが如く、銀行券發行の特權を附與せられ、又國庫金の取扱に任じて臺灣經濟の中央機關たるの機能を司り、兼ねて爲替・荷爲替の取組を行ひ、或は短期貸付を行ひて商業・貿易の助長を期し、以て商業金融の中樞たると共に、他面不動產及動產を擔保とする融資に當り、廣く產業の開發を助長せんとするものなり。今此等の業務を同行創業當時の法規に就て見るに(一)爲替手形其の他商業手形の割引(二)爲替及荷爲替(三)手形代金の取立(四)不動產又は動產を抵當とする貸付(五)諸預金及當座貸越(六)金銀貨・貴金屬及諸證券の保護預り(七)地金銀の賣買(八)他銀行の業務代理(九)國債證券・地方債證券・勸業債券・農工債券の買入(一〇)國庫金の取扱(一一)銀行券の發行等にして、此等法律に規定以外の營業は之を爲すことを得ざることとせり。然るに其の後一般經濟界の進展と共に、同行營業の範圍も亦次第に擴張せられたり。卽ち臺灣銀行法又は同定款の改正に關する說明中に述べし如く、明治三十九年二月同行の買入れ得る有價證券中興業債券を追加すると共に、新に擔保貸付を認め、降て大正三年三月には更に信託業務を加へしも、該業務は大正十一年四月以降擔保附社債に關する信託事業に變更せられたり。之より嚮き大正七年四月の法律改正に當りては、地金銀の賣買に加ふるに貨幣の交換を以てし、又從來買入を認許せられたる有價證券に就ては、法律に列記せるものの外、特に主務大臣の認可を受けたる有價證券を加へ、次で大正十一年四月以降此等有價證券に就ては、買入の外其の應募又は引受をも行ふこととなり、又新たに國債證券・地方債證券・社債券並に株券の募集、其の拂込金の受入又は其の元利金若は配當金の支拂の取扱業務を加へたり。此の他大正七年四月の法律改正に依り、公共團體・產業組合又は畜牛保健組合に對する無擔保貸付を認められたるのみならず、外國に於ける營業上主務大臣の認可を受けたる業務に就ては、法律に列記せられざる業務と雖も之を行ふことを得るに至りしものとす。

第二項　營業所

臺灣銀行は獨り臺灣島內に限らず、內地貿易並に海外貿易の金融機關として活動し、且つ日本銀行に代りて臺灣の國庫金出納事務を行ふものなるを以て、島內各要地は固より、金融貿易の關係密接なる海外要地にも亦支店・出張所を必要と爲す。

之れ卽ち同銀行法に於て、同行は主務大臣の認可を受けて內外要地に支店・代理店を設置し、又は他の銀行とコルレスポンデンスを締約することを得、且つ主務大臣に於て必要と認むるときは、同行に命じて支店・代理店を設置せしむることを得るものと爲したる所以なり。而して同行定款に於ては支店設置の必要を認むる場合は、豫め株主總會の議決を經て其の設立豫定地を定款に明記すること

即ち定款改正を議決して政府の認可を受くるものとせり。

既にして臺灣銀行は明治三十二年七月本店の開設に續き、同年十月二日に至り、臺灣島内に於ては臺南支店を初め、臺中・嘉義・宜蘭・鳳山・新竹・澎湖島及滬尾の七出張所、内地に神戸支店等合計二支店七出張所を一齊に開業し、爾後業務の狀況に伴ひて新設又は廢止を爲し、大正元年末に於ては七支店、二十二出張所を算するに至れり。而して支店豫定地として定款第四條に明記せるものは、同年末現在に於て臺灣島内五箇所(臺南・基隆・臺中・嘉義・打狗)、内地四箇所(神戸・大阪・横濱・東京)、海外七箇所(福州・汕頭・廈門・香港・上海・新嘉坡・廣東)にして、右の内當時既に支店として開業せるものは、臺南・廈門・基隆・臺中・神戸・大阪・香港の七箇所にして、他は横濱を除き總て出張所を開き、支店開設の準備を爲しつつありたるものとす。

其の後大正時代に入るや、臺灣銀行は世界戰時に於ける營業の發展に伴ひて數次に亙り定款を改正して支店の開設を期し、或は其の名稱を改正したること、既に述べたる所の如し。而して大正九年の財界恐慌以後一部支店の閉鎖せられたるものもありしが、今大正十五年末現行の定款第四條に記載せる支店は臺灣島内十四箇所(基隆・臺中・嘉義・臺南・高雄・宜蘭・淡水・桃園・新竹・南投・屏東・臺東・花蓮港・馬公)、内地四箇所(神戸・大阪・横濱・東京)、海外十四箇所(上海・漢口・福州・廈門・汕頭・香港・廣東・新嘉坡・スラバヤ・スマラン・パタビヤ・孟買・カルカッタ・倫敦)にして、同年末現在の支店又は出張所を表示すれば左表の如し。

地域	店名	開店年月	所在地	備考
本店		明治三十二年六月	臺北州臺北市文武街	
基隆支店		同　年十二月	臺北州基隆市基隆	當初出張所、明治三十七年七月支店と改稱
臺中支店		同　三十三年十月	臺中州臺中市	當初出張所、明治三十九年七月支店と改稱
臺	嘉義支店	同　四十三年一月	臺南州嘉義郡嘉義街	當初出張所、明治三十三年一月之を廢し、同四十三年一月更に設置、大正五年七月支店と改稱
臺	臺南支店	同　三十二年十月	臺南州臺南市大宮町	明治三十三年九月鳳山出張所を移し打狗出張所と稱し、大正五年七月支店と改稱
臺	高雄支店	同　三十三年九月	高雄州高雄市	
臺	宜蘭出張所	同　三十二年十月	臺北州宜蘭郡宜蘭街	
臺	淡水出張所	同　年同月	臺北州淡水郡淡水街	
臺	桃園出張所	大正七年七月	新竹州桃園郡桃園街	元滬尾出張所と稱す
臺	新竹出張所	明治三十二年十月	新竹州新竹郡新竹街	
臺	南投出張所	大正七年十一月	臺中州南投郡南投街	
臺	屏東出張所	明治四十三年一月	高雄州屏東郡屏東街	
臺	臺東出張所	大正三年四月	臺東廳臺東街寶町	
臺	花蓮港出張所	明治四十五年七月	花蓮港廳花蓮港街	
臺	馬公出張所	同　三十二年十月	高雄州澎湖郡馬公街	
内地	神戸支店	明治三十二年十月	神戸市伸通	當初出張所、明治三十九年七月支店と改稱
内地	大阪支店	同　三十九年一月	大阪市東區北濱三丁目	
内地	横濱支店	大正六年四月	横濱市山下町	
内地	東京支店	明治四十三年十月	東京市麹町區永樂町二丁目	當初出張所、大正二年九月支店と改稱
	上海支店	明治四十四年四月	支那上海バンド	當初出張所、大正三年九月支店と改稱
	漢口支店	大正四年五月	支那漢口大平街	當初出張所、大正五年七月支店と改稱
	福州支店	明治三十八年七月	支那福州南臺泛船海關埕	當初出張所、大正三年九月支店と改稱
	廈門支店	同　三十三年一月	支那廈門	
	汕頭支店	同　四十年一月	支那汕頭外馬路第四區	當初出張所、大正元年九月支店と改稱
	廣東支店	同　四十三年一月	支那廣東沙面	當初出張所、大正三年九月支店と改稱
	香港支店	同　三十六年三月	香港デボウ・ロード	

海外	倫敦支店	大正三年十月	英國倫敦オールド・ブロード街	當初出張所、大正五年七月支店と改稱
	新嘉坡支店	同　元年九月	新嘉坡バツタリー街	當初出張所、大正三年九月支店と改稱
	スラバヤ支店	同　四年五月	瓜哇スラバヤ・ケンバン・ヂエブン街	當初出張所、大正五年七月支店と改稱
	孟買出張所	同　六年十二月	印度孟買フォート・ホーシベイ・ロード	
	バタビヤ出張所	同　七年一月	瓜哇バタビヤ市カリブサール	
	スマラン出張所	同　六年四月	瓜哇スマラン・ケルク・ストラート	
（紐育出張所）		同　年七月	米國紐育ブロードウエイ	大正六年七月設置したるも、未だ株主總會の決議を經ず、從て定款に記載なきものとす。

第三項　臺灣銀行の業績

臺灣銀行は臺灣に於ける中央銀行又は外地銀行として、其の開業以來國家に對して負ふ所の特別任務の遂行に努め、卽ち島內に支店出張所竝に支金庫を增設し、事業資金を低利に供給し、或は爲替取引の改善を圖り、總督府に對する貸上金を爲し、且其の利率の低下を期し、又南支南洋に對する海外銀行としては、海外支店の增設、爲替業務擴張及海外事業資金竝經濟借款の供給に任じ、以て國家の負託に背かざらんことを期せり。此等の點に關しては別に記述する所あるべしと雖も、玆には先づ同行の臺灣及支那に於ける業績竝に對外貿易上に於ける業績に就て一言する所あらんと欲す。

第一　臺灣に於ける業績

臺灣銀行の臺灣に於ける業績として第一に擧ぐべきは幣制の整理なりとす。蓋し同島の淸國政府時代に於けるが如き亂雜なる幣制の下に於ては、經濟界の發達は所詮百年河淸を待つに等し。之れ同行の創立趣旨書に於て旣に幣制改革の必要を明記せられたる所以にして、同行亦開業以來一に政府の意を體して之が實行に努め、明治三十七年日露戰役中なるにも拘らず、能く之を斷行して其の目的を達することを得たり。爾來經濟界の秩序を恢復し、資本の流入と事業の勃興とを促し、漸次富源の開發を見るに至りし所以のもの、全く幣制改革の賜なりと謂はざるべからず。第二は國庫事務の取扱にして、卽ち明治三十二年十月以來漸次支金庫を增設し、大正十年末現在に於ては、臺北本金庫の外十四支金庫に於て國庫事務の取扱に任じ、其の事務は比年煩雜に赴きしが、該事務取扱の實費は大部分之を臺灣銀行に於て負擔せり。元來臺灣に於ける國庫金の取扱は、當初日本銀行をして之に當らしめたるものにして、同行は明治二十九年十二月出張所或は派出所を設けて、本金庫支金庫の國庫事務を取扱ひしが、明治三十二年九月臺灣銀行の開業するに及び、同年十月日本銀行は島內の各店舗を閉鎖し、該事務を擧げて臺灣銀行に引繼ぐに至りしものなり。第三は政府貸上金及公債の應募之なり。卽ち臺灣銀行は臺灣事業公債法に據りて政府貸上金を爲し、以て財政の運用に資するものにして、其の最高は一時七百萬圓に達し、大正七年度の如きは同行單獨にて臺灣事業公債四百萬圓に應じ、又日露戰時は第一回乃至第五回國庫債券に應募したるが、官憲の盡力と相俟ちて頗る好成績を擧ぐるを得たり。第四は金融の疏通及金利の低下にして、同行は島內各地に店舗を增設して潤澤なる資金の供給を爲せしかば、開業當時五錢乃至六錢なりし同行の貸出日步は二錢前後に低下したり。第五は重要物產に對する低利融通なり。卽ち同行は砂糖・米・茶・樟腦・金・酒精・石炭等、臺灣の重要物產に對しては特に低利の資金を供給して其の生產及移輸出を奬勵し、孰れも顯著なる發達を招來せり。第六は島內金融機關組合等に對する援助にして、明治三十八年嘉義銀行及彰化銀行、大正四年新高銀行の創立に際し、之を援助して成立せしめたるのみならず、他の島內地方的銀行に對しても努めて之

を後援し、又產業組合・農會・公共埤圳組合等に對しては專ら其の利便を圖り、此等の發達を助成せり。第七は諸事業會社に對する援助にして、同行は島內製糖會社・倉庫會社其の他の事業會社に對し、資金上は勿論其の他凡ゆる方面に於て直接又は間接に之が發達を援助したり。第八は不動產投資にして、同行は日本勸業銀行の代理店として不動產投資を爲し、以て同島の開發を圖れり。第九は島內及內地間爲替の調理にして、島內に於ては銀行券發行權の作用に依りて各地間の爲替を調理し、又對內地關係に於ける季節的片爲替に對しても其の調節を圖り、島內及內地間送金爲替及代金取立に對する手數料は之を全廢するに至れり。第十は臺灣外國貿易に對する爲替改善及輸出奬勵にして、就中重要物產の輸出に對し爲替上竝に資金上の便利を圖り、從來支那を經由したる爲替關係を直接英米又は南洋と取組ましめたる等、取引上の改善發達を期せり。第十一は臺灣仲繼貿易の奬勵にして、同行は同島航路の漸次發達せしに應じ、大正三年以降內地より臺灣を經由して、南支南洋に對する輸出を奬勵し、其の輸出業者に對しては、內地支店に於て爲替取組上の利便其の他の援助を與へ、以て同島を仲繼とする內地品の輸出貿易を增進したり。

第二　支那に於ける業績

臺灣銀行は臺灣の開發を主要任務と爲すと同時に、南支那方面に發展して彼我の經濟的聯絡を密にし、日支親善の國策に對應するの重任を帶ぶるものなるを以て、絕えず這般の用意を怠らず、常に機宜の措置を怠らざらんことを期せり。由來南支那方面と本邦の貿易は久しく沈滯して不振の狀態に在りしと雖も、古來其の關係頗る密接にして、殊に始政以後は臺灣との關係上一層其の度を加へたるを以て、金融上適當の施設を爲し、之に依りて兩者の貿易をして一段の殷賑を加へしめ、進みて本邦の經濟的勢力の下に南支一帶の開發を成就するは、臺灣銀行の重要任務たるものなり。茲に於てか同行は開業後直に厦門に支店を設け、對南支發展の第一步を進めてより著々營業線を延長し、先づ同島對岸地方より始め、漸次長江沿岸一帶に及ぼし、要衝の地に數箇所の店舗を設け、在留邦人は固より支那商工業者の爲に金融の疏通を圖り、支那銀行の累次の政變に依りて起伏盛衰常ならざる間に立ちて何等の影響を蒙らず、終始確實なる營業を爲し、信用次第に加はるに及び、或は支那手形の發行に或は日本圓銀の流通に、多少の犧牲を度外に置きて雜多なる支那通貨の不便を緩和するに力を盡し又大に爲替業務に努めて以て日支貿易の助長を圖れり。就中歐洲戰亂の勃發するや、在支外國銀行は本國財界の影響を受けて活動意の如くなる能はず、支那歐洲間の貿易は著しく減退せるを以て、一面には本邦貿易業者の對支輸出を奬勵し、爲替買付其の他の方法に依りて極力資金運用に援助を與へ、一面には在支各店をして輸入品取引上の便宜を圖らしめ、我が商品の南支各市場に普及せんことを期せり。而してかの汕頭關稅金取扱の如きは、臺灣銀行の南支那に於ける地位又は信用を知るの一例たるを失せざるなり。即ち明治四十四年南支一帶に革命の動亂勃發し、汕頭關稅金の取扱不安に陷るや、各國領事團は其の取扱竝保管に關し協議の結果、同行に託するを以て最も安全なりとし、本邦領事を經て之を委囑し來りたるを以て、同行は革命派及外國銀行の妨害を排して領事團の懇請を容れ、主務省の認可を經て同地出張所をして之が取扱に當らしめたり。爾後同地經濟界の秩序恢復したるを以て、大正五年に至り領事團の同意を經て中國銀行に引繼ぎたる迄、約五箇年間に亙り年々上海に廻送したる金額は百七十萬兩乃至百八十萬兩を算せり。

又臺灣銀行は他の一方に於ては、久しく在留邦人及支那人の事業に資金を供給し、南支各地の產業

開發に資したる所尠しとせず。就中公私借款の應募並に合辦事業の援助の如きは其の主なるものにして、明治三十八年同行が始めて支那借款に應じたる當時に於ては、支那の經濟狀態は公私共に安固ならず、之に對して投資を爲すが如きは、一般に危惧を抱きし所なるが、同行は其の創立の趣旨に鑑みて率先して之に任じ、爾來屢次の公私借款に應じて支那官民の事業振興を助けたること尠からざるなり。殊に世界大戰當時は外國銀行の投資手控と時運に伴ひ事業勃興の趨勢に在りたるとを機とし、同行は或は單獨に或は他銀行と共同して各種の借款に應じ、以て支那財政の窘窮と資金の缺乏とを救濟したり。之より嚮き日露戰役後日支合辦事業漸く起り、其の大なるものは銀行會社より、小なるものは一雜貨商・染種商・貨商の如きに迄及び、其の數尠からざりしが、此等の大小合辦事業に對し適當の援助を與へ、事業の發達を促すは其の利益の多寡に拘らず、彼我兩國の經濟界の聯絡を密にする所以にして、帝國の對支國策を助成する所極めて大なるものありしを以て、同行は適當なる合辦事業あるに際しては努めて其の成立を援助し、資金供給其の他の方法に依りて便宜を圖ることと爲したり。

第一節附表

第一表 臺灣銀行損益勘定累年表

期次	總益金	前期繰越金	合計	總損金	當期純益金	缺損補塡準備金	配當平均準備金	特別積立金	賞與金	配當金	後期繰越金
明治三二年下	二〇七、四七六円	—円	二〇七、四七六円	二〇三、九二六円	三、五五〇円	三〇〇円	一〇〇円	—円	—円	—円	三、一五〇円
同三三上	二九四、八五三	三、一五〇	二九八、〇〇三	二四一、六三九	五六、三六四	一五、五〇〇	二、〇〇〇	—	三、七〇〇	三〇、〇〇〇	五、一六四
同三三下	四七八、八九三	五、一六四	四八四、〇五七	三八九、一〇〇	九四、九五七	二二、〇〇〇	三、〇〇〇	—	六、二〇〇	四〇、〇〇〇	二三、七五七
同三四上	五五七、五四二	二三、七五七	五八一、二九九	四七六、五八九	一〇四、七一〇	二二、〇〇〇	三、〇〇〇	一〇、〇〇〇	五、六〇〇	四〇、〇〇〇	二四、一一〇
同三四下	五五一、〇〇〇	二四、一一〇	五七五、一一〇	四六八、三五五	一〇六、七五五	二三、二五〇	三、〇〇〇	五、〇〇〇	五、七〇〇	四五、〇〇〇	二四、八〇五
同三五上	五六九、八七七	二四、八〇五	五九四、六八二	四八三、六七八	一一一、〇〇四	二三、二五〇	三、〇〇〇	五、〇〇〇	六、〇〇〇	四五、〇〇〇	二八、七五四
同三五下	五八六、二一四	二八、七五四	六一四、九六八	四二三、六二五	一九一、三四三	四二、五〇〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇	一一、三〇〇	九〇、〇〇〇	三七、五四三
同三六上	六七二、三三九	三七、五四三	七〇九、八八二	五一〇、七一三	一九九、一六九	四三、二〇〇	五、九〇〇	五、〇〇〇	一一、三〇〇	九〇、〇〇〇	四三、七六九
同三六下	七八五、一三五	四三、七六九	八二八、九〇四	六三一、四二二	一九七、四八三	四二、五〇〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇	一〇、七〇〇	九〇、〇〇〇	四四、二八三
同三七上	八六五、七六五	四四、二八三	九一〇、〇四八	七一〇、一〇六	一九九、九四二	四二、五〇〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇	一〇、七〇〇	九〇、〇〇〇	四六、七四二
同三七下	八三二、一一〇	四六、七四二	八七八、八五二	六五三、八〇九	二二五、〇四三	四二、五〇〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇	一三、三〇〇	一一二、五〇〇	四七、七四三
同三八上	九一九、〇〇六	四七、七四三	九六六、七四九	七一七、三一八	二四九、四三一	四五、五〇〇	一〇、〇〇〇	五、〇〇〇	一四、〇〇〇	一二五、〇〇〇	四九、九三一
同三八下	一、〇七九、八六三	四九、九三一	一、一二九、七九四	八六四、三一六	二六五、四七八	五〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一五、〇〇〇	一二五、〇〇〇	五五、四七八
同三九上	一、二三〇、一六〇	五五、四七八	一、二八五、六三八	九八六、〇四〇	二九九、五九八	五〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	四〇、〇〇〇	一五、〇〇〇	一二五、〇〇〇	五九、五九八
同三九下	一、三〇六、四四四	五九、五九八	一、三六六、〇四二	一、〇五八、九四一	三〇七、一〇二	五〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇	一五、〇〇〇	一二五、〇〇〇	七七、一〇二
同四〇上	一、六二〇、七三一	七七、一〇二	一、六九七、八三三	一、三二一、二八一	三七六、五五二	七〇、〇〇〇	一五、〇〇〇	二〇、〇〇〇	一七、〇〇〇	一五六、五〇〇	九八、〇五二
同四〇下	一、九〇九、六二七	九八、〇五二	二、〇〇七、六七九	一、五二九、三七二	四七八、三〇七	八五、〇〇〇	二五、〇〇〇	四〇、〇〇〇	二二、〇〇〇	一八七、五〇〇	一一八、八〇七
同四一上	一、九八〇、三五七	一一八、八〇七	二、〇九九、一六四	一、五七三、七七〇	五二五、三九四	一〇〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇	四〇、〇〇〇	二二、〇〇〇	二〇三、五〇〇	一三九、八九四
同四一下	一、九七八、〇五六	一三九、八九四	二、一一七、九五〇	一、四九三、八七九	六二四、〇七一	一二〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇	四〇、〇〇〇	二七、〇〇〇	二五〇、〇〇〇	一六七、〇七一
同四二上	一、九八三、二三五	一六七、〇七一	二、一五〇、三〇六	一、五一三、四〇四	六三六、九〇二	一二〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇	四〇、〇〇〇	二七、〇〇〇	二五〇、〇〇〇	一七九、九〇二
同四二下	二、〇二一、八六二	一七九、九〇二	二、二〇一、七六四	一、五三三、一八五	六七八、五七九	一二〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇	七〇、〇〇〇	二七、〇〇〇	二五〇、〇〇〇	一九一、五七九
同四三上	二、〇六九、五一七	一九一、五七九	二、二六一、〇九六	一、六一八、三一五	六四二、七八一	一二〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇	二七、〇〇〇	二五〇、〇〇〇	一九五、七八一
同四三下	三、一六五、九八二	一九五、七八一	三、三六一、七六三	二、〇七九、一三三	一、二八二、六三〇	六九〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇	三二、〇〇〇	三一二、五〇〇	一九八、一三〇
同四四上	一、九九六、三五〇	一九八、一三〇	二、一九四、四八〇	一、四八八、三七四	七〇六、一〇六	一二〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇	三二、〇〇〇	三一二、五〇〇	二〇一、六〇六
同四四下	二、四九五、九八二	二〇一、六〇六	二、六九七、五八八	一、九八二、六六三	七一四、九二五	一二〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇	三二、〇〇〇	三一二、五〇〇	二一〇、四二五

大正元年上	三、一二三、〇八九円	二一〇、四三五円	三、三三二、五一四円	二、六〇八、六九七円	七二三、八一七円	一二〇、〇〇〇円	二〇、〇〇〇円	二〇、〇〇〇円	三二、〇〇〇円	三一二、五〇〇円	二一九、三一七円
同元下	三、八四三、六三四	二一九、三一七	四、〇六二、九五一	三、三三九、四九四	七三三、四五七	一二〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇	三二、〇〇〇	三一二、五〇〇	二三八、九五七
同二上	四、二五七、七八四	二三八、九五七	四、四八六、七四一	三、七一三、五七二	七七三、一六九	一三〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇	三二、〇〇〇	三三三、五〇〇	二三七、六六九
同二下	四、八〇二、九一〇	二三七、六六九	五、〇四〇、五七九	四、二一三、八三五	八二六、七四四	一三〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇	三二、〇〇〇	三七五、〇〇〇	二三九、七四四
同三上	四、八五九、一八八	二三九、七四四	五、〇九八、九三二	四、二三三、一二七	八六五、八〇五	一三〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇	三二、〇〇〇	四一〇、〇〇〇	二四三、八〇五
同三下	四、七二三、〇四八	二四三、八〇五	四、九六六、八五三	四、〇七〇、八六五	八九五、九八八	一三〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇	三二、〇〇〇	四三七、五〇〇	二四六、四八八
同四上	五、五二一、七三二	二四六、四八七	五、七五八、二一九	四、八二三、二一〇	九三五、〇〇九	一三〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇	三二、〇〇〇	四七二、五〇〇	二五〇、五〇九
同四下	六、一四三、一一七	二五〇、五〇九	六、三九三、六二六	四、九四七、八五四	一、四四五、七七二	四八〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇	四五、〇〇〇	六一五、〇〇〇	二五五、七七二
同五上	七、八〇四、六五九	二五五、七七二	八、〇六〇、四三一	六、九二八、〇九一	一、一三二、三四〇	一五〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇	四五、〇〇〇	六二五、〇〇〇	二六二、三四〇
同五下	一〇、三八五、九九七	二六二、三四〇	一〇、六四八、三三七	九、四七九、七七四	一、一六八、五六三	一五〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇	四五、〇〇〇	六五〇、〇〇〇	二七三、五六三
同六上	一三、三四五、四四五	二七三、五六三	一三、六一九、〇〇八	一三、一六四、七一五	一、四五四、二九三	二〇〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇	六〇、〇〇〇	七六八、〇〇〇	三三六、二九三
同六下	二五、七三二、二六一	三三六、二九三	二六、〇五八、五五四	二四、三八〇、六二四	一、六七七、九三〇	二〇〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇	六〇、〇〇〇	九二五、〇〇〇	三九二、九三〇
同七上	三二、六三六、二二六	三九二、九三〇	三三、〇二九、一五六	三一、一三八、七九〇	一、八九〇、三六六	二五〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇	六〇、〇〇〇	一、〇一八、〇〇〇	四六二、三六六
同七下	三九、五七五、七〇一	四六二、三六六	四〇、〇三八、〇六七	三七、七〇一、七三二	二、三三六、三三五	三五〇、〇〇〇	八〇、〇〇〇	七〇、〇〇〇	七五、〇〇〇	一、一八六、〇〇〇	五七五、三三五
同八上	五一、〇七一、〇三六	五七五、三三五	五一、六四六、三七一	四八、七六五、三〇一	二、八八一、〇七〇	三五〇、〇〇〇	八〇、〇〇〇	七〇、〇〇〇	七五、〇〇〇	一、三三八、〇〇〇	九七八、〇七〇
同八下	六二、九九五、七九〇	九七八、〇七〇	六三、九七三、八六〇	六〇、二七七、五五四	三、六九六、三〇六	五〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一、五七三、〇〇〇	一、三三三、三〇六
同九上	七二、七六三、三六五	一、三三三、三〇六	七四、〇八六、六七一	六八、五四一、五〇八	五、五四五、一六三	一、七五〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一三五、〇〇〇	二、〇五五、〇〇〇	一、四一五、一六三
同九下	七六、三〇九、八五一	一、四一五、一六三	七七、七二五、〇一四	七三、二〇九、五二六	四、五一五、四八八	五〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一三五、〇〇〇	二、二五〇、〇〇〇	一、四四〇、四八八
同一〇上	五四、七一六、四四四	一、四四〇、四八八	五六、一五六、九三二	五一、五八〇、三八四	四、五七六、五四八	五〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一三五、〇〇〇	二、二五〇、〇〇〇	一、五〇一、五四八
同一〇下	五四、〇〇六、八三九	一、五〇一、五四八	五五、五〇八、三八七	五〇、九一四、九六一	四、五九三、四二六	五〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一三五、〇〇〇	二、二五〇、〇〇〇	一、五一八、四二六
同一一上	四七、九三九、七一六	一、五一八、四二六	四九、四五八、一四二	四六、二五一、三七六	三、二〇六、七六六	二七〇、〇〇〇	八〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇	八五、〇〇〇	二、四八四、〇〇〇	二三七、七六六
同一一下	四三、二五一、一一七	二三七、七六六	四三、四八八、八八三	四〇、九一〇、二五八	二、五七八、六二五	二七〇、〇〇〇	八〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇	六五、〇〇〇	一、八三九、〇〇〇	二七四、六二五
同一二上	四三、四五八、一三九	二七四、六二五	四三、七三三、七六四	四一、一〇八、二六六	二、六二四、四九八	二七〇、〇〇〇	八〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇	六五、〇〇〇	一、八三九、〇〇〇	三三〇、四九八
同一二下	四三、一三五、四七九	三三〇、四九八	四三、四五五、九七七	四〇、七八二、七七一	二、六七三、二〇六	二七〇、〇〇〇	八〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇	六五、〇〇〇	一、八三九、〇〇〇	三六九、二〇六
同一三上	四九、七四四、六三三	三六九、二〇六	五〇、一一三、八二九	四七、三八六、八九〇	二、七二六、九三九	二七〇、〇〇〇	八〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇	六五、〇〇〇	一、八三九、〇〇〇	四二三、九三九
同一三下	四九、一二〇、三六五	四二三、九三九	四九、五四三、三〇四	四六、七六〇、六四三	二、七八二、六六一	二七〇、〇〇〇	八〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇	六五、〇〇〇	一、八三九、〇〇〇	四七八、六六一
同一四上	四三、〇二九、五三二	四七八、六六一	六九、五三二、七三一	六九、五三二、七三一	—	—	—	—	—	—	—
同一四下	六七、六〇九、〇三一	—	六七、六〇九、〇三一	四〇、四五八、九九五	一、一三五、五〇〇	七〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇	九八五、五〇〇	—
昭和元上	三九、八三二、九二二	—	三九、八三二、九二二	三八、六二四、〇四四	一、二〇八、八七七	一〇〇、〇〇〇	二五、〇〇〇	一五、〇〇〇	五〇、〇〇〇	九八五、五〇〇	三三、三七七
同元下	三九、九九六、三六五	三三、三七七	三七、〇二九、七四二	三五、八〇四、七八三	一、二二四、九五九	一〇〇、〇〇〇	二五、〇〇〇	一五、〇〇〇	五〇、〇〇〇	九八五、五〇〇	四九、四五九

（備考）大正十四年上半期合計欄中には損金二六、〇一四、五三八圓を同下半期総損金欄中には前期繰越損失金二六、〇一四、五三八圓を含む。

第二表　臺灣銀行資產負債累年表

(イ) 資產之部

期次	貸出金	預ヶ金	有價證券	地金銀	他店貸	各種勘定	株主勘定	所有物	金銀有高	合計
明治三二年下	三、三七四、六三三円	—円	二三五、五四八円	二一円	一三七、二〇一円	四四、一三七円	三、七五〇、〇〇〇円	一七〇、六七九円	二、六四一、〇一〇円	一〇、三五三、三一九円
同三三上	五、九七八、一七三	一一九、二〇四	一、〇六九、五四七	三、〇六五	四七〇、七七四	一七、三三六	三、七五〇、〇〇〇	三〇六、七四八	三、二二一、三一七	一四、九三六、一六四
同三三下	七、六七二、二九〇	一四、五六二	二、二二五、三〇五	六六一、一六一	一三八、五九一	三三、三七二	三、七五〇、〇〇〇	三六九、一五五	二、〇〇一、四四〇	一六、八六五、八七六
同三四上	七、〇二五、九七一	一三七、九六三	二、一七七、四五四	六六八、八九九	二六二、八八二	二六、五五七	三、七五〇、〇〇〇	三五八、六四三	一、八五三、三三五	一六、二八三、七〇四
同三四下	六、九八八、四三九	一一四、八六四	二、一三七、六三三	六六一、二〇一	一八八、九六三	五、〇一三	三、七五〇、〇〇〇	三四三、〇四七	一、五二八、四八六	一五、七三七、六四五
同三五上	八、〇九四、八二〇	一一〇、八九六	二、〇九九、四一〇	四一五、四六〇	八六、八七四	三二、三九一	三、三四二、八七五	三五五、七六五	二、九六八、一七二	一七、五〇六、六六三
同三五下	九、九八七、九一〇	二三七、二八三	二、〇八六、四五三	七二四、七五五	三八、八五七	一四、七三〇	二、五〇〇、〇〇〇	四一六、〇三九	二、八一九、一三六	一八、八二五、一六三
同三六上	九、八四一、八四三	三一四、〇七六	二、〇八四、三二七	四〇八、一七九	六三、九一六	一五、九四七	二、五〇〇、〇〇〇	四四二、〇三八	二、四三三、四四八	一八、〇九二、七七四
同三六下	九、三九二、六三三	一六七、八〇四	二、〇八四、三二七	一三三、六八八	一九八、〇一四	一三、〇七六	二、五〇〇、〇〇〇	四九〇、八四五	三、一〇四、九八四	一八、〇七三、三六〇
同三七上	一〇、〇二五、三四八	六七八、一〇九	二、一五九、七一三	四九三、一九四	三四八、九五六	六一、二二一	二、五〇〇、〇〇〇	四九七、七五八	二、五二三、〇三六	一九、二八六、三三五
同三七下	一〇、二七四、六二八	四四三、〇五九	二、六九八、二〇九	四六二、九四二	二九八、一五七	一九、三二〇	二、五〇〇、〇〇〇	四八三、九二九	三、〇〇五、二二五	二〇、一八五、四六九

明治三八年 上	一〇、六三一、七六三円	四五九、〇七四円	三、九五七、七八九円	四二六、〇三二円	一九五、八二五円	二四、六五七円	二、五〇〇、〇〇〇円	四七四、八五三円	三、七九一、三三五円	三二、四六一、二一七円
同 下	一〇、六五五、五五九	六八二、二八二	三、八六四、八〇七	五四六、四九六	一八八、四一六	一九、五〇八	二、五〇〇、〇〇〇	四九〇、三七四	三、九七九、〇〇四	三三、九二六、四四六
同 三九 上	一四、一五〇、三三〇	五二〇、六三二	三、九六七、六二三	二四二、一一五	一九四、九二三	二〇、九四八	二、五〇〇、〇〇〇	六三四、九二八	五、〇六七、六五九	二七、二九九、一五八
下	一四、四六四、三九〇	四一七、八六一	四、八〇二、〇七五	三一四、七七八	三二〇、一三八	一一、五五五	二、五〇〇、〇〇〇	六六七、七六三	五、二九七、二〇四	二八、七九五、七六四
同 四〇 上	一八、九九九、八一九	一、五七九、四五九	四、八三八、五九三	五五八、六〇八	一九九、五五三	二二、二五二	一、二五〇、六〇〇	六七六、七六一	五、〇一九、四六九	三三、一四四、一一四
下	一八、二六六、一〇七	九五八、三一六	四、八四二、四九三	五六一、九五三	四二九、〇七八	一三、六五八	一、二五〇、〇〇〇	七〇七、五一七	五、一三五、一三八	三三、一六三、二五九
同 四一 上	一八、〇〇四、六九六	一、二九七、二六七	四、〇一一、六三六	六七三、二三五	二六三、二三九	一三、九四七	九九、四五〇	六七八、〇〇九	四、二三九、五二一	二九、二七〇、九八〇
下	一九、五六三、八二八	三七〇、〇一八	四、〇二一、一三三	四四五、六六二	二三四、八七〇	一四、〇八三	―	六五二、七二〇	五、〇六四、〇四三	三〇、三六六、三五五
同 四二 上	二六、八六七、一三六	一、一三二、五二七	五、〇四八、二六三	一、〇八〇、二七八	五八二、七三四	七、六〇二	―	七五八、九四二	五、六七一、一六九	四一、一三八、六五一
下	二六、二〇四、一七四	六八四、〇二七	五、七三三、三一三	八七一、七六三	三四三、三九〇	二四、四五四	―	七六五、三七九	五、三三六、四六一	三九、九五三、九六〇
同 四三 上	三三、七六七、五四八	八五五、三六八	八、八二八、一九六	三七五、〇三三	六六七、二一三	八、七二七	三、七七〇、六五〇	九二七、七四五	八、一三〇、五〇三	五七、三三〇、九八一
下	二七、九六五、八三一	二、三三三、〇六〇	七、〇七七、八九一	五一三、九八四	一〇九、一九七	一一、一三五	三、七五〇、〇〇〇	一、〇〇八、九八五	七、三三〇、一三七	五〇、〇八〇、二二〇
同 四四 上	三九、五九四、一五〇	二、〇〇〇、四一六	七、〇七五、二八五	二、四三一、一三七	二三〇、七〇一	三、〇〇七	三、七五〇、〇〇〇	一、〇四五、二二六	六、六一五、〇二九	六三、七四四、九四一
下	三五、五八六、六一七	二、二五三、九六一	六、八四四、八〇三	四、〇三一、八二九	二五九、八四〇	三、八五六	三、七五〇、〇〇〇	一、一〇五、二九九	六、一六八、一六四	六〇、〇〇五、三六八
大正元 上	四九、七七五、九二九	一、六六三、四六三	六、七三九、二四二	四、三〇五、五八〇	八〇二、六九五	三、四七一	三、七五〇、〇〇〇	一、五九六、五四九	七、五九三、四三六	七六、二三〇、三五五
下	四五、一五七、二四〇	一、八三九、一五四	六、六九二、二四五	四、三二九、一三三	七二六、七四五	二、七四八	三、七五〇、〇〇〇	一、六七五、六〇一	六、八五四、四一七	七一、〇二七、二七三
同 二 上	五五、一二六、六四二	三、二六二、六二〇	七、〇〇八、七八五	二、八五五、一一〇	三九二、七七七	五、〇七三、四五四	二、五〇〇、七五〇	一、六九二、六四七	六、四六二、二九〇	八四、三七五、〇七五
下	五七、〇五四、四一八	一、六四五、八四七	六、〇〇〇、一八九	三、六六八、七八四	四六八、八三三	一〇、九二九、〇〇七	二、五〇〇、〇〇〇	一、七六七、三五八	七、三二一、六五〇	九一、二五六、〇八六
同 三 上	六〇、八五六、七六六	一、三三八、九八九	五、九一七、二一四	二、八八一、一七六	八二二、九〇六	九、八一四、三一三	一、二五〇、〇〇〇	一、八一七、六七三	七、三三八、一八五	九二、〇二七、二二三
下	六二、〇〇二、二九五	三、七九三、八〇三	八、七三七、八九一	四、〇三七、一六〇	五八一、四九四	一四、九三七、八一〇	一、二五〇、〇〇〇	一、九四八、四三三	七、一七三、七四九	一〇四、四五三、六三五
同 四 上	八七、七〇三、三八三	七、二三四、八一五	一〇、〇三三、三三五	二、九五三、〇〇七	五四三、三八〇	一八、四四五、五一五	一〇、〇〇〇、〇〇〇	二、〇八八、一〇三	六、二三八、七二七	一四五、二三〇、二六五
下	一一五、一二九、七六七	三、九一九、二一〇	八、三三二、〇一四	二、四六二、五一九	六五〇、七四六	二五、二九八、三〇二	七、五〇〇、〇〇〇	二、一九三、三三九	八、六四〇、一三四	一七四、一二六、〇二二
同 五 上	一二六、五九三、一一一	五、〇〇七、四二三	一〇、一八三、九九三	四、二四九、九八六	四九二、一四〇	二二、六三七、七六八	七、五〇〇、〇〇〇	二、四一〇、三三三	九、九五五、六五六	一七九、〇三〇、三九九
下	一七二、六〇九、四二八	三、一三五、六〇三	一一、一四五、三五七	四、七四六、二四九	一、一六一、六九四	三三、二二二、九三六	五、〇〇七、五二五	二、四二三、八四九	一〇、三八八、七〇六	二四三、八四一、三四七

同 六 上	二二五、九五一、五一〇	四、二三一、二三一	一六、三二二、四〇四	一三、四二四、七二一	八、九三九、九〇一	三三、七二〇、七九三	二、五一九、五五〇	二、四二四、七六五	八、七七〇、四三三	三〇六、二九五、二八八
下	三五七、九五五、七三六	一三、六四七、一八三	三三、四〇四、九二三	一〇、七二六、三三五	二、六五一、三四五	四三、九七〇、六三七	―	二、六六九、二四三	一五、九七二、四六一	四八〇、九九七、八四三
同 七 上	三九五、四九二、二〇三	一八、四二〇、六二五	四五、三六九、九〇五	一一、四二二、五七二	三、〇三八、三四五	五四、二六五、五六一	七、五〇一、一二五	二、七二三、三三八	一三、三六四、五〇二	五五一、五九七、一七六
下	四五七、二七一、四四九	三六、六五一、三一五	六六、〇四〇、一一一	七、五三七、九九七	四、九九六、五〇六	七〇、八二六、二六二	五、〇〇〇、〇〇〇	三、一三八、七六二	二五、八六六、一三五	六七七、三二八、五三七
同 八 上	四六七、三一一、七八八	二七、一二七、四七〇	八九、二八〇、〇六一	一三、六三〇、一六一	一一、〇八一、四三〇	七九、三九九、四九九	二、五〇〇、〇〇〇	四、七六三、九七七	二三、六五五、一七八	七一七、七四九、五六四
下	五二九、六〇九、四五五	一六、八八九、九六〇	七九、五二九、九三三	一五、五〇八、一二七	一一、一三八、四六六	一四七、二七三、七二三	三、五三五、〇五〇	五、〇二三、九一九	二三、〇八四、二九七	八四九、五八二、九三〇
同 九 上	五〇八、三三〇、二三六	二〇、五四二、九七八	五九、一四八、四〇六	一六、七四三、八四二	一〇、七四九、六二一	二〇六、一三八、一八二	一五、〇四九、六〇〇	五、二八〇、〇三六	一九、四一六、五八二	八六〇、三八九、四七三
下	四五五、九三九、一四八	三三、五一三、三八六	四九、一七一、九九七	一九、四五四、二四九	一五、三九八、三七一	九一、七九三、九〇九	一五、〇〇〇、〇〇〇	七、六二一、九七七	一三、三九六、三五八	六九九、二七九、三九五
同 一〇 上	四六三、三三七、六〇八	二〇、一九八、八七三	六五、〇三一、二三七	一八、六九五、五四〇	八、八四八、六七四	一一三、〇六五、八八七	一五、〇〇〇、〇〇〇	七、八一四、九四三	一〇、〇〇四、五四四	七二〇、九九七、三二六
下	五〇一、二三八、七四七	九、七八一、六九六	七四、四八五、四八九	一三、〇五一、八六〇	五、八八五、〇九七	一四一、二四三、八九七	一五、〇〇〇、〇〇〇	七、八五七、七一〇	一〇、九二四、一六九	七七九、四八八、六六五
同 一一 上	五〇四、〇九九、三四六	一〇、四三九、四七五	七三、八〇二、六一五	一一、一四〇、五九三	三、九五一、七二九	一一〇、五四五、八二六	七、五六九、五七五	六、七五五、〇四七	一三、六五三、〇〇八	七四一、九五七、二一四
下	五五六、三四五、二〇九	八、四七九、七三〇	六三、二三〇、六八六	七、八四七、〇四三	三、七一九、二〇八	一〇二、七一六、二六〇	七、五一二、五七五	六、七三三、〇八三	一五、一三四、七〇九	七七一、七一六、五〇三
同 一二 上	五二一、八七六、〇九七	一三、八六九、九四四	九二、〇八八、五三三	七、七九八、九二五	三、一七八、八四六	一四二、八八一、三九六	七、五〇七、五〇〇	六、七二〇、七六二	一三、二五二、〇八六	八〇八、一七四、〇八九
下	六三二、六〇八、六二七	一三、一八七、二四三	八八、七六二、七二〇	八、〇一四、四四四	四、二五七、四一九	一四四、〇三二、九六三	七、五〇〇、〇〇〇	六、七九五、九五九	一四、六二九、九一五	九一七、八〇九、二八九
同 一三 上	五八七、一五一、九〇八	九、六七〇、七六四	九三、三四一、九〇七	一〇、六三九、四七一	三、七八六、五四九	一四〇、八七八、五二四	七、五〇〇、〇〇〇	六、六六七、八〇〇	一三、四一六、九三七	八七二、〇五三、八六〇
下	七一六、七一三、六八四	一八、四六四、七九二	一〇一、一四六、九七三	一五、三四七、〇八三	四、六四二、二二八	一一三、三三二、一五八	七、五〇〇、〇〇〇	六、四一四、一九〇	一〇、五九六、二三五	九九四、一五七、二八三
同 一四 上	六四四、〇八二、九四九	一〇、四六四、三六一	八〇、九四五、四四六	一四、七三七、五七〇	四、六一五、四七三	一二七、四九三、六九二	七、五〇〇、〇〇〇	一〇、二二六、四三六	九、二八三、五三〇	九〇九、三七九、四五七
下	六七〇、八五八、二六二	一〇、〇〇七、六五〇	八三、一八一、五二〇	一八、九三八、六二八	五、三四六、五一〇	一〇九、九九七、四四五	五、六二五、〇〇〇	一〇、四六三、八〇四	八、九五八、一二九	九二三、三七七、四四八
昭和元 上	五五五、四一四、五八七	八、八九〇、四〇〇	八四、六二三、二六一	一八、七六四、四一〇	二、五六二、二二三	一三四、八五九、六八三	五、六二五、〇〇〇	一〇、四六四、四〇九	九、八九二、九〇八	八二一、〇九六、八七〇
下	六一九、二八五、七四六	一〇、六〇七、六一五	七九、七八八、四八八	一九、〇八三、六六五	三、六六七、九一二	一三二、八〇五、三六四	五、六二五、〇〇〇	一〇、八六二、六四八	八、四一五、六一六	八九〇、一六二、〇五三

（備考）一、貸出金中には政府貸上金・貸付金・當座貸・爲替當座貸・割引手形・荷爲替手形・利付爲替手形・取立爲替手形・買入爲替手形を合算す。

各種勘定には雜勘定代理貸付・取引先支拂承諾未決算勘定・別途貸付金損益勘定を合算す。

株主勘定は未拂込資本金とす。

二、集計と合計と符合せざるは圓位未滿切捨による。

（ロ）負債之部

期次	銀行券	借入金	諸預金	他店借	各種勘定	株主勘定	損益勘定	合計
明治三二年下	一、八三四、九二七円	二、四二三、七〇七円	一、〇一一、八九一円	六二、七七八円	一六、四七七円	五、〇〇〇、〇〇〇円	三、五四九円	一〇、三五三、三一九
同三三上	五、三九八、〇九四	二、四九〇、五〇〇	一、九〇二、四九一	八八、三一六	—	五、〇〇〇、四〇〇	五六、三六三	一四、九三六、一六四
同三三下	三、六九〇、八九二	二、八六九、七四四	五、〇六二、四六六	一三九、七九八	—	五、〇一八、〇一八	九四、九五八	一六、八六五、八七六
同三四上	三、六三七、九二〇	二、八八七、五三五	四、三一五、八四二	一八五、九二五	一〇八、三〇八	五、〇四三、四六四	一〇四、七一〇	一六、二八三、七〇四
同三四下	二、九四三、七五一	二、六八〇、九六一	四、五四一、一八一	二三〇、四一六	一五六、〇八二	五、〇七八、四九九	一〇六、七五五	一五、七三七、六四五
同三五上	四、二五八、七九三	二、八一四、〇〇〇	四、四一九、五一九	五一〇、二八一	二八三、五七六	五、一〇九、四九〇	一一一、〇〇四	一七、五〇六、六六三
同三五下	三、九七七、三四九	二、五九二、八〇一	六、四七〇、八一六	一五九、九三七	二九二、三八五	五、一四〇、五三二	一九一、三四三	一八、八二五、一六三
同三六上	四、六五五、五二一	二、一八三、五四五	五、四一八、一〇〇	一九二、二二六	二五一、〇五三	五、一九三、一七〇	一九九、一六九	一八、〇九二、七七四
同三六下	四、一六一、一六三	二、六〇五、〇二三	五、五六四、二〇五	一八九、二三七	一〇七、四八七	五、二四八、七六三	一九七、四八三	一八、〇七三、三六〇
同三七上	四、九七四、一三四	二、二二〇、七七五	六、一四二、三九〇	三四二、五三〇	一一四、九五六	五、三〇一、六一八	一九九、九四二	一九、二八八、三三五
同三七下	五、九〇一、二四五	二、二六七、七一〇	六、〇一七、七四四	二九〇、〇四七	一三一、三二四	五、三五二、三五五	二三五、〇〇四	二〇、一八五、四六九
同三八上	七、八四七、六一三	二、〇四一、二〇三	六、三八九、二七七	四一四、〇〇三	一一三、〇六二	五、四〇六、六二八	二四九、四三一	二三、四六一、二二七
同三八下	七、八一四、九七四	二、〇五五、五七六	六、八三五、八七七	三七〇、〇八二	一一八、四四二	五、四六六、〇一八	二六五、四七七	二三、九二六、四四六
同三九上	八、九五六、七〇八	二、一〇〇、〇〇〇	一〇、〇四三、二三一	二四五、〇四三	一一八、二一三	五、五三六、三六四	二九九、五九九	二七、二九九、一五八
同三九下	九、八八八、〇二〇	二、一〇〇、〇〇〇	一〇、三九九、三三〇	三四六、一七三	一一八、二二六	五、六三六、九三四	三〇七、一〇一	二八、七九五、七六四
同四〇上	九、九八九、三九〇	二、三六七、八一三	一四、〇一三、一六二	三八一、二〇七	二九一、七〇三	五、七二五、二八七	三七六、五五二	三三、一四四、一一四
同四〇下	一〇、六三八、五〇三	二、四七八、九四四	一三、〇四九、七九九	三三五、八四一	三五一、一三〇	五、八三〇、七三五	四七八、三〇八	三二、一六三、二五九
同四一上	八、四〇五、八九一	二、一五四、七四八	一一、五八二、九一三	三二四、三三七	二九六、二九六	五、九八一、四〇一	五二五、三九四	二九、二七〇、九八〇
同四一下	九、七〇四、二二三	一、七一〇、二三八	一一、三四八、一五八	五一九、一三七	三一九、七二八	六、一四〇、八一〇	六二四、〇七二	三〇、三六六、三五五

期次	銀行券	借入金	諸預金	他店借	各種勘定	株主勘定	損益勘定	合計
同四二上	一三、八五二、八四六	一、七〇〇、〇〇〇	一八、八一三、八九二	四三二、五〇七	三八二、六三〇	六、三三〇、八七四	六三六、九〇二	四一、一三八、六五一
同四二下	一三、〇〇七、二三四	一、三〇〇、〇〇〇	一七、五八六、五八一	五八三、六〇〇	二九六、三〇三	六、五〇〇、六六三	六七八、五七九	三九、九五二、九六〇
同四三上	一五、九三四、〇一三	一、三〇〇、〇〇〇	二六、四六八、一六一	三二八、八五九	三八二、六五五	一二、七一二、三〇三	六四二、七八一 新 五六三、二〇九	五七、三三〇、九八一
同四三下	一六、〇四九、四一一	九〇〇、〇〇〇	一九、三八九、〇六二	三三三、六一六	二四四、六五三	一二、八八〇、八四八	七二一、九三一 新 五七〇、六九九	五〇、〇八〇、二三〇
同四四上	一七、二七九、九八六	九〇〇、〇〇〇	三〇、五九九、八三〇	二九三、一七一	三四四、八三九	一三、六二二、〇〇九	七〇六、一〇六	六二、七四四、九四一
同四四下	一九、三八一、九八九	八〇〇、〇〇〇	二四、二六九、九一二	一、七六二、六四八	二九四、七三五	一三、七八一、一六〇	七一四、九二三	六〇、〇〇五、三六八
大正元上	二〇、〇四七、三七六	八〇〇、〇〇〇	三八、八〇一、三五一	二、三八四、四七九	五三二、二二六	一三、九四一、一一六	七二三、八一七	七六、二三〇、三五五
大正元下	二〇、四一四、八五〇	一〇〇、〇〇〇	三四、二七〇、八五四	二、四〇六、〇三一	—	一三、一〇二、〇八九	七三三、四五八	七一、〇二七、二七二
同二上	一四、四七一、四七〇	一〇〇、〇〇〇	四七、七一三、八六三	二、四七〇、四六七	五、五八四、九三八	一三、二六一、一六八	七七三、一六九	八四、三七五、〇七五
同二下	一八、七八五、六〇八	一〇〇、〇〇〇	四三、七五四、七三三	二、九六〇、一六六	一一、三九七、七九〇	一三、四三一、〇四七	八二六、七四三	九一、二五六、〇八六
同三上	一四、〇三三、二五〇	—	五〇、六七三、一六五	二、三六八、四六八	一〇、四八五、七四九	一三、六一〇、七八五	八六五、八〇五	九二、〇二七、二三三
同三下	一四、二四七、八七六	—	五四、五七八、三七三	二、四九一、〇七五	一八、四四八、四三一	一三、七九〇、八九二	八九五、九八八	一〇四、四五二、六三五
同四上	一四、三七八、一七七	—	七九、二三六、〇五六	三、五二三、九三八	二三、二〇七、二九〇	二三、九七〇、七九五	九三五、〇〇九	一四五、二三〇、二六五
同四下	一七、六二一、三一五	七一八、六二五	七四、七〇九、八四七	一、五二九、六九一	五三、九五九、七二三	二四、一五一、〇四九	一、四四五、七七二	一七四、一二六、〇二二
同五上	一七、九六九、三〇五	—	八四、七九二、一三三	五、八九六、六〇〇	四四、五五六、九九六	二四、六八三、〇二六	一、一三二、三四〇	一七九、〇三〇、三九九
同五下	二五、四五一、六八八	一、五〇〇、〇〇〇	一一七、〇八八、九〇七	一〇、一六二、九一三	六三、五八五、二六〇	二四、八八四、〇一七	一、一六八、五六三	二四三、八四一、三四七
同六上	二六、八四一、一三〇	一六、三九〇、〇〇〇	一四六、二八七、九三〇	二〇、四一八、一九八	六九、八一九、二六六	二五、〇八四、四九一	一、四五四、二九三	三〇六、二九五、二八八
同六下	三三、五一二、六六四	—	二七二、八〇三、〇三五	一九、三五五、八四八	一二八、二六二、二一四	二五、三八六、一六一	一、六七七、九三〇	四八〇、九九七、八四二
同七上	三〇、二八三、〇三五	—	三三六、九二六、九三三	一三、四五八、八〇八	一三四、三五二、九一三	三五、六八五、一三二	一、八九〇、三六六	五五一、五九七、一七六
同七下	四二、一〇八、一〇九	—	四三一、四五九、一〇九	三五、四二三、二四九	一二九、九七一、五四六	三六、〇四一、一九三	二、三三六、三三五	六七七、三二八、五三七
同八上	四〇、二五〇、二三五	六九、三〇〇、〇〇〇	四三二、二五六、三〇〇	九、五六五、八三五	一二六、九五四、三三一	三六、五四一、七九三	二、八八一、〇七〇	七一七、七四九、五六四
同八下	四九、六五三、九四一	四四、七〇〇、〇〇〇	四一七、二三六、二七九	六六、七六七、五九二	一九九、四〇一、五三八	六七、〇四四、六六三	四、七七八、九二七	八四九、五八二、九三〇
同九上	四三、四四九、三四四	七〇、九九三、〇〇〇	三六八、七三六、七六八	五六、四一一、六二四	二四七、四九九、五四八	六七、七五四、〇二六	五、五四五、一六三	八六〇、三八九、四七三
同九下	四〇、二四九、二一九	一六五、九一五、八九四	二五五、〇一五、七九四	二六、三〇九、五八七	一三七、五六三、七八〇	六九、七〇九、五三三	四、五一五、四八八	六九九、二七九、三九五

大正一〇年 上	三六、二七〇、〇四〇円	三一五、三四六、〇三四円	二〇六、一三三、三七円	八、八六五、五二四円	一七九、三六六、三六六円	七〇、四一八、七四円	四、五七六、五四八円	七二〇、九七七、三六円
下	四〇、八六三、七四〇	二六、〇〇三、四一四	二〇〇、三三八、八一	三一、七一七、六五一	二三四、四〇二、六四〇	七一、二二四、七五三	三、五九三、四二六	七七九、四八八、六六五
同 一一年 上	三三、九九九、四五三	三三一、六五〇、三三七	二七、二六〇、五九九	五、五六六、七〇一	一七八、四五三、〇六四	七一、八二〇、三三四	三、二〇六、七六六	七四一、九九七、二二四
下	三四一、二四四、〇一〇	一四九、六六八、〇〇〇	三〇一、四一七、一五五	五〇、〇八一、九八一	一六二、一四六七、一三一	七二、二三八、六〇〇	二、一五八、六二五	七七一、七一六、五〇三
同 一二年 上	三五、一七、一四一九	一八六、〇一六、〇〇〇	二八七、九三〇、九五一	二三、五〇四、一五六	二〇〇、三八〇、〇一七	七二、六三二、六五八	二、六二四、四九八	八〇八、一七四、〇八九
下	三九、七〇二、九四九	一九九、〇四四、〇九〇	二六七、〇四七、六七二	三五、一〇一、七二六	二〇一、一九六、一二七	七三、〇四三、五〇九	二、六七三、三〇六	九、七七、八〇九、二八九
同 一三年 上	三七、七七七、七八五	一八一、六六四、〇〇〇	三六四、八一七、一二六	一六、二四七、七四一	一九五、四三三、八六四	七三、四五七、四〇五	二、七二六、九三九	八七二、〇五三、八六〇
下	五一、二六〇、三二五	一六四、〇七二、三六一	五〇〇、七八、三八七	一七、七六七、八〇三	八八三、六九七、一一〇四	七三、八四八、五五二	七四、二五八、二六四	九九四、二七七、二八三
同 一四年 上	四六、四一五、〇一七	一四九、八一三、〇〇〇	四四八、〇四〇、六九〇	一五、一〇〇、八六〇	一七七、六七一、六二三	七四、二五八、二六四	—	九〇九、一七九、四五七
下	五三、一六六、三三三	二五二、三〇九、四七四	四〇三、八三一、四三一	五、三三一、一〇二	二四四、九九二、六二〇	四六、五七六、四八三	二七、一五〇、〇三六	九二三、三七七、四四八
昭和元年 上	四五、一五〇、六九九	一七六、〇九八、五八二	三七六、八四四、七三三	四、一〇四、〇一〇	一七〇、九七〇、〇〇六	四六、六八二、九七三	一、一〇八、八七七	八二一、〇九六、八七
下	四八、六四〇、一〇五	一八一、二九九、〇一八	四六、六八四、二六一	三、二九五、三九四	一八二、八四四、〇五五	四六、八一四、七六一	一、二三四、九五九	八九〇、一六二、〇五三

（備　考）一、借入金は政府借入金を合算す。

損益勘定の欄に新とあるは新株募集差益金とす。

諸預金には普通銀行預金の外、支拂手形、支拂送金手形及信託預金、コールマネー、賣渡爲替、再割引手形を合算す。

各種勘定には金銀較差勘定、補正勘定、整理勘定、未決算勘定、代理貸付保證、支拂承諾信託金、有價證券見返別途貸付金を合算す。株主勘定には資本金、諸積立金、支拂未濟配當金を合算す。

二、集計と合計と、符合せざるは圓位未滿切捨による。

第二節　國庫及國債事務

第一款　國庫事務

改隸當時の臺灣には未だ國庫の設なく、日本中立銀行の臺北、臺南、基隆三支店をして國庫金を取扱はしめたるが、明治二十九年十二月以來日本銀行は臺北に出張所を置き、臺中、臺南、鳳山、澎湖島、新竹（最初は金庫派出所にして、後支金庫に改む）、嘉義、宜蘭を派出所とし、同行自ら國庫金を取扱ひ、臺北出張所に本金庫、其の他の派出所に支金庫を置き、大稻埕及淡水（當時は滬尾と稱す）に派出所を設け、臺灣總督府特別會計を主とし、一般會計等の收支及預金、保管、供託事務を取扱へり。然るに三十二年九月臺灣銀行の開業するや、同年十月日本銀行は國庫金取扱事務を同行に引繼ぎ、島内の各店舗を閉鎖したるを以て、臺灣銀行は之に代りて從來の日本銀行派出所所在地に店舗を開き、直に金庫事務を繼承したり。而して臺灣銀行發行の銀行券は政府の支拂又は公務に使用し得るに至りしを以て、金庫は一圓銀貨及右銀行券の出納を臺灣總督の告示せる公定相場に依りて取扱ふこととなり、又金庫出納區域は行政區劃に從ひ、臺北、臺中、臺南の三縣、宜蘭、澎湖島、臺東の三廳の各管下に屬する各辨務署の管内とせり。而も當初は交通不便にして加ふるに土匪跳梁し、國庫金の遞送は困難にして之が送金費用も亦頗る多額に上れり。爾後三十五年に至り土匪殆ど戡定し、國庫金遞送上の危險は稍々減ずるを得たりしも一圓銀貨及銀行券の出納は、凡て金に換算せざるべからざりしを以て、其の不便は依然として存し、殊に明治三十五、六兩年中は銀價の變動頻繁なりしを以て、國庫金の收支を爲すに當りても亦煩雜を極めたり。尋いで明治三十七年に至り、臺灣の幣制改革あり、臺灣銀行金券の流通は漸次增加し、銀貨、銀券は次第に減少したるを以て、國庫事務上の手續も亦頗る簡易となりしが、同三十七、八年の日露戰役は、本島民の危惧を誘發し、銀券を以て銀貨に交換を請求するもの漸く多く、金庫に於ける補助貨の支出亦頗る增加せり。殊に明治三十八年四月波羅的艦隊東航の報あるや、澎湖島は其の航路に衝るを

以て、砲臺の設備、水雷の布設、望樓、監視樓等の軍備施設あり、萬一の場合臺灣は內地との聯絡を斷たるの虞ありしを以て、銀貨を軍資金に充當する必要は益々切迫したり。茲に於てか臺灣銀行は銀貨の買入に關し種々苦心を爲し、百方之が手段を盡したるが、此の間滿洲方面に於ける皇軍の連戰連捷に比し、海上の形勢は未だ逆睹すべからざる狀態に在り、臺灣內地間の電線は切斷せられ、對岸線は屢屢不通となる等、民心恟々加ふるに島內亦動員令下り、軍夫の徵發、軍需品の購入等戰備愈急なるに至りしかば、臺灣銀行は軍費の支拂、基金の準備等に關し懸命の努力を拂へり。當時本島及澎湖島は內地との交通、通信の杜絕を慮り、金庫は大藏大臣の特別命令下に、將に軍司令官の管理に委ねられんとする情勢なりしも、明治三十八年五月日本海海戰の大捷に依りて遂に其の事なきを得たり。

之より嚮き、明治三十三年九月鳳山支金庫は打狗に移轉せられ、之を打狗支金庫と改稱し、又嘉義支金庫を廢止せしも、其の後本島產業の開發に伴ひ、島內に臺灣銀行の支店、出張所の增設せらるるものあり、支金庫も亦增置せられ、卽ち三十七年七月淡水、基隆に、四十三年七月嘉義及阿緱に、四十五年七月花蓮港に、大正三年四月臺東に、大正七年七月桃園に、同年十二月南投に夫々支金庫の開設を見たり。而して大正九年八月臺北本金庫所屬打狗、阿緱、澎湖島の各支金庫は高雄、屛東、澎湖支金庫と夫々改稱せられ、同時に臺北本金庫及所屬各支金庫の位置及出納區域を次の如く改正し、同年九月一日より之を實施したり。右に就ては爾後何等改正せらるる所なく、以て大正十一年四月國庫預金制度の實施に及びしものとす。

本金庫名	位置	區域	支金庫名	位置	出納區域
					臺北市、七星郡、文山郡、海山郡、新莊郡

臺灣					
臺北州					
臺北市					
臺北城內文武街一丁目					
臺灣總督府管內					
淡水	臺北州淡水郡淡水街	淡水郡			
基隆	臺北州基隆郡基隆街	基隆郡			
宜蘭	臺北州宜蘭郡宜蘭街	宜蘭郡、羅東郡、蘇澳郡			
桃園	新竹州桃園郡桃園街	桃園郡、大溪郡、中壢郡			
新竹	新竹州新竹郡新竹街	新竹郡、竹東郡、竹南郡、苗栗郡、大湖郡			
臺中	臺中州臺中市	臺中市、大屯郡、豐原郡、東勢郡、大甲郡、彰化郡、員林郡、北斗郡			
南投	臺中州南投郡南投街	南投郡、新高郡、能高郡、竹山郡			
嘉義	臺南州嘉義郡嘉義街	嘉義郡、斗六郡、虎尾郡、北港郡、東石郡、新營郡			
臺南	臺南州臺南市	臺南市、新豐郡、新化郡、曾文郡、北門郡			
高雄	高雄州高雄郡高雄街	高雄郡、岡山郡、鳳山郡			
屏東	高雄州屏東郡屏東街	屏東郡、旗山郡、潮州郡、東港郡、恆春郡			
澎湖	高雄州澎湖郡馬公街	澎湖郡			
花蓮港	花蓮港廳花蓮港街	花蓮港廳管內			
臺東	臺東廳臺東街	臺東廳管內			

既にして大正十一年度以降國庫預金制度の實施せらるるに及び、從來各地に設置せられたる金庫は之を廢止し、爾後臺灣銀行は日本銀行代理店として、引續き國庫金の出納及政府有價證券の取扱等に當ることとなれり。卽ち臺灣銀行本店は日本銀行臺北代理店として、臺灣に於ける諸代理店の統轄店となり從來金庫事務を取扱ひたる各地支店、出張所は其の所屬代理店となりたるものとす（第二編財政機關第四章參照）。

第二款　國債事務

臺灣統治の初に當りては、諸事草創の際に屬し、其の開發上緊急施設を要するもの尠からざりしが就中鐵道敷設・港灣修築・土地調査竝廳舍建築の如き、特に其の甚しきものありしを以て、政府は此等の事業を遂行する爲め臺灣事業公債を起し、其の元利支拂は臺灣歳入に依るの議を決し、第十三回帝國議會の協贊を經て、明治三十二年三月法律第七十五號臺灣事業公債法を公布するに至れり。卽ち次の如し。

臺灣事業公債法(明治三十二年三月二十二日法律第七十五號)

第一條　臺灣ニ於テ左ノ事業ニ要スル經費ニ充ツル爲政府ハ三千五百萬圓ヲ限リ公債ヲ募集スルコトヲ得

一　鐵道敷設
二　土地調査
三　築港
四　廳舍建築

第二條　此ノ公債ノ利率ハ一箇年百分ノ五以下トス

第三條　此ノ公債ノ據置年限ハ十箇年以内トシ發行ノ年ヨリ四十五箇年以内ニ償還ス

第四條　政府ハ特約ニ依リ銀行若ハ債主組合ヲシテ此ノ公債ヲ引受ケシムルコトヲ得

第五條　政府ハ第一條ノ經費ヲ繰替支辨スル爲一箇年以内ノ期限ヲ以テ臺灣銀行ヨリ一時借入金ヲ爲スコトヲ得此ノ場合ニ於ケル利率ハ政府之ヲ定ム

前項借入金ハ此ノ公債募集金ヲ以テ之ヲ償還スルコトヲ得公債募集金ニ依ラスシテ之ヲ償還シタルトキハ其ノ金額ニ相當スル公債ヲ募集セス

第六條　此ノ公債及前條ノ借入金ハ舊壹圓銀貨幣ヲ以テ起債スルコトヲ得此ノ場合ニ於テ公債證書ノ種類ハ政府之ヲ定ム

第七條　此ノ法律ニ規定スルモノノ外ハ明治十九年勅令第六十六號整理公債條例ニ依ル

然るに明治三十四年四月政府は財政上の便宜を圖る爲同法第五條の臺灣銀行より借入金の期限『一箇年』を『三箇年』に改め、又三十六年六月同法第三條に左の三項を追加せり。

政府ハ時宜ニ由リ前項ノ據置年限ヲ五箇年トシ其ノ翌年ヨリ五十箇年間ニ償還スルモノトシテ起債スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ起債シタルモノノ利子ハ每年三月及九月ニ於テ之ヲ支拂フ

第一項ノ規定ニ依ル公債ハ債權者ノ請求ニ依リ第二項ノ規定ニ依ル公債ニ變換スルコトヲ得

本法が右の如く追加修正せられたるは、蓋し當初本法制定の際には募集の目的專ら臺灣及南支那の資金を吸收するに在りたるを以て、特に據置年限を十箇年償還期限を四十五箇年とし、利子支拂期の如きも六月及十二月の二回と爲したるが、實際の狀況は却て內地流通上に重きを置く必要あり、寧ろ帝國五分利公債と爲すを便宜なりと認めたるに因るものにして、其の結果臺灣事業公債は第三條第一項に依る特殊の臺灣事業公債と、同第二項及第三項に依る帝國五分利公債に屬するものと二樣に發行し得ることとなれり。尋いで明治三十七年四月政府は更に同法を改正し、第一條の起債總額三千五百萬圓を四千百萬圓とし、本公債支辨事業中に大租權整理の一項を加へ、更に同四十一年起債總額を七千三百五十萬圓に收め、本公債支辨事業中に水利事業の一項を加へたり(第八編國債參照)。

政府は本法の公布と共に直に募集を行ふ計畫なりしも、當時經濟界の狀況之に適せざりしを以て

翌三十三年度に至り始めて二百二十萬餘圓を發行し、爾後三十九年度に至る迄本公債を發行すること十五回、額面三千四百五十萬餘圓（內臺灣事業公債二千百二十二萬餘圓、帝國五分利公債千三百二十八萬餘圓）に達したるが、其の方法は何れも臺灣銀行又は國庫預金部の引受に依りたる特別發行にして、其の概略次の如し。

發行年月日	發行額	證券の種類	發行方法	發行價格	實收額
明治三三年六月三〇日	九〇〇、〇〇〇円	臺灣事業公債證書	臺灣銀行引受	九三・〇〇〇円	八三七、〇〇〇円
同　八月二〇日	九〇〇、〇〇〇	同	同	八九・〇〇〇	八〇一、〇〇〇
同　一一月二九日	四一一、四〇〇	同	預金部引受	八八・〇〇〇	三六二、〇三二
同　三四年五月二七日	一、七二二、六〇〇	同	預金部引受	八七・〇八〇	一、五〇〇、〇四〇
同　三五年三月二八日	一、五〇〇、〇〇〇	同	預金部引受內臺灣銀行二千萬圓引受	八八・三六〇	一、三二五、四〇〇
同　七月二二日	四、五二八、〇〇〇	同	預金部引受	八八・三四〇	四、〇〇〇、〇三五
同　一二月三〇日	一、二八四、一五〇	同	同	八五・六六〇	一、一〇〇、〇〇二
同　三六年三月一九日	五、四六一、七五〇	同	同	九二・五〇〇	三、〇五二、一一八
同　四月二八日	四、〇〇〇、〇〇〇	同	同	九一・二六〇	三、六五〇、四〇〇
同　一〇月二四日	三、〇〇〇、〇〇〇	帝國五分利公債證書	同	八八・〇四〇	二、六四一、二〇〇
同　三七年一二月二七日	三、五六三、三五〇	同	同	九〇・〇〇〇	〇
同　三八年二月二〇日	五一七、一三五	臺灣事業公債證書	同	九〇・〇〇〇	〇
同　六月三日	三、二九四、七〇〇	帝國五分利公債證書	同	八五・〇〇〇	二、八〇〇、四九五
同　一一月二八日	二、〇〇〇、〇〇〇	同	同	八五・〇〇〇	一、七〇〇、〇〇〇
同　三九年一二月一三日	一、〇三九、八〇〇	同	同	九〇・六〇〇	九四二、〇五八
合計	三四、五〇八、五三五	同	同	九五・〇〇〇	三六六、三六七

（備考）一、明治三十七年發行の四百八萬四百八十五圓に對する實收額なきは、證券を日本銀行に交付し、現金の代りとして之を臺灣總督府に送致し、大租權補償として交付したるものにして、事實上現金を國庫に收入したるにあらざるを以てなり。

二、實收額の中圓以下の端數あるものは切捨たり。

右發行の公債中臺灣事業公債名稱の證券は、明治三十六年六月の法律改正に依り、大部分は帝國五分利公債名稱の證券に變換せられ、四十三年五分利付國債借換整理の際に當りては、現在高九萬餘圓に過ぎずして同年之を償還したり。而して帝國五分利公債は其の名稱を以て起債したるもの千三百二十八萬餘圓、臺灣事業公債の名稱を變換したる分二千百十三萬餘圓あり、合計三千四百四十一萬餘圓にして、政府は之に對し明治三十九年より四十二年迄前後四回に百六十八萬餘圓の買入銷却を爲し、又四十三年に於ては三十八年以前に發行したる證券の現存高二千五十八萬餘圓の全部を償還し、尙ほ同年四分利公債の募集に當りては本公債を以て代用拂込を許し、此の方法に依り買入銷却を爲すこと千百七十五萬餘圓に及び、斯くて結局殘餘の三十八萬餘圓は大正三年買入銷却を爲し、茲に全額の償還を終り、臺灣事業公債の整理を爲したり。

以上述べし所の如く本法に依る起債は、明治三十九年度を最終として一旦公債の發行を打切り、而して大正三年十月を以て既發公債の全部償還を了するに及び、茲に姑く同法律の活用は中止せられしが、大正八年に至り政府は臺灣に於ける鐵道の改修を企て、之が財源を公債に求むることと爲し、第四十一回帝國議會の協贊を經て本法に改正を加へ、更に大正十一年三月政府は本法の起債制限額を增加すると共に舊法條文の整理を行ふことに決し、第四十五回帝國議會の協贊を經て、同年三月法律第十三號に依り新法律を公布するに至れり（第八編國債參照）。此等の改正法律に依りて發行せられた

る臺灣事業公債は、固より明治三十九年法律第三十四號「國債ニ關スル法律」に依り取扱はれたる所に屬し、明治三十九年以前に於ける固有の臺灣事業公債に比し、其の性質を異にすべきは論を俟たざる所なり。

明治三十二年臺灣銀行が日本銀行代理店として、始めて臺灣に於て國債事務竝に預金部事務の取扱を開始せし以來、國債募集高は頗る巨額に達したるが、其の内臺灣事業公債は既述の如く臺灣銀行及預金部の引受に係り、實際島内に於て公債の募集事務を取扱ひたるは、同三十七年二月に發行せられたる第一回國庫債券を以て嚆矢と爲す。同債券は日露戰役費を支辨する爲め發行せられたるものにして、臺灣に於ても之を募集することとなり、臺灣銀行其の任に當るべきことを内命せられたり。當時本島人間には國債の何物たるかを辨ずるもの少く、同行に於ては殆ど應募勸誘に方法なき狀態なりしが、或は國庫債券を擔保とする貸出に對し特別融通の方法を講じ、或は地方廳長以下各支廳長等に依賴する等、勸誘至らざる所なかりしかば、漸次各地本島人資産家の應募を見るに至れり。即ち右第一回募集に於て本島人の應募するもの二千九百十五口、應募金二百八十餘萬圓募入額七十二萬圓に達し、引續き同年六月第二回、同年十一月第三回、三十八年三月第四回、同年五月第五回の國債募集を爲し、應募額通計千八百十四萬圓、募入額通計四百四十九萬圓に達し、内本島人の募入額九十萬圓を算するの好成績を擧げたり。其の後明治四十三年に至り四分利付公債募入金二百九十六萬圓を取扱ひたる外、大正四年上半季に至る迄約五箇年間は政府財政計畫の關係より公債の募集なかりしが、大正四年以降又屢其の發行を見ることとなり、何れも臺灣銀行に於て其の募集事務を取扱へり。

第三節　兌換銀行券及一覽拂手形

第一款　臺灣銀行銀券の發行と臺灣の幣制

臺灣銀行の設立に當り、政府が特に同行に對して銀行券發行の一大特典を賦與したる所以は、畢竟するに同行をして臺灣金融の中心機關たらしめ、兼ねて臺灣幣制の整備を計らしめんとしたるに在り。從て同行は明治三十二年九月二十九日即ち開業に後るること僅に三日にして銀行券の發行を行ひ、政府の方策を遵奉して漸次其の流通流布に努力し、以て當時紊亂を極めし通貨の流通狀態を匡救し、取引上の不便を除かんことを期したり。尙臺灣銀行法創定の當初に於ては、政府は同行をして無記名式一覽拂手形の發行を行はしむる筈なりしが、明治三十年本邦幣制改革の後に於ても、臺灣に於ては依然として愛銀の念强く、一般取引は皆銀を以てせらるる實狀にありて、直に金貨一覽拂手形の發行を爲すが如きは、却て經濟界に急激なる變動を與ふる惧ありしを以て、政府は寧ろ暫く現狀を維持するに如かずと爲し、明治三十二年三月、同行の開業に先立ちて臺灣銀行法中を改正し、券面金額を壹圓銀貨一枚以上とする銀行券を發行せしむることに改めたるものとす。

右銀行券の發行に關しては、同銀行法其の他法規の定むる所に依り、發行高と同額の金銀貨及地金銀を置きて其の仕拂準備に充て、銀行券引換の請求に對しては、何時にても同行本支店に於て壹圓銀貨と引換ふることを要し、又右の準備即ち所謂正貨準備發行額を超えて銀行券の發行を必要とするときは、五百萬圓を限度とし且つ右正貨準備發行高を超過せざる範圍内に於て、政府發行の紙幣・證券・

兌換銀行券又は其の他確實なる證券若くは商業手形を準備として所謂保證準備發行を爲すことを得、更に右の兩者を超えて銀行券を發行せんとするときは、特に主務大臣の認可を經、右と同樣の保證準備を置き、且つ政府所定の一箇年百分の五を下らざる割合を以て發行稅を納付して制限外發行を爲し得るものとす。但し主務大臣は必要に應じて銀行券の發行高に制限を加へ、又其の發行規定に違反する場合には一定の過料に處し、以て之が濫發の弊なきことを期するものとせり。蓋し銀行券發行高の如きは、各種經濟事情に對し直接的關係を有し、之が監督を嚴にし伸縮を適度ならしむるは最も肝要のことに屬するを以て、政府は特に明治三十一年六月法律第十七號によりて臺灣銀行法中を改正し、右監督規定を追加したるものとす。

斯くて臺灣銀行は明治三十二年九月二十九日先づ壹圓券を發行せしが、尋で同年十二月二十二日に至りて五圓券を、翌三十三年十二月三日に至り五拾圓券を、更に翌三十四年二月五日に至りて拾圓券を夫々發行するに至れり。是より曩き同行發行券の初めて發行せらるるや、臺灣總督府は特に一般に諭告を發し、以て其の流通の圓滑を期したり。卽ち左の如し。

臺灣銀行券使用ノ件

株式會社臺灣銀行ハ特別ノ法律ニ依リ臺灣ノ爲特ニ設立セラレタル銀行ニシテ、政府ハ之ニ各種ノ特典ヲ賦與セリ。而シテ該銀行ハ本年九月二十六日ヲ以テ營業ヲ開始シ、一般銀行業務ノ外ニ本島ノ國庫金取扱ヲ命ゼラレタリ。抑、該銀行ニ於テ發行スル銀行券ハ、法律ノ明文ヲ以テ政府ノ公納ニ用ユルコトヲ許サレ居ルモノニシテ、所持人ノ必要トスル場合ニ於テハ何時ニテモ同銀行ニ就キ壹圓銀貨ト交換スルヲ得ベシ。日常ノ取引ニ於テ銀貨ヲ使用スルハ携帶、鑑識、計算ノ不便ナル衆人ノ熟知スルトコロ、本券ハ此ノ不便ヲ救ヒ、受授ノ敏速圓滑ヲ期センガ爲發行セラレタルモノナルヲ以テ、人民ニ於テモ聊カ疑念ナク使用スベキモノナリ。特ニ諭告ス。

蓋し臺灣銀行法に依れば、同銀行券は臺灣總督府管轄區域內に限り法貨として公納に充つることを得るものなりと雖も、臺灣の民情未だ銀行券の使用に慣れざるを以て、特に右諭告を發したるなり。次で明治三十三年七月に至り律令第十三號を以て、臺灣銀行券の通用竝に犯罪處罰に關する件を左の如く公布したり。

律令第十三號（明治三十三年七月三十一日）

臺灣銀行ヨリ發行スル銀行券ハ租稅其他政府ノ收納金及一切ノ取引ニ差支ナク通用スルモノトス

前項銀行券ノ僞造變造及其取受行使ニ關スル犯罪ニ付テハ刑法第二編第四章第一節ノ規定ヲ準用ス

斯くて政府竝に臺灣銀行の努力によりて銀行券は次第に信用を得、流通亦漸次普及し、從て其の發行高も次第に增加の勢を示せり。然りと雖も明治三十三・四年の交より銀價の變動漸次激しく、三十五・六年には特に其の甚しきものあるに至りしかば、勢ひ銀貨及銀行券の間に打步を生じ、延て投機の具に供せらるることとなり、銀行券の發行は甚しく阻碍せられ、其の實績必ずしも良好とは言ふべからざりしなり。

翻て當時臺灣に於ける通貨の實況を窺ふに、固と同島には幣制の定まりたるものなく、我が領臺當時にありても、外國貨幣、支那貨幣、臺灣鑄造貨幣及本邦通貨等、何等の統一なくして雜然混流し、取引上の煩瑣不便眞に云ふべからざるものありたり。試に領臺當初に於ける通貨流通の事情に就き臺灣總督府の調査せる所を見るに次の如し。

臺灣ハ當初私錢ノ通用甚ダ盛ニシテ、其極寧ロ私錢ノ淵叢タラントスルノ勢ナリシヲ、光緒十六年嚴命ヲ發シ、私錢ノ通用ヲ禁制セシニヨリ、漸次其蹟ヲ斂メテ公行スルモノ殆ンド絕無ニ至リ、當時市場ニ通用スルモノハ

概ネ官錢ノミナリトス。

又臺灣ニハ銅錢ノ外銀貨ニ墨銀・香港銀・廣東銀及臺灣銀ノ四種アリ。廣東銀及臺灣銀ハ實ニ稀少ノ通用ニシテ、墨銀及香港銀ノ二種ハ、十年以前マデ並行通用ノ姿ナリシガ、香港銀ハ墨銀ニ比シ清國ニ於ケル元寶若クハ馬蹄銀ニ改鑄シテ利益多キニ依リ、漸次彼地ニ吸收セラレ、大イニ通用額ヲ減ジ、墨銀ハ之ニ代リテ其空位ヲ補塡シ、大イニ其勢力ヲ逞ウセリ。然レ共土人ノ銀貨ヲ扱フヤ、寧ロ成貨ヲ以テ之ヲ目セズ。是レ該貨ハ贋造ノ恐アルヲ以テ、其眞貨ニ通用ヲ保證スル爲メ極印ヲ施シ、又ハ極印シテ逆ニ多少ノ量目ヲ減ジ、其ノ通用ノ行ハレタル結果、故意ニ量目ヲ偷減シテ其ノ形狀ハ爛燒ノ酒杯ノ如ク、甚シキハ小孔ヲ穿チ原形ヲ存セザルモノアルガ故ニ、其重量ヲ損ジ銀兩ノ價ニ比較シテ換算通用スルニ至レリ。而シテ其ノ普通換算法ハ其量七匁アルモノヲ銅錢千文ト建テ、餘ハ之ニ準ジテ換算スルノ慣例ナリ。

臺灣ニ通用スル小銀貨ハ香港・廣東ノ二種ニシテ、稀ニハ臺灣鑄造ノ小銀貨モ通用セリ。而シテ臺灣ニテ小銀貨ヲ鑄造シタルハ光緒十八・九年、今ヲ距ル四・五年前ニシテ東北ニ於ケル機器局ニ於テ小銀貨二角・一角及五點ノ三種ヲ製造シテ發行セシモ、日清ノ役起ルニ際シ其鑄造ヲ撤廢シタリ。故ニ其發行額モ甚ダ多カラズ。然レ共其鑄造監督宜シキヲ得ズ、爲メニ銀質粗惡ナリトス。要スルニ小銀貨ハ三種ノ通用ヲ見ルノミ。

此の如く臺灣舊時の貨幣制度は更に一定せず、其の通貨は銅錢及銀貨なりと雖も、銀貨は一の銀塊として授受せらるるに過ぎずして、敢て其の原質の何國鑄造貨幣たるを問はざるなり。臺灣の我が版圖に歸するや、政府は壹圓銀貨・補助貨竝に兌換券を之に注入し、租稅の徵收は勿論、內地人と土人間の取引も總て之に依らしめ、爲に臺灣通貨の狀態に一大變動を來せり。而して壹圓銀貨は從來の極印毀損銀貨に比すれば啻に其の形體の美なるのみならず、品質の善良なるより一般人民の信用を增し、大いに愛好せられたりと雖も、兌換券は素と信用に基くものなるを以て、未だ其の信用の發達せず且從來信用證券の授受に慣れざる本島民は之を痛く嫌忌し、銀貨に對し常に交換打歩を付し甚だしきに至ては二割以上の差を生ぜり。

茲に於てか政府は其の信用を維持する爲め、同島出納官吏に命じ努めて銀紙の交換を計りしを以て、遂に僻遠の地を除く外交換打歩を消滅するに至れり。此の如く兌換券の信用を恢復せしは、敢て島民が其の性質を知悉したるに依るよりも、寧ろ不斷に之が交換を行ひたるに因る所なりと云ふべく、其の結果常に銀行券の信用を維持し、流通亦圓滑なるを得たり。而して政府の收支は勿論、內地人と土人との取引は總て本邦通貨に限り行はしめたるを以て、從來慣用したる極印毀損の外國銀貨は土人間の外通用せず、漸次其の流通區域を縮めて遂に本邦通貨が大局を制し、當時貨幣條例を本島に施行せざりしも、臺灣通貨の實狀は殆んど內地と同一の觀を呈するに至れり。

然るに明治三十年本邦貨幣制度の改革あり、銀本位を改めて金本位を採ることとなりしが、臺灣に在りては本邦內地と其の情を異にし、貨幣の流通狀況も亦旣述の如くなるを以て、直ちに同地に金本位制を布き、貨幣法を實施するは頗る困難なる實情に在り、政府に於ては種々考究したる結果、臺灣の幣制は將來內地同樣ならしむべきも、當分舊慣に委して銀貨を流通せしむるの方針に決し、且つ三十年十月一日以降內地に於て新金貨と交換の上引揚げたる一圓銀貨幣は、之に極印を施したる上金貨に對する時價を以て內地の公納に使用せしめ、從來公納に使用するを許したる外國銀貨竝に私に極印を施したる貨幣は一切之を收納することを禁じ、漸を趁ふて臺灣幣制の統一を計ることとなし、明治三十年十月勅令第三百七十四號を以て左の通公布したり。

勅令第三百七十四號（明治三十年十月二十二日）

第一條　臺灣ニ於テハ當分ノ內政府ノ極印ヲ施セル一圓銀貨幣ヲ時價ヲ以テ公納及政府ノ支拂ニ用ウルコ

トヲ得但シ政府ノ支拂ハ合意ニ依ルヘキモノトス

第二條　政府ノ極印ハ左ノ形式ニ依リ政府引換濟二圓銀貨幣ノ表面ニ施スモノトス

（銀）　徑一分五厘

第三條　外國貨幣及私ニ極印ヲ施シタル貨幣ハ爾後公納ニ用ウルコトヲ得ス但シ特ニ外國貨幣ヲ以テ公納ニ用ウルコトヲ規定シアルモノハ此ノ限ニアラス

而して右極印付壹圓銀貨の時價に就きては、同三十年十一月十三日臺灣總督府告示第六十七號を以て、當分の內金千圓に付千三十七枚とせられしが、同年十二月五日に至り同上告示第七十號を以て更に右極印付壹圓銀貨の價格を當分の內一枚に付金九十六錢四厘の割合と定められたり。

又既述の如く、我が壹圓銀貨は政府の方策に依り從來臺灣に流通せるもの多かりしが、明治三十年十月勅令第三百三十八號を以て內地に於ける壹圓銀貨の通用期限を同三十一年四月一日限りとせられたる結果、臺灣には右法令の施行なしと雖も、既に總督府の收支は總て金圓に依るべきこととせられたる結果、同島に於ても亦同日以降壹圓銀貨を公納に收受せざることと爲し、臺灣總督府は同年十一月告示第六十八號を以て左の通り公布したり。

臺灣總督府告示第六十八號（明治三十年十二月七日）

租稅其他諸般ノ收納ニ一圓銀貨ヲ收受スルハ明治三十一年四月一日限リトス但本年十月勅令第三百七十四號ニ依リ政府ニ於テ極印ヲ施セル一圓銀貨ハ此限ニアラス

然れども臺灣の實情として、若し右の如く明治三十一年四月一日以降公納に收受するを禁ずるときは、租稅其の他諸般の收納に差支を生ずべき惧あるを以て、遂に右期限切迫せる三月十五日左の通り告示し當分公納に收受することとなせり。

臺灣總督府告示第十八號（明治三十一年三月十五日）

明治三十年十一月告示第六十八號ヲ以テ一圓銀貨收受期限ヲ告示シタル處更ニ當分ノ內從前ノ通リ一圓銀貨ヲ租稅其他諸般ノ收納ニ收受ス

然るに翌三十一年六月法律第五號を以て、內地に在りては壹圓銀貨の引換期限を同年七月三十一日限りと定めたる結果、臺灣に於ける公納の收受も亦同日限りとせざるべからざるに至りしが、斯くては前述の如き不便あるを以て、遂に臺灣に於ては右期日以後と雖も、壹圓銀貨は無制限に通用せしむる方針を採り、同年七月律令第十九號を以て左の通公布するに至れり。

律令第十九號（明治三十一年七月三十日）

臺灣ニ於ケル壹圓銀貨幣ハ時價ヲ以テ其額ニ制限ナク通用スルコトヲ得但時價ハ臺灣總督ノ告示スル處ニ依ルヘシ

本令ハ明治三十一年八月一日ヨリ施行ス

同時に臺灣總督府告示第四十八號及第四十九號を以て、右壹圓銀貨及前記極印付壹圓銀貨の時價を定め、各一枚に付九十二錢と爲したり。尙臺灣總督の公示する壹圓銀貨の時價は、初め倫敦・香港・上海及臺北の銀相場を基礎とし、四箇月每に算出して改定若くは據置くべきものとせられ、且改定據置に際しては一々計算を具して大藏大臣の認可を經べきものとせられしが、其の後銀價の高低常なく市場の感覺亦銳敏なるに至り、改定を四箇月每とするの制は實行困難となりしを以て、明治三十三年八月以降は原則として右制度を施行するも、銀價の變動甚しき場合は何時にても改定し得ることに變更せられ、又改定に際し大藏大臣の認可を受くる時は經濟界の變化に順應すること難く、爲めに各種の弊害を招來するの惧あるに鑑み、同年九月八日に至り公定相場改定の權限は之を臺灣總督に委

任せらるることとなれり。

斯くて臺灣に於ては、本邦內地の幣制革新に拘らず、尙壹圓銀貨の無制限通用を認め其の通用價格は金圓を基準とする總督府公示の公定相場に依ることとなり、形容稍〻整備せるが如きも、一面臺灣土著民間に於ては價格の標準、交換の媒介等總て銀貨を基標とし、他面總督府の收支、內地人相互間の取引、內地人對臺灣土著民間の取引は大部分其の計算の基準を金貨に求め、而も實際授受するは銀貨を以てする等不合理なる事實を存したり。

臺灣銀行設立當時に於ける臺灣の幣制は大略以上の如きものなりしを以て、既述の如く同行が臺灣幣制整備の抱負の下に、明治三十二年九月以降銀準備に依る銀行券を發行し、其の通用普及に努むる處ありしと雖も、而も尙未だ通貨流通の大勢を動かす能はざりしは寔に已むを得ざる所なりしなり。今試に明治三十年以降同三十六年に至る通貨の狀況を窺ふに、各種通貨の推定現在高は左表に示すが如くにして、無傷及極印付壹圓銀貨は斷然優位に在り、墨銀其の他粗銀之に次ぎ、臺灣銀行券は日本銀行兌換券と合算するも尙總額の一割前後に過ぎざる狀態なりき。

年次	無傷及極印付圓銀現在高	墨銀其他粗銀現在高	臺灣銀行券發行殘高	日本銀行券現在高	補助貨現在高	合計
明治三〇年末	一七、一九七、八三三円	七、五八七、七五九円	—円	不詳円	一四五、〇〇〇円	二四、七八五、五九二円
同　三一年末	二一、一一五、六二九	七、七三七、九九四		不詳	四七九、六一三	二九、三三三、二三六
同　三二年末	二二、〇八四、三八五	六、六六〇、五〇二	一、八三四、九一七	一、七三五、一八三	五〇一、〇一九	三二、八一六、〇〇六
同　三三年末	二一、八七六、四五八	六、〇六三、〇八六	三、五八三、三九〇	八、二四二	八四〇、五六五	三二、三七一、七四一
同　三四年末	二二、五〇八、七〇一	六、八五五、二七一	三、一九九、七二九	一九七、四一一	九八七、二二五	三三、七四八、三三七
同　三五年末	二五、六三四、二四二	七、五九七、二五五	五、〇九九、一六六	二七一、九二八	六四五、八五八	三九、二四八、四四九
同　三六年十月末	二七、六三七、三七六	七、四八五、九二二	四、三七六、〇〇六	七三一、九二八	一、〇二七、八四三	四一、二五九、〇七五

第二款　臺灣銀行金券の發行と幣制の整理

前述の如くにして臺灣の幣制未だ確立を見ざるに先立ち、銀價變動の激甚なるに際會し、同島經濟界は各種取引上甚しき惡影響を蒙りたるのみならず、延て臺灣幣制の基礎を危ふからしめんとする惧あるに至り、世上之に關する幾多の論議を見しが、就中臺灣銀行は臺灣の金融通貨調整の樞軸たるべき本來の使命に鑑み、最も愼重なる考慮を回らせり。而して同行は臺灣經濟界を銀價變動の災厄より救濟せんとせば、結局臺灣幣制の改革を斷行するの外なしと爲し、此の旨大藏省に具申せしが、時期尙早の理由により、遂に容るる所とはならざりき。然れども明治三十六年に入りては銀價の變動最も激甚を極め、其の弊害愈〻甚だしく、之が匡救は最早一日も遷延を許さざることとなりしを以て、同年三月十日に至り同行頭取は大要左の事由書を大藏省に提出し、幣制改革の必要を强調せり。

臺灣銀行ニ於ケル現今ノ貨幣制度ハ、政府ノ公示スル價格ニ依リ銀貨ヲ無制限ニ通用セシムル仕組ニシテ、本島人相互間ニ於テハ價格ノ標準、交換ノ媒介共ニ銀貨ナルモ、總督府ノ收入支出內地人相互間ノ取引及內地人本島人間ノ取引ノ多分ハ、計算ノ本位ハ金貨ニシテ、實際授受スルモノハ銀貨、銀券ノ情況ニ有之候。而シテ公定相場ハ計算不便ニシテ、記帳ノ煩雜ナルハ勿論、變更ノ都度各人ノ現金ニ損益ヲ生ジ、債務ノ辨濟債權ノ行使ニ安全ヲ缺キ、一般取引ノ澁滯ヲ來シ、且公定相場ハ日々變動スル銀價ト一致スルコト難ク、從テ金銀間ノ投機盛ニ行ハレ、爲ニ弊行銀勘定ノ資產負債ハ紊リニ增減セラレ、本島ト內地及外國トノ爲替ハ攪亂セラレ、弊行ノ正貨準備ハ故ナク增減スル等弊害百出スルノ情況ニ有之候。斯ノ如キ仕組ハ早晚改正ヲ要スル儀ト存候。

然ラバ純粹ナル金本位制ヲ採ルベキヤ、將又銀本位制ヲ採ルベキヤヲ決セザル可カラズ。抑モ銀貨本位制ハ本島人ノ習慣嗜好ニ適應シ、又對岸支那トノ貿易交通ニ便益ナルモ特ニ本島ニ取リ不利益ナルモノ多シ。即チ本島ト內地トノ關係上及本島ノ財政上ハ金貨本位ヲ必要トシ、又本島ノ外國貿易ハ金貨國ニ屬スルモノ多ク、其ノ百分中七十四ヲ占ムルノ勢ナリ。且世界幣制ノ形勢ハ金單本位ニ一致セムトスルモノノ如ク、又近年銀價ノ暴落ハ銀本位ノ益危險ナルヲ示シ、本島ニ於テ銀貨制ヲ維持スルノ甚ダ不利益ナルヲ見ル。加之金本位、銀本位ノ得失優劣ハ已ニ定論ノアルアリ、本島亦金貨本位ヲ採用スルヲ必要トスルヤ明白ナルコトト存候。蓋シ政府ノ方針ハ、從來本島ニハ結局內地ト同一ノ幣制ヲ布クニアリシガ如シ。是レ何人モ殆ド異論ナク、唯實行ノ時機如何ハ議論ノ岐ルル所ナルベシ。然レドモ我ガ國領臺後茲ニ八星霜、諸般ノ政務漸ク其ノ功ヲ奏シ、軍隊警察ノ威令善ク行ハレ、生命財產ノ保安確立シ、教育衞生ノ道開ケ、島民王化ニ霑フ。郵便電信及海運ノ機關已ニ備ハリ、鐵道ノ全通築港ノ完成遠キニアラザルナリ。殖產事業ノ改善其ノ步ヲ進メ、金融機關亦整頓シ、臺灣銀行券ノ流通圓滑ニシテ、粗銀ハ殆ド其ノ跡ヲ收メ、本島ノ通貨ハ大ニ整理ヲ告ゲタリ。是等ノ事實ヲ綜合スルトキハ、今日本島ニ於テ金貨制度ヲ布クハ時機敢テ早キニ失スルコト有之間敷ト存候。本島幣制ヲ改正スルニハ種々ノ方法アルベキモ、成ルベク事急激ニ失セズ、本島人ノ習慣ニ牴觸スルコト少ナキ方法ヲ御採用有之度現行公定相場ノ制度ハ弊行ノ資產負債ニ、爲替ノ出合調和ニ、又正貨準備ノ增減ニ尠カラザル障害ヲ來シ、殆ド其ノ弊ニ耐ヘズ候間、敢テ幣制改正ニ關スル意見ヲ具シ、此段上申仕候也。

右は要するに臺灣の幣制を金本位制に改めんとするものにして、之に對しては臺灣總督府亦其の趣旨に贊し、其の旨副申して大藏省の熟慮を促したるが、同三十六年三月十六日に至り、大藏省に貨幣會議を召集して臺灣幣制に關する討究を累ねたる結果、先づ臺灣銀行をして右實施の方法及順序竝に實行に伴ふ各種の困難に對する方策等に就きて其の意見を答申せしめ、以て著々準備を進むるに至れり。

然りと雖も、臺灣銀行券は旣述の事情に依りて、當時未だ一般に流通普及するに至らず、殊に島民は愛銀の舊慣に促れ、銀行券の銀兌換を請求するもの毎年百五十萬圓乃至二百萬圓に及びしが、偶〻日露の國交漸く不穩なるに伴ひ銀價次第に騰貴し、爲に銀兌換の請求は愈〻增加し、銀行券の發行流通は益〻困難なるの狀勢となれり。而も銀行券の信用を維持せんとせば、固より兌換を拒絕すること能はざるを以て、臺灣銀行は大藏省より銀塊の拂下を受け、之を圓銀に鑄造して、兌換の請求に應じたりしが其の後日露關係の切迫するに及び、大藏省は銀塊の拂下を爲さざる方針を採りたる爲め、臺灣銀行は遂に其の存立の基礎を危からしめんとするに至れり。依て明治三十六年八月二十一日同行は大藏省に「自衞策」なる一書を提出し、臺灣幣制改革の卽時決行を促すと共に、若し之を決行し得ざるときは之に代るべき便法を認め、一は以て同行の急を救ひ、他は以て臺灣經濟界の困厄を打開せられ度きことを陳情せり。其の大要次の如し。

現幣制ハ本行存立ノ基礎ヲ危カラシメ、延テ本島經濟界ノ發達ヲ阻碍スルヤ必セリ。故ニ一日モ早ク改正ヲ要スルモ、時機未ダ到ラズトセバ

(一)臺灣ノ歲出入ヲ銀勘定トスルコト。

(二)一般取引モ銀勘定ニ依ルヲ以テ原則トスルコト。

(三)公定相場ヲ廢止スルコトトシ、若各國皆金本位制ニ統一セラレムトスル今日ニ際シテ此ノ方法不可ナリトセバ、現行幣制ヨリ生ズル本行ノ損失ハ政府ニ於テ負擔セラルルコト。

又若之ヲ行フベカラズトセバ、已ムヲ得ズ、必要手段トシテ、

(一)政府所有ノ銀塊ハ何時ニテモ相當代價ニテ拂下ラルルコト。

(二)銀行券引換請求ニ對シ、金貨又ハ粗銀ヲ拂渡シ得ルコト。

（三）銀行券ヲ以テ圓銀ト交換ヲ請求スル者ニ對シ、交換打歩ヲ取リ得ルコト。

此の如く臺灣幣制の改革は、今や將に焦眉の急を要する形勢となりたるを以て、臺灣總督も亦同年九月十六日左の通り幣制改革に關する稟議を爲すに至れり。

明治三十年貨幣法ノ實施セラルルヤ、本法ハ臺灣ニモ亦當然施行セラルベキモノナリト雖、直ニ純然タル金貨制度ヲ施行スルコトハ、島民舊來ノ慣習ト本島ノ貿易關係トニ鑑ミ得策ニ無之、仍テ金貨計算ニ據ラシムルモ、實際ノ取引ニ於テハ當分一圓銀貨ヲ法貨トシ、公定相場ヲ以テ授受セシムルコトト爲シ置キ、將來時機ヲ見計ヒ內地ト同一ニ爲スベキモノト決定セラレ、隨テ其ノ後本島ノ金融機關トシテ設立セラレタル臺灣銀行ニ於テ發行スル銀行券モ亦、一圓銀貨ヲ以テ兌換スベキモノト定メラレタリ。爾來年ヲ閱スルコト玆ニ五年餘、其ノ間銀塊相場ノ變動ニ伴ヒ圓銀ノ公定相場ハ最高一圓五錢ヨリ最低七十五錢ノ間ニ上下シ、改定ノ度數實ニ三十五回ノ多キニ及ベリ。之ヲ純然タル銀制度ニ比較スレバ、幾分カ諸般ノ短所ヲ補ヒ來ルコトヲ得シニ相違ナシト雖、而モ之ガ爲ニ故ナク納稅ノ負擔ヲ輕重シ、物價ニ對シテハ屢次不自然ナル變動ヲ與ヘ、債權債務ノ關係ヲ紊シ、取引ノ澁滯ヲ來シ、其ノ他經濟及財政上種々ノ弊害ヲ避クルコト能ハズ。在留邦人ノ間ニハ初メヨリ不便ヲ訴フル者アリ、其ノ聲漸次高マレリト雖、金貨國タル帝國ト銀貨國タル淸國及香港トノ間ニ介在セル本島ニ於テ、經過ノ時代ニ處シ一得一失ハ到底免ルベキニアラズ、暫ク之ヲ忍ブノ外無之、唯成ルベク改正時機ノ到來ヲ早ムルノ方法ヲ廻ラスヲ得策ト認メ、一面ニハ臺灣銀行ノ發達ヲ助ケ、銀券流通ノ普及ヲ計リ、粗銀ヲ驅逐シ、一面ニハ貿易關係ヲ對岸ヨリ移シテ內地ニ深カラシムルノ方針ヲ採リ、以テ今日ニ至レル次第ニ有之候。近來ノ狀況ヲ察スルニ、臺灣銀行券ノ民間流通高ハ尙未ダ五百萬圓ニ達セズ、當初豫期ノ額ヲ距ルコト遠キノミナラズ、銀紙交換ノ請求尙巨額ニ上リ、屢次銀行ヲシテ引換基金ノ鑄造ニ忙ハシカラシムル事アリ。實際多數ノ島民ハ尙銀元ヲ價格ノ標準トシテ取引ヲ爲ス狀態ニ在リ。蓋シ守舊ノ風ニ富メルハ支那民族ノ通性ニシテ、本島民ガ愛銀ノ感念ヲ一掃スルガ如キハ到底短日月ノ能クスベキ所ニアラズ。故ニ島民ノ側ヨリ見ルトキハ、改制ノ機尙未ダ熟セザルモノアリト雖、本島ノ貿易關係ハ關稅定率法ノ施行之ガ主因トナリ、寧ロ意外ニ急速ノ變遷ヲ爲シ來リ、今ヤ金貨國トノ關係ハ貿易總額ノ約七分ニ達セムトシ之ヲ曩日ニ比較スルトキハ、全ク銀貨國トノ關係ト其ノ位置ヲ顚倒スルニ至レリ。此ノ點ヨリ見ルトキハ改制ノ時機既ニ熟シタルモノト謂フベク、今ニシテ改制セバ將來一層內地ト近接ノ關係ヲ速カナラシムルハ明白ニ有之候。而シテ現制度ノ下ニ在リテハ、圓銀ノ公定相場ト市價トノ一致セザル場合ハ勿論、其ノ高低ヲ見越シ、或ハ投機的爲替ヲ取組ミ、或ハ預金ヲ增減シ差益ヲ利セムトスル者往々有之ヲ免レズ。從來臺灣銀行ハ巧ニ自衞ノ策ヲ講ジ來リシモ、近來ニ至リテハ此ノ種投機的ノ暴利ヲ貪ラムトスル者頓ニ其ノ數ヲ增シ、當臺北市場ノ如キハ銀價ノ高低セムトスル每ニ不安ノ景況ヲ呈シ、屢次取引ノ澁滯ヲ見ルコトアリ。此ノ儘ニシテ推移セバ將來益其ノ弊ヲ增長スルハ疑ナキ所ニ有之候。

之ヲ要スルニ本島目下ノ狀態ハ、守舊ノ風ニ富メル多數ノ島民ハ尙未ダ甚シク圓銀流通ノ不便ヲ覺ユルノ域ニ達セザルニ、貿易關係ノ變遷ハ早ク既ニ現制改革ノ必要ニシテ且利益アルコトヲ示スニ至リタルモノニ有之、此ノ際改制著手ノ事ニ決定セラレ可然ト確信致候。併シ直ニ圓銀ノ通用ヲ禁止シ、急速ニ純然タル金貨制度ト爲サムトスルトキハ、獨リ政府ニ於テ交換基金等ノ準備ヲ要スルノミナラズ、一時島民ノ不便モ亦尠カラズト被存候。仍テ大略左記ノ方法ニ依ルヲ得策ト認メ候。

（一）臺灣銀行法ヲ改正シ、明治三十七年ヨリ新ニ一圓以上ノ金券ヲ發行セシメ、從來ノ銀券ト引換ヲ爲サシム。

（二）一圓銀貨ハ政府自ラ引換ヲ爲サズ、臺灣銀行券ト共ニ當分ノ內公定相場ヲ以テ政府ノ公納ニ收納ス。

（三）他日政府ニ於テ一圓銀貨ヲ公納ニ收納スルコトヲ止ムルニ至ル迄ノ期間ハ、右ノ公定相場ニ依リ一圓銀貨及銀行券ヲ法貨トシテ流通セシム。

（四）政府ノ收納シタル一圓銀貨及銀行券ハ再ビ之ヲ拂出サズ。

（五）必要ニ應ジ時機ヲ見計ヒ一圓銀貨ノ輸入ヲ禁止ス。

（六）臺灣銀行金券ノ普及ヲ見計ヒ一圓銀貨及銀券ヲ公納ニ收納スルコトヲ止ム。

（七）人民相互ノ合意ニ依リ圓銀ヲ授受スルコトハ政府關渉セズ。

大體右ノ順序ニ依リ、來三十七年以降約三箇年ヲ期シ改制ヲ完了スルノ方針ヲ以テ著手相成候ハバ、本島既往ノ變遷ト現況トニ照シテ急激ニ失スルノ弊ヲ避ケ、政府ニ於テモ格別ノ費用ト手數トヲ要セズ、民間ニ於テモ一時ニ改制ノ影響ヲ感ズルコトナク、極メテ圓滑ニ本島ノ幣制ヲ內地ト同一ナラシムルニ至ルヲ得ベクト存候。而シテ一度改制セラレタル以上、金貨制度ノ維持ニ付テハ、金貨國ニ對シ常ニ輸出超過ノ傾向ヲ有スルノミナラズ、將來少クトモ年々百五十萬圓內外ノ金ヲ產出スベキ見込アル本島ニ於テ、格別ノ懸念無之儀ト存候。右可然御詮議相成樣致度此段稟請候也。

事態既述の如くなるを以て、右の建議は遂に政府の認むる所となり、仍ち臺灣銀行法中銀券發行に關する諸條項を改正して、同行をして新たに金券を發行せしむることに決し、第十九回帝國議會に際し右に關する臺灣銀行法中改正法律案を提出することに內定したりしが、不幸にして同議會は解散せられ、遂に其の實現を見るに至らずして止めり。然れども當時臺灣經濟界の實狀は、來るべき臨時議會の開催を待つ能はざるものあり、一時律令の公布に依り同行をして金券の發行を斷行せしめ、以て當面の危機に備へんとするの議を生じ、明治三十七年一月二十一日臺灣總督府評議會は全會一致を以て之に關する律令案を可決するに至れり。されど總督府に於ては寧ろ臨時議會の召集を待ちて臺灣銀行法中を改正し、然る後金券を發行せしむるを以て妥當なりと認め、右律令案の奏請は一時之を中止することと爲せしが、其の後召集せられたる臨時議會は內閣の方針に依り時局關係以外の議案は一切之を提出せざることとなりしを以て、臺灣銀行法中改正の件も次期通常議會を待たざるべからざるに至れり。然れども右改正は將に焦眉の急に在り、而も一面日露開戰の後銀價上騰の勢ありて、臺灣に金本位制を施行することに依り生ずべき銀處分の問題の如き、此の機に際し改革を斷行するに於ては、財政上有利に解決せらるべき事情ありしを以て、遂に明治三十七年六月に至りて律令第八號を公布し、臺灣銀行をして金券を發行せしむることとなり、尋で律令第九號を以て壹圓銀貨の法貨たるを停め、公納のみに之を使用せしむる件を定めたり。左に右兩律令の全文を揭ぐべし。

律令第八號（明治三十七年六月十四日）

第一條　臺灣銀行ハ金貨ヲ以テ引換フヘキ券面金額一圓以上ノ銀行券ヲ發行スルコトヲ得

前項ノ銀行券ニ關シテハ臺灣銀行法ニ依リ發行スル銀行券ニ關スル規定ヲ準用ス但シ其ノ發行高ノ制限ニ付キテハ臺灣銀行法ニ依リ發行スル銀行券ノ發行高ト併算シ其ノ引換ハ臺灣銀行本店及臺灣總督府管轄地方內ノ同行支店ニ於テ之ヲ爲スモノトス

第二條　臺灣銀行法ニ依リ發行シタル銀行券ハ臺灣銀行本店又ハ臺灣總督府管轄地方內ノ同行支店ニ於テ臺灣總督ノ告示スル一圓銀貨ノ時價ニ依リ金貨又ハ本令ニ依リ發行スル銀行券ト引換フルコトヲ得

附　則

本令ハ明治三十七年七月一日ヨリ施行ス

律令第九號（明治三十七年六月十四日）

臺灣ニ於テ一圓銀貨幣及政府ノ極印ヲ施セル一圓銀貨幣ハ時價ヲ以テ公納ニ使用スルコトヲ得但シ時價ハ臺灣總督ノ告示スル所ニ依ルヘシ

本令ハ明治三十七年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

明治三十一年律令第十九號ハ之ヲ廢止ス

尋で同年六月八日政府は以上の律令公布に伴ひ、特に臺灣銀行に命ずる所ありしが、本命令は從來發行の銀券の處置竝に金券發行に伴ふ金準備に對する方針等を授けたるものにして、今其の全文を

掲ぐれば左の如し。

一、其行ニ於テ一旦銀券ヲ發行シタル以後ハ、臺灣銀行法第八條ニ依ル銀行券ヲ新タニ發行スルコトヲ許サズ。漸次之ヲ回收シ終ルベシ。但シ本年十二月金券ノ製造完備スルトキマデハ、必要止ムヲ得ザル場合ニ限リ、一時之ヲ發行スルモ妨ゲナシ。

二、其行銀行券ノ發行高ハ新舊兩種ヲ併セテ八百萬圓ヲ超過スベカラズ。

三、其行ニ於テ金額ヲ發行スルノ前、豫メ金貨百萬圓以上ノ準備ヲ設クベシ。

四、其行ニ於テハ常ニ金券ニ對スル正貨準備吸收ノ方法及之ガ流出豫防ノ方法ヲ豫メ調査シ、其方按ヲ申出ヅベシ。

五、右正貨ノ吸收維持ニツキテハ、日本銀行正貨準備ニ影響ヲ及ボサザル樣注意スベシ。

六、臺灣ノ產金ヲ吸收スルニハ日本銀行ト協議ヲ遂ゲ、互ニ競爭スルコトヲ避クベシ。

斯くて臺灣に於ける金本位制施行の問題は、一時應急の處置として律令公布に依りて斷行せられ三十七年七月一日以降臺灣銀行は金券を發行すべく、從來の法貨たる壹圓銀貨は只時價に依り公納に使用するを得るものとせられしが、之れ固より臺灣幣制上一新紀元を劃するものたると同時に、之を舊來銀使用に慣れたる臺灣島民の立場より觀るときは、假令過渡的便法として壹圓銀貨及銀券の使用を許容するとするも、尙且つ重要なる意義を有し、百般の取引に影響する所多大なるのみならず民心に及ぼす影響の更に至大なるものありしは言を俟たざる所なり。依て臺灣總督府は新幣制の施行に先立ち金券・銀券竝に壹圓銀貨等使用の件に就き左の箇條書を公表し、以て民心の安定、取引の圓滑を期せり。

（一）七月一日以後臺灣銀行ヨリ金券發行セラルベキモ、臺灣銀行ハ現在ノ銀券ヲモ發行スル權アルヲ以テ當分ハ金券ト併セテ銀券ヲモ發行スベシ。其大ナル理由ハ圓銀・銀券ハ遂ニ回收シ盡サルベキモノナレドモ、而モ金券ヲ發行スルニハ相應ノ準備ヲ要スルコトナレバ、一方ニ圓銀・銀券ヲ回收シナガラ、一方ニ金券發行ノ準備間ニ合ハザルトキハ、通貨缺乏ヲ來スベキニ在リ。他ノ理由ハ變化甚ダ急激ニ失スレバ、土人間又ハ土人ト內地人間ノ如キ銀勘定ノ取引ハ、大打擊ヲ蒙ルタメナリ。卽チ七月一日以後金券發行サルルト共ニ當分銀券モ發行サルベク、實際百般取引ニ何等ノ不便起ラザルベキナリ。

（二）七月一日以後圓銀ハ法貨タル資格ナク、只公納ニ許サレタルモ、銀券ハ然ラズ、現在ノママ法貨ナリ。去レドモ法貨タルト否トハ法令上ノ論ニテ、實際民間ニ於テハ圓銀ヲ公納ノ價格ニテ從來通リ流通スベシ。臺灣銀行ニ於テモ公納相場ニテ圓銀ヲ收入ニ受入ルル由ナリ。

（三）公納トハ租稅納付ノミナラズ、一切ノ政府收納ヲ含ムベシ。卽チ鐵道切符ノ賃錢ヲ拂フモ郵便切手ノ代價ヲ拂フモ、醫院ノ藥價ヲ拂フモ、官有物拂下代ヲ拂フモ皆公納ト謂フベシ。銀行ニ於テモ國庫金ノ收入ニ圓銀ヲ公納價格ニテ收受スル筈ナリト云フ。

（四）臺灣銀行ノ發行スル金券ハ數種アル由ニ聞キシガ、準備ノ都合アリテ當分主ニ五圓金券ヲ發行スベシ。卽チ五圓以下ノ授受ハ銀券又ハ補助貨ヲ以テセザルベカラズ。尤モ圓銀ハ法貨ナラネド、差支ナク流通スベキコト前陳ノ如シ。

（五）臺灣銀行ニテハ銀勘定ノ預金ハ追テ廢止スルモ、暫ク從來ノママ存スベシ。然レドモ貸出金ニ就テハ絕對ニ銀勘定ヲ爲サザルコトトナルベシ。

（六）金券ハ銀券ト同ジク紙幣トシテハ內地ニ通用スルモノニアラザレドモ、手形トシテ差支ナク買入レラルベケレバ、本島ノ金券ヲ內地ニ携帶シテモ左シタル不便ヲ感ズルコトナカルベシ。

又臺灣銀行に在りては、同年六月六日附を以て各支店・出張所に對し注意書を配付し、改制に關する諸般の注意竝に同行從來の取引に關しては努めて激變を避け、取引者の便宜を計らしめんことを達

したり。

既にして臺灣銀行は同年七月を以て新たに金券の發行を實施したるが、上述の如く同行銀券は尙法貨として引續き發行せられ、又壹圓銀貨は法貨たらずと雖も、時價通用は實質上從前法貨たりし時と變化なかりしなり。然りと雖も之れ固より一の過渡的便法にして、臺灣經濟界の金券使用に慣るを待ち、總て金勘定に統一すべきは勿論なりとす。加之一面臺灣銀行は同銀行法に依る銀券を發行し、且這般の律令第八號に依る金券を發行するものにして、此の如きは畢竟事情已むを得ざるに出でたる所なりと雖も、而も法制上の矛盾として非議せらるべき所なるを以て、政府は須らく臺灣銀行法を改正して右律令を廢止し、以て同法の下に金券の發行を行はしむることを期せしが、同三十七年末の第二十一回帝國議會に際しても未だ該改正法律案を提出するに至らず、翌三十九年第二十二回帝國議會に至り、漸く之が改正法律案の提出を見、同年二月十七日法律第三號を以て公布せられたること既に述べたる所の如し。今右改正法中銀行券に關する部分を見るに、其の要點は從來の銀券發行制を金券發行制に改めたること、第九條但書の削除に依り保證準備發行額をして正貨準備發行額に超過せしめざらんとする所謂半額準備制を廢し、臺灣經濟界の發達に準じ發行力伸張の餘地を與へたること及舊銀券の引換に關する規定を設けたること等之なりとす。

斯くて臺灣銀行の金券發行制は同銀行法に基くこととなり、曩の律令に基く金券發行制の繼續を要せざるに至り、明治三十九年六月律令第五號を以て明治三十七年律令第八號は左の通り廢止せられたり。

律令第五號（明治三十九年六月九日）

明治三十七年律令第八號ハ之ヲ廢止ス但シ同律令ニ依リ既ニ發行シタル銀行券ニ付テハ此ノ限ニアラス

敍上の如くして臺灣經濟界の多年の懸案たりし幣制改革の問題は、玆に至つて先づ臺灣銀行金券發行の制を名實共に確立することに依り解決せしを以て、同行は更に壹圓銀貨幣竝に舊來發行の銀券を整理し以て完全なる金本位制の施行を期するに至れり。先づ壹圓銀貨幣整理の狀況を看るに曩に明治三十七年七月臺灣銀行に於て初めて金券の發行を爲したる當時にありては、屢々記したる如く壹圓銀貨は法貨たらずと雖も民間の通用は尙自由に行はれ、銀券及金券と共に流通せしが、其の後世界の銀價騰貴に依り、壹圓銀貨幣は陸續として海外に流出し、又臺灣銀行を經て內地に移出せられたる結果、明治四十年に至り一時臺灣市場に殆んど其の跡を絕ち、之に代りて臺灣銀行券・日本銀行兌換券等の流通普及を招來したり。然れども同年十月以降世界の銀價暴落し、之に伴て圓銀は又再び大に輸入せられ、一般に其の流通を見るに至りしを以て、臺灣銀行券の如きは之が爲大に其の發行・流通を阻碍せられ、同年上半期總發行高三千三百四十九萬餘圓なりしもの、同年下半期に於ては二千八百九十一萬餘圓に減少し、延て臺灣の幣制は再び紊亂に導かるるの虞あり、玆に圓銀整理問題は緊急の要事となれり。依て政府は先づ銀貨の流入を防止せんが爲め、明治四十一年十月左の如く律令第十五號を公布して、之が輸移入を禁止せり。

律令第十五號（明治四十一年十月二十七日）

帝國貨幣ニ換算シテ百圓ヲ超過スル一圓銀貨幣及外國銀貨幣、三圓ヲ超過スル外國補助貨幣竝粗銀ノ移入及輸入ハ之ヲ禁止ス一圓銀貨幣及外國銀貨幣ニシテ通シテ百圓ヲ超過スルモノ亦同シ

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

明治三十六年律令第五號及明治三十七年律令第五號ハ之ヲ廢止ス

（備　考）明治三十六年十月六日律令第五號ハ輸入粗銀ノ課稅ニ關スル件、同三十七年四月五日律令第五號ハ外國補助貨幣ノ輸入禁止ニ關スル件ナリ。

同時に律令第十六號を以て明治三十七年律令第九號卽ち壹圓銀貨の公納使用に關する律令を廢止し、更に律令第十七號を以て壹圓銀貨の引換に關する件を定め、引換價格は總督府告示の公定相場に依るものとし、尋で同月臺灣總督府令第六十五號に依りて壹圓銀貨の引換期限を明治四十二年四月三十日と定めたり。卽ち次の如し。

律令第十七號（明治四十一年十月二十七日）

政府ハ時價ヲ以テ一圓銀貨幣ノ引換ヲ爲スヘシ但シ時價ハ臺灣總督ノ告示スル所ニ依ル

前項ノ引換期限ハ臺灣總督之ヲ定ム

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

臺灣總督府令第六十五號（明治四十一年十月三十日）

明治四十一年律令第十七號ニ依ル一圓銀貨ノ引換ハ明治四十二年四月三十日限トス

附　則

本令ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

又同月二十四日臺灣總督府告示第二十五號を以て、右壹圓銀貨の引換場所を臺北本金庫竝に其の所屬支金庫と指定し、玆に圓銀整理の問題は法制上之を完了することを得たり。

次に臺灣銀行銀券の整理狀況を窺はんに、上述の如く銀券は明治三十七年金券發行以後に於ても尙多少の發行を見しが、金券の流通普及に伴ひ漸次其の發行額を減じ、明治三十九年三月臺灣銀行法中改正の實現を見るに及んで遂に全く其の新規發行を停止し、旣發のものは漸次之を回收したるを以て、明治三十七年中平均發行高三百八十五萬九千餘圓となりしもの、爾後急減して四十一年には僅に二萬六千餘圓となれり。而して一面上記の如く圓銀の整理漸次進捗するに從ひ、之と引換ふべき銀券も亦期限を定めて整理を了するの必要あるに至り、明治四十一年十二月律令第十九號を以て左の通り公布し、銀券の通用期限を明治四十一年十二月三十一日限と定めたり。

律令第十九號（明治四十二年一月四日）

臺灣銀行ニ於テ發行シタル一圓銀貨ヲ以テ引換フヘキ銀行券ノ通用期限ハ明治四十一年十二月三十一日限トス

尋で翌四十二年三月に至り法律第一號を以て、左の如く右銀券の引換期限を明治四十二年十二月三十一日限りと定め、且其の引換方法を規定し、玆に銀券の整理も亦法制上の處理を了するを得たり。

法律第一號（明治四十二年三月二日）

臺灣銀行ニ於テ發行シタル一圓銀貨ヲ以テ引換フヘキ銀行券ヲ所持スルモノハ明治四十二年十二月三十一日迄ニ其ノ引換方ヲ臺灣銀行ニ請求スヘシ

前項ノ場合ニ於テハ銀ノ時價ニ依リ金貨又ハ臺灣銀行ニ於テ現ニ發行スル銀行券ヲ以テ之ヲ引換フヘシ但シ銀ノ時價ハ臺灣總督ノ告示スル所ニ依ル

附　則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

而して銀券回收の實績は左表に依りて之を知るを得べく、其の極めて順調に進捗せるは明かなり。

臺灣銀行銀券每年平均發行高及市場流通高表

年次	發行高	市場流通高	年次	發行高	市場流通高
明治三十七年	三、八五九、四七四円	二、六七三、三一二円	明治四十年	三〇、四一六円	二七、四〇五円
同　三十八年	一、二二四、七八七	三一七、五六七	同　四十一年	二六、一七三	二二、六八六
同　三十九年	八四九、九七四	四六、六〇六	同　四十二年	二〇、〇一三	一九、九三一

以上述べし所の如く、銀券の引換は明治四十二年十二月を以て終了し、又既に壹圓銀貨の整理も之を完了したるを以て、臺灣の通貨は今や臺灣銀行金券及內地通貨に限られ、壹圓銀貨・外國貨幣等は全く市場より其の跡を絕ち、領臺後十五年にして初めて完全なる金本位幣制の實現を見るに至れり。蓋し臺灣經濟界に於て將に一新紀元を劃するものと言ふべく、爾後銀價變動に伴ふ各種取引の不便を排除するを得、臺灣銀行にとりては營業上不測の損失を蒙るの惧なきのみならず、玆に臺灣幣制の整備なる一大使命を果すことを得たり。

第三款　金券發行後の銀行券發行狀況

既に述べし如く、臺灣銀行は明治三十七年七月を以て金兌換の銀行券を發行することとなりしが當時臺灣の民情久しく銀使用に慣れ、愛銀の念特に强きに鑑み、且經濟界の急激なる變化を避くるが爲め、舊來の銀兌換の銀行券も其の發行を繼續すると共に、一面金券の流通普及に就きては最も愼重なる注意を以てしたる結果、漸次良好の成績を示し、流通區域次第に擴まり、其の信用從て鞏固なるを得たり。之を明治三十八年十二月の調査に係る「臺灣銀行金券流通の景況報告」に就て見るに、金券の流通普及は短期間にして極めて順當なる經過を示し、民間漸く銀行券の使用に慣れ、其の信用從て向上したるを以て、明治三十七年中の銀行券總發行高（金券及銀券合計）六千六百五十三萬餘圓に達し、前年に比して一千二百三十二萬餘圓の增加を見たり。翌三十八年に於ては一年總發行高兩者合計五千五百三十九萬餘圓にして、卽ち前年に比し一千百三十九萬餘圓を減少したりと雖も、試に之を各月末發行高に就きて見るときは、一月末六百十萬餘圓、四月末七百十二萬餘圓、六月末七百八十四萬餘圓、十月末八百二十五萬餘圓、十二月末七百八十一萬餘圓等にして、從來に比し著しく巨額を算したり。之を同年中の月末發行高に就き、正貨準備及保證準備の兩者に分ちて對比すれば、保證準備發行多くして、正貨準備發行高に接近し、前者の發行額制限の狹小を感ずる狀態に在りたり。而も一面に於ては臺灣經濟界の發展に伴ひ、資金の需要漸增の趨勢にあり、從て銀行券の發行增加を誘致すべしと雖も從來の如く保證準備發行高を正貨準備發行高に超過せしめざる制限を存するときは、銀行券發行上支障を生じ、延て經濟界の資金需要に應ずる能はざるなきを保せざるを以て、曩に一言したるが如く明治三十九年二月法律第三號を以て臺灣銀行法第九條第二項但書を削除して右の制限を除き、五百萬圓を限度として隨時保證準備の發行を爲し得ることとし、以て經濟界の趨移に伴ふ資金需要の增加に備へしむることを期せり。

斯くて保證發行の範圍は擴張せられたるも、爾來臺灣經濟界は駸々乎として進み、資金の需要愈々增加し、遂に同三十九年十月六日に至り、同日より十月末日迄の期限を以て最高限百萬圓を限度とする保證準備制限外發行の認可を受くるの已むなきに至れり。而して右の制限外發行の最高額は六十七萬圓にして、旬日ならずして之を回收することを得たるが、同年中の發行總額は五千五百三十九

萬餘圓にして、前年に比し二十五萬餘圓の增加を見たるに過ぎざりき。然るに翌四十年に入るや、米・砂糖等の輸出資金竝に民間諸事業の進捗等の關係より資金の需要大いに興り、遂に同年三月一日より翌四十一年九月末日迄引續き制限外發行の認可を受くる狀勢となれり。卽ち同四十年二月十九日に於ては、三月一日乃至六月末日の期間にて、二百萬圓を限度とする認可を受けて四月十日以降之を實行し、次で同年六月二十八日に至り期限を七月一日乃至十月末日とし、最高二百五十萬圓を限度として認可を受け、七月十日以後之を實施し、更に十月二十八日に至りて、期限を十一月一日乃至翌四十一年三月末日とし、最高三百萬圓を限度とする認可を受け、而も其の間五十萬圓を限度として追加發行の認可を受け、更に四十一年三月三十一日に至つては期限を四月一日乃至九月末日とし、最高三百萬圓を限度として政府の認可を受けたり。而して此の間に於て明治四十年十月以降世界の銀價暴落に際し、臺灣は特殊の事情に依り時價よりも高位に流通したる爲め、遂に甚だしき銀貨流入の勢を馴致し、壹圓銀貨の輸入總額一時三百萬枚に上り、爲に臺灣銀行券の流通著しく阻碍せられ、從て制限外發行も明治四十一年三月を以て熄み、同月末保證準備發行殘高も四百二十五萬餘圓に降りしが一方政府は旣述の如く市場の惡影響と幣制の混亂を慮り、銀貨の輸入に嚴重なる取締を加へたると他方進運に向へる糖業其の他產業界の盛況、官業の進捗、輸出の增加、米の增收等との爲め、資金の需要大いに興りて銀行券の增發を促し、同年八月の如きは一日平均千三百餘萬圓の發行を爲し、同月三十一日以降遂に曩に認可を得たる制限外發行を爲すに至れり。

越えて翌四十二年に於ては糖業界は未曾有の盛況を極め、之が生產に將た輸移出に巨額の資金需要を喚起したるを以て、茲に銀行券の增發を促し、遂に同年一月十八日に至り、同日以降六月末日迄の期限を以て二百萬圓を限度とする制限外發行の認可を受け、尋で六月二十六日に至り、期限を七月一日乃至十二月末日とし、最高三百萬圓を限度とする認可を受け、而も同期間中百萬圓を限度として追加發行の認可を仰ぎ、更に同年十二月二十七日に至り、期限を翌四十三年一月乃至六月とし、制限外發行限度を四百萬圓とする認可を受け、前回同樣百萬圓の追加發行の認可を受けたり。

以上の如く明治三十九年十月初めて制限外發行の認可を受けたる後、同四十三年六月に至る前後四十五箇月は殆ど制限外發行の認可期間に屬し、然らざるもの僅に七箇月を算するのみにして、而も四十二年中及四十三年初頭の如きは制限外發行を以て常態と爲すが如き奇觀を呈したり。今此の如き景況を見るに至りし所以を尋ぬるに、旣述の如く銀貨の整理に伴ひ自然銀行券は之に代つて流通し、且同島人間に於て銀行券の使用に慣れ、其の信用を增したる結果其の增發を促したるに因るは勿論なりと雖も、更に當時目醒しき躍進を遂げたる同島產業に於ける資金需要の激增等に因る所最も大なりと言ふべし。蓋し同銀行券發行制度は其の創立當初に定められたるものにして、其の後明治三十九年中多少の改革を加へられしと雖も、之を以て旣に舊套を脫して飛躍的發展を遂げたる臺灣經濟界の要求に應ずること能はざるは極めて明なる所なり。加之更に一度眼を將來に轉ずれば築港・鐵道・水利・電氣・山林事業等の官業を初め、製糖・製鹽・製紙・開墾・埤圳・採鑛・倉庫・製腦等民間諸事業にして漸次確實なる基礎を定め、爾後資金の供給を得て完成を期するもの枚擧に遑なき狀勢に在りしなり。茲に於てか臺灣の中央銀行として、官業に、民業に、將た海外貿易に至大の期待を受くる同行は、大いに資金の充實を計り使命の達成を期せざるべからざるに至れり。

是より曩き旣に明治四十年二月臺灣銀行は同島經濟界の趨勢に鑑み、保證準備發行制限額擴張の

必要を政府に具申し、更に同年九月重ねて之を申請したりしが、大藏省は尙熟慮の要ありと爲し未だ決行に至らざりしを以て、四十二年九月二十五日に至り復又左の如く詳細に其の事情を開陳し、右制限擴張の必要なる所以を明かにせり。

弊行銀行券保證發行擴張ノ必要ニ關シテハ、明治四十年二月及同年九月ノ二回ニ具狀致置候處、同年十月以降銀貨ノ輸入著シク增加シ、其ノ額昨年五月マデニ三百餘萬枚ノ巨額ニ達シ候爲メ、弊行銀行券ノ發行高ハ其ノ影響ヲ被リ、一時約二百萬圓ノ減少ヲ來シ候得共、爾後臺灣ニ於ケル官民諸般ノ事業ハ穩健ナル發達ヲ爲シ資金ノ需要益々增加スルニ伴ヒ、漸次其ノ發行高ヲ增加シ、今ヤ一千三百萬圓內外ニ達シ、今春以來引續キ制限外發行ヲ見ルニ至リ、其ノ最高ハ八月初ニ於ケル二百六十一萬餘圓ニシテ、當時總發行高ハ一千四百十萬餘圓ニ上リ申候。殊ニ銀貨ハ或ハ對岸ニ流出シ、或ハ國庫ノ收入トナリテ、多少其ノ流通ヲ減少シ、之ガ補塡トシテ銀行券ノ需要ヲ喚起シタルノミナラズ、官民諸事業就中製糖業ノ發展ニ多額ノ資金ヲ要シ、臺灣經濟界ノ發達ト共ニ、弊行銀行券モ亦隨テ增加シ別表ノ如ク三十八年以降四十二年、但シ四十一年ハ多額ノ銀貨輸入アリテ銀行券ノ流通著シク減少セシヲ以テ之ヲ除ク）ニ至ル三箇年平均增加率ハ約百七十萬圓ト相成將來數年間ハ引續キ此ノ率ヲ以テ遞增スベキコトト被存候。隨テ制限外發行ヲ以テ常態ト爲スノ狀勢ニ有之候ニ付、此ノ際保證發行高ヲ擴張シ、資金ノ供給ヲ豐ニシテ、經濟界自然ノ趨勢ニ應ズル樣致度候間特別ノ御詮議ヲ以テ願意御採納被下度、弊行營業成績表竝臺灣經濟ノ發達ニ關スル參考表相添此段申請候也。

（別表及參考表省略）

政府は右申請の趣旨を認めて翌四十三年三月第二十六回帝國議會に際し、臺灣銀行保證準備發行制限額を五百萬圓より一千萬圓に擴張せんとする臺灣銀行法中改正法律案を提出して其の協贊を經、既述の如く同年四月法律第四十六號を以て之を公布したり。

而して政府は右保證準備發行制限擴張に伴ひ、同行の享受する利益の尠からざるべきに鑑み、之に多少の義務を負はしむるを至當なりとし、同月二十六日同行に對し左記事項の遂行を命じたり。

一、正貨準備ハ可成金券發行高ノ半額ヲ標準トシテ備ヘ置クベシ。

二、臺灣總督府貸上金利率ノ遞減ヲ努ムベシ。

三、必要ナル場合ニハ臺灣島內ニ金庫ヲ設置スベシ。

四、一般貸付利率爲替步合及送金手數料ハ可成輕減スルコトヲ努ムベシ。

五、日本勸業銀行代理貸付ノ外、必要ニ應ジ自行資金ヲ以テ不動產貸ニ放資スルコトヲ努ムベシ。

斯くて臺灣銀行券の保證發行制限額は一千萬圓に增加せられしが、臺灣經濟界の大勢は依然として發展の一路を辿り、之に伴ひ明治四十三年中に於ける一日平均發行高は一千三百九十二萬餘圓に上り、之を前年に比すれば二百二十四萬餘圓の增發にして、又各月末發行高に於ては、一月末の一千百萬圓臺に對し五月末一千五百萬圓を超え、十二月末の如き一千六百萬圓を超ゆるの狀況を示せり。斯くて翌四十四年に入りては益〻資金の需要を增し、各月末發行高は一月末一千四百萬圓臺より、五月末一千八百萬圓に垂んとし、七月末一千九百萬圓を超え、十月末及十一月末には稍〻減少したるも、十二月末に至りては再び一千九百餘萬圓を算したり。されば同年中平均一日發行高は一千六百四十九萬餘圓にして、前年に比し更に二百五十六萬餘圓を增加せり。而して同年中の保證準備發行高を見るに、年初八百萬圓前後なりしもの五月末以降は九百萬圓を超え、就中九月末の如きは九百八十九萬餘圓に達するの狀況なりしを以て、年末決濟資金の必要と國庫金繰の關係とに依り、資金の需要は益〻膨脹することとなり、同年十二月二十六日同行は遂に同日より翌年一月十五日迄、發行限度を二百萬圓とする制限外發行の認可を受くるの已むを得ざるに至れり。

尋で翌四十五年に入りては年初限外發行の必要を見ざりしも、五月に入りて資金の需要增加を見同月九日に至り、期限を同日より十月末日迄とし、二百萬圓を限度とする限外發行の認可を受くるに至れり。然るに同年八・九兩月及大正二年秋季に於ける臺灣稀有の暴風雨は、甘蔗其の他の農產物に甚大なる損害を與へ、又一方行政整理の結果官民事業の繰延又は中止となり、延て商業界の不景氣を招來する等、經濟界の不況は銀行券の發行高に影響し、大正二年に於ては漸次減退して一日の平均發行高は一千五百七十萬餘圓となり、翌大正三年には平均千四百二十萬餘圓、同四年には臺灣產業界の不振と歐洲戰亂に基く世界的不景氣とに依り、資金の需要益〻減じたるを以て、銀行券の發行高も亦之と共に減少し、一日平均千三百五十二萬餘圓にして、卽ち大正元年に比し五百五十萬圓餘の減退を示せり。從て此の間制限外發行の如きも極めて僅少にして、其の發行認可を得たるは大正元年十二月十九日乃至翌年五月三十一日の限度三百萬圓、大正二年十二月二十四日乃至翌年一月三十一日の限度二百萬圓の兩度にして、其の實際發行額は前者に於て最高九十六萬四千餘圓(發行期間七日)、後者に於て最高六十五萬一千餘圓(發行期間十一日)なりとす。然るに大正五年に入るや甘蔗の豐作、移出米の盛況に加ふるに、時局の影響を受け一般に產業界の好調は、各方面に於ける資金の需要を頓に增加せしむるものあり、臺灣銀行は同年五月二十三日より十一月末日に至る間、限度二百萬圓の制限外發行の認可を受け、五月及九月末前後に於て五日間に互り最高五十五萬五千餘圓の發行を實行せり。而も後期に於ては例年の第二期米資金及新舊節季決濟資金と國庫納入樟腦資金等の需要に依り、銀行券の發行高に增加を來すことは明かなるを以て、同行に於ては十二月一日以降六年五月三十一日迄、制限外發行限度四百萬圓の認可を受けたるが、其の後年末に近くに從ひ節季資金需要の爲め發行高は一層激增せしかば、新に十二月二十六日より翌六年一月末日に至る間、特に百萬圓增加の件を申請し卽ち制限外發行限度五百萬圓の認可を得て資金の急需に應じたり。而して其の實際發行せし日數は大正五年十二月以降翌六年五月に亙る百四十六日に及び、臺灣銀行の銀行券は茲に再び制限外發行を以て殆ど常態と爲すに至りし觀あり、其の最高發行額の如きも四百四十四萬八千餘圓に達せり。而して右の如き資金需要の傾向は、其の後に於ても依然繼續の大勢にありしかば、臺灣銀行にては、六年六月一日より十一月末日に亙り限度五百萬圓の制限外發行認可を得、爾後九十七日間に亙りて之を發行し、其の最高發行高は四百七十六萬二千餘圓に達せり。尤も同年六月中旬以後に於ては、米國の金塊輸入に依り正貨準備豐富を告げ、七・八兩月に亙り一時制限外發行の消滅を見たることありしも、間もなく米國の金輸出は禁止せられ、再び制限外發行を見るに至りしものとす。加之爾後銀行券の發行高は產糖增加の豫想、第二期米の好況及國庫歲入の關係等と相俟ちて益〻增加の趨勢に在りしを以て、臺灣銀行に於ては十一月二十九日に至り、同年十二月一日以降翌年五月末日に亙り、限度五百萬圓の制限外發行認可を得たるが、年末に接近すると共に資金の需要は豫想外に增進したるを以て同行は十二月二十四日より翌年二月十五日に至る間、更に三百萬圓を增加し、合計八百萬圓の制限外發行を認可せらるるに至れり。

以上述べし所の如く、臺灣經濟界の進運は停止する所を知らず、而して之に伴ふ資金の需要亦增加し、臺灣銀行券の發行高及市場流通高は益〻增進する趨勢に在りたり。茲に於てか臺灣銀行に於ては再び保證發行制限額擴張の必要を認め、大正六年十二月十五日大藏大臣に對し臺灣銀行法中改正の必要を具陳したるが、大藏省は臺灣經濟界の趨勢に鑑みて同行の申請を承認することと爲し、卽ち從

來の保證發行制限額一千萬圓を二千萬圓と爲すべき改正法律案を第四十回帝國議會に提出し、其の協贊を經て大正七年四月法律第二十七號を以て之を公布し、同月十五日より之が實施を見たり。

斯くて保證發行餘力の擴張せらるるに及び、爾後大正七年中は遂に制限外發行を見ず、大正八年一月末に於て僅に一萬二千餘圓の現在高を留めたるに過ぎざりき。然るに大正八年下半期以降九年上半期に亙りて、再び連月制限外發行を見たり。之れ蓋し大正八年下半期以降に於ける好景氣に依り、一般に資金の需要を增加したるに因る所なるも、大正九年下半期に入り財界の恐慌狀態に陷ると共に、臺灣銀行に於ては大いに貸出を控へ、警戒を嚴にしたるを以て、自ら限外發行券も亦回收せられ其の後大正十二年上半期に至る迄は、年末・年初又は期末等の金融繁忙期に幾分の發行を見たるに過ぎざるなり。されど大正十二年六月以後に至るや、僅に大正十三年一月及二月を除き、昭和元年末に至る迄一箇月として制限外發行を見ざることなく、昭和元年末の如きは其の現在高實に一千四百九十八萬餘圓を算するに至れり。此の如きは臺灣經濟界の發展に基く所にして、就中米・砂糖・芭蕉實等の生產增加及取引の膨脹に負ふ所大なるものあるは爭ふべからず。然りと雖も他方大正十二年關東大震災以後に於ける本邦財界は、必ずしも之を好況と爲すべからざる實狀に在り、日本銀行及朝鮮銀行に於ける兌換券發行高に幾分引締の傾向を見たるに拘らず、臺灣銀行のみ獨り戰時好況時代と同等若くはそれ以上に兌換券の發行を必要と爲したることに就ては、自ら特殊の事情なき能はざるなり。右に關し大正十三年十一月同行が大藏當局に對し說明せる所を見るに曰く『本行發行券の狀勢は、近年日銀及び鮮銀のそれと稍趣を異にして、增發の一路を辿りつゝあり。之れ昨年以來米・砂糖・芭蕉實の好況今年に入り一層著しく、此等の資金需要に依り、漸を追ふて膨脹し來れるものにして、本島特殊の事情與つて力ありと曰はざるべからず。先年好況時に比し、商取引量竝に物價尙相當下位にあるを以て、假令農產物の好況てふ事情あるも、現今發行高が大正八年頃と略同じきは一見奇異の感なきにあらざるも、之は他面一般に信用取引を減じ、現金取引の增加したること、重大なる關係を有する爲めにして、殊に銀行券が農產物代金として多く地方民の手に入るや、流通速度遲緩なるは見逃すべからざる事實なり。試に大正八年以來臺灣に於ける手形交換高と銀行券發行高を比較對照するに、近時の銀行券膨脹は大正八・九年頃の如く物價暴騰・投機取引旺盛の結果にあらず、移輸出の激增に伴ふ資金實需に起因し、一方信用取引の縮少せることを知り得べし』云々と。卽ち臺灣に於ける通貨の膨脹は特殊農產物の生產增加に加ふるに信用取引の縮少又は其の未發達に基く所なり。而して事情右の如くなりしを以て、同行の制限外發行券は容易に之が回收を見ず、却て常に發行の繼續又は增加發行を申請し、以て資金の需要に應じたり。試みに之を實際に就きて見るに、同行が大正十二年九月以降制限外發行の認可(增額認可を含む)を得たるものは十二年九月中五百萬圓、十一月乃至翌十三年二月中一千萬圓、十三年二月乃至三月中五百萬圓、五月乃至八月中五百萬圓、九月中五百萬圓、十月十一月中五百萬圓、十一月中一千萬圓、十三年十二月乃至十四年一月中一千五百萬圓、十四年一月中一千三百萬圓、二月中一千二百萬圓、三月中八百萬圓、四月中八百萬圓、五月中九百萬圓、六月中九百萬圓、七月中一千二百萬圓、同月中千四百萬圓、八月中一千五百萬圓、九月中一千四百萬圓、十月中一千百萬圓、十一月中一千三百萬圓、十二月中一千六百萬圓、十四年一月中一千二百萬圓、二月中九百萬圓、同月中更に百萬圓、三月中八百萬圓、四月中九百萬圓、五月中六百萬圓、六月中七百萬圓、七月中八百萬圓、八月中八百萬圓、九月中六百萬圓、十月中百萬圓、十一月中二百萬圓、同月中更に二百萬圓、十二月中九百萬圓、同月中

更に三百萬圓等なりとす。

次に銀行券の發行準備に關して一言せんに、臺灣銀行券の發行準備は、明治三十二年九月政府より金二百萬圓の貸下を受け、其の準備に充てたるに始まれるものにして、銀券發行時代の準備としては右貸下金の外、島内に於ては粗銀及無傷圓銀等の買入を行ひたるのみならず、時々海外市場に銀貨及地金等を求むるの方法を講ずると共に、他方樟腦拂下代金の國庫收納金及日々變動せる銀相場に對し適當の調節を行ひ、以て正貨準備の減少を防ぎたる等、其の苦心亦尠からざりしなり。斯くて臺灣銀行が其の開業以來明治三十七年六月迄に發行したる銀行券は專ら壹圓銀貨の兌換券にして、之に對する圓銀の交換拂出高は毎年百五十萬乃至二百萬圓の間に在り、而も其の間發行高の增加するに從ひ準備を要すること益多きを以て、同行に於ては夙に明治三十三年八月之が鑄造方を政府に出願したるが、當時壹圓銀貨は明治三十年に公布せられたる貨幣法に據り既に本邦の貨幣にあらざるを以て、政府に於ては種講究の結果、法規の公布に依らず、必要に應じ臺灣銀行より臺灣總督府を經由して銀地金を大阪造幣局に輸納し、同局に於て特に之を臺灣銀行券引換元圓銀として鑄造することとなれり。而して臺灣銀行より右鑄造の原料として造幣局に輸納したる銀の數量は、合計二萬六千百二十貫匁餘に上り、之に依りて製造したる壹圓銀貨は明治三十七年三月迄に三百九十五萬九千九百七十一枚なりしが、後三十八年上半期中更に五萬三千四百七十三枚を鑄造したるを以て、總計四百一萬三千四百四十四枚に達せり。

之より嚮、同行に於ては臺灣の產金を一手に吸收し、主として日本銀行に供給する目的を以て、明治三十三年十月瑞芳鑛山及金瓜石鑛山、四十二年一月牡丹坑鑛山と資金の供給及產金の買收に關する契約を締結し、爾來右三金山に對し巨額の融通を爲し、以て其の業務の擴張に資したるが、就中日露戰役中は政府の方針に遵ひて一層之が援助に努め、其の產金は同行自身の準備に充つる以外、更に之を日本銀行に供給し、以て兌換準備の補充を爲せり。尙ほ同行に於ては三金山に對し產金買收の契約を結ぶと同時に、他方本島人より砂金の買入を開始したるが、之が買入に際し含金量を確知せんが爲め、特に金銀分析所を設くることとし、明治三十三年八月之が認可を得、大阪造幣局より技術者及職工を轉用し、分析部を基隆出張所に設け、臺灣銀行基隆出張所分析部金銀地金買入規則及臺灣銀行基隆出張所分析部金銀地金品位證明規則を定め、以て其の事務を開始せり。

基隆出張所に於て金買收事務を開始するや、當時同行の開業日尙淺く、本島人間には未だ銀行の何たるやを解せざるもの多く、從て金塊の買入に疑惑を抱けるものありしを以て、同行は金塊買入の國家的事業にして、地金業者の利益を保護するものなることを公告し、其の理解を得ることに努めたるのみならず、從來本島人に依り對岸に輸出せし金塊又は砂金の如きも、臺灣銀行分析所を經て賣込を爲すときは、品位量目共頗る正確にして便利なりしかば、同行分析所の信用は日に昂まり、明治三十五年の如きは持込高百六十三貫百六十匁（價格六十萬七千二百十一圓）を算するに至れり。然れども爾後瑞芳鑛山の經營方法の變更、川筋砂金の減少、竝に臺灣に於ける消費高の增加等に因り、持込高に減少を來し、明治四十年には僅に七百七匁（價格二千六百八十四圓）となり、爾來全く杜絕し、將來に於ても到底買收の見込なきに至りしを以て、分析所も亦之を存續する必要を認めざることとなり、明治四十一年六月限り之を廢止したり。

臺灣銀行券の準備は、既述の如く主として本島内の產金を以て之に充つる方針の下に行はれたる

ものにして、第一回保證擴張卽ち明治四十二年十二月末日に於ける同行の準備は四百九十二萬七千八百十一圓なりしが、大正五年八月以來時局の影響を受け、印度其の他に對する爲替調節の爲め、同行は米國より金貨を輸入したることあり、從て第二回保證擴張の當時卽ち大正七年四月には千八百六十四萬五千九十七圓の準備を示せり。

以下臺灣銀行券の發行及準備・保證に關する主要なる計數を表示し、以て參考に資すべし。

（一）臺灣銀行券發行高年期別表

年次	上半期 總發行高	上半期 期末現在高	下半期 總發行高	下半期 期末現在高	一年總發行高
	円	円		円	円
明治三二年	一四、四九八、一二二	五、三九八、〇九四	二、四七〇、八二七	一、八三四、九一七	二、四七〇、八二七
同　三三年	一九、六四五、八三一	三、六三七、九二〇	二八、〇九二、七五六	三、六九〇、八九二	三七、一九二、七八四
同　三四年	二一、四九四、五〇六	四、二五八、七九三	一七、三六二、一二三	二、九四三、七五一	三三、三七〇、〇三四
同　三五年	二四、一五八、二五九	四、六五五、五二〇	一九、一五四、一八九	三、九七七、三四九	三六、三八九、九〇二
同　三六年	三〇、六五九、〇九九	四、九七四、一三四	二九、七〇〇、八四四	四、一六一、一六三	四九、二〇三、五八三
同　三七年	三四、六三五、四六〇	七、八四七、六一三	四〇、八四六、九三四	五、九〇一、二四五	六六、五三一、八九九
同　三八年	三〇、六九三、四〇二	八、九五六、七〇八	二八、三五三、二五七	七、八一四、九七四	五五、一四一、一〇四
同　三九年	四三、三八五、一〇〇	九、九八九、三九〇	三三、六五四、六八八	九、八八八、〇二〇	五五、三九一、三八二
同　四〇年	四四、六五〇、一九二	八、四〇五、八九一	三八、九〇八、二三〇	一〇、六三八、五〇二	七二、三〇三、九四〇
同　四一年	四四、三四二、二七三	一二、八五二、八四六	三八、二七六、四八一	九、七〇四、二一二	七四、五二〇、七八二
同　四二年	七〇、九三五、二七〇	一五、九三四、〇一三	五八、四五八、一八〇	一三、〇〇七、二三四	八九、九四七、六〇七
同　四三年	九二、九九五、九一一	一七、二七九、九八六	一〇五、六三九、〇五三	一六、〇四九、四一一	一六〇、六四〇、三一〇
同　四四年	九九、一九一、七六九	二〇、〇四七、三七六	一〇二、九四〇、四八六	一九、三八一、九八九	一七八、六五六、四一一
大正元年			九八、八八二、八七六	二〇、四一四、八五〇	一七八、〇二七、二六九

年次	總發行高	期末現在高	總發行高	期末現在高	一年總發行高
同　二年	八八、九七〇、六五〇	一四、四七一、四七〇	八九、三九六、一〇七	一六三、八九五、二八七	
同　三年	七〇、二三三、三四〇	一四、〇〇二三、二五〇	七五、一〇三、三九〇	一三一、三一三、四八〇	
同　四年	九一、五四〇、五三六	一四、三七八、一七七	九〇、五〇一、〇二七	一六七、六六三、三八六	
同　五年	九四、五五八、二六五	一七、九六九、三〇五	九七、〇二三、〇六五	一七三、六一二、〇二五	
同　六年	一一二、一八五、八五八	二六、八四一、一二〇	一一二、四五七、二二〇	一九七、八〇一、九五八	
同　七年	一二四、四一六、四八一	三〇、二八三、〇二五	一二九、一九二、〇二五	二二三、三二五、四八一	
同　八年	一四九、〇三六、〇〇九	四〇、二五〇、二三五	一七四、二三七、七三五	二八三、〇二三、五〇九	
同　九年	一九八、五五一、九四一	四三、四四九、三四四	一九五、一五三、七四四	三五〇、二五六、三四一	
同　一〇年	一八二、二二八、三一九	三六、二七〇、四〇〇	一七四、四八九、四〇〇	三二〇、四四七、三一九	
同　一一年	一七六、四八四、四七七	三三、九九九、四九三	一九二、九四四、六九八	三三五、四二九、六八二	
同　一二年	一八八、七七〇、三七八	三五、一七一、四一九	一九四、六三四、〇五四	三四八、二三三、〇一三	
同　一三年	一八五、四八六、四三〇	三七、七一七、七八五	二〇三、三七九、八六八	三五一、一四八、五一三	
同　一四年	一九三、〇二八、三〇四	四六、四一五、〇一七	二一八、三〇九、三七九	三六四、九二二、六六六	
昭和元年	二〇八、八五四、三六二	四五、一五〇、六九九	二二九、九八五、九一九	三九三、六八九、五八二	

（備　考）總發行高中には繰越高を含む。

（二）臺灣銀行券發行準備及保證別表

年月末	正貨準備 金貨及金地金	正貨準備 銀貨及銀地金	正貨準備 小計	保證準備	合計
	円			円	
明治三二年二月	八四二、一〇四	一、八三四、九一七	一、八三四、九一七		一、八三四、九一七
同　三三年六		二、〇五三、五一二	二、八九五、六一六	二、七八六、五八八	五、六八二、二〇四
同　三三年一二	一、六六〇	二、〇七〇、二〇一	二、〇七一、八六一	一、五一一、五二九	三、五八三、三九〇
同　三四年六		一、九八七、三〇六	一、九八七、三〇六	一、七六三、一二七	三、七五〇、四三三

大正元年	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	明治三五年	年
一二六	一二六	一二六	一二六	一二六	一二六	一二六	一二六	一二六	一二六	一二六	一二六	一二六	一二六	一二月
六、一一〇、〇七五	五、三一一三、八四五	五、八二二二、八六〇	四、九二七、八一一	五、二四八、六七四	四、六三三、〇三五	三、八〇五、五六五	四、七一〇、七一〇	四、六六七、四五〇	四、九〇六、五六〇	四、四二六、五〇五	三、四四一、九六四	三、四六九、三四五		一、二六〇、四八六
四、三六、〇七四	三、九四三、四七四	二、一七八、五四五	三、四二〇、九七四	四、〇六三、三九四	五、〇一五、七七一	四、三七八、三九七	一〇、〇五三、五四九	八、七三四、八一九	八、〇〇一、四〇五	七、二五一、八六八	七、四二〇、八六二	五、六六九、五八〇九		二、二二二、二二二
七、五三七、八七四	九、四五〇、〇二七	六、九六六、六四三	五、六二一、七七〇	六、二〇九、七三〇	五、〇一五、七七一	四、三七八、三九七	五、〇〇五四、三〇三	五、一六九、四〇八	五、〇七五、一〇九	四、五六七、八二四	四、一二八、四〇八	四、五六九、三九六		九、二二二、二二二
六、九三三、五九六	一〇、六四六、八二三	一〇、九九三、八二七	九、九六四、八一七	一〇、六四三、五八一	四、六八八、四四一	六、六四三、一一七	八、七九七、五四三	八、五一三、一五一	八、七九七、五四三	八、二一一、九一一	四、八一九、九八二	五、五八四、一四六		一、二二二、二二二
六、九五六、一四七	一二、八五二、八四七	一三、〇〇七、二三四	九、七〇八、二〇〇	九、六六八、〇五七	九、九六八、九八九	九、二七八、五八一	一〇、六四七、一七〇	九、二七八、五八一	九、七〇八、四〇五	九、八一一、九八五	九、九八八、三九〇	一〇、六三八、五〇二		一、二二二、二二二
四、七一、四七〇	一四、七〇、四七〇	一三、〇〇七、二三四	九、九〇六、五六〇	九、九〇六、五六〇	九、九〇六、五六〇	九、九〇六、五六〇	九、九〇六、五六〇	九、九〇六、五六〇	九、九〇六、五六〇	九、九〇六、五六〇	九、九〇六、五六〇	九、九〇六、五六〇		一、二二二、二二二

第九章　臺灣銀行

第三節　交換銀行參及一覽拂手形

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	年
一三二六	一二二六	一二二六	一〇二六	九二二六	八二二六	七二二六	六二二六	五二二六	四二二六	三二二六	二二二六	一二二六		一二月
九、七六八五、一〇	八、八五五〇、一九	一一、八八四、二七四	一一、二一三、一四五	一一、二一〇、一四五	一一、八八四、二七四	九、七六八五、一〇	八、八五五〇、一九	一一、八八四、二七四	一一、二一〇、一四五	一一、八八四、二七四	九、七六八五、一〇	八、八五五〇、一九		一、二二二、二二二
一三、二七四、八二一	一二、八五二、八四七	一三、〇〇七、二三四	一三、〇〇七、二三四	一三、〇〇七、二三四	一三、〇〇七、二三四	一三、〇〇七、二三四	一三、〇〇七、二三四	一三、〇〇七、二三四	一三、〇〇七、二三四	一三、〇〇七、二三四	一三、〇〇七、二三四	一三、〇〇七、二三四		一、二二二、二二二
一一、九六八、五四三	一一、八五二、八四七	一三、〇〇七、二三四	一三、〇〇七、二三四	一三、〇〇七、二三四	一三、〇〇七、二三四	一三、〇〇七、二三四	一三、〇〇七、二三四	一三、〇〇七、二三四	一三、〇〇七、二三四	一三、〇〇七、二三四	一三、〇〇七、二三四	一三、〇〇七、二三四		一、二二二、二二二
一一、九六八、五四三	一一、八五二、八四七	一三、〇〇七、二三四	一三、〇〇七、二三四	一三、〇〇七、二三四	一三、〇〇七、二三四	一三、〇〇七、二三四	一三、〇〇七、二三四	一三、〇〇七、二三四	一三、〇〇七、二三四	一三、〇〇七、二三四	一三、〇〇七、二三四	一三、〇〇七、二三四		一、二二二、二二二
一一、九六八、五四三	一一、八五二、八四七	一三、〇〇七、二三四	一三、〇〇七、二三四	一三、〇〇七、二三四	一三、〇〇七、二三四	一三、〇〇七、二三四	一三、〇〇七、二三四	一三、〇〇七、二三四	一三、〇〇七、二三四	一三、〇〇七、二三四	一三、〇〇七、二三四	一三、〇〇七、二三四		一、二二二、二二二
一一、九六八、五四三	一一、八五二、八四七	一三、〇〇七、二三四	一三、〇〇七、二三四	一三、〇〇七、二三四	一三、〇〇七、二三四	一三、〇〇七、二三四	一三、〇〇七、二三四	一三、〇〇七、二三四	一三、〇〇七、二三四	一三、〇〇七、二三四	一三、〇〇七、二三四	一三、〇〇七、二三四		一、二二二、二二二

△

年					
大正一四（一二）六月	一二、九二六、六一四円	六、四四七、〇五五円	一九、三七三、六六九円	二八、二〇五、六六八円	四七、五七九、三三七円
	一四、九二六、六四六	七、四六二、八七三	二二、三八九、五一九	三三、三三〇、九九五	五五、七二〇、五一四
	一四、九二六、六四六	七、四九九、七二二	二二、四二六、三六八	二二、五四三、二八〇	四四、九一九、六四八
昭和元（一二）六	一四、九二六、六四六	六、四〇一、六五七	二一、三二八、三〇三	二五、八五三、二七二	四七、一八一、五七五

（備　考）△印は制限外發行銀行券なり。

第四款　一覽拂手形の發行及圓銀の流布

第一項　一覽拂手形の發行

支那に於ては由來幣制の統一せるものなく、各國鑄造の貨幣流布して各其の通用價格を異にし、又地方に依りて流通の貨幣を異にするのみならず、銀貨を以て單なる銀塊として通用する結果、銀價の變動に伴ひて貨幣の通用價格は變動し、其の狀は正に幣制改革前の臺灣に於けるよりも寧ろ甚しきものありしを以て、邦人の彼地に在る者は常に此の煩に苦しみ、取引の圓滑を期するが如きは到底不可能に屬したり。茲に於てか臺灣銀行は未だ法令の認むる所にはあらざるも、主務當局の默認に依り、南支地方に在る同行諸支店をして、全額銀準備制の下に一覽拂手形を發行し、該地方に於ける通貨の統一を圖り、以て取引の圓滑を期するに至れり。仍ち同行は明治三十八年一月先づ厦門支店をして該手形を發行せしめ、爾後福州（同三十九年三月）、汕頭（同四十二年一月）、九江（大正二年六月）、漢口（同四年五月）、上海（同年十二月）等の各店に於ても亦相尋いで之を發行し、其の流通に努めたり。其の消長は固より各店所在地に於ける時々の經濟事情に依りて支配せらるること多大なりと雖も、從來支那銀行が動もすれば準備なく、此の種の手形を濫發して其の信用を害せしこと屢次なるに反し、臺灣銀行は既述の如く全額準備を以て之を發行し、其の信用鞏固なりしが爲め、發行高も亦漸次增加せり。而して臺灣銀行の支拂手形は從來臺灣に流通したる圓銀及龍銀を以てする所謂銀票を以て本則とするものなりしも、各支店所在地の通貨は必ずしも銀票を以て統一し得ず、屢其の地方特有の通貨を支拂準備に供するの已むを得ざる事情に在りしかば、同行に於ては支店に依り銀票の外に此等の通貨を引換準備とする支拂手形を發行するに至れり。番票・汕票及墨銀票と稱せらるるもの卽ち之にして、番票は福州に流通せる新議秤七錢銀を代表し、從て福州支店に於てのみ發行せられ、墨銀票は長江沿岸の地に流通せる墨銀を代表するものにして、同地方に於ける各店に限り發行し、汕頭は直平秤と稱する汕頭通用銀卽ち一名汕銀を代表し、汕頭支店に限り發行したり。

今臺灣銀行一覽拂手形の發行概況を見るに、厦門に於ては明治三十八年一月以降一圓券及五圓券の銀票を、三十九年十一月以降十圓券を、更に四十二年一月以降五十圓券を發行流通せしめたるが、其の發行以來同行の信用は漸次支那人間に認めらるると共に、南支方面に於ける各支店の增設と、漳州・泉州・同安等の附近各市街地に支拂手形の交換所を設けたることとは、相俟て支拂手形の增發を促せり。而して大正三年七月歐洲戰亂の勃發して日獨の開戰を見るに及び、日本に對する妖言蜚語百出し、愚昧の徒輩之に附和雷同したるが爲め、支拂手形の發行高は一時著しく低下したるも、我軍の優勢なりし爲め此等の障碍を一掃し、同年八月には七十五萬餘圓の發行となり、一新紀元を劃するに至れり。然るに翌四年五月日支交涉事件に因る日貨排斥の爲め一時其の發行高を低減せるも、之れ全く一時の現象なりしを以て、其の後漸次恢復して再び手形の增發を見るに至れり。

福州に於ては明治三十九年三月以降一圓券・五圓券の銀票を發行したるが、市場の狀況に鑑み同年十月以降更に一圓券及五圓券の番票を發行し、又大正三年四月に十圓銀票を、同年九月に十圓券及五十圓券の番票を夫々發行したるが、更に同五年一月に至り五十圓券の銀票を發行せり。而して番票は其の發行に際して該地に於ける一般錢莊に依り最も激烈なる反抗を受け、遂に支拂手形の受入は絶對に之を拒絶すべしとさへ決議するに至りしを以て、其の流通思はしからざりしが、此の如きは固より一の過渡的現象にして、其の後臺灣銀行の地盤鞏固となり、信用程度も漸次內外に周知せらるるに及び、却て錢莊の親銀行たる觀を呈するに至れり。

次に汕頭に於ては、既に其の發行前明治四十年九月頃より、厦門支店發行銀票の裏面に『汕頭』と捺印して使用を試み、其の當時市場に轉輾流通せるを見たり。然りと雖も當初は其の流通圓滑を缺き、支那人も容易に信用せずして之が受入を拒みしかば、臺灣銀行に於ては極力該手形の性質と利便とを說明せし結果、漸次其の信用を昂め、流通高も亦從て增加するに至れり。明治四十一年六・七月の交、所謂辰丸事件に關聯する廣東地方の日貨排斥の影響を受け、一時之が流通に頓挫を來せしも久しからずして恢復し、尋いで四十二年一月以降銀票一圓券・五圓券及十圓券を、更に四十四年十二月五十圓券を發行したるが、爾來逐年增發の勢を持續し、殊に該票は支那人の嗜好に適せるを以て一層發行高を增加せり。而して大正二年七月以降所謂汕票を發行したるが、其の種類は一元券・五元券・十元券及五十元券の四種にして、爾後漸次發行高の增加を見しも、同四年に至るや前年後半期以來該地方に瀰漫せし排日思想の影響と、日獨戰爭開始の際なりしが爲め、店舗引揚の風說を生じ、銀票及汕票共に其の發行に著しき低減を示せり。然るに一方該地の金融界は世界大戰勃發の影響を受けて恐慌を來し各銀莊の孰れも取付を受け或は爲に閉店の已むを得ざるに至りし際、臺灣銀行は平然之が引換に應ぜしを以て、更に一層の信用を得たると共に、引揚の風說も消滅したるのみならず、日貨排斥の氣勢亦終熄せしを以て、爾後同行の手形は益〻圓滑に流通することとなれり。

更に九江に於ては大正三年二月以降一圓券・五圓券及十圓券の銀票を發行したるが、同地の土民は久しく墨銀の行使に馴れ、且圓銀の流通尙尠きを以て、臺灣銀行支拂手形も亦容易に所期の發行を見るに至らざりき。されど墨銀票は右に反して頗る優勢を保ち、大正二年六月廬山に避暑せる在留外國人の便宜を圖らんとする秸嶺公司の要求に依り、又一方に於ては九江地方の利便に資せんとして先づ一弗券を發行し、次で七月に至り五弗券及十弗券を發行せり。而して發行當初九江市場に於ては、民國銀行一派の錢莊之に反對して一般に受入れざりしが、同年七月江西事件の勃發と共に中國銀行の發行紙幣は不換となり、九江の通貨は殆ど硬貨のみとなるに及びて墨銀票の需要は愈〻增加し、殊に北軍の之を軍資金として九江市場に求めし以來一層拂底を來し、墨銀票の需要は臺灣銀行に集中したるを以て、同行は好機逸すべからずと爲し、大いに之が流通に努めたる結果漸次其の信用を昂め南昌の如き地に於てすら多少の流通を見るに至れり。其の後北軍の引揚及民國銀行の紙幣恢復に依り、多少流通高を減少せりと雖も、臺灣銀行は常に之が流通に注目し、南浔鐵道沿線地帶に於ては大倉組をして諸雜費の支拂に使用せしむる等、之が普及に努むる所ありしを以て、次第に沙市・長河・大冶等の各地に於ても圓滿に流通するに至れり。

又漢口に於ては同地に駐在せる我軍隊が將來の爲め本邦銀行の發行する紙幣を慣用し、他日の便に資せんとの希望あり、又一面同地の商勢日々隆盛に赴きつつありたるのみならず、長江流域に於け

る中心市場として各地との連絡を有するが爲め、臺灣銀行は此の地を以て支拂手形を流通せしむるの好適地なりとし、大正四年五月より一圓券・五圓券及十圓券の銀票を發行せり。而して其の當初に於ては支店開業の日淺きと、日本郵便局に於て之が受入を爲さざりし爲め、單に陸軍側の大口支拂にのみ使用せるに過ぎずして、市場に於ては殆ど其の流通を認めざりしが、爾後臺灣銀行の信用は漸次支那人間に周知の所となり、又日本郵便局との意思も疏通したる結果、其の發行高も增進し、我圓銀を代表せる銀票の如きは、漢口市場に流通せる總ての通貨と交換せらるるに至れり。

尙ほ上海に於ては、既に明治四十四年十一月銀票を發行したるが、同地は墨銀の流通旺盛なるに反し本邦圓銀の流通充分ならず、豫期の成果を見ること能はざりしを以て、同行は玆に一策を案じ、卽ち當時該地を本據として中南部支那各地に葉煙草買入を主業とし、其の他雜貨類の貿易を營みて盛に活動しつつありし伊藤商行に委託し、其の葉煙草買入資金として支拂手形を使用せしむることと爲し、之が爲め大正四年十二月一圓券・五圓券及十圓券の三種一萬圓を發行せしが、同商行取引の地方民は愛銀の念甚だ深く、且つ殊更上海或は九江に於て交換せざるべからざることを厭ひ、同商行の努力ありしにも拘らず、臺灣銀行の計畫は遂に不成功に終れり。然りと雖も他方墨銀票は大正五年六月以降五弗券を、翌六年十一月以降十弗券を發行し、相當の信用を收むることを得たり。

臺灣銀行一覽拂手形發行高累年表

期次	厦門支店（弗）		福州出張所（元）		汕頭出張所（元）		上海支店（兩）		九江出張所（兩）		漢口支店（兩）		合計（圓）		一年總發行高（圓）
	總發行高	期末現在高	總發行高	期末現在高	總發行高	期末現在高	總發行高	期末現在高	總發行高	期末現在高	總發行高	期末現在高	總發行高	期末現在高	
明治三八年上	九七、〇二五円	一四、一七九円													
明治三八年下	二一七、三二七	一六、九一〇													
同 三九上	一〇〇、一五一		一〇、八〇三												
同 三九下	一三一、〇八六		二〇、一二八												
同 四〇上	二八九、三三三		二八、四一六												
同 四〇下	四六七、四六五		四一、七三三												
同 四一上	六三四、二三八		二四、七二七												
同 四一下	六九八、七三三		七六、一四六												
同 四二上	四六〇、一六〇		六三、一二六												
同 四二下	六二五、七八九		七、三五六一												
同 四三上	六六六、一三六		一二三、三一九												
同 四三下	八六六、一三六		一〇一、一一七												
同 四四上	六六九、五〇〇		二三八、四六四												
同 四四下	一〇一、〇四七		二八七、三〇六												
大正元上	一五六、九五八		三一五、三六二												
大正元下	一六四七、五六六		二〇八、五七四												
同 二上	一四四〇、〇七二		三四七、六四七												
同 二下	一五三五、一一二		三八二、四一九												
同 三上	一三八、二五五		六二〇、八八九												
同 三下	一三四三、九九一		三七八、八七一												
同 四上	一五七、一二五〇		二四、六九七												
同 四下	八八六、九〇四		七〇、二六八												
同 五上	一一、九三三、二一		一〇四、六八九												
同 五下	一一、一七七、五〇四		一六九、一四三												
同 六上	一一五、一八八四八		二八、四九九												
同 六下	二九五、四七二		二六、五四七、二〇												

年															
大正七 上	円銀 二、三〇四、八四一	五九〇、五六九	円銀 六、七一八 番銀 九二〇、三八三	円銀 一、〇八一 番銀 二七、二七〇	円銀 八二二、四一二 汕銀 一、四四四、八二三	円銀 六四、七四八 汕銀 五三、四八三	円銀 四〇 墨銀 四、〇二七、九四五	円銀 二 墨銀 六七九、八五三	円銀 一三 墨銀 一二六、一一六	円銀 三 墨銀 三〇、一〇六	円銀 六四七、六八一	円銀 二、六二〇、二二五	円 一五、五〇八、一六九	円 二、六二二、四七三	円 三四、七六三、八五五
同 下	三、三三七、六九三	一、〇〇六、三〇四	二七、六五〇 九七八、五七七	一、一四三 三六、四八五	八三二、〇四八 一、二九七、七八三	五七、二四一 二六、七三三	円銀 二六 墨銀 二、六六二、九一八	一九 六四二、八一三	三 一二五、六五八	二 一七、六五五	三、八七五、六八六	二〇九、一六〇	二一、八七七、一五九	三、三八五、九七六	
同八 上	三、〇〇八、三六七	一四二、一七八	二、三三一 七三三、〇八七	二九三 五、〇四五	六五六、四二一 九二三、八三三	二八、一〇〇 五、〇二七	一九 二、三三六、五六八	— 八九、一九八	二 四七五、七四〇	— 六、八九〇	六、五二四、二九五	五四、三二一	二五、三三四、一二五	五七七、一九九	四五、〇九八、五九〇
同 下	一九三、七八一	四二、八二一	五九八 一六三、九三七	一六四 四、一九七	五五七、九〇〇 七九八、七二七	三四、四二四 八、〇二〇	— 一、三〇九、六七八	— 三九、七一八	— 三三九、八九七	— 五、〇五八	六、一七七、三六〇	九六、三七六	二〇、三四一、六六四	四九四、〇八八	
同九 上	七七、九〇〇	三一、二五五	三三九 五〇、四四三	二〇二 一、七四六	五二一、七七四 七三三、九二〇	二六、二二四 五、五五八	墨銀 一、九二七、九二三	墨銀 一四、九八八	墨銀 二八二、三六〇	墨銀 八、三三五	五、七八一、一一二	一〇三、七一二	三一、一六六、五一三	二七〇、五六四	二二、六一八、七五九
同 下	八八、〇二三	二一、二五七	二三一 二、〇四三	七六 一、六〇七	五一七、八六四 六六二、九五八	二七、一二六 六、二〇三	二、七五〇、六三八	一〇、八四三	四一八、四八八	三、九五三	三、三八五、五一九	一一一、一三三	八、七三三、八一一	二〇三、六八三	
同一〇 上	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	四、八三八、四四四	一五一、一六七	八、八四四、八四〇
同 下	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	四、一五七、五六三	一五〇、八四〇	
同一一 上	円銀 一二、一八三	九、三三二	円銀 一一八 番銀 六〇八	一一八 六〇八	円銀 二二二、五九九 汕銀 一八七、八七九	円銀 二一、三三六 汕銀 七、九三四	墨銀 四、五六三	墨銀 三、五九八	墨銀 三六、四九四	墨銀 一三、五三二	円銀 二、二四五、五八七	円銀 九七、〇九四	三、一五七、九〇五	一八〇、五九〇	六、七二六、〇六六
同 下	三〇、四八三	一〇、三七六	一一八 二七六、〇一三	四六 四一、一七六	二三四、七二三 一五六、三〇二	一九、九六一 九、四七二	三、六六八	三、二九八	九三、〇五二	四、七四六	二、八七七、四三四	八〇、三七九	三、七四八、七五一	一七二、四四六	
同一二 上	一二、四二六	六、五一八	四六 四〇四、六一三	四五 九、六八四	二九二、四六九 一六三、六三〇	二九、四六五 六、九八一	三、二九八	二、九四三	二六、六一六	二、二〇二	二、九〇四、一一四	一四、五一三	三、九二〇、五九七	七四、四九二	四、七六三、三四七
同 下	一四、七一八	七、五三一	四五 三三、二四七	四五 三、五八三	二五四、三〇三 一四〇、二二三	三五、三一一 三、九一二	三、二六八	二、八六八	三六、〇一七	九七二	三二五、六三八	三、六六一	九一七、二四三	六六、四〇七	
同一三 上	七、五五二	五、九六七	四五 四二、三九九	四三 二、一八〇	二三〇、三四五 一二九、九九四	四六、七六二 二、三六五	二、八六八	二、五四八	九七二	—	三、七九一	二、八一六	五八一、四九三	九七、一〇〇	九九一、三八一
同 下	五、九六七	五、六一六	四三 四三、九〇三	四三 九八二	一七一、六七三 一一〇、五六八	四八、五七七 五、五七二	二、五四八	二、六四八	—	—	二、八一六	二、三八一	五〇六、九八八	九七、〇八二	
同一四 上	五、六一六 円	五、四七九 円	四三 円 四、五九五	四三 円 六三七	一六七、六四〇 円 九六、七九六	四一、八三四 円 —	二、五四八 円	二、四七三 円	— 円	—	二、三八一 円	二、一七三 円	三八八、九六一	七三、二七〇	三七七、〇六一
同 下	五、四七九	五、〇九六	四三 六三七	四三 三九六	四一、八三四 —	五、八六九 —	二、四七三	二、四七三	—	—	二、一七三	二、一〇八	六六、三七〇	二〇、一九八	
昭和元 上	五、六〇五	五、三二〇	四六 四〇四	四六 三一六	—	—	二、七四四	二、五三八	（汕頭支店）円銀 六、五四四 円	五、六四一 円	二、三六〇	二、三三六	一七、七〇三	一六、一八七	一四、六一三
同 下	四、三七七	四、一七六	三九 二六三	三〇 二三〇	—	—	二、〇四八	二、〇四九	四、五五三	三、六六〇	一、八一七	一、六九〇	一三、〇九七	一一、八三五	

（備　考）本表中大正十四年以降は圓に換算したる計數を掲ぐるものとす。

第二項　圓銀の流布

臺灣銀行は又其の對外業務の一として、中支及南支地方各市場に我圓銀を流布せしむるに努力せり。之れ蓋し支拂手形の發行と相俟ちて各市揚に於ける取引の不便を免れしめんとするに出でたる所なり。今中支及南支方面に於ける本邦圓銀の消長を見るに、我國の金貨本位制實施迄に鑄造せられたる圓銀の總額は一億六千五百十餘萬圓に達し、而も其の大部分は常に支那及南洋方面各地に流入通用したるものにして、卽ち其の流通額の頗る大なりしを知るべし。加之明治三十年十月貨幣制度の改正と共に、更に大いに舊來の圓銀を支那沿岸各地に賣出したる結果、當時之が流通せし區域は、單に南北支那に於ける各開港場のみに止まらず、海峽植民地及暹羅等より遠く馬尼刺地方に迄擴大せり。元來我圓銀は其の品位・量目共に正確にして、其の彩紋亦頗る雅致に富めるを以て、概して支那人の嗜好に適したる爲め、各地市場を支配して恰も法貨の如き觀を呈して通用せるものにして、明治三十一年七月三十一日圓銀引換期限滿了の日に於ける純輸出額、卽ち從來海外へ輸出したる分より輸入したる分を差引きたる額は九千九百五十萬餘圓に達せり。其の他日清・日露の兩戰役に際し特に滿洲其の他の北支那地方に携帶使用せしもの及戰費として支拂ひたるもの等三千萬圓に上り此等を合計する時は、支那地方に流布せる圓銀約一億三千萬圓の巨額を算せり。此の如く本邦圓銀を支那各地に廣く流布せしむると共に、他方圓銀支拂手形の流通區域を擴大することは、尠くとも支那各開港場に於ける貨幣を統一し、幣制の亂雜なる支那に於ける取引上の不便を除去する所以にして、臺灣銀行が明治三十八年以降支那に於て支拂手形を發行したる目的も亦茲に存するに外ならざ

るなり。然るに貨幣法の實施に伴ひ、本邦內地に於て圓銀の鑄造を廢止したる以來、政府は爾後臺灣に限り暫く通貨として之が使用を許したるが、同島に於ても亦明治四十二年四月限り其の通用を禁止したるを以て、海外に於ける日本圓銀の補給は玆に全く其の途を杜絕するに至れり。既にして明治四十四年十月支那に於て發生したる革命の動亂は、一時に各地の信用制度を破壞したるを以て、銀貨の需要俄然增加するに至りしかば、臺灣銀行に於ては正に我圓銀を流布し、將來支那に於て同行支拂手形の流通增加を促し、且其の流通區域を擴大せしむる好機會なりと認め、之が事情を政府に具申して、圓銀鑄造の事を請願したるも、大藏省は大略次の如き理由の下に之に反對せり。

（一）日本は現在銀本位國にあらず、且我國には銀鑛少きこと。

（二）政府は今日支那一帶に圓銀を流布するの方針にあらず。唯滿洲に於ては橫濱正金銀行を其の地方の中央銀行とし、勅令に依り圓銀代表の銀券を發行せしむるを以て、之に圓銀を供給せるも、其の他は絕對に圓銀の鑄造を許可せず。

尙ほ右大藏省の反對意見に就きては、同年十二月二十八日大藏省理財局長勝田主計の大藏大臣に報告せる所に依り、其の根據とせる所を知悉するを得べし。卽ち次の如し。

圓銀ノ流布竝自由鑄造ニ關シ臺灣銀行頭取ヨリ別紙（別紙省略）ノ通意見書提出候ニ付調査スルニ、其主意トスル所ハ

一、圓銀ヲ清國ニ流布スルハ臺灣銀行多年ノ宿望ナリ。

二、今日ハ圓銀流布ノ好機會ナリ。

三、從テ臺灣銀行ヲシテ其宿望ヲ達セシムルガ爲、圓銀ノ自由鑄造ヲ許サレ度、又政府ニ於テ圓銀自由鑄造ノ方針ヲ採用セラルルモ何等ノ害ナシ。

ト云フニアルガ如シ。之ガ當否ヲ審案スルニ就テハ、先ヅ

第一、目下ノ事情我圓銀ヲ清國ニ流布スルコト可能且有利ナリヤ否ヤ、殊ニ臺灣銀行ノ努力ヲ以テシテ若干ノ效果ヲ收ムベキヤ。

第二、政府ニ於テ圓銀ノ自由鑄造ノ方針ヲ採用スルニ付何等ノ故障ナキヤ否ヤ。

ノ二點ヲ明ニセバ問題ハ解決スベシ。依テ之ニ付考究スル所アランニ

第一　清國ニ圓銀流布ノ能否ヲ判ズルニ就テハ、先ヅ既往ノ事實ニ照シテ考フルニ、清國幣制ノ不備ナル墨銀・英銀竝我圓銀其他外國貨幣ノ流通ヲ見又ハ見タルコト稀ナリトセズ。然レドモ事必ラズ因アリ、此等外國貨幣ノ清國內ニ流通スル各有力ナル原因ヲクンバアラズ。其原因ヲ分テ左記二種トスルヲ得。

甲、清國側ノ原因――共通的原因

乙、外國貨幣側ノ原因――個別的原因

右ノ內清國側ノ原因ハ、同國幣制ノ不備ニシテ正確ナル硬貨ノ缺乏セルト、同國政府ノ微力ニシテ外國貨幣ノ流通ヲ禁ズル能ハザルトニアリ。此等ノ事情ハ各種外國貨幣ガ清國內ニ流通シ得ルニ就テ總テ同一ノ原因タルナリ。然ルニ外國貨幣ニシテ實際流通セルハ僅ニ二三ニ止マルハ、他ニ之ヲシテ然ラシムル原因ノ存スルモノアルニ依ル。元來清國ニ於テハ馬蹄銀ノ形式ヲ以テ銀塊ヲ使用スルヲ常トスルガ故ニ、外國貨幣ニシテ清國ニ輸入セラルルコトアルモ、其數量ニシテ多額ナラズ、又ハ其輸入ニシテ一時ニ止マルトキハ、久シカラズシテ悉ク馬蹄銀ニ改鑄シ終ラレ、又一片原形ノ外國貨幣ヲ止メザルヲ例トス。故ニ外國貨幣ニシテ清國ニ流通スルニハ左ノ條件ヲ必要トス。

イ、本位貨タル銀貨ニシテ表價相當ノ純分ヲ有スルコト。

ロ、當該國ニ於テ通貨トシテ現ニ流通シ、又ハ商品トシテ繼續的ニ多額ヲ輸出シ得ルコト。

ハ、一般人民ニ於テ該貨ノ使用ニ慣ルルコト。從テ新貨ハ舊貨ニ比シ相場ニ不利アルヲ常トス。

卽換言スレバ實價アリテ供給圓滿ナルコト之ナリ。我圓銀ノ曩ニ（銀本位時代）流通シ、又ハ英銀・墨銀ノ現ニ盛

ニ流通スルガ如キハ、何レモ前述ノ條件ヲ備ヘザルナシ。只圓銀、英銀ハ通貨ニシテ自然ニ輸出セラレ、墨銀ハ更ニ商品トシテ特ニ輸出セラレタルノ差アルヲ免レザリシモ、何レモ極メテ巨額ノ供給アリテ、始メテ此結果ヲ見ルニ至リシコトハ、左ノ數字ニ徵スルモ明ナリ。

一、本邦舊一圓銀　　一一六、二六九、四〇〇圓

貨幣法施行ニ付交換引揚結了マデニ復歸セザリシ高

引揚一圓銀ヲ原形ノママ海外ニ賣却又ハ使用セシ高　　二八、五六三、一四八圓

二、墨　銀　　各種鑄造高　　三十六億五百萬弗

自一五三七年殖民時代至一九〇八年

三、英　銀

自一八九五年鑄造當初至一九〇三年　　鑄　造　高　年々二千萬弗乃至三千萬弗

外國貨幣ノ流通スル、一トシテ斯ノ如キ原因ヲ具備セザルナシ。故ニ本邦ニ於テ銀本位制ヲ採用シ居リシ明治三十年頃迄ハ圓銀ハ盛ニ流通セシガ、金本位制ノ採用セラレシ後ハ圓銀ハ清國市場ヨリ次第ニ消滅シ去リ、三十七八年戰役中滿洲地方ニ於テ軍資トシテ圓銀ヲ撒布スルコト二千餘萬圓ノ多額ニ上リ、且政府ハ戰後引續キ同地方ニ於テ圓銀ノ盛ナル流通ヲ希望シタリシニ拘ラズ、戰後日ナラズシテ少額ノ流通ヲ見ルニ止マリ、又戰時ノ盛況ヲ止メザルニ至レリ。故ニ今日清國ニ於テ再圓銀ヲ盛ニ流通セシメントスルニハ、左記手段ノ何レカニ依ルノ外ナキモノトス。

（天）本邦ニ於テ再銀本位制ヲ採用スルカ。

（地）戰亂ニ際シ軍資トシテ巨額ノ圓銀ヲ使用スルカ（但日露戰役當時以上ノ額ヲ使用セザレバ目的ヲ達シ難カルベシ）。

（人）我國ニ新ニ大銀鑛ヲ發見シ、年々二三千萬圓以上ノ銀塊ヲ輸出スル心要ヲ生ジタル場合ニ、圓銀ニ鑄造シテ輸出スルカ（此ノ場合ニハ圓銀ニ鑄造シテ輸出スル方、普通ノ銀塊トシテ輸出スルヨリモ利益ナルコト墨國ノ先例アリ）。

然ルニ銀本位復活論ノ如キ何人モ夢想ダモセザル所、又今後我國ガ清國ニ出兵スル場合アリトスルモ、日露戰役以上ニ軍資ヲ撒布スルコト近キ將來ニ豫期スベカラズ。又銀ノ產額モ極メテ貧弱ニシテ、一朝清國ニ動亂アルトキハ所要銀塊ヲ外國ヨリ買入レザルベカラザルノ狀況ニシテ、到底大輸出ヲ企ツルノ餘地ナキガ故ニ、圓銀ノ清國流布ハ清國幣制確立迄ノ間ニ於テ我貿易上多少ノ利便アルハ明ナリト雖、清國ニ於テ圓銀ノ盛ナル流通ヲ期スルハ空想ニ近キモノアリ。故ニ若シ强イテ圓銀ヲシテ盛ニ清國ニ流通セシメントセバ、左記ノ不利ヲ冒シ多年ニ亙リ繼續的ニ銀塊又ハ墨銀ヲ盛ニ買入レ、之ヲ圓銀ニ改鑄シテ清國ニ輸出スルノ窮策ニ依ラザルベカラズ。

一、磨損セル墨銀ヲ純分相當以上高價ニ買入ルル差損

二、買入墨銀ヲ買入地ヨリ我造幣局マデ及圓銀ヲ造幣局ヨリ上海マデ回送スル運賃

三、改鑄料

四、普通ノ場合ニ圓銀ヲ賣出サントスレバ圓銀ヲ純分相場以下廉價ニ賣出スノ差損

然レドモ斯ノ如キハ國トシテモ銀行個人トシテモ其負擔極メテ多大ニシテ、然モ之ガ爲メニ生ズル利益ハ間接且微少ニ過ギザレバ、到底實行ヲ試ムルノ餘地ナキナリ。

臺灣銀行ノ企畫スル所、果シテ上述四策ノ何レニ依ラントスルニアルカ其主張明確ナラズ。或ハ『此ノ企畫ハ畢竟我幣制改正以前ノ狀況ニ復セシメントスルニアリ』ト云ヒテ、上述手段（天）ヲ意味スルガ如ク、或ハ『今ヤ清國ニ對スル一大斷案ヲ下サザルベカラザル時機漸ク熟シ來リ云々、此ノ際ハ弊行宿望ヲ實現スルニ就キ誠ニ失フベカラザル機會ト存候』ト云ヒ、上述（地）ヲ意味スルガ如ク、或ハ『一個ノ商品タルベキ圓形銀塊云々、唯決定ヲ要スルハ我造幣局ヲシテ廣ク衆多ノ請求ニ應ジ圓形銀塊ヲ鑄造セシムルヤ否ヤニアリテ、他國政府已ニ業ニ實例アリ云々』ト云ヒ上述（人）ヲ意味スルガ如キモ、此等ハ我國ノ現狀ニ於テ空想ニ終ルベキハ既ニ說明シタル通ナルガ故ニ、若シ大藏省ニ於テ假リニ臺灣銀行ノ主張ヲ承認シタリトセンカ、臺灣銀行ハ今日或ハ未ダ深ク自

覺セザルナランモ、結局最終ノ窮策ヲ試ムルノ外ナク數年ナラズシテ其缺損ノ多大ナルニ驚キ計畫ヲ拋棄シ、若クハ國庫ノ補給ヲ求ムルニ終ルカ、又ハ多大ノ經費勞力ヲ空費シテ現狀維持ト大差ナキニ終ルベシ。

故ニ急速ニ圓銀ヲ清國ニ盛ニ流布セシメントノ計畫ハ、主義トシテハ強イテ反對スル所ニアラザルモ、機會未ダ熟セザルコト上述ノ如キ目下ノ事情ニ照シ、殆ンド不可能ニシテ、強イテ之ヲ試ムルハ頗ル不利ナリ。又臺灣銀行獨力之ヲ企ツルトセバ徒勞ニ終ルベシ。

第二　圓銀自由鑄造ノ方針ニ關シテ臺灣銀行ハ『他國政府已ニ業ニ實例アリ。之ヲ許スニ於テ何等故障ノ存スルモノナキハ勿論之ヨリ生ズル直接間接ノ國益甚大ナルモノ可有之』ト結論シ居ルモ、問題ハ然ク簡單ニアラズ。否圓銀自由鑄造排斥ノ方針ハ既ニ明治四十二年十二月ニ於テ決定セル所ニシテ、當時此ノ方針ヲ決定セルハ滿洲ニ於ケル我利權ヲ確保スルノ主意ニ出デタルモノナレバ、今日俄ニ此ノ方針ヲ飜ストキハ滿洲ニ於ケル我利權ヲ危クスル虞アルノミナラズ、外交上前後矛盾ノ行動ニ出ヅルノ結果ヲ生ズルガ故ニ、大局上右方針ハ動スベカラザルモノナリ。左ニ參考ノ爲當時ノ事情ヲ述ベンニ、南滿洲鐵道改築後滿洲內地ヨリ盛ニ大豆ノ輸出セラルルヤ、香港上海銀行ハ大連ニ支店ヲ設ケ圓銀兌換ノ銀行券ヲ發行シテ大豆ノ輸出爲替取扱ヲ開始セント企テタルガ爲四十二年十二月英國大使ヨリ圓銀ノ自由鑄造ト銀行券發行トニ關シ本邦政府ノ意向ヲ質ス所アリシニ、當時本省ニ於テハ共ニ之ヲ拒絕スルニ決シ、圓銀ニ就テハ造幣局工程上不可能ノ理由ヲ用ヒタレドモ、眞意ハ香港上海銀行ニ對スル圓銀自由鑄造ノ許可ハ橫濱正金銀行ノ滿洲ニ於ケル營業ノ基礎ヲ危クスルモノニシテ、延イテ我對滿洲金融方針ノ破壞トナリ、我國ノ不利擧ゲテ數フベカラザルモノアルニ依ル。然ルニ英國大使ハ右ノ拒絕ニ服セズ、四十三年四月再ビ圓銀ノ自由鑄造ヲ求メ來リシモ到底承諾ノ限ニアラズトシテ再ビ之ヲ拒絕シタル沿革アルガ故ニ、外交上ノ用語トシテ辭句圓曲ナリト雖、我政府ガ同盟國ニ對シテスラモ圓銀ノ自由鑄造ヲ許サザルノ主義ヲ採リテ動カザル態度ハ、強ク英國政府ニ示サレタリト云ハザルベカラズ。

然ルニ爾後一年內外ニシテ政府ガ心機一轉圓銀自由鑄造ノ方針ヲ採ルコトトナラバ、英國政府ハ必ズヤ曩日ノ本邦政府ノ態度ヲ以テ誠意ナキモノトシ、憤激スル所少ナカラザルベキノミナラズ、未ダ臺灣銀行ノ經營ニ依テ南清ニ何等ノ利權ヲ確立セザルニ先チ、早クモ日露大戰役ニ依テ漸ク樹立シタル滿洲ニ於ケル我權威ハ地ニ落ツベク、曩ニ四十二年十二月ニ於テ我國ノ不利益トシテ警戒シタル所ハ悉ク實現スルニ至ラントス。臺灣銀行ハ他國ノ實例ヲ引用シテ其主張ヲ强メントセルモ、他國ハ各々自國ノ利害ニ顧ミ或ハ許シ或ハ許サザルモノナレバ、他國ノ實例ハ我國ニ取リ何等ノ先例又ハ理由トナラザルナリ。

故ニ我國ハ我利害ニ顧ミ之ガ許否ヲ決セザルベカラズ。然ルニ之ガ許可ガ假リニ臺灣銀行ニ關シテハ臺灣銀行主張ノ如キ利益アルモノトスルモ、其利益タル極メテ微々タルモノニシテ、到底滿洲ニ於ケル不利益ニ比較スベキニアラザレバ、結局圓銀ノ自由鑄造ハ我國ニトリ不利益ナル影響ヲ生ズベキハ明白ナリ。故ニ圓銀ハ一般ニ自由鑄造ヲ許スベカラザルモノト認ム。

結　論

要之政府ハ敢テ清國ニ於ケル圓銀ノ流通ヲ排斥スルノ意向ヲ有セザルモノニシテ、之ヲ對滿洲政策ニ徵スルモ、其主義トスル所ハ明カナルベク、現ニ滿洲ニ在リテハ橫濱正金銀行一覽拂手形ノ作用ニ依リ、相當圓銀ノ流通ヲ見ツツアルノ實況ナリ。然ルニ北清中清南清ニ在リテハ橫濱正金銀行竝臺灣銀行ニ於テ一覽拂手形ヲ發行シツツアルモ、各地方ノ金融狀況ニ依リ或ハ圓銀ヲ兌換ニ用フル能ハズ、或ハ圓銀ヲ使用シ得ルモ其額多キニ上ルコト能ハザル等ノ爲、希望ノ如ク圓銀ノ流通ヲ見ルニ至ラズト雖モ、政府ハ現ニ若シ出兵等適當ナル機會アルニ於テハ、同地方ニ於テモ圓銀兌換ノ手形ヲ發行セシメ、依テ以テ自然ノ間ニ圓銀ノ流通ヲ期スルノ計畫ヲ有セリ。然ルニ若シ上述スル所ニ止マラズシテ萬一圓銀ノ自由鑄造ヲ許容スルニ至ランカ、之ニ依テ何等利益スル所ナキノミナラズ、爲ニ滿洲ニ於ケル既往ノ政策ヲ破壞スルノ弊ヲ生ズベシ。加之橫濱正金銀行又ハ臺灣銀行ガ營業ノ範圍內ニ於テ圓銀ヲ商品トシテ賣買スルガ如キハ、監督上强イテ咎ムベキニアラザルモ造幣局ヲ公開シ、特別銀行圓銀ノ賣買ヲ奬勵シ、投機ノ危險ニ陷ラシムルガ如キハ、銀行制度上許容スベカラザル事項ニ屬スト云ハザルベカラズ。

以上陳述セル所ヲ約言スレバ、政府ノ方針トスル所ハ特別ナル人爲施設ヲ避ケ、機ノ熟スルヲ俟チ、專ラ手形發行ノ自然的作用ニ依リ圓銀ノ流布ヲ期スルニ外ナラズ。

尙終ニ臨ミ一言スベキハ、臺灣銀行ノ圓銀兌換一覽拂手形ハ未ダ法令ニ依テ公認セラレズト雖、大藏省ノ默認ノ下ニ外國ニテ發行セルモノナレバ、一朝兌換ノ請求アル場合ニ政府ハ臺灣銀行ノ兌換停止ヲ忍ブモノニアラザルナリ。故ニ實際兌換ノ爲圓銀ノ必要ヲ生ジタル場合ニ於テハ、政府ハ造幣局ヲ公開スルノ意思ヲ有スト雖、尙國庫所有圓銀中ヨリ兌換ニ必要ナル圓銀ヲ供給スルコトヲ拒ムモノニアラザルヲ附言シ置ク。

（備　考）現在臺灣銀行一覽拂手形兌換準備トシテノ圓銀必要額ハ、厦門・福州・汕頭發行ノ手形十八萬圓ニ對スル不足額十三萬圓ナリ。依テ圓銀十三萬枚ハ過日同行ヘ賣却シ置キタリ。

之に對し臺灣銀行柳生頭取は、支那沿岸各地に於て外國貨幣を代表する支拂手形を發行するは、準備の關係上不利鮮少ならざるを以て、同行多年の宿望たる圓銀の普及を第一と爲さざるべからざることを陳述し、同行在支各店に於て發行せる支拂手形の銀準備として、差當り百萬圓を、其の後毎月五十萬圓宛の供給方を請求したり。之に對し政府は造幣の工程上同行請求の全部を承認せざりしも支拂手形の引換準備として相當價格の銀塊を代納せしめて、先づ五十萬圓の供給を爲すこととなれり。仍て同行は四十四年以後內地に於て椿鑛山・三井物產株式會社・三菱合資會社・古河合名會社及藤田組等と銀塊買入の特約を結び、更に神戶及支那各店に於て、當該地方の市況に應じ之が買入を行はしめ、以て圓銀鑄造の材料と爲せり。卽ち明治四十四年より大正五年に至る銀地金買入額は數量五萬貫餘にして、大阪造幣局に於て大正五年五月迄三十六回に鑄造したる圓銀の枚數は、總計七百二十八萬五千枚なりとす。又此の他臺灣銀行が低利を以て政府より借入れたる圓銀は、大正二年中六十萬枚、同三年中百七十八萬九百五十三枚合計二百三十八萬九百五十三枚にして、此等を總計するときは實に九百六十六萬五千九百五十三枚の多數に上れり。而して之れ皆支那及香港の各支店に現送して支拂に供せるものにして、大正六年三月末現在の各店に於ける所有高は、臺北本店五千百十四枚、上海支店七千六百七十枚、九江支店一萬千五百八十三枚、漢口支店四萬千九百七十二枚、福州支店五萬六千六百五十六枚、厦門支店十三萬二千枚、合計二十五萬四千九百九十五枚なりとす。同行は右圓銀を明治四十四年末先づ九江・上海に流布し、尋で漢口・福州・厦門・汕頭・香港及重慶等にも順次之を及ぼしたるが、爾來之が流布は一伸一縮の狀態に在り。而して從來本邦圓銀の勢力大なりし湖南・江西の兩省殊に湘江上流の地方に於ては、殆ど地方通貨たるが如き觀あり、加之一面に於ては大藏・陸軍・海軍・遞信の各省當局者と謀り、其の同意を得て漢口駐屯軍隊及揚子江流域に於ける帝國警備艦艇に對し、其の支那に於ける諸般の支拂に日本圓銀及臺灣銀行支拂手形を行使せしむることと爲したるが、更に漢口・九江・沙市・長河・大冶等各地所在の日本郵便局に於ても之が受入を爲すことを得るに至り、大いに其の流通の機運を釀成したり。

第四節　金融調節

第一款　金融資金

臺灣銀行の金融資金として最も重要なるものは、資本金・積立金及法律に依りて附與せられし特權に基く兌換銀行券にして、此等の沿革に就きては既に述べし所なるも、尙ほ他に普通銀行業務經營の結果同行に吸收せらるる資金及勸業銀行より融通せらるる資金等又尠しとせず。

（一）預り金

臺灣銀行の預り金は特別預金卽ち政府の國債元利支拂元預金と普通預金卽ち一般より受入るるものとの兩者に區分することを得べし。先づ特別預金に就きて見るに、該預金は明治三十二年下半期より預入せられ、翌三十三年の如きは一年總預高九十萬圓を超え、同年中八十九萬九千餘圓の國債元利支拂を爲せしが、爾後三十六年迄年々總預り高十三萬圓乃至十五萬餘圓にして年々其の大部分を拂出し、翌三十七年に至るや上半期中前年末殘高六百六圓の支拂を了し殘高皆無となり、爾後該預金の預入を見ざることとなれり。

次に普通預金に就て見るに、同行は創業以降銀行券發行の特典を享受したるを以て、普通預り金の消長が一般銀行に於けるが如く、直ちに運用資金の多寡を決するものにあらずと雖も、而も尙其の一部を形成するは論なき所なり。從て同行は創業以來常に預金の吸收に意を用ひたるも、當初に於ては同島民の未だ銀行預金の何たるかを解せず、資金死藏の舊弊を墨守したると、他面內地人の移住者間には浪費の弊風尠からざりしを以て、預金の吸收は必ずしも容易ならざりしなり。然りと雖も爾後同島經濟界の發達と共に、同行の預金は比年漸增の途を辿り、卽ち明治三十三年の總預り高四千萬餘圓、年末殘高四百九十七萬餘圓なりしもの、同三十五年に至りては既に總預り高五千九百十六萬餘圓、殘高六百六十萬餘圓となれり。而して翌三十六年に於ては內地經濟界の不振に拘らず、同島の產業は漸々發達の氣運に向ひ、經濟界の伸張と共に同行の各種業務は繁盛に赴き、預金額も亦從て著增を示したるが、偶〻前年末同島に於て銀價の騰落激甚を極めたるを以て、同行發行銀行券との打步を利し、投機の目的を以て預金を爲す者輩出し、爲に不測の損害を蒙るに至りしかば、遂に一時或る方面の預金を制限するの已むを得ざるに至れり。されば同年中の總預り高は八千三百八十四萬餘圓にして、前年に比し二千四百六十七萬圓餘圓を增加せしも、同年末の殘高は銀價の騰貴時期に際したる爲め、却て前年より百萬餘圓を減じたりき。其の後同島に於ては幣制改革に著手し、日露戰役の影響も亦甚だしからずして、經濟界は漸次堅實なる發展を示し、加ふるに戰勝後に於ける內地の金融緩慢、企業勃興の影響を受けて各種の產業も亦湧然として興り、大に好況を呈したるを以て、明治三十九年の如きは總預金高一億九千七百十七萬餘圓、殘高一千十三萬餘圓を算したり。斯くて諸政其の緖に就き、產業次第に起り、本島人も亦漸く銀行預金の有利なるを理解するに至りしかば、島內に於ける郵便貯金及銀行預金は一般に增加の趨勢を辿り、臺灣銀行の預金も從て遞增し、特に明治四十二年以後に於て激增の勢を示して、常に巨額の預り高を有し、島內の總預金は郵便貯金及銀行預金合計の大部分を占むるに至れり。之を表示すれば次の如し。

臺灣銀行預金年期別表

年次	上半期 總預高	上半期 殘高	下半期 總預高	下半期 殘高	一年總預り高
	円	円		円	円
明治三二年					
同　三三年	一八、八八九、一二二	一、八三七、一一四	七、五八七、七八八	九六八、二二〇	七、五八七、七八八
同　三四年	二七、四一九、〇三七	四、三一七、三一三	二三、八八六、八二五	四、九七五、一四一	四〇、九三八、八三三
同　三五年	三〇、四二〇、一六六	四、四三三、一二二	二一、四八九、九三七	四、五四九、九八二	四四、五九一、六六一
同　三六年	四三、〇七六、〇五三	五、四八六、七一三	三三、三三六、六九六	六、六一〇、二六三	五九、三二三、七四〇
同　三七年	五八、一五四、二四七	六、一八二、五六五	四六、四〇八、二八八	五、五九九、九二七	八三、九九七、六二八
同　三八年	七九、六六四、一九〇	六、四〇七、〇三一	五九、九三五、八九九	六、〇二三、七七四	一一一、九〇七、五八一
			七二、六六八、二一三	六、八三五、八七七	一四五、九二五、三七二

明治三九年	九、九四二、九七三円	九、九八〇、八五四円	一〇九、二一四、七四四	一〇、一三一、六三八円	一九七、一七六、八六三円
同　四〇年	一三一、六三七、六六一	一三、八八九、六三五	一二七、六〇四、五七六	一一、八六二、〇七〇	二四五、三五二、六〇二
同　四一年	一三六、八二七、三七九	一一、二四七、二〇五	一〇九、一八一、六五七	一一、一八八、七四七	二三四、七六一、八三一
同　四二年	一三七、二〇五、〇七一	一八、六六四、二二四	一三八、七二七、一七四	一七、四三六、九二三	二五七、二六八、〇二一
同　四三年	一八〇、五八八、六四〇	二六、二一九、九二九	一八八、二七七、八九六	一八、八六〇、九六九	三四二、六四六、〇七
同　四四年	二三七、一一二、六九一	三〇、四四二、〇四二	二四六、九九二、四七四	二三、八六九、三二九	四五三、六六三、一二三
大正元年	二九七、八二九、八〇六	三八、三〇七、六八四	三三〇、六六五、〇二六	三四、〇二九、三九八	五九〇、一八七、一四八
同　二年	三七七、六八〇、九〇三	四七、三四五、二三七	四一五、〇八八、七四四	四三、二八六、九六八	七四五、四二四、四一〇
同　三年	四四〇、六八八、四四二	四九、九六六、四〇八	四一四、三三八、九六〇	五四、一八七、〇九八	八〇五、〇六〇、九九四
同　四年	五四〇、八九五、五一七	七九、〇八三、一七三	七二〇、二五一、六二六	七四、五八〇、一八〇	一、一八二、〇六三、九七〇
同　五年	八六四、二六〇、二二八	八四、四七二、三五九	一、〇八七、七五二、一六七	一一一、〇一九、一三二	一、八六七、五四〇、〇三六
同　六年	一、三一八、一一八、九二七	一二七、七五六、一二四	一、九七九、三四五、五一六	二四〇、二六四、九七〇	三、一六九、七〇八、三一九
同　七年	二、五三七、五九六、四二四	二九五、一六八、五六三	三、三一三、一八八、一四三	三八九、二〇一、三三一	五、五五五、六一六、〇〇四
同　八年	三、一三一、二八八、五四三	二五四、二五〇、九四五	三、〇八七、三六一、九七三	二八六、五二八、五六八	五、九六四、三九九、五七一
同　九年	三、三〇二、八五八、一八六	二四四、一九九、〇五八	二、五六〇、七六三、三三四	一八二、二四三、〇二一	五、六一九、四二二、四六二
同　一〇年	二、一一六、八九六、一三〇	一八一、三七三、〇八六	二、一九一、五八四、三七四	一五九、九一七、六九〇	四、一二七、一〇七、四一八
同　一一年	二、〇三〇、五三七、四四四	一五八、〇一四、六四六	一、八〇四、九四七、二七〇	一七〇、二五二、七八二	三、六七七、四七〇、〇六七
同　一二年	一、七四四、二〇二、一二五	一八五、二八六、三九五	一、四六五、五七五、四六三	二〇一、九〇五、一〇九	三、〇二四、四九一、一九三
同　一三年	一、七六六、二七九、九四八	二〇八、四五六、六〇六	二、一〇二、七九七、二六五	二二四、九八四、三四六	三、六六〇、六二〇、六〇七
同　一四年	二、二五五、二九二、九六七	二二三、七三五、七九八	二、一七四、一〇五、二八一	一三四、三八〇、三四一	四、〇四九、〇三五、六五四
昭和元年	二、〇〇八、一二二、五一六	九一、五九五、〇二七	一、九七七、一五四、九一四	九二、八〇六、七五五	三、八九三、六八二、四〇三

（備　考）本表預金額中明治三二年乃至同三七年に於ては特別預金國債元利支拂元預金を含むものとす。

（二）借入金

茲に借入金とは政府より借り入るる特別借入金、一般より借入るる普通借入金、再割引手形及コールマネー等を總稱するものとす。特別借入金は臺灣銀行の創業に際し、一覽拂銀劵の發行準備として政府より二百萬圓を借入れたるものにして、明治四十一年より年賦償還を開始し、大正元年に至り之を完濟せり。即ち次の如し。

臺灣銀行特別借入金表

年次	總借入高	年末現在高	年次	總借入高	年末現在高
明治三二年	二、〇〇〇、〇〇〇円	二、〇〇〇、〇〇〇円	明治四三年	一、二〇〇、〇〇〇円	八〇〇、〇〇〇円
同　四〇年	二、〇〇〇、〇〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇	同　四四年	八〇〇、〇〇〇	四〇〇、〇〇〇
同　四一年	二、〇〇〇、〇〇〇	一、六〇〇、〇〇〇	大正元年	四〇〇、〇〇〇	償還済
同　四二年	一、六〇〇、〇〇〇	一、二〇〇、〇〇〇			

（備　考）明治三十二年下半期初めて二百萬圓を借入れ、後新規借入金なく、同四十年末迄据置きたるものとす。

普通借入金は同行の營業上一般より借り入れたるものにして、其の金額は明治三十三年に於て八百餘萬圓を算し、爾後一兩年間は年末現在高五百萬圓乃至七百萬圓に達したるが、後業務其の緒に就くに及び、明治三十六年以降は概ね借入金額の減少を見、大正元年には總借入高三百四十三萬餘圓、殘高十萬圓となり、翌々大正三年には遂に之を殘さざるに至れり。尋で大正四、五年に於ては四百十六萬圓乃至四百四十萬圓の借入ありたるも、兩年とも年末殘高は皆無となれり。然るに大正八年以後に於ては經濟界の變動竝に同行自身の營業上の事情に依りて比年激增の傾向を辿り、即ち大正八年に於て既に總借入高は二億九千三百七十一萬餘圓、年末現在高又四千四百七十萬圓となり、大正十一年には總借入高十六億七千百六十三萬餘圓、年末現在高一億四千九百六十八萬餘圓に達せり。而し

て大正十年に於ける年末現在高二億千六百萬餘圓及大正十五年に於ける總借入高十七億千五百二十九萬餘圓を以て、同行普通借入金の年末現在高及一箇年總借入高の最高記錄と爲す。左の如し。

臺灣銀行普通借入金累年表

年次	上半期 總借入高	上半期 殘高	下半期 總借入高	下半期 殘高	一年總借入高
明治三二年	圓	圓	二、五〇〇、〇〇〇圓	七一七、六一二圓	七一七、六一二
同三三年	二、七一一、〇七四	四八九、〇〇〇	七五九、六八二	六、〇四二、三一三	八、二六四、三八七
同三四年	五、九〇九、〇六二	八三〇、六〇五	六二〇、一一九	四四一一、三一六	九、四八九、七八三
同三五年	四、五二三、六〇八	七四六、五四七	五三〇、六七七	四四六七、六六五	八、二四四、七二六
同三六年	一、六二七、七〇〇	一六〇、〇〇〇	三五六、一一七	一、六五四、一七一	三、一二一、八七一
同三七年	二、〇六二、二八九	一六〇、〇〇〇	一三五六、二一二	一、二九二、〇七七	三、一九四、三六六
同三八年	二、八五六、四二二	—	二、〇七四、九〇六	—	四、九三一、三二八
同三九年	六二二、七五二	一〇〇、〇〇〇	五九一、〇二一	一〇〇、〇〇〇	一、一一三、七七三
同四〇年	三、一四〇、三九七	三六七、八一三	二四〇八、三八五	四七八、九四四	五、一八〇、九六九
同四一年	四、二一九、五五六	一五四、七四八	一四二〇、三二四	一一〇、二三八	五、四八五、一三二
同四二年	七五〇、六八二	一〇〇、〇〇〇	一六五、八三四	一〇〇、〇〇〇	八一六、五一六
同四三年	九〇八、三一九	一〇〇、〇〇〇	一四〇、三四九	一〇〇、〇〇〇	九四八、六六八
同四四年	三二八、九七六	一〇〇、〇〇〇	一、〇五八、六三六	四〇〇、〇〇〇	一、二八七、六一二
大正元年	二、二九五、二三八	四〇〇、〇〇〇	一、五三六、四八二	一〇〇、〇〇〇	三、四三一、七二〇
同二年	二、九九三、九四四	一〇〇、〇〇〇	二、一四四、四七二	一〇〇、〇〇〇	五、〇三八、四一六
同三年	一、六三二、四八二	—	一、一九一、〇九一	—	二、八二三、五七三
同四年	二、一九七、四七〇	—	一、九六三、七四二	七一八、六二五	四、一六一、二二二

更に再割引手形に就て見るに、同行は創業當初より之を爲したるも、當初は總て神戸支店に限り行はれたるものにして、其の高は明治三十二年中三十三萬餘圓に上りしが、翌三十三年には二十二萬餘圓に下り、三十四年乃至三十六年には新規再割引を爲さず、三十七年に至り二十五萬圓の再割引あり、しかも、同年末殘高は翌年其の決濟を了し、爾來大正十一年に至るまで全く之を爲さざりき。然るに大正十一年以後同行營業上に於て再び再割引を要することとなり、東京神戸兩支店及海外各店に於て引續き之を行ひ、即ち次の如き結果を示せり。

臺灣銀行再割引手形累年表

年次	上半期 總再割引高	上半期 殘高	下半期 總再割引高	下半期 殘高	一年總再割引高
明治三二年	圓	圓	三三一、二二六圓	一七三、七〇七圓	三三一、二二六圓

明治三三年	二八七、三九五円	一、五〇〇円	一一一、五六一円	一一〇、〇六一円	三九七、四五六円	一、〇四八、八三八円	三、〇四八、八三八円	二、四二三、七〇七円	三、〇四八、八三八円	二、四二三、七〇七円	明治三二年
同　三四年	一一〇、〇六一	—	—	—	一一〇、〇六一	—	八、一五三、八七四	二、八六九、七四三	八、一五三、八七四	二、八六九、七四三	同　三三年
同　三五年	—	—	—	—	—	—	六、四一一、三二六	二、六二〇、一一九	六、四一一、三二六	二、六二〇、一一九	同　三四年
同　三六年	—	—	—	—	—	—					
同　三七年	六一、六〇六	—	一九二、二〇五	七六、二〇五	二五三、八一一	一、二三八、八〇九、二九二					
同　三八年	七六、二〇五	—	—	—	七六、二〇五	一、四五〇、九二七、五九一					
大正一一年	四一、八二七、〇〇六	一三、四八六、一〇七	一三三、一八三、〇一六	八三、五一六、二九六	一六一、五二三、九一五						
同　一二年	二〇六、五〇一、五四三	五四、五七五、一二四	二八一、五五六、三四二	一〇一、二四一、二五五	四三三、四八二、七六一						
同　一三年	四三二、七三三、七一〇	八九、六八八、七九三	五六五、三七六、〇七一	二〇七、六五一、二七七	九〇八、四二〇、九八八						
同　一四年	六四五、七〇九、四六一	一六〇、五一〇、八三一	七五三、六一〇、六六二	二〇八、一七六、六七四	一、二三八、八〇九、二九二						
昭和元年	八一三、七九一、五五八	一七七、〇八六、二三二	八一四、二二二、二六五	二二九、二一〇、八八一	一、四五〇、九二七、五九一						

（備　考）明治三十二年乃至同三十八年の再割引は總て神戸支店に限り取扱ひたるものとす。

最後にコールマネーに就て見るに、本資金は臺灣銀行の創立以來大正八年に至る迄嘗て吸收せざりし所なるも、世界大戰當時より、本邦貿易に於ては一般に輸出入資金の不足を慂ふることとなり、爲替銀行は荐りに短期資金を吸收して之が融通に努めたるが、臺灣銀行に於ても同樣の理由に依りて短期市場に資金を求むることとなれり。即ち大正八年に於て總借入高十二億五千四百五十三萬九千圓、年末現在高六千二十二萬圓に達し、爾後一箇年の總借入高は比年增加の傾向に在りたるも、年末現在高は一兩年寧ろ減退の傾向を辿り、唯大正十三年以後に於て再び五千萬圓乃至六千萬圓を算したり。

臺灣銀行コールマネー累年表

年次	上半期 總借入高	上半期 現在高	下半期 總借入高	下半期 現在高	一年總借入高
大正八年	五九七、九二四、〇〇〇円	一二三、〇一〇、〇〇〇円	七七九、六二五、〇〇〇円	六〇、二二〇、〇〇〇円	一、二五四、五三九、〇〇〇円
同　九年	七六一、六九〇、〇〇〇	七六、四一〇、〇〇〇	七四九、一二〇、〇〇〇	五一、六七〇、〇〇〇	一、四三四、四〇〇、〇〇〇
同　一〇年	七五七、二三〇、〇〇〇	九、九五〇、〇〇〇	一、五一二、五〇〇、〇〇〇	一六、五五〇、〇〇〇	二、二五九、七八〇、〇〇〇
同　一一年	一、五四三、七七〇、〇〇〇	二二、七八〇、〇〇〇	二、二〇一、一六〇、〇〇〇	二八、五六〇、〇〇〇	三、七二二、一五〇、〇〇〇
同　一二年	一、五九六、三五〇、〇〇〇	二七、九五〇、〇〇〇	一、〇五二、七六〇、〇〇〇	四一、四七〇、〇〇〇	二、六二一、一六〇、〇〇〇
同　一三年	八八八、八〇〇、〇〇〇	五三、三五〇、〇〇〇	一、七六五、六一〇、〇〇〇	五二、三七〇、〇〇〇	二、六〇一、〇六〇、〇〇〇
同　一四年	一、八〇三、四五〇、〇〇〇	五三、四〇〇、〇〇〇	一、九四一、七九〇、〇〇〇	六〇、三〇〇、〇〇〇	三、六九一、八四〇、〇〇〇
昭和元年	一、八八四、一七〇、〇〇〇	五七、六〇〇、〇〇〇	二、〇二九、七〇〇、〇〇〇	五三、四五〇、〇〇〇	三、八五六、二七〇、〇〇〇

以上述べし所の如く、臺灣銀行の借入金は創業後大正元年に至る特別借入金を始めとして、普通借入金割引手形及大正八年以降に於けるコールマネーの四種類あり、何れも同行に對し長期又は短期の金融資金を供給したるものにして、同行の金融資金として重要なる地歩を占めたり。次に各種借入金の年期別總括表を掲示して參考に資すべし。

臺灣銀行借入金總括表

明治三五年	六、五二三、六〇八円	二、七四六、五四七円	六、四六七、六六五円	二、五三〇、六七七円	一〇、二四四、七二六円
同三六年	三、六二七、七〇〇	二、一六〇、〇〇〇	三、六五四、一七一	二、三五六、一一七	五、一二一、八七一
同三七年	四、一二三、八九五	二、一六〇、〇〇〇	三、四八四、二八二	二、二一一、八一八	五、四四八、一七七
同三八年	四、九三二、六二七	二、〇〇〇、〇〇〇	四、〇七四、九〇六	二、〇〇〇、〇〇〇	七、〇〇七、五三三
同三九年	二、六二二、七五二	二、一〇〇、〇〇〇	二、五九一、〇二一	二、一〇〇、〇〇〇	三、一一三、七七三
同四〇年	五、一四〇、三九七	二、三六七、八一三	四、四〇八、三八五	二、四七八、九四四	七、一八〇、九六九
同四一年	六、二一九、五五六	二、一五四、七四八	三、四二〇、三二四	一、七一〇、二三八	七、四八五、一三二
同四二年	二、三五〇、六八二	一、七〇〇、〇〇〇	一、七六五、八三四	一、三〇〇、〇〇〇	二、四一六、五一六
同四三年	二、一〇八、三一九	一、三〇〇、〇〇〇	一、三四〇、三四九	九〇〇、〇〇〇	二、一四八、六六八
同四四年	一、一二八、九七六	九〇〇、〇〇〇	一、八五八、六三六	八〇〇、〇〇〇	二、〇八七、六一二
大正元年	二、六九五、二三八	八〇〇、〇〇〇	一、九三六、四八二	一、〇〇〇、〇〇〇	三、八三一、七二〇
同二年	二、九九三、九四四	一、〇〇〇、〇〇〇	二、一四四、四七二	一、〇〇〇、〇〇〇	五、〇三八、四一六
同三年	一、六三二、四八二	―	一、一九一、〇九一	―	二、八二三、五七三
同四年	二、一九七、四七〇	―	一、九六三、七四二	一、七一八、六二五	四、一六一、二一二
同五年	二、二二六、五九六	―	二、一六三、六九〇	一、五〇〇、〇〇〇	四、三九〇、二八六
同六年	二〇、九一八、八二〇	一六、三九〇、〇〇〇	九八、三六四、七一七	―	一〇二、八九三、五三七
同七年	一〇、九八三、二六六	―	二五、九九六、三六八	―	三六、九七九、六三四
同八年	七五六、七六五、六一八	一九二、三一〇、〇〇〇	九八三、八〇〇、七九九	一〇四、九二〇、〇〇〇	一、五四八、二五六、四一七
同九年	九八八、九六二、八一六	一四七、四〇三、〇〇〇	一、一五七、九二九、八七五	二一七、五八五、八九四	一、九九九、四八九、六九一
同一〇年	一、三五四、六〇四、五九七	二二五、二九六、四三四	二、三〇七、七四五、六〇五	二三二、五五三、四一四	三、四三七、〇五三、七六八
同一一年	二、五一三、六二九、七六九	二六七、九五六、三四四	三、三〇九、六三五、五四六	二六一、七六五、二九六	五、五五五、三〇八、九七一
同一二年	二、五三七、七一八、〇四二	二六八、五五一、一二四	二、一二四、八〇一、二四〇	三四一、七五五、三四五	四、三九三、九六八、一五八
同一三年	二、一五一、一三八、四八七	三二四、七〇二、七九三	三、一六一、四四六、三七七	四二四、〇九三、六三八	四、九八七、八八二、〇七一
同一四年	三、一五〇、五五一、九四五	三六三、七二三、八三一	三、五一七、二三四、一二六	四七〇、七八六、一四八	六、三〇四、〇六二、二四〇
昭和元年	三、七一二、五四一、四七八	四六〇、七八四、八一四	三、八二〇、七三三、七四六	五一三、九五九、八九九	七、〇七二、四九〇、四一〇

(三)　信託預金

以上の外臺灣銀行の資力充實に効果ありしは、大正五年十一月より開始したる信託預金なりとす。抑〻我國に於ては從來信託の觀念未だ普及せず、從て資金を信託的に利用する方法發達せず、法規の如きも擔保付社債信託法以外何等基準とすべきものなかりしを以て、資本の利息又は配當に依りて收益を圖る大小の資本家・公共團體・各種財團基本金等の放資に當りても、極めて薄利に甘んずるか、若くは大なる危險を冒さゞるを得ざりしが、臺灣銀行は大正三年同銀行法の改正せられし以來、擔保附社債信託業務に當るの外、如上の缺陷を補はんが爲め、或は臺灣又は海外放資の保證を爲し、或は有利なる外國證券を紹介する等、信託的業務に努むる所ありたり。而して凡そ此の如き業務の發達を期するには、其の營業區域の廣く、放資方面の大なるを必要とするものなるが、臺灣銀行は内外各地に支店を有し、其の本來の任務として同島の諸事業に對して資金の供給を爲し、更に進みて南支・南洋に於ける事業資金を供給し、若くは支那の公私借款に應じて經濟的聯絡を圖るものなるを以て、同行は信託的預金の方法に依り此等各種の資金を蒐集し、以て臺灣・南支・南洋等に於ける事業資金の供給を豐富にするの案を樹て、茲に左の如く大正五年十一月以降其の取扱を開始したるものにして、該預金たるや全く同行の創始に屬し、而も開始以來異常の好成績を收め得たるものとす。而して同行に於ては本預金の取扱開始と同時に信託預金規定を定めたるが、該規定に據れば本預金は普通預金と異り、預金一口の最少限度を五千圓、期間を二箇年以上と定め、其の運用に對しては同行に於て一切の責任を負ひ、島内及南支・南洋等に於ける確實有利なる方面に投資し、極めて少額の信託料を徴するの外、投資

事業より收入する利息の大部分を預金者に配當するものにして、萬一投資したる事業にして配當すべき利息を擧げ得ざる場合と雖も、同行は年五分五厘乃至六分の配當を支拂ふことを保證したり。且又同行は本預金證書の讓渡質入を認め、又は預金者の都合に依りて配當利益受取人を指定することを得しめたるを以て、取扱開始以來頗る好成績を收むることを得たり。然るに大正十一年信託業法の施行せらるるに及び、此の種の預金は爾後之を取扱ひ得ざることとなりしを以て、同行に於ても亦之を中止すると共に、既存預り金は漸次之を返還し、大正十二年上半期を以て其の殘高を存せざるに至れり。今該預金開始以來の取扱高を表示すれば次の如し。

臺灣銀行信託預金累年表

期次	島内信託預金額		内地信託預金額	
	總預り高	期末現在高	總預り高	期末現在高
大正五年下	三八〇、七〇〇円	三八〇、七〇〇円	四、七二六、四八八円	四、七〇六、九八八円
同　六年上	四三三、七九三	八一四、四九三	一一、七四一、二三〇	一六、四三八、二一八
同　六年下	八〇四、九〇〇	一、六一九、三九三	一二、五八六、二二六	二九、〇一九、四四四
同　七年上	二五八、六七七	一、八七八、〇七一	八、二六四、三八七	三七、二五八、八二六
同　七年下	—	一、八六一、〇七一	五、〇〇〇	三七、〇一〇、七二六
同　八年上	一、八六一、〇七一	一、七八一、〇七一	三七、〇一〇、七二六	三六、〇四四、三二六
同　八年下	一、七八一、〇七一	一、四〇七、三七一	三六、〇四四、三二六	三一、七三五、三六六
同　九年上	一、四〇七、三七一	一、一二五、〇六九	三一、七三五、三六六	二〇、三二八、二二一
同　九年下	一、一二五、〇六九	四二八、一六九	二〇、三二八、二二一	八、四五六、三〇六
同　一〇年上	四二八、一六九	一九五、〇〇〇	八、四五六、三〇六	一、七一〇、七五二
同　一〇年下	一九五、〇〇〇	一九五、〇〇〇	一、七一〇、七五二	六〇七、七五二
同　一一年上	一九五、〇〇〇	一二〇、〇〇〇	六〇七、七五二	四九一、七五二
同　一一年下	一二〇、〇〇〇	—	四九一、七五二	二四七、八五二
同　一二年上	—	—	二四七、八五二	—

（備考）總預り高中には繰越高を含む。

（四）勸業資金

臺灣銀行は後述する如く夙に拓殖資金の貸出に努むる所ありと雖も、固より之が爲に多額の資金を割く能はざるは論を俟たざる所にして、寧ろ不動産金融機關たる特別銀行の資金に依るを適當とするを以て、同行は明治三十八年日本勸業銀行と代理貸付の契約を結び、之より豐富なる資源を得て長期に亙る農工業の資金を低利に供給することとせり。本資金に就きては後に述ぶる所あるべし。

（五）爲替資金

從來臺灣銀行は特に支那及南洋向輸出品に對し資金を融通することに努力を拂ひたるが、大正三年日本銀行より南支・南洋及倫敦宛爲替を加へ、更に同七年印度棉花爲替資金の供給あり、依て以て一層對外資金を充實したるものとす。

以上に述べし諸資金の外、同行は明治四十一年横濱正金銀行倫敦支店の斡旋に依りてパース銀行より二十萬磅を限度とせる信用開始を締約し、爾後倫敦に於て野澤組及紐育アーヴキングナショナル銀行等の助力を受け、更に大正三年十月倫敦に、同六年七月紐育に店舗を設くるに及び、前記各店を通じ歐米の資金を利用する等、此等の方法に依り外資を利用したることも亦尠からざるなり。

第二款　臺灣に於ける金融調節

第一項　概　説

我が始政當時の臺灣經濟界は殆ど混沌として何等文明の施設なく、金融又杜塞して資金運用の途なく、全く未開國たるの觀を呈せり。然るに改隸以後明治三十二年臺灣銀行の設立あり、島内に於ける銀行券發行の權を擁して金融調節の任に當り、先づ本店を臺北に置き、北部地方を主として全島に亙る資金供給の途を開き、又臺南に支店を置きて專ら南部地方金融の疏通を圖れり。他方始政當時より同島に出張所を設けたる大阪中立銀行を併合せる三十四銀行亦臺北・臺南に店舗を開き、臺灣貯蓄銀行は臺灣銀行の設立に稍〻後れて臺北に開業し、其の他臺灣商業銀行・臺灣農商銀行・嘉義銀行・彰化銀行・臺灣商工銀行等相尋いで起り、大正五年には新高銀行の臺北に開業するあり、右の中臺灣貯蓄銀行・臺灣商業銀行及臺灣農商銀行は或は他と合併し、或は中途廢業の悲運に陷りしも、他は連年好成績を收めて順調に發展し、此等の諸銀行は臺灣銀行を中心として、全島到る處に金融網を張り、本島人の幼稚なる經濟思想を啓發し、金融機關利用の便を理解せしむるに努めたり。而して此の如く金融機關の發達に伴ひ、商工業の資金運用は何等の不便なく、金融漸く疏通の機運に向ひたるも、尚ほ小資金の融通に至りては未だ以て充分なりとは謂ひ難く、各地方農村開發の資金融通に就て特に其の甚しきものありたり。臺灣銀行に於ては夙に明治三十八年以來日本勸業銀行と契約し、同行の不動產擔保の低利長期の貸出事務を代理するの外、普通銀行としては耐へ難き不利不便を忍びて自ら不動產貸付を爲し、以て此の方面に於ける金融の疏通に努めたり。同行が一般重要產業への融通資金に對し、拓殖的資金又は勸業資金と稱せるもの卽ち之なり。尚ほ此の他同島に於ける郵便貯金の增加に

伴ひ、大正七年以降預金部より一部資金の融通を受け、所謂產業奬勵資金として之を地方產業の開發に投下するに至れり。

斯くて融通組織の整備及融通範圍の擴大と共に、臺灣銀行の貸付金は比年顯著なる膨脹を遂げ、卽ち開業當年たる明治三十二年下半期末に於ける島内一般貸付金は僅々十萬餘圓にして、之に特別貸付金卽ち政府貸上金を加ふるも、尚且二百六十餘萬圓を出でざる狀態に在りしものを、昭和元年末に於ける一般貸付金一億四千餘萬圓、特別貸付金四千七百餘萬圓に比すれば、轉た隔世の感なくんばあらず。今開業以降昭和元年に至る同行島内貸付金の概況を各期末現在に就き表示すれば次の如し。

年次	上半期末	下半期末	年次	上半期末	下半期末
明治三二年	円	円	大正元年	円	円
同三三年	四五九、八二二	一〇四、四六七	同二年	一九、四二四、七六六	二一、四二七、五五二
同三四年	一、二六四、四八九	六三四、三一三	同三年	二四、〇三二、八七六	二八、〇五五、四五八
同三五年	一、〇四一、八八八	三五九、三八九	同四年	三五、〇八九、九八〇	二九、九五六、八〇九
同三六年	一、六四七、六〇二	一、二一五、六六一	同五年	二五、八九五、四八三	三四、九〇四、三二二
同三七年	二、六九八、八〇八	一、四九九、九四三	同六年	二七、八九〇、一〇七	四〇、九五七、五七四
同三八年	三、五四七、四六六	二、九七三、三一二	同七年	四六、三六二、五七五	五九、六八七、三一五
同三九年	四、九三四、一七〇	三、六三一、五四六	同八年	五八、七九七、八九七	七三、一九五、五一四
同四〇年	七、一四九、九八一	五、一〇一、一四六	同九年	八二、四九七、六八五	一二四、八二九、九四一
同四一年	九、五九二、六九六	八、六六八、六二九	同一〇年	一四一、九八九、四三六	一四二、六五九、五五四
同四二年	一〇、五八九、七九六	一〇、一九〇、七七五	同一一年	一四六、八三九、九四九	一四一、二五三、八七六
同四三年	一二、八四六、七四三	一二、四六四、二二九	同一二年	一四八、七〇九、六二五	一九二、九四三、三六一
同四四年	一七、五九七、六一三	一七、二九五、九六八	同一三年	一八八、六二〇、四六五	二〇〇、二七三、〇二三
				一八〇、七七〇、九六五	一九一、二二〇、九三六

大正一四年	昭和元年
一八〇、九〇七、五四〇円	一八二、六九三、二七〇円
一三七、七七四、五三四円	一四〇、七八九、三六二円

右島内に於ける一般貸出金は所謂貸付金の外、當座預金貸越・利付爲替手形・受取爲替手形・コールローン・割引手形・荷爲替手形・取立爲替手形等の諸形式に依りて行はるるものにして、此等の各種別に關する說明は煩雜を避けて之を省略すべし。

而して臺灣銀行の貸付金には右に述べし一般貸付金の外に、政府貸上金たる特別貸付金あり。本貸付金は臺灣事業公債法に基き、同島に於ける政府の特別事業資金として融通せらるるものにして明治三十二年始めて二百五十萬圓を貸付け、爾來明治四十・四十一の兩年及大正十年乃至十四年を除き、毎年末尠からざる殘高を示せり（附表參照）。

尙ほ臺灣に於ける金利の消長を見るに、臺灣銀行創立の當時に於ける同島の金利は、社會上、經濟上諸般の事情に依りて頗る高率なるものあり、同行と雖も亦此の間に處して適當の利率を定めざるを得ざりしを以て、開業以降數年間は貸付金日步最低三錢、特別最高五錢を徵するの已むを得ざりしが臺灣の開發を以て任務とし、產業の發達を助長するを以て目的とする使命に鑑み、同行に於ては可及的金利引下の方針を以て之に臨めり。されば商工業の基礎略ぼ成り、事業經營者の信用稍〻加はると共に、步一步自ら金利の引下を斷行し、率て他の金融業者に及ぼさしむることと爲し、金融界の狀勢に應じ之を漸次實行に移したり。

第二項　重要物產資金

臺灣の金融機關は我始政後に於て始めて完備したるものにして、其の以前には銀行の存在せるものなく、從て產業資金融通の如きも生產品の賣買取引者間に限り、生產品の買入者は同時に其の資金供給者たるを常とせり。而して當時の如き產業上の施設尙幼稚にして、生產額尠かりし時代に在りては、金融上甚しき不便なかりしも、事業の擴張・生產額の增加に伴ひ、益〻資金の需要を生じて銀行の利用旺盛となり、金融機關の整備擴張は更に產業の發達を促すに至れり。

臺灣銀行の所謂重要物產資金とは米・砂糖・茶・金・樟腦等に對する資金の總稱なり。先づ米に對する金融を見るに、之には自ら農業資金の融通と、商業資金の融通との別あり、而して農業方面の資金は、其の性質上短期返還を望むべからざるもの多きを以て、臺灣銀行は勸業銀行代理貸付の方法に依りて融通を與へ來りしが、之に就きては別に述ぶることと爲し、玆には主として商業方面の資金に關する融通を述べんに、米に對する商業資金は手形割引・爲替・貸付及當座貸越等の方法に依り行はれ、此等の資金は米商の買付前貸金及移輸出資金として運轉せらるるものにして、米商の米買入には豫約買付及現米買付共に前貸金を爲すを普通とす。而して臺灣の米作は二期作なるを以て、豫約買付の場合一期米は二、三月頃、二期米は八、九月頃より買付を開始するものにして、手持米に對し荷爲替を取組み或は倉庫業者の預り證券を擔保として、銀行より割引を受けて資金を調達し、更に又次期米の買付を爲し、順次資金を運轉するを以て通例とするも、若し米商にして買付米の持越を爲し得ざるときは、銀行に對し割引又は當座貸の契約を結び、之に依りて資金の融通を仰げり。次に現米買付の場合は主として一期米出廻期（六月乃至九月）及二期米出廻期（十二月乃至翌年三月）に資金の需要あり、米商は豫約買付の受拂時期に於て保管を倉庫業者に委託し、若は基隆・高雄等に廻送し、倉庫業者其の他の發行したる貨物預り證券又は貨物引替證を擔保とし、銀行より資金の融通を得て一部は引渡米の精算等に充て

一部は現米買付前貸金として運轉するものとす。尙ほ從來臺灣には完全なる倉庫に乏しく、且荷爲替取扱迄には尠からざる時日を要するを以て、其の間往々買付米を擁して資金融通の途なきに苦しむものありしを以て、臺灣銀行に於ては此等の困難を救濟する目的より、前記の如く當座貸・割引・爲替買入・利付爲替手形等の方法に依る融通を實行したるものとす。

第二に砂糖資金の融通に就て見るに、臺灣の糖業に對する金融は本來糖行(糖商)・洋行(外國人糖商)及糖問(製糖業者)の間に於て行はれ、原料耕作者竝に粗糖製造業者は、其の資金を糖行又は糖問に仰ぎ、糖行は砂糖出廻期に際し更に其の資金を大糖行或は洋行に就て求めたるものにして、大糖行及洋行は最後の製品買收者たると同時に、最高の金融機關たりしものとす。其の後臺灣の產業漸く發達し、金融機關亦具備するに至ると共に、糖業に對する金融は銀行の手に依りて遺憾なく供給せられ、糖業の發達も亦頗る顯著となれり。抑製糖業者に對する金融狀況は、經營方針の大小に依りて多少の相違あるも、大體に於ては略同樣にして、製糖業の創業當時に在りては機械購入費・工場其の他の建物費或は所有耕地の排水灌漑費等巨額の固定資本を必要とし、此等は多く拂込資本金に依りて支辨するも、資本金の不足のある場合若は金利其の他の關係上株金の拂込を不利とする場合には、一時銀行より融通を求むるを常とす。此等は繼續的に必要とする資金にあらず、事業の進捗に伴ひ次第に減少するは當然なりと雖も、營業發展して製糖商の漸次增加するに伴ひ、一方には運轉資金の需要增加すべきを以て、銀行の貸出金は繼續的なること勿論なり。但し運轉資金の場合は、製品の賣行に依りて貸借の決濟を爲し得るの便あるを以て、融通の期間は極めて短期にて足るものとす。而して臺灣銀行は由來製糖業者に對し、固定資金及運轉資金を供給して遺憾なからしむると同時に、一面消費稅延納に關し糖業者の利便を圖り、以て糖業の發展に資したる所尠からず。蓋し臺灣に於ては夙に明治三十四年砂糖消費稅法の施行を見たるが、本稅法に依れば稅金は製品を工場・稅關又は保稅倉庫より搬出する場合に納入すべく、若し延納を申請せんとせば金錢及適當なる有價證券を擔保として提供すべき規定なりき。而も當時は各糖業者にして有價證券を所有せるもの尠く、折角の納稅猶豫も殆ど其の效用なき實狀に在りしかば、臺灣銀行に於ては糖業者當面の危機を救濟する爲め之に特別貸付を斷行すると共に、更に屢次當局に交涉して便宜の方法を講ずるに努め、卽ち明治四十一年以降同行の定期預金證書を以て有價證券と看做し、消費稅延納擔保たるを得るものと認定せらるるに至り、同行に於ては此等の有價證券又は定期預金の資源に就き極力貸出の便を圖りたるものとす。

第三に茶資金に就ては、當初臺灣銀行は烏龍茶取引の厦門中心を一變し、茶商をして直輸の利を享けしむることを畫策したるも、多年の因襲容易に打破すべくもあらず、甚しきに至りては洋行其の他にして同行に金銀兩勘定を開き、空爲替の賣買を試むるあり、安んじて茶爲替の買付を爲し得ざる狀態にありたり。然るに明治三十七年七月に至り幣制の改革あり、三十八年に入り金券の流通漸く潤澤なるに及び、茲に始めて歐米爲替の買付を實行し、茶商をして直接輸出の利便に浴せしむるを得たり。又從來包種茶(甫洋向)に對しても爲替買付を爲して茶商の資金回收に便ぜしめ、臺北を其の集散地と爲し、且つ金融の中心地たらしむることを期せしと雖も、金銀價格の變動、茶商の信用薄弱其の他大小幾多の障碍ありて容易に舊慣を打破すること能はざりしが、同行は機に臨みて著々其の步を進め、比較的資金の豐富なる茶商を誘導し、特に有利の條件を附して買付を試み、或は多少の割引貸出の途を開き、或は本島人爲替商の三日拂手形に限れるに對し七日拂又は十四日拂を許す等、屢次利益を

犧牲にして努力を續けたる結果、其の仕切の一般に好相場なること普く當業者の知る所となり、漸次金融改善の目的に接近することを得たり。加之其の後臺灣・南洋間の直通航路の開かるるあり、同行亦南洋に支店を開設し、直接爲替取引の便備はると同時に、船荷證券を擔保とする荷爲替割引の途を開き、之に對しては比較的長期手形を採用し、可及的低利の資金を供給するに努めたる爲め、明治四十年頃より南洋茶爲替は翕然として同行に聚るに至れり。

第四の金山資金に就て見るに、臺灣の金山は明治二十九年瑞芳を藤田組に、金瓜石を田中長兵衛に夫々採掘を許可し、後三十年牡丹坑金山の發見あり、翌年末本島人某其の採掘權を得たるが、轉鑛して木村組の手に移り、爾來三山鼎立の姿なりき。然るに牡丹坑は大正二年五月田中長兵衛の手に買收せられ、又藤田組は大正三年九月限り其の經營を廢し、同年十月以降七箇年の契約を以て顏雲年に金銀鑛區全部を貸渡し、更に同六年に至り單に名義のみを藤田組に留め、實權は擧げて顏雲年に歸屬することとなれり。從て臺灣銀行の金山資金は主として田中・顏兩名に對し行はるるものにして、砂金商の砂金若は精金を買入るるに際し、同行に融通を求め、又は精金賣渡に際し手形割引を求むることなきにあらざるも、極めて少額に過ぎざるなり。而して凡そ金山の經營は大規模にして、資金を要することと巨額なるも、臺灣に於て之が供給を爲せるは獨り臺灣銀行のみにして、當初は同行も亦鑛山業の性質に鑑み、進んで積極的に便宜を圖ることなく、單に產金の買收に重きを置き、僅に明治三十三年末に於て貸越契約を爲し、多少產金業者の便宜を圖りしも、右は其の實金塊買收を目的とするものにして、代金前拂とも云ふべき性質に過ぎず。尋いで三十四、五年頃より割引手形の如き無擔保貸出增加したるも、尙ほ積極的の貸出を斷行するに至らざりしが、三十六年に至り各山漸く整理し、著々盛況に向ひたるのみならず、三十七年には金本位制の實施せられたる結果、臺灣銀行も亦金準備の必要を生じたるを以て、無擔保割引制度を增加し、三十八年より愈〻積極的援助を與ふるに決し、卽ち貸出利率の輕減、貸越及割引極度の增加、鑛業權及鑛山設備を擔保とする貸出等を爲すに至れり。

第五の樟腦資金は概ね明治三十八年以降融通せる所なり。臺灣に於ける樟腦の製造は、一時總督府自ら之を行ひしも、後民營に移し、相當資力あるものをして製腦せしめ、製品は一旦全部專賣局に收納し、同局に於て調理販賣するものにして、從來臺灣製腦總督府救濟團・三井物產・臺灣採腦株式會社・臺灣精製樟腦株式會社其の他一二の會社及個人に依り經營せられたるが、總督府に於ては該事業の發展を圖らんが爲め、之が合同統一を期し、一大製腦會社の設立を勸說し、大正八年四月に至り遂に資本金一千萬圓を以て臺灣製腦株式會社を創立し、從來の各製腦業を買收すると共に、其買收價格を以て直に株式の引受に充當することとなれり。而して右製腦資金の融通に就きては臺灣銀行之に當り其の需要は比年膨脹の傾向を辿れり。

第三項　拓殖的資金

明治三十七年以前に於ける臺灣の土地制度は頗る複雜曖昧にして、土地所有權の所在明かならざるのみならず、地籍の如き殆ど信憑するに足らず、加ふるに隨所に匪徒出沒し、爲に人心常に動搖して拓殖事業に從事するもの鮮く、偶〻之ありとするも金融業者は安んじて之に對し資金を融通する能はざる狀態なりき。然れども三十七年土地調査完成し、土地制度改正せられて地籍及地主確定し、且つ土匪全く戡定せらるるに及び、爾後漸次拓殖事業を企圖する者を生じ、金融業者も亦資金の融通に甚

しき危險を感ぜざるに至れり。茲に於てか臺灣銀行は後に述ぶる如く明治三十八年以降日本勸業銀行代理店として、長期の低利資金を供給すると共に、同行自らも此の種貸出の途を開けり。由來同行は臺灣の中央銀行たる任務上、島内に於ける金融を調理すべき立場に在り、比較的長期なる拓殖資金を供給するが如きは頗る困難とする所なりしも、元來臺灣には土地建物等の不動産の外、有價證券の如き適當なる擔保品を有する者稀なりしを以て、若し同行にして全然不動産擔保の貸出を拒絶するが如きことあらんか、拓殖事業の發達を阻止し、臺灣の開發上不利少からず。此の如きは發行銀行にして而も一面拓殖銀行として同島産業の助長を主要任務の一と爲す同行の看過すべからざる所なるを以て、成る可く長期に渉らざるものに限り拓殖的貸出の途を開き、勸業資金の貸付と相俟て事業資金の供給を爲すこととせり。其の後明治四十三年第二十六回帝國議會に於て、臺灣拓殖上の金融機關として臺灣拓殖銀行設立の建議案提出せられしが、時偶臺灣銀行の保證發行制限額五百萬圓を一千萬圓に擴張せんとする臺灣銀行法中改正法律案の提出あり、右建議案と同一委員會に附託せらるるに及び、委員會に於て討議の結果、臺灣銀行をして一層拓殖事業の爲めに資力を割き、此の種資金の供給を潤澤ならしむるを得策と爲すに至り、拓殖銀行設立案は遂に撤回せられたり。茲に於てか臺灣銀行は爾來此の意を體し、不動産擔保の低利資金貸出に關し一層需要者の便を圖り、此の方面に於ける産業發達に對し少からざる努力を爲せり。

第四項　勸業資金

臺灣銀行は主として其の附與せられたる發券の職能に依り營業資金を求むるものなるを以て、其の放資は自ら短期取引を主とし、長期にして且つ低利なることを要件とすべき拓殖資金の供給を爲すが如きは、同行本來の立場より頗る困難なるを免れざるなり。然りと雖も將來大に發展せんとする臺灣に於て、殖産興業の實を擧げんと欲せば、拓殖資金の放下は一日も之を空うすべからず。茲に於てか政府は臺灣銀行資金に加ふるに日本勸業銀行資金を以てすると同時に、他方臺灣に於て勸業債券の募集を爲さしむるの方針を定め、明治三十五年大藏省及兩銀行間に交渉を遂げたる結果、臺灣銀行は日本勸業銀行の代理店として、此等の事務を行ふ事に決し、大略次の如き方法を以て之を實施することに協定したり。

一、勸業銀行ガ臺灣銀行ニ託シテ臺灣ノ農工業ニ資本貸附ヲ取扱ハシムルニ就テハ先ヅ勸業銀行法ヲ改正シ、該法中臺灣ニ投資スベキ條項ヲ設ケザルベカラズ。依ツテ本期議會ニ該改正案ヲ提出スル事。

二、勸業銀行ガ臺灣ノ農工業ニ資本ヲ投ズベキ額ハ凡ソ年最高額五十萬圓ヲ限度トスル事。但シ臺灣銀行ハ少額ノ貸附金ハ一時繰替ヘ他日勸業銀行ヨリ請求スルコトアルベシ。

三、代理事務ヲ取扱フ臺灣銀行ハ其投資スベキ目的ハ無論勸業ノ精神ニ背カザルヲ期スベク、臺灣ノ殖産上最モ焦眉ノ急ニ逼レルモノニ向ツテ先ヅ資本ヲ投ズベシ。（一）ハ灌漑事業（二）ハ砂糖製造業ニ在リトス。其他ノ小額ノ貸附金ハ便宜取計フモノトス。

四、利子ハ内地ニ於ケル利率ト同一トナスコト能ハザルモ可成低率トスベキ事。

五、勸業銀行債券募集ハ今後益々擴張シ、其債券募集ハ臺灣銀行ニ於テ扱ヒ、券面ノ體裁ハ内地ニ於ケル勸業債券ト異ニシ、券面ニハ頗ル意匠ヲ施シ、且漢文ヲ用ユル事。但シ内地人ノ應募ニハ舊來ノ債券ヲ用フルモノトス。

斯くて政府は右協定の趣旨に基き、第十八回帝國議會に日本勸業銀行法中改正法律案を提出し、其

の協賛を經て明治三十六年六月法律第九號を以て之を公布するに至りしが、右改正法律に依り、同行が臺灣に於て貸付を爲す場合には、特に業主權を擔保に徴することを得しめ、而して抵當は舊來の如く第一抵當なることを要するものとしたり。然るに臺灣に在りては未だ土地登記規則の施行を見るに至らず、從て土地胎權設定に際し、第一抵當なりや否やを確認し得ざる事情ありしを以て、同年八月律令第二號を以て左の如く「日本勸業銀行ノ貸付ヲ爲ス土地ニ關スル件」を公布し、以て同行債權の確實を期したり。

律令第二號（明治三十六年八月二十二日）

第一條　日本勸業銀行ハ日本勸業銀行法第十四條第三項ニ依リ貸付ヲ爲スニ當リ胎權ヲ設定セムトスルトキハ其ノ土地ニ對スル權利ノ催告ヲ臺灣總督ニ申請スルコトヲ得

前項ノ催告申請書ニハ土地ノ坐落、境界、地目、地番、甲數及業主ノ住所、氏名ヲ記載シ業主ト連署シテ其ノ土地所在ノ地方廳ヲ經由シ之ヲ臺灣總督ニ提出スヘシ

第二條　前條ノ催告ハ三日以上府報ニ掲載シ且十日以上土地所在ノ地方廳ノ掲示場ニ掲示スヘシ。

催告ニハ左ノ事項ヲ掲クヘシ

一　土地ノ坐落、境界
二　地目、地番、甲數
三　業主ノ住所、氏名
四　土地ニ對スル權利ヲ屆出期間內ニ屆出ツヘキ旨ノ表示
五　權利ノ屆出ヲ爲ササルニ依リ生スル效果
六　屆出期限

第三條　催告ト屆出期限トノ間ニハ二箇月以上ノ期間ヲ存スルコトヲ要ス

第四條　臺灣總督カ土地ニ對スル權利ノ催告ヲ爲シタルトキハ其ノ土地ニ對シ業主權、典權又ハ胎權ヲ主張スル者ハ屆出期間內ニ其ノ土地所在ノ地方廳ヲ經由シテ臺灣總督ニ屆出ツヘシ

第五條　前條ノ屆書ニハ左ノ事項ヲ記載スヘシ

一　土地ノ坐落、境界
二　地目、地番、甲數
三　業主ノ住所、氏名
四　屆出人ノ住所、氏名
五　權利ノ種類
六　契約シタル事項

前項ノ屆書ニハ丈單、上手契其ノ他必要ナル書類ヲ添付シ業主ト連署捺印スヘシ若書類ヲ添付スルコト能ハサルトキ又ハ連署スルコト能ハサルトキハ其ノ理由ヲ詳記スヘシ

第六條　此ノ規則ニ依リ臺灣總督カ土地ニ對スル權利ノ催告ヲ爲シタル場合ニ於テ屆出ヲ爲ササル者ハ日本勸業銀行又ハ其ノ債權ノ强制執行ニ因リ其ノ土地ヲ取得シタル者又ハ其ノ承繼人ニ對シ其ノ土地ニ對スル權利ヲ主張スルコトヲ得ス

第七條　日本勸業銀行ニ於テ胎權ヲ設定シタルトキハ業主ト連署シテ土地ノ坐落、境界、地目、地番、甲數ヲ直ニ臺灣總督ニ屆出ツヘシ胎權ヲ解除シタルトキ亦同シ

第八條　前條ノ屆出アリタルトキハ臺灣總督ハ左ノ事項ヲ三日以上府報ニ掲載シ且十日以上土地所在ノ地方廳ノ掲示場ニ掲示シテ公告スヘシ

一　土地ノ坐落、境界
二　地目、地番、甲數
三　業主ノ住所、氏名

四　胎權ノ設定又ハ解除

第九條　日本勸業銀行ノ債務者ニシテ債務ノ履行ヲ爲サヽルトキハ日本勸業銀行ハ其ノ胎權ヲ設定シタル土地ニ付他ノ債權者ニ先チ辨濟ヲ受クルコトヲ得

附　則

第十條　此ノ規則ハ臺灣ニ於テ土地ノ擔保ニ關スル登記規則ノ施行セラルル迄效力ヲ有ス

又臺灣に於て最も勸業銀行資金の需要あるべき公共埤圳は未だ組合を組織するに至らず、貸付を爲すに當りて其の債權の確保を期し難き事情ありしを以て、同年九月二十六日律令第三號を以て臺灣公共埤圳規則を改正し、公共埤圳組合を法人とし、且つ組合をして水租及費用を賦課徴收するを得しめたり。

斯くて茲に勸業銀行放資に關する準備を了し、同年十二月八日兩銀行間に代理契約の成立を見たり。右契約の內容は、日本勸業銀行資金貸付等に關する件及勸業債券募集其の他に關するものにして、今其の要項を摘記すれば左の如し。

一、貸付及其取立ニ關スル件

二、勸業債券募集ニ關スル件

三、勸業債券募集金竝勸業債券及貯蓄債券元利金割增金等ノ受拂ニ關スル件

四、勸業債券貯蓄債券及其利札引換交付ニ關スル件

斯くて臺灣銀行は明治三十七年二月より代理事務を開始し、島內各支店出張所を取扱店と爲し、資金貸出に關し左の手續を定め、貸付實施に大いに努力する所ありしも、臺灣の島民未だ各種經濟活動に慣れず、又該資金の性質に就きても能く之を理解するもの少く、爲に同行の努力も空しく、遂に同年中には貸出を見ることなくして熄みたり。

勸業資金貸出手續

第一　勸業資金ノ貸出ヲ要求スルモノハ農工業ノ發達改良ヲ目的トスル事業卽チ耕地排水、水利ノ改良竝ニ耕作地ノ道路埤圳ノ造設修繕又ハ殖林、開墾等ニ使用スヘキモノナルコト

第二　舊債ヲ償却スルカ爲メニ貸出ノ請求ヲ爲スハ敢テ妨ナシト雖モ其舊債ハ必ラス第一ニ列擧スル所ノ事業ヲ遂成スルカ爲メニ生シタルモノナルヘキ事

第三　借入金ノ年賦返濟ハ日本勸業銀行法ニ於テ一年以上五十年以內ト規定シアルモ事業上特別ノ性質ヲ有スルモノノ外ハ當分ノ內一年以上十五年以內トシテ其期間ニ於テ一年以上五年以內ノ據置年限ヲ定ムヘキコト

第四　年賦返濟ノ方法ニ依ラスシテ一時ニ返濟セントスルモノノ貸出金ハ其年限ヲ五年以內トスルコト

第五　個人、會社、組合ヘノ貸出ハ確定ニシテ永久ニ繼續スヘキ收益ノ見込アル田、畑、鹽田、建物敷地、山林原野等ヲ擔保トスヘキコト

第六　法令ニ依リ定メラレタル公共團體ニハ無擔保ニテ貸出ヲ爲スコトアルヘシ

第七　擔保附貸出シノ場合ニ於テ擔保品ノ鑑定、事業ノ調査等ニ要スル費目ニ借入請求金額ノ千分ノ三ヲ超過セサル範圍ニテ借入請求者ヨリ支辨スヘキモノトス、但貸借契約ノ成立セサルトキト雖モ其負擔ヲ免カレサルコトヽ

第八　貸出金ハ擔保品ノ評定價格ノ三分ノ二以內トス

第九　利息ハ當分ノ內年賦貸出ハ據置年限中ハ最高一割二分（五千圓未滿ハ一割二分五厘）年賦年限中ハ最高一割一分トシ一時返濟ノ貸出ハ最高年一割二分五千圓未滿ハ一割二分五厘）トス

第十　法令ニ依リ定メラレタル公共團體ノ年賦貸出ハ据置年限中ハ最高年一割一分年賦年限中ハ最高一割トス

既にして臺灣の人心漸く安定し、産業は將に發達の勢を示し、從て開墾・造林・埤圳工事・糖業等長期低利の資金を要するもの次第に多く、又既設事業中舊債返還期の迫れるもの等少なかざりしを以て、諸人漸く勸業資金に注目し、明治三十八年一月先づ南投廳公共埤圳改修事業に對し最初の放資を爲すに至れり。斯くして勸業資金利用の氣運の漸々熟すると共に、一方に於ては同年五月律令第三號を以て臺灣土地登記規則の公布せらるるありて、借入手續の簡易と債券の安固とは兩々相俟ちて、爾後益〻該資金の利用を促進するに至れり。即ち明治三十八年中には七萬三千圓の貸出高に過ぎざりしもの、三十九年末現在に於ては十八萬餘圓に上り、八年後の大正元年末現在は三百六十餘萬圓に達し同六年末には更に增加して九百二十餘萬圓を算するに至れり。然るに同七年には時局の影響として、砂糖其の他農産物の價格は漸次騰貴せるのみならず、作柄一般に良好なりしを以て、農家の所得に增加を來して、勢ひ勸業資金の貸出中大口の臨時償還を爲すもの續出し、臺灣銀行に於ては極力小口貸出に努めたるにも拘らず、貸付高は次第に減少するの已むを得ざるに至れり。其の後大正八年に於ても亦同樣の事情ありしが、更に大正九年財界の變動に際會するや、爾後臺灣銀行に於ては長期資金の融通困難なる事情を生じたるを以て、日本勸業銀行に於ては臺灣に支店を設立して自ら該資金の融通に當る計畫を樹て、大正十二年一月以後之を實行するに至れり。試みに明治三十八年以降大正七年に至る臺灣銀行の勸業資金貸出狀況を見るに左の如し。

年次	貸出高		年末現在高	
	口數	金額	口數	金額
明治三十八年	七口	七三、〇〇〇円	七口	七三、〇〇〇円
同三十九年	一二	一一七、〇〇〇	一九	一八八、一二八
同四十年	三六	三八五、一七〇	五五	五六四、九九九
同四十一年	二七	五五一、八六三	八二	一、〇七四、六八七
同四十二年	二七	五一〇、〇〇〇	一〇七	一、四九三、七二四
同四十三年	四六	六八九、一〇〇	一五〇	二、〇八二、六二一
同四十四年	一五〇	八三四、五七二	二九二	二、七七一、六五八
大正元年	一五九	一、一七三、〇五〇	四三四	三、六四七、〇七九
同二年	三八八	二、二五六、五一九	八一〇	五、五九五、三六六
同三年	三〇二	一、七六〇、五九三	一、〇九二	六、八四七、八一〇
同四年	七三三	三、〇八一、四二六	一、七九三	九、二〇二、三〇二
同五年	七九二	一、七五五、五〇〇	二、四七四	九、五二二、九七〇
同六年	八三六	一、七四五、九六三	三、一〇一	九、二二二、四六〇
同七年	七六四	一、六八一、〇五〇	三、五〇四	八、七二七、四六三

右貸出中其の用途別に多寡を檢するに、舊債償還を第一とし、開墾事業・果樹栽培・埤圳事業之に亞ぎ雜農業・製糖・製腦事業・整地等の順位なりとす。尤も果樹栽培業は明治四十三、四年頃より稍〻發展の徵あり、大正元年頃より貸出高を增加し、遂に第三位を占むるに至りしものにして、開墾・埤圳・雜農・製糖等に對しては常に巨額の貸出ありたるものとす。

第五項　産業奬勵資金

臺灣に於ける郵便貯金は、郵便及郵便爲替事務と等しく明治二十九年八月內地同樣の取扱を開始したるが、以來成績頗る良好にして其の增加の度甚しかりき。されば同島有志者間には夙に此の趨勢に鑑み、郵便貯金の一部を預金部の低利資金として島內特殊の產業資金に振向け、以て地方資金の集積分配を調節すべしとの議あり、臺灣銀行の如きも大いに之が利用の必要を唱導せり。總督府に於ても既に此の議の存せざるにあらざりしを以て、大藏省に對し種々交涉を遂げたる結果、政府は臺灣在住者の郵便貯金額中百萬圓を限り特別低利資金として融通するに決し、其の融通方法として、預金部は日本勸業銀行の債券に應募する形式を採り、臺灣銀行は勸業銀行の代理店として、同島內に於ける指定の特殊產業資金に融通するものにして、其の貸出範圍は農會·畜牛保健組合·埤圳組合等の團體及產業組合又は小生產業者等に限られ、貸付額は特別の事情ある場合の外、其の貸出條件を具備せる前記諸組合には五萬圓以內、小生產業者に對しては五千圓以內とし、定期は五箇年以內、年賦は十箇年以內にして、又貸出利率は六分五厘とす。而して資金希望者は所轄地方廳に對し資金の用途·償還の方法等を記したる申請書を提出すべく、地方廳は之が調査の上總督府に進達し、總督府は其の適當と認むるものを臺灣銀行に回付し、同行は更に調査の上其の責任を以て貸付を爲すものとす。斯くて總督府は貸出方法·手續の順序等に就きて考究を累ね、主務省に對し交涉を爲すと共に、一方各地方廳に通達して該資金供給申込者に就て調査せしめつつありしが、臺灣銀行も亦勸業銀行と之に關し種々協議する所あり、大正七年三月八日に至り同行との間に必要なる協定を遂げ、又大藏大臣は同年

六月十二日預第一〇九號ノ二を以て之が實施に關する令達を發し、更に臺灣總督府は同年八月一日府報を以て次の如き產業奬勵資金貸出順序を發表するに至れり。

產業奬勵資金貸出順序（大正七年八月一日府報）

第一條　本資金ハ農會·畜牛保健組合·埤圳組合·產業組合又ハ小生產者ニ供給スルモノトス

第二條　本資金貸付ハ農會·畜牛保健組合·埤圳組合ニ在リテハ左ノ順序ニ依ル

一　事業費

二　舊債償還

產業組合又ハ小生產業者ニ在リテハ左ノ各號ノ一ニ該當スル用途ニ對シ供給スルモノトス

（イ）組合ノ固定資金（倉庫器具機械耕牛土地工場其ノ他ノ設備ニ充ツルモノニシテ組合ノ目的タル事業執行上缺クヘカラサルモノ）

（ロ）信用組合員ノ固定資金（前號ニ揭ケタルモノニ等シキ設備ニ充ツルモノニシテ組合員ノ產業ニ缺クヘカラサルモノ）トシテ貸付スヘキ組合ノ資金

（ハ）組合ノ流通資金

（一）產業ノ原料ニ屬スル物品卽チ生計用品ニ非サルモノノ購入資金（肥料種苗·工業原料等ノ購入ニ要スルモノ）

（二）販賣事業ニ關シ必要ナル資金

（ニ）信用組合ノ組合員ノ產業上必要ナル流通資金トシテ貸付スヘキ組合ノ資金

（ホ）小生產業者ノ固定資金（（イ）ニ同シ）

（ヘ）前各號ノ用途ニ充當シタル舊債償還資金

前項ニ規定スル舊債トハ勸業資金以外ノ舊債ニ限ルモノトス

第三條　本資金ハ成ルヘク多數ノ者ニ融通ノ便ヲ得シムルヲ目的トシ同一團體又ハ同一人ニ對スル貸付ハ特別ノ事情アルモノノ外左ノ通制限スヘシ

（イ）農會、畜牛保健組合、埠圳組合及産業組合ニ對スル貸付　五萬圓以内

（ロ）小生産業者ニ對スル貸付　五千圓以内

第四條　貸付ハ定期年賦ノ二種トシ左ノ規定ニ依ルモノトス

定期貸　五箇年以内

但シ利息ハ年二回拂込トシ元金ハ成ルヘク數回ニ分割償還セシムルコト

年賦貸

埠圳組合
農會
畜牛保健組合
産業組合
小生産業者　十箇年以内

右ノ内一箇年ノ元金据置期間ヲ設クルコトヲ得

第五條　貸付利息ハ年六分五厘トス

第六條　本資金ノ借入ヲ爲サムトスル者ハ所轄廳ニ左ノ事項ヲ記載シタル申請書ヲ提出スヘシ

（イ）金額及其ノ用途

（ロ）償還ノ方法及期限

（ハ）舊債償還ノ場合ニ在リテハ起債ノ原因、金額、利率及償還ノ方法

農會、畜牛保健組合、埠圳組合ニ在リテハ當該事業年度ノ豫算表、産業組合ニ在リテハ最近ノ貸借對照表、小生産業者ニ在リテハ、資産負債ノ狀況ヲ知ルニ足ルヘキ書面ヲ申請書ニ添付スヘシ

之より嚮き、臺灣銀行は同年七月二十六日産業奬勵資金貸出取扱に關する手續を大要次の如く定め、之を島内各支店及出張所に通達したり。

（イ）産業奬勵資金貸出順序に於ては、該資金借入請求書を所轄地方廳に提出すべき規定なりと雖も、本行本支店及出張所に提出するも尚ほ任意と爲したるを以て、本行へ申込の分は勸業課にて取纒め之を總督府に送付すること。

（ロ）總督府に於て各廳調査の分及前項借入請求の分に對し相當調査の上、之を取纒め本行に廻付ありたるときは實地調査を爲し、貸出適當と認めたるものは相當貸出の手續を爲すべく、但し貸出調査は當分勸業課に於て之を爲すものとす。

（ハ）常に調査を爲し、適當の材料備はれる産業組合に對しては、貸出の際實地調査を省略することを得、又公共團體の貸付に對しては、場合に依り必要書類を徵求し、實地調査を省略するも妨なき事。

而して右貸付資金として預金部より勸業銀行經由臺灣銀行に融通せられたる資金は、大正七年七十四萬圓、同十年百二十二萬圓の兩口なりとす。

第三款　内地に對する金融調節

臺灣銀行は臺灣の中央銀行として、同島の開發を以て任とするも、他方に於ては本邦の地方金融機關として、國家經濟の全般的見地より更に金融調節の使命を全うせざるべからず。此の意味に於て臺灣内地間の金融調節も亦同行の重要なる任務の一たるを失はず。而して此の爲に同行に於ては既述の如く夙に神戸を始め、東京、横濱其の他内地樞要の地に順次支店又は出張所を開設し、以て内地

に對する金融の調節に遺憾なきを期したるものとす。

第一項　臺灣內地間爲替の調節

始政以後七、八年間は臺灣の產業未だ幼稚にして、各種の貨物は內地及外國よりの移輸入に依り纔に其の需要を充すの狀況なりしなり。從て臺灣內地間の貿易關係は明治三十六年迄は每年多額の移入超過を呈せりと雖も、三十七年に至りて始めて移出は移入を超過し、爾來其の移出超過額は島內の產業發達に伴ひ逐年益〻多額に上れり。而して此等の貿易品は固より其の全部が爲替關係を生ずるものに非ず、又臺灣銀行島內店及內地店間には貿易關係以外の爲替尠からざるを以て、單に貿易の出入差額より直に爲替關係を云爲するは正鵠を得たるものには非ずと雖も、臺灣產業の發達就中製糖業の勃興に伴ひ、同島の內地に對する貿易は漸次移出超過を增加し、從て臺內間の爲替關係も亦逆より順に赴き、島內店の支拂額を增加するに至りしことは蔽ふべからず。而して爲替の順況は固より移出貿易增進の結果なること勿論なりと雖も、臺灣銀行が貿易關係者に對して爲替料及代金取立手數料の遞減に努めしことも亦其の一因たらざるを得ず。卽ち移入超過の時代に於ては、爲替の出合甚だ不良の爲め、同行は已むを得ず相當の爲替料を徵したるも、爾來島內產業の發達に伴ひ、爲替取扱上の苦痛を遞減したると、一面其の本來の任務に顧み、進みて之が料金の輕減を行ひ、以て移出入貿易の發達を圖りしものにして、之を實際に就きて見るに、普通爲替料は開業以降三十四年四月迄は一定の範圍卽ち百圓に付十錢乃至四十錢の範圍に於て時々變更し、又電信爲替料は百圓に付二十五錢乃至七十錢の間にて取扱ひしも、三十五年一月に至り普通爲替料は百圓に付三十五錢、電信爲替料は

同五十錢に一定し、爾來漸次低減したるが、普通爲替料は大正元年十二月十日以降、電信爲替料は同六年九月十五日以降、孰れも之を全廢して無手數料と爲すに至れり。

第二項　外國貿易の奬勵及爲替調節

臺灣銀行は開業以來本邦の外國貿易特に南支・南洋に對する貿易に就ては、種々之が奬勵助長の策を講じ、特に內地精糖及臺灣糖に對しては、之が資金供給上荷爲替其の他の方法に依り、極力便宜を圖りて其の輸出を奬勵し、以て外國糖との競爭上援助を與へたるが、我產業は此等の資金關係及當業者の努力に依り漸次發展を遂げ、就中大正時代に於ては世界大戰の影響に依りて海外各地に販路を擴張するに至れり。而して臺灣銀行の貿易に關する特殊施設の一にして、又內地支店が主として之に關し實行したるは、輸出組合の設立勸誘及資金の供給之なり。輸出組合設置の必要は、同行の年來主張せる所にして、其の趣旨たるや、雜貨輸出奬勵の爲め二三流の貿易業者を保護して該組合を組織せしめ、以て其の基礎を鞏固ならしむるに在り。偶〻大正三年歐洲大戰勃發の爲め歐洲列國と東洋及南洋間の貿易は殆ど杜絕するに至りしかば、同行は年來の主張を實行するの時機到れりと爲し、人を東京・大阪を始め中部及南支那に派して極力輸出組合の組織を勸誘したるに、本邦貿易業者も亦之に應ずるに至り、同年中內地に在りては大阪に製造家貿易組合・大阪貿易品莫大小改良合資會社・神戶に神戶實業商會の設立あり、又同四年には神戶に南海洋行・大阪に東洋貿易組合及大阪直輸出組合・東京に東京貿易組合の設立あり、其の他從來大阪に存立せし東印度貿易組合あり、此等の諸組合は孰れも臺灣銀行の援助に依り其の營業を繼續し、特に南支・南洋に對する輸出を主とし、兼ねて同地方物產の輸

入を爲し、或は歐米への輸出を營むものありたり。爾來此等組合は漸次發達し、東印度貿易組合は大正五年九月に至り其の組織を變更して資本金十萬圓の株式會社となり、更に六年二月新に資本金五十萬圓を以て日本東印度貿易株式會社を興して舊會社を買收し、又製造家貿易組合は六年三月組合を解散して資本金二十萬圓の製造家貿易株式會社を新設するに至りたるが、臺灣銀行の援助は會社の組織變更後と雖も依然として繼續せられたりき。

又臺灣を仲繼地として經由せる本邦品の南支・南洋向輸出額は、世界大戰以後從來に比して著しく增加し、大正六年以降一千萬圓以上に達したるが、臺灣銀行に於ては之に對し種々便宜を與へ、特に大正三年以來一層之が奬勵助長に力めたり。元來此の種輸出品の仕出地は主として神戸・大阪の兩地なりしを以て、從來は上海經由にて南支方面に對し海產物・綿布・燐寸其の他雜貨を輸出せしが、其の後臺灣航路を利用し、基隆其の他に於て積替の上輸出する者漸次增加するに至れり。而して臺灣銀行は此等輸出商に對し爲替手形の買入、輸出資金の前貸等を行ふの外、臺灣仲繼の便利なるを說き勸誘大いに努めしが、當時海運界殊に外國航路は著しく時局の影響を蒙りたるを以て、勢ひ比較的安全なる臺灣航路を經由するもの多く、又支那各地に日貨排斥の頻出せるに當り、臺灣經由のものに限り之を免れたるが如き事情ありしを以て、荷受主にして或は臺灣仲繼を望む者あり、益臺灣に於ける仲繼貿易の發達を助長したり。

更に一般輸出商に對する資金の供給に就きては、臺灣銀行の內地各店開設以來努めし所なるも、其の特に爲替銀行として大いに取引の增進を見るに至りたるは、大正三年十一月以降政府及日本銀行より海外爲替及其の資金上の援助を與へられし以後のことに屬す。蓋し臺灣銀行は本邦外國貿易の助長に對し種々の方法を講じたる結果、爲替取組高も亦從て著しき增進を示し、大正元年中の取組高一億九百萬餘圓なりしもの、漸次增加して大正六年には十一億七千六百三十餘萬圓、同七年には十七億六千三十五萬餘圓、同八年には實に二十五億四千三百三十九萬餘圓の巨額に達せり。此の中內地支店の取組高は大正元年中千五百七十萬餘圓なりしもの、同六年には二億四千七百三十八萬餘圓同七年には三億五千百餘萬圓、同八年には三億四千百餘萬圓に上れり。今大正元年以降昭和元年末に至る同行の各地宛爲替仕向總高及內地各店の取扱高を見るに左の如し。

年次	總仕向高	內地各店取扱高
大正元年	一六八、四五八、八四〇円	一五、七〇三、六七六円
同二年	一五一、五六五、一四九	二三、二九五、九九九
同三年	一四七、七四八、八二九	二一、二三五、二八三
同四年	三六七、六三八、六四七	一四三、四七九、〇二五
同五年	六一一、七〇三、九一二	一八二、〇一八、五八八
同六年	一、一七六、三二五、八〇七	二四七、三八四、二五一
同七年	一、七六〇、三五一、二八四	三五一、〇六五、二三九
同八年	二、五四三、三九七、一一四	三四一、七一五、八五九
大正九年	二、三四九、四〇九、一〇四円	三三九、五三一、〇六五円
同一〇年	二、二五八、〇二二、二九八	五三四、七四二、一三六
同一一年	一、八二〇、二二六、七四〇	四六四、七四八、三七九
同一二年	一、二四五、〇七六、三一六	三六一、一九二、三〇五
同一三年	二、〇二四、二〇六、九九二	四八三、三二二、三八八
同一四年	一、七二九、九〇四、七二一	五四三、九〇九、七二四
昭和元年	一、三八四、八五八、六五三	三五三、八七六、八八二

臺灣銀行の外國爲替は南支・南洋向輸出爲替に重點を置くは勿論なるも、歐米に支店開設後は同方面爲替に對しても亦相當の努力を拂へり。卽ち大正三年末より同四年に亙り、本邦對外爲替の關係上在外正貨の補充を要するや、同行は本邦より直接若は支那・南洋經由の間接爲替に依り、倫敦紐育兩市場に於て相當の正貨を本邦政府に納入し、以て政府の爲替調節上に資する所ありたるが、爾後我貿

易は輸出超過に轉じたる爲め、甚しく片爲替となり、爲替資金は漸次歐米市場に集中したるを以て、正貨納入は寧ろ政府の銀行に對する爲替の調節となるに至れり。茲に於てか政府は國庫債券を募集して之が調節資金に充當すると共に、一面外國政府證券の本邦市場に於ける募集等に依り、本邦爲替銀行の片爲替緩和に努めたるものにして、其の詳細は本編中「日本銀行」及「横濱正金銀行」の章下に於て關說したる所の如し。而も尙日々に膨脹する片爲替の大部分を消化するに至らず、爲替銀行の苦痛は殆ど其の極に達せしかば、臺灣銀行は一面內國に於て爲替資金の調達に努むると共に、他方本邦資本家の倫敦及紐育に於ける有價證券放資に對し爲替相場を保證し、以て對外爲替の圓滑を圖り、而して大正七年末休戰條約締結後、貿易狀態の漸く一變したるに及び、始めて片爲替增進の勢を阻止し得たるが、其の間同行の爲替買持高は二億圓を超え、隨て內地銀行の資金を利用したる額も亦實に尠少ならざりしなり。

第四款　對外貿易金融

臺灣銀行の外國支店は、明治三十三年一月厦門支店の開設を以て嚆矢と爲し、爾後各地方に相踵いで支店又は出張所を開設したること旣に述べし所の如し。而して同行が始めて外國爲替事務を取扱ひたるは、明治三十二年十月卽ち開業の翌月にして、當初は横濱正金銀行上海·香港·天津等の各出張所とコルレスポンデンスの契約を締結し、尋いで三十三年五月同行倫敦支店、桑港及紐育兩出張所と同契約を結び、臺北本店竝に臺南·神戸及厦門の各支店に於て之が取組を爲せり。爾來臺灣產業の發展に伴ひて外國貿易を增進し、他方香港·福州·汕頭·廣東等に支店を設置するに從ひ、漸次之が業務の增進を來せり。特に其の增進の顯著なりしは、明治四十四年四月上海支店開設以降のことに屬し、尋で同年六月以降日本銀行より資金上の援助を受け、翌大正元年九月新嘉坡に支店を設置するに及び、同年五月漢口及スラバヤに店舗を設け、爾後各地支店·出張所の開設に伴ひ、爲替取引先も漸次世界の各方面に擴張し、從て取組高も著しく增加したり。

斯くて臺灣銀行の爲替取引區域は殆ど世界各地に亙り、從て爲替業務の擴張を來したるが、特に支那及南洋向爲替は此等地方に對する本邦貿易助長の爲め、最も努力を拂ひたる結果、其の取組高に多大の增進を爲せり。卽ち明治四十四年に至り臺灣產糖額巨額に上り之が過剩糖輸出の必要を生じ臺灣銀行に於ては急ぎ上海支店を開設したるが、其の目的を達成せんが爲には同行の自力のみにては到底不可能なりしを以て、同年六月政府に具申して砂糖輸出共の他日支貿易契勵の爲め低利資金の供給方を申請して同年七月之が聽許を得、同月以降此等重要品に對する輸出爲替の買入及其の前貸竝輸出糖に相當する內地宛爲替の買入等極力其の便宜を圖れり。而して當時は輸出糖を以て主眼とせしも、爾後臺灣の砂糖產額は二箇年に亙る天災に依り減少したるを以て、其の後は綿絲布·海產物等の輸出に主力を注ぐに至れり。然るに大正三年七月世界戰亂の勃發以來、歐洲に於ける物資の缺乏は本邦品の需要を促進し、我對外貿易は異常の盛況を告げ、特に歐洲東洋間の貿易は殆ど中止の姿に陷り、本邦貿易は振興の機運に向へり。茲に於てか臺灣銀行は本來の任務に鑑み、尙ほ一層豐富にして且低利なる資金に依り、右輸出貿易の奬勵增進を圖るの時機臻れりと爲し、旣述の如く輸出組合設立の勸誘に努むると同時に、內地及臺灣各店に於て歐米竝支那·南洋に對する輸出爲替の買入を

爲し、又臺灣內地及支那南洋各店に於て倫敦宛磅爲替買入を開始するに至れり。爾後大正四年十一月以降米國宛弗爲替の買入を爲し、同六年十二月以降は更に印度棉花買入資金調達の爲め、印度宛輸出爲替の買入に努むることとなれり。

又南洋華僑は世界大戰の終期卽ち大正七年末に於て合計四百萬人に達し、此等の支那人が貿易其の他の活動に依りて得たる資金を鄕里に送金する方法は、從來郵便送金客頭送金信局送金等種々ありしと雖も、何れも一長一短あり、且相互に聯絡の便を缺きたるを以て、金融機關として不便尠からざりしのみならず、歐洲戰爭以來此等の外國銀行は漸次其の本國との交通杜絕するに從ひ爲替取引の如きも著しく減少し、或は全く取引不可能となりしものありたり。而して臺灣銀行南洋支店としては、戰前は單に新嘉坡支店あるに過ぎざりしを以て、華僑爲替取扱高も少額なりしが、爾後スラバヤ其の他に店舗を開設したるを以て、同爲替も漸次增加を來せり。今試みに世界大戰時に於る華僑爲替取組高を見るに左の如し。

支拂地	大正四年	同五年	同六年	同七年
香港	三、八五五、〇〇〇弗	一一、三二七、九七四弗	一三、〇一四、一九一弗	一二、二三五、八九一弗
廣東	一五五、〇〇〇	一五二、四一〇	八一六、〇〇〇	八三〇、二一四
上海	九四六、〇〇〇	二、六四八、八〇一	二、三一五、九八九	七四三、一四一
厦門	三八五、〇〇〇	七二五、一一四	三三〇、九一八	七一八、〇六七
油頭	八八、〇〇〇	一四五、七九三	一九六、六九一	二六一、一四二
福州	三、〇〇〇	五六、六二〇	一〇五、九二一	二五五、〇八九
漢口	—	—	二、一五〇	三六七

九江・合計　五、四三二、〇〇〇　一五、〇五六、七一二　一六、七八一、八五九　一五、〇四四、一三一　二二〇

以上之を要するに臺灣銀行の外國爲替業務は世界大戰以來著しく發展し、爲替取組高の如きも資金の充實及支店の增設と相俟ちて著大の增進を示したるものにして、其の實績は本節附表中に明かなる所なり。

第四節附表

第一表　臺灣銀行貸出金表

(イ)　總括

年次	特別貸出金 總貸出高	特別貸出金 殘高	普通貸出金 總貸出高	普通貸出金 殘高	割引手形 總貸出高	割引手形 殘高	荷爲替手形 總貸出高	荷爲替手形 殘高	取立爲替手形 總貸出高	取立爲替手形 殘高	合計 總貸出高	合計 殘高
明治三二年	二、五〇〇、〇〇〇円	二、〇〇〇、〇〇〇円	九三四、八一一円	二四六、〇二六円	一、二〇九、六九四円	六〇七、二〇三円	六五、三六〇円	二一、三五四円	—	—	四、七九九、九四六円	三、三七四、五八三円
同三三年	八、二〇〇、〇〇〇	六、二〇〇、〇〇〇	四、六八六、八九三	三、九二、五九二	七、八九二、〇三一	一、〇五六、八五二	四〇六、二二三	二、二二六、六八	—	—	二、一八五、一四六	七、六七一、七二二
同三四年	六、七〇〇、〇〇〇	五、二〇〇、〇〇〇	五、三八六、七七五	五、〇二、七六九	一、二六六、七五三	一、二八八、九五六	八七七、〇七三	二二三、七二七	—	—	二、二八〇、六〇一	七〇三、九五九
同三五年	七、三五〇、〇〇〇	六、八五〇、〇〇〇	七、二八八、三四八	九六七、二六〇	一六、四四七、三〇四	二、二二九、七二七	一、四二九、七二〇	四九、五二一	—	—	三、三一五、三八二	一、〇九六、五八〇
同三六年	八、三〇四、〇〇〇	三、九七八、〇〇〇	一一、六一五、〇一七	一、一〇四、九六四	二八、七三二、二五〇	三、七五四、二八八	一、八七五、二五三	一一三、〇九六	五〇、三四二七	五四八、一六七	五四、五六〇、三四七	九、五〇七、五四五
同三七年	四、一〇〇、四〇〇	三、五五一、六〇〇	三、三八二、五九三	一、五六、七九三	四六、二五三、三八二	四四二、九、九二七	二、二六六、一一六	一九、一五四二	八、五八四、六二三	四六九、四六八	七〇、三六、五八七	一〇、一六九、三三〇
同三八年	四、二六、一〇〇	一、六〇、九六六	一、八〇、一七七、〇四四	一、九七三、六八七	五三、四一四、一五七	六、五四二、〇〇一	四、〇三六、五八七	三、一九三七一	五、九七二、八〇一	一三一、九〇〇	八五、七三一、〇四九	一〇、五六五、五五九
同三九年	一、七一〇、〇〇〇	—	三六、六九九、六三四	三四九、〇二八	七九、五九一、四九九	九、九七七、八六七	一〇、〇四一、二〇一	五七〇、一六四	五、三七三、一三五	三四一、六三二	一三、三四二、三六四六九	一四、三八〇、二九〇

年次	貸付金 総貸出高	貸付金 残高	當座預金貸越 総貸出高	當座預金貸越 残高	利付貸替手形 総貸出高	利付貸替手形 残高	受取手形 総貸出高	受取手形 残高	コールローン 総貸出高	コールローン 残高	合計 総貸出高	合計 残高
明治三二年	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
同　三三年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
同　三四年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
同　三五年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
同　三六年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
同　三七年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
同　三八年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
同　三九年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
同　四〇年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
同　四一年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
同　四二年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
同　四三年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
同　四四年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
大正元年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
同　二年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
同　三年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
同　四年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
同　五年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
同　六年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
同　七年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
同　八年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
同　九年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

第九章　臺灣銀行　第四節　金融調節

年次	明治四〇年	同　四一年	同　四二年	同　四三年	同　四四年	大正元年	同　二年	同　三年	同　四年	同　五年	同　六年	同　七年	同　八年	同　九年	同　一〇年	同　一一年	同　一二年	同　一三年	同　一四年	昭和元年
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]

第四節　金融調節

大正一〇年	八〇,二三六,六六二円	六〇,八三八,六五〇円	七七三,〇六六,〇三〇円	三九,七一九,二三九円	一八三,八六〇,三七六円	六九,六〇九,五五四円	—円	—円	二〇四,四九〇,〇〇〇円	二,七五〇,〇〇〇円	一,二四一,六四三,〇六八円	一,七二二,九一七,四四三円
同 一一年	一三二,六八七,五〇六	六一,四四三,八一三	八九九,三二八,二四六	四〇,八〇九,七三七	—	—	—	—	二三二,一七〇,〇〇〇	三,七〇〇,〇〇〇	一,二三四,一八五,七五二	一〇五,九五三,五五〇
同 一二年	八三,五九八,九一〇	六四,〇一五,六七六	七七九,四六一,四〇二	一五,一〇二,二九二	—	—	—	—	一九〇,七二〇,〇〇〇	—	一,〇五三,七八〇,三一三	七九,一一七,九六八
同 一三年	九三,六九一,七八五	七二,六五七,九九〇	七七五,六三八,八一五	一二,四二三,六七九	(爲替當座貸)三二四,九九二,八九七	二一,二六六,四三二	—	—	一五三,四七〇,〇〇〇	二六〇,〇〇〇	一,三三七,七九三,四九七	一〇六,六〇八,一〇一
同 一四年	一四七,〇二四,二九五	七七,八八一,九八九	四六一,七八七,三七一	八,六七七,五五八	二五八,二六二,九一五	一三,七六七,六九一	—	—	一八九,三四〇,〇〇〇	一,五〇〇,〇〇〇	一,〇五六,四一四,五八一	一〇〇,八二七,三三八
昭和元年	三五二,五五五,三一三	一一七,七〇一,六七二	二三六,一二四,五七三	七,七六二,五四九	一四三,九一九,九二六	九,二七七,四三三	—	—	一一一,八三〇,〇〇〇	—	八四四,四二九,八一一	一三四,七四一,六五四

第二表 臺灣銀行爲替取扱高表

（イ） 總括

年次	各地へ向					各地より受					總計
	賣爲替	買爲替	荷附爲替手形	代金取立手形	合計	賣爲替	買爲替	荷附爲替手形	代金取立手形	合計	
明治三二年	二,〇一六,四四四円	—円	—円	九五,三三六円	二,一一一,七七〇円	一,一四一,六四八円	—円	—円	三七六,一三四円	一,五一七,七八二円	三,六二九,五五二円
同 三三年	二三,〇七一,四七四	—	—	一,七五二,六五五	二四,八二四,一二九	二〇,六二三,一九六	—	—	三,三九〇,二四七	二四,〇一三,四四三	四八,八三七,五七二
同 三四年	一九,一〇九,五五五	—	—	三,八二八,五七一	二二,九三八,一二六	一五,五三三,六九八	—	—	三,四九三,四一五	一九,〇二七,一一三	四一,九六五,二三九
同 三五年	一八,〇五三,五六六	—	—	八,五九三,一八四	二六,六四六,七五〇	一三,六三四,四〇三	—	—	四,八七八,二六一	一八,五一二,六六四	四五,一五九,四一四
同 三六年	三六,八〇三,三三二	一二,六八〇,二一九	一,八二五,六八五	五七八,二七四	五一,八八七,五一〇	二五,六九五,〇六七	七,七三一,九四〇	一,九三九,二三九	一,六八三,二一七	三七,〇四九,四六三	八八,九三六,九七三
同 三七年	四二,〇一七,二三三	一九,七〇五,九二七	一,八〇八,〇五三	一,〇一〇,三〇七	六四,五四一,五二〇	二九,三九六,八七〇	一一,四七五,四五三	一,九五〇,五三一	二,〇七三,七〇八	四四,八九六,五六二	一〇九,四三八,〇八二
同 三八年	四一,八二七,三九五	二〇,二九〇,二七九	三,八〇〇,九七〇	一,五〇九,八一五	六七,四二八,四五九	二六,九三八,五八九	一〇,二三〇,二五三	二,一五三,一七五	三,一八三,〇四九	四二,四九五,〇六五	一〇九,九二三,五二四
同 三九年	四八,四七〇,二二三	二二,八六一,四七六	九,六九三,四四六	二,〇二四,六四二	八三,〇四九,七七六	三八,八九二,五一八	一五,七八二,七八五	四,三七六,七〇六	四,二二三,九五九	六三,二七五,九六八	一四六,三二五,七四四
同 四〇年	七〇,二〇五,九一五	二五,八三九,六五五	一〇,〇八六,三八七	三,〇八〇,五二六	一〇九,二一二,四八三	六四,一六一,一四六	一九,〇七〇,二七九	五,〇六一,九一〇	六,三〇〇,〇六七	九四,五九三,四〇二	二〇三,八〇五,八八五
同 四一年	七四,〇九〇,八二九	二六,四六五,二〇二	一四,四二六,一三九	三,八四八,八三〇	一一八,八三一,〇〇〇	六三,一八二,四五九	一七,二九八,三三九	六,七九〇,三三〇	五,五七六,九六四	九二,八四八,〇七二	二一一,六七九,〇七二
同 四二年	七三,五五七,五二三	三六,一五九,九五三	二〇,八五一,五二二	三,六一四,九九四	一三四,一八三,九八九	六五,二二三,〇〇二	一六,九〇九,二三九	九,三七一,二九九	四,七一八,六一七	九六,二二二,一四七	二三〇,三九六,一三六
同 四三年	一〇六,三七四,七三二	二九,六八四,五八九	四三,七五八,一〇九	四,一五一,六三九	一八三,九六九,〇六九	九四,〇四八,七〇二	一七,九九六,八六二	一〇,三七四,五三五	五,九一六,五三五	一二八,三三六,六三四	三一二,三〇五,七〇三
同 四四年	一一九,〇九五,四七二	四七,〇〇六,五七五	二六,〇二一,八七六	五,一三四,四八二	一九七,二四八,四〇五	一一九,六二六,八二四	三四,七八七,四九七	二〇,四九三,二四三	六,九三八,七五七	一八一,八四〇,三二〇	三七九,〇八八,七二五
大正元年	一四一,五五五,八〇六	八五,六〇五,二四〇	二七,五四八,四九三	六,六四四,六九一	二六一,三五四,二三〇	一三四,〇八一,七五三	六一,六一五,五一四	二五,三四九,九五八	八,七七〇,六六九	二二九,八一七,八九四	四九一,一七二,一二四
同 二年	一五六,四二一,三六二	一一三,三一〇,二二三	二四,八四八,四八一	七,五四〇,五五一	三〇二,一二〇,六一七	一四二,一六七,二一五	八六,〇二四,七七三	二一,七六九,七一〇	九,九四六,〇三六	二五九,九〇七,七三四	五六二,〇二八,三五一
同 三年	一四二,三七一,六六五	一一三,七八二,〇四四	二三,三一八,四一八	六,一七〇,二七七	二八五,六四二,四〇四	一三三,三二五,六四〇	八四,一〇八,一五〇	二三,五六二,六六五	一〇,五六六,〇七三	二五〇,五六二,五二八	五三六,二〇四,九三二
同 四年	二五三,〇九四,三四二	二二八,三〇四,九九八	二九,七三四,七七八	六,〇二四,七九六	五一七,一五八,九一四	二四六,五〇七,六九九	一九八,七〇六,五三一	二七,〇八〇,九九三	八,五六七,一六九	四八〇,八六二,三九二	九九八,〇二一,三〇六
同 五年	三七一,五六五,一七九	四〇七,六三八,〇三九	三二,五四三,三七七	一七,〇六三,八四三	八二八,八一〇,四三八	三四七,三四三,七二九	三一五,五六九,九一八	三一,八五七,二〇一	一五,九二六,二三一	七一〇,六九七,〇七九	一,五三九,五〇七,五一七
同 六年	八〇七,二五〇,五四一	七七五,五七九,五〇三	三九,四一三,五七五	一六,七四五,八七三	一,六三八,九八九,四九二	八二三,七八六,九八八	七一四,〇四八,一一五	四二,七九六,三七八	二六,六六九,四二七	一,六〇六,三〇〇,九〇八	三,二四五,二九〇,四〇〇
同 七年	一,一八五,三七八,六七一	一,二六〇,九一〇,五〇七	四四,六七〇,四九〇	二一,一一八,二〇四	二,五三二,〇七七,八七二	一,二三九,一四五,五三七	一,二三六,三一二,七一六	四九,六九七,五一三	三八,六六八,七九九	二,五六三,八二四,五六四	五,〇九五,九〇二,四三六
同 八年	一,六九〇,三三六,二七四	一,七〇五,一八一,〇一四	八八,一二三,七八五	三一,四六三,六四〇	三,五一五,〇九四,七一三	一,五七二,四一三,〇二四	一,五六〇,九〇六,七二三	九四,八三六,五三八	五七,〇九四,五三八	三,二八五,二五〇,八一三	六,八〇〇,三四五,五二六
同 九年	一,七八二,八三九,九三四	一,三三三,三三三,八〇六	八八,七六八,五九二	三七,一三三,二〇五	三,二三一,九五五,五三七	一,七〇四,六七二,九三〇	一,三八一,四三一,二九八	九五,六四九,四六四	七一,六一六,八八六	三,二五三,三七〇,五七八	六,四八五,三二六,一一五
同 一〇年	一,六九〇,二二四,八三五	一,二〇八,八四二,三九八	五九,七〇八,四九三	二九,四四六,六二〇	二,九八八,二二二,三四六	一,六四八,九〇九,一六〇	一,二三四,六一五,二〇〇	七〇,四七二,七一八	四六,八九二,二八一	三,〇〇〇,八八九,三五九	五,九八九,一〇一,七〇五
同 一一年	一,三三一,九七九,〇五六	九八八,八五三,七二七	五八,八三七,四五七	三三,四二五,九五二	二,四一三,〇九六,一九二	一,二八四,三四一,四八三	一,〇〇八,二六六,九二八	六九,三三二,六三四	三五,七七二,九〇二	二,三九七,七三三,九四七	四,八一〇,八三〇,一三九
同 一二年	八九一,一六六,六二六	七六〇,八二四,六八四	六二,三四一,五四八	二九,八六八,一五二	一,七四四,二〇一,〇一〇	六九二,四七五,八〇八	五七六,九三三,〇七五	七五,五九五,八四六	三六,六〇四,三一〇	一,三八一,六〇九,〇三九	三,一二五,八一〇,〇四九
同 一三年	一,二六四,三三〇,六九三	一,四三〇,三七〇,八九九	七〇,四六五,二三〇	三五,〇四六,六五三	二,八〇〇,二〇三,四六四	一,三七五,四三三,一九八	一,二九九,〇九八,三七八	八〇,七一四,三三四	四三,三八六,五二一	二,七九八,六三二,四三一	五,五九八,八三五,八九五
同 一四年	一,一〇八,七四七,九四一	一,四七九,二五五,六九五	七九,三九五,〇六四	四三,二九六,八五六	二,七一〇,六九五,五五六	一,二二二,一八七,四四四	一,三四一,〇四五,九二〇	九二,一八一,〇三一	六〇,四四九,六四六	二,七〇五,八六四,〇四一	五,四一六,五五九,五九七
昭和元年	一,二一一,六三九,六五六	一,〇一六,九四一,九六四	八〇,九五三,三七七	四三,四八五,八二三	二,三五三,〇二〇,八〇九	一,二三〇,四四三,五五九	九八六,三一八,五〇七	八〇,九一三,九〇三	六二,一五六,〇三二	二,三四九,八三二,〇〇一	四,六〇二,八五二,八一〇

（備考） 一、買爲替は明治三十五年以前の取扱なし。
二、荷爲替手形の明治三十五年以前は不詳なり。

（ロ） 買爲替

年次	各地へ向			各地より受			合計
	上半期	下半期	計	上半期	下半期	計	
明治三六年	五,〇三〇,六六九円	七,六四九,五五〇円	一二,六八〇,二一九円	二,三七九,四五五円	五,三五二,四八五円	七,七三一,九四〇円	二〇,四一二,一五九円

年次	各地ノ上半期	各地ノ下半期	向計
明治三七年	一、〇二六、〇〇〇円	一、〇二六、〇〇〇円	二、〇五二、〇〇〇円
同三八年	一、〇二六、〇〇〇円	一、〇二六、〇〇〇円	二、〇五二、〇〇〇円
同三九年	一、〇二六、〇〇〇円	一、〇二六、〇〇〇円	二、〇五二、〇〇〇円
同四〇年	一、〇二六、〇〇〇円	一、〇二六、〇〇〇円	二、〇五二、〇〇〇円
同四一年	一、〇二六、〇〇〇円	一、〇二六、〇〇〇円	二、〇五二、〇〇〇円
同四二年	一、〇二六、〇〇〇円	一、〇二六、〇〇〇円	二、〇五二、〇〇〇円
同四三年	一、〇二六、〇〇〇円	一、〇二六、〇〇〇円	二、〇五二、〇〇〇円
大正元年	一、〇二六、〇〇〇円	一、〇二六、〇〇〇円	二、〇五二、〇〇〇円
同二年	一、〇二六、〇〇〇円	一、〇二六、〇〇〇円	二、〇五二、〇〇〇円
同三年	一、〇二六、〇〇〇円	一、〇二六、〇〇〇円	二、〇五二、〇〇〇円
同四年	一、〇二六、〇〇〇円	一、〇二六、〇〇〇円	二、〇五二、〇〇〇円
同五年	一、〇二六、〇〇〇円	一、〇二六、〇〇〇円	二、〇五二、〇〇〇円
同六年	一、〇二六、〇〇〇円	一、〇二六、〇〇〇円	二、〇五二、〇〇〇円
同七年	一、〇二六、〇〇〇円	一、〇二六、〇〇〇円	二、〇五二、〇〇〇円
同八年	一、〇二六、〇〇〇円	一、〇二六、〇〇〇円	二、〇五二、〇〇〇円
同九年	一、〇二六、〇〇〇円	一、〇二六、〇〇〇円	二、〇五二、〇〇〇円
同一〇年	一、〇二六、〇〇〇円	一、〇二六、〇〇〇円	二、〇五二、〇〇〇円
同一一年	一、〇二六、〇〇〇円	一、〇二六、〇〇〇円	二、〇五二、〇〇〇円
同一二年	一、〇二六、〇〇〇円	一、〇二六、〇〇〇円	二、〇五二、〇〇〇円
同一三年	一、〇二六、〇〇〇円	一、〇二六、〇〇〇円	二、〇五二、〇〇〇円
昭和元年	一、〇二六、〇〇〇円	一、〇二六、〇〇〇円	二、〇五二、〇〇〇円

年次	各地ノ上半期	各地ノ下半期	向計
明治三七年	一、〇二六、〇〇〇円	一、〇二六、〇〇〇円	二、〇五二、〇〇〇円
同三八年	一、〇二六、〇〇〇円	一、〇二六、〇〇〇円	二、〇五二、〇〇〇円
同三九年	一、〇二六、〇〇〇円	一、〇二六、〇〇〇円	二、〇五二、〇〇〇円
同四〇年	一、〇二六、〇〇〇円	一、〇二六、〇〇〇円	二、〇五二、〇〇〇円
同四一年	一、〇二六、〇〇〇円	一、〇二六、〇〇〇円	二、〇五二、〇〇〇円
同四二年	一、〇二六、〇〇〇円	一、〇二六、〇〇〇円	二、〇五二、〇〇〇円
同四三年	一、〇二六、〇〇〇円	一、〇二六、〇〇〇円	二、〇五二、〇〇〇円
大正元年	一、〇二六、〇〇〇円	一、〇二六、〇〇〇円	二、〇五二、〇〇〇円
同二年	一、〇二六、〇〇〇円	一、〇二六、〇〇〇円	二、〇五二、〇〇〇円
同三年	一、〇二六、〇〇〇円	一、〇二六、〇〇〇円	二、〇五二、〇〇〇円
同四年	一、〇二六、〇〇〇円	一、〇二六、〇〇〇円	二、〇五二、〇〇〇円
同五年	一、〇二六、〇〇〇円	一、〇二六、〇〇〇円	二、〇五二、〇〇〇円
同六年	一、〇二六、〇〇〇円	一、〇二六、〇〇〇円	二、〇五二、〇〇〇円
同七年	一、〇二六、〇〇〇円	一、〇二六、〇〇〇円	二、〇五二、〇〇〇円

(八)貸借

年次	内國爲替取扱高	外國爲替取扱高	合計
大正八年	七五一、一六三、四八九円	九三六、一四一、七三五円	一、六七〇、〇九五、二五四円
同　九年	九四四、五六二、二六二	八三六、一二七、三五三	一、七八一、三九九、五一五
同　一〇年	八五一、九五八、九五〇	八三七、二三六、八三〇	一、六八九、一八七、七八〇
同　一一年	七四五、五五五、三三三	五六六、五六一、七三三	一、三一二、一一四、〇六六
同　一二年	五〇六、八八九、一〇三	四九八、五八六、〇四〇	一、〇〇五、四七五、一四三
同　一三年	五六七、三一一、四九七	五六七、〇一九、二〇〇	一、一二四、三二〇、六九七
同　一四年	四三〇、一四一、一八九	五三一、四四七、八一〇	一、〇七四、五七八、〇九九
昭和元年	五八六、七五四、三八六	六四五、三五六、六六六	一、二三二、一一一、一五二

（二）　内國外國爲替別

年次	内國爲替取扱高	外國爲替取扱高	合計
明治三六年	六九〇、三五七、七六四円	一九九、一〇一、三七四円	八九一、二五八、一三八円
同　三七年	七二一、三五八、一六〇	三七一、二七九、九三二	一〇九二、四八八、〇九二
同　三八年	八三一、一六五、二九一	二六七、七五八、一三三	一〇九九、二三五、四二四
同　三九年	一二一、五三七、五七七	一二六、六六五、三六七	一四四、二〇二、九四四
同　四〇年	一六一、八〇〇、〇七九	四二、七九八、一六六	二〇三、八〇〇、〇四五
同　四一年	一六三、八六六、四二二	四七、〇六六、五三一	二一一、九三二、九五三
同　四二年	一九一、五六五、六六一	三六、八二一、一五五	二二七、三九六、八一六
同　四三年	二六四、六三七、四二二	四七、六六六、二五一	三一二、〇三四、三七三
同　四四年	二九六、二九五、〇九〇	八九、〇六六、七一二	三八五、九六一、八〇二
大正元年	三〇七、九六六、三三一	一八、二一〇、一一一	三二六、一七七、一四二
同　二年	三〇四、五〇四、〇三〇	三五七、四四七、九九	三六二、四六六、五五七
同　三年	二六三、一一〇、一六	四五、四二〇、二三	三〇八、五三〇、一三九

年次	内國爲替取扱高	外國爲替取扱高	合計
大正四年	三〇二、一五七、七三四円	六九、六六一、五三四円	九九一、〇二二、二六八円
同　五年	四二七、五三二、七九八	一、一二一、九四一、九八	一、五四九、四七四、五二七
同　六年	九四四、三六〇、九六	二、一三〇、〇〇六、四二二	三、〇七四、〇二六、五〇二
同　七年	一、五六六、七一三、三七七	三、五三六、一八九、〇四六	五、〇九九、〇一〇、九六三
同　八年	二、一三〇、九五三、三一一	四、一七六、一四〇、九五四	六、二〇六、〇九四、二六五
同　九年	一、七四四、九六一、三〇	四、六六九、〇六三、七三五	六、四一四、〇三四、一一五
同　一〇年	一、四四一、四四四、一九六	四、四四七、五五六、一〇一	五、九八八、〇一一、二九七
同　一一年	一、一六六、三五一、四二	三、〇六一、二一四、七七一	四、二七〇、〇八六、一九二
同　一二年	一、〇一一、六六四、一二一	二、〇〇六、六六七、〇一〇	三、〇一一、二三八、一〇四
同　一三年	一、〇四四、〇六九、八二一	四、一六九、六六七、五五五	五、二五八、八三五、八九五
同　一四年	一、〇六六、三三六、三七七	三、五三六、三一一、〇二〇	五、四六六、五五六、三七七
昭和元年	一、六五六、三一二、四二一	二、一九〇、三三六、六六八	四、〇四二、〇五一、〇八九

（備考）一、本表取扱高は仕向高及被仕向高の合計額なり。
二、内國爲替は賣爲替・買爲替・荷附爲替手形及代金取立手形外國爲替は賣爲替及買爲替にして他は未だ取扱なし。
三、明治三十五年以前の爲替取扱高は内國及外國爲替に分つ能はざるを以て特に本表に掲記せず。

第十章　貯蓄銀行

第一節　貯蓄銀行制度の發達

第一款　貯蓄銀行條例の制定及改正

明治八年政府は國民の勤儉を奬勵し、貯蓄心を涵養せんが爲め驛遞貯金の法を設け、以て初めて庶民貯蓄の機關に供したり。當時山梨縣下に興產社と稱する一小銀行あり、小額の預り金を爲し複利を付したるが、該社は明治十年三月第十國立銀行となり、同年十一月三日貯蓄預金取扱規則を設け、大藏大臣の許可を得て之を營めり。爾後他の國立銀行も亦相次いで貯蓄預金の業を開始し、遂に各銀行互に之を競爭したる結果、各其の預金利率を引上げ、以て預金の吸收に努め、甚しきに至りては年一割以上の利息を附するものあるに至れり。明治十三年三月東京貯藏銀行は貯蓄專業の目的を以て大藏卿の認可を受けしが、其の後專業貯蓄銀行を設置するもの、又は私立銀行の貯蓄預金業務を兼營するもの漸次增加するに至れり。

當時政府の銀行に對する政策は寧ろ放任主義の傾向に在りしも、貯蓄銀行は其の業務の性質上、他の普通銀行と同一視すべからざるものありしを以て、明治十六年九月大藏大臣は各地方廳に令達して、其の營業の狀況を調査報告せしめたり。然るに其の結果は當時の貯蓄銀行は營業狀態概ね不良にして、之を放任するに於ては其の影響する所頗る寒心に堪へざるものありたるを以て、大藏省は明治十七年以降貯蓄銀行に關する條規の制定に至る迄、姑く其の設立を許可せず、既設普通銀行にして之が兼營を爲さんとするものも亦之を認めざるの方針を執れり。されど民間に於て貯蓄機關の設置を希望するもの年と共に增加し、明治二十三年頃に至るや、之が新設の請願を爲すもの益〻頻繁なるに至れり。殊に同年四月には商法の發布あり、會社に關する制度初めて備るに至りしを以て、貯蓄銀行に對する特別法制定の機運茲に熟し、大藏省に於ては直に貯蓄銀行條例案を編成し、同年六月二十日之を閣議に提出せり。要旨に曰く、

『貯蓄銀行は一般人民をして節約勤勉の良習を養成し、各自生計の安全を保持せんとするの要具にして、決して單に營利を目的とするものの事業にはあらざるなり。然るに我國今日の狀況を察するに、之が設立を計畫するものは概ね皆之を營利の事業と誤認するのみならず、酷しきに至りては厚利其の他の手段を以て餌と爲し、妄りに預ケ金を釣收し、細民の刻苦勤勉日に積み月に貯へたる厘毛の餘贏を以て投機の事業等に放下し、冒險射利獨り己をするを知つて又他の不幸を致すに至るを顧みざる者往々有之、是の故に將來貯蓄銀行の事業は決して人民相互の契約に依り設立するを許さず、完全なる法律裁定の時期至るを俟てり。然るに今や商法の發布ありて商事一般の規定立ち、又普通私立貯金銀行條例發布の必要あるに際し、之が監督法を設けて十分の制裁檢束を加へ、以て勤勉貯蓄の良習を助成せざるべからざるの好機會に際會せり。且貯蓄銀行の事業たる他の銀行事業と異なるもの多きを以て、其の特質に係る事項に關する條項を設け、特に管理の方法を嚴にして、從來の弊害を防止し、人民をして其の便に賴らしめんことを期す』云々。

貯蓄銀行條例案は閣議の容るる所となり、元老院に提出せられたるが、多少の修正を經て又其の採擇する所となり、同年八月法律第七十三號を以て公布せられたり。卽ち左の如し。

貯蓄銀行條例（明治二十三年八月二十五日法律第七十三號）

第一條　複利ノ方法ヲ以テ公衆ノ爲ニ預金ノ事業ヲ營ム者ヲ貯蓄銀行トス

銀行ニ於テ新ニ一口五圓未滿ノ金額ヲ定期預リ若ハ當座預リトシテ引受クルトキハ貯蓄銀行ノ業ヲ營ム者ト爲シ此條例ニ依ラシム

第二條　資本金三萬圓以上ノ株式會社ニアラサレハ貯蓄銀行ノ業ヲ營ムコトヲ得ス

第三條　貯蓄銀行ノ取締役ハ銀行ノ義務ニ付連帶無限ノ責任ヲ負フモノトス

但其責任ハ退任後一箇年ノ滿了ニ因リテ消滅ス

第四條　貯蓄銀行ハ貯蓄拂戻ノ保證トシテ資本入金ノ半額ヨリ少カラサル金額ヲ利付國債證券ニテ備ヘ置キ之ヲ供託所ニ預ケ入ルヘシ

第五條　貯蓄銀行ハ左ニ掲クル事項ノ外其資金ヲ運轉スルコトヲ得ス

第一　貸付

第二　證券ノ割引

第三　國債證券及地方債證券ノ買入

第六條　貯蓄銀行ニ於テ前條ニ依リ貸付ヲ爲スハ其期限六箇月以内ニシテ國債證券地方債證券ヲ質ト爲シタル場合ニ限ル其割引ヲ爲スハ支拂資力ニ付疑フヘキ理由ノ存セサル者二名以上ノ裏書アル爲替手形約束手形ニ限ルヘシ

貯蓄銀行ハ國債證券及地方債證券ノ定期賣買ヲ爲スコトヲ得ス

第七條　貯蓄銀行ニ於テ其定款ヲ變更セムトスルトキハ地方長官ヲ經由シテ大藏大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第八條　銀行ニシテ貯蓄銀行ノ事業ヲ營マントスルトキハ地方長官ヲ經由シテ大藏大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第九條　貯蓄銀行ニシテ此條例ノ規定ニ違反シタルトキハ其取締役ヲ五十圓以上五百圓以下ノ罰金ニ處ス」

貯蓄銀行ニアラスシテ貯蓄銀行ノ業ヲ營ミタルトキハ營業主又ハ會社ノ業務擔當社員若ハ取締役ヲ前項ノ罰ニ處ス

第十條　此條例ニ特別ノ規定ヲ設ケサルモノハ總テ銀行條例ニ依ル

本條例に依れば複利の法を以て公衆の爲め預金の業を營むもの及一口五圓未滿の金を定期預りの責任を負はしめ、銀行は拂戻擔保として資本金三萬圓以上の株式會社に限り、且其の取締役に連帶無限の責任を負はしめ、銀行は拂戻擔保として資本拂込額の半額以上の金を供託するの義務を負ひ、資金運轉の方法に就きては貸付・證券割引・國債證券及地方債證券の買入等を規定し、特別の規定なきものは銀行條例に準據すべきものとせり。而して該條例は商法の施行延期と共に延期せられ、明治二十六年七月一日より實施せらるることとなれり。

右貯蓄銀行條例は明治二十八年三月法律第十七號を以て改正を施し、取締役の責任範圍を制限すると共に、其の責任消滅の期間を延長し、預金拂戻擔保額の割合を減じ、供託物の範圍を擴張し、右供託物に對する預ケ人の優先權に關する明文を設けたり。次の如し。

法律第十七號（明治二十八年三月十六日）

明治二十三年法律第七十三號貯蓄銀行條例第三條第四條第五條第六條左ノ通改正ス

第三條　貯蓄銀行ノ取締役ハ在任中ニ生シタル銀行ノ義務ニ付連帶無限ノ責任ヲ負フモノトス

但其責任ハ退任後二箇年ノ滿了ニ因リテ消滅ス

第四條　貯蓄銀行ハ貯蓄預金拂戻ノ擔保トシテ預金總高ノ四分ノ一ヨリ少ナカラサル金額ヲ利付國債證券又ハ地方債證券ニテ備ヘ置キ之ヲ供託所ニ預ケ入ルヘシ

但擔保金額カ資本金半額以上ニ及フトキハ商業手形及確實ナル會社ノ債券又ハ株券等ヲ用ヰルコトヲ得

第五條　前條ノ金額ハ毎半箇年末日現在ノ預金高ニ依リ之ヲ定ム

第六條　預ケ人ハ第四條ノ供託諸證券ニ就キ優先權ヲ有ス

次で大正四年五月貯蓄銀行條例中相當廣範圍に亙り改正せらるる所ありたり。蓋し當時貯蓄銀行中積立金又は据置貯金と稱する定期の積立金を取扱ひ、契約期間の滿了と共に一定金額の拂戻を爲すもの漸次增加の傾向に在り、大正三年十月末に於て此の種の營業を爲すもの六百五十八の貯蓄銀行中二百五十四、又普通銀行中七十六、銀行以外の會社にして之を爲すもの九十六を算し、其の預金口數は八十四萬三千餘、契約高一億二千八十四萬圓、積立金の現在高二千二十四萬圓の多額に達せり。而も此の種の預金は其の性質上長期に亙り、零細の資金を吸收して之を保管利殖するものにして、其の安全確實を期せざる可からざる點に於ては、敢て貯蓄預金と何等選ぶ所なきものなりと雖も、其の營業者の多くは信用薄弱なるのみならず、經營上に於ても甚だ不良なるものありて、經濟上社會上に及ぼす弊害實に尠からざりしなり。仍て政府は此の際貯蓄銀行條例中を改正して該營業を以て貯蓄銀行業務の一と爲し、貯蓄銀行以外の營業者が之を營むことを禁ずるの方法を採ると共に、條例中不備の點を補ひ、貯蓄銀行をして廣く貯蓄機關たるの職責を完からしむることと爲し、卽ち貯蓄預金の種類及方法に就きては豫め主務大臣の認可を受けしめ、且つ主務大臣は債權者の權利を保護する爲に必要なる命令を發し、又は營業認可の取消を爲すことを得せしめ、以て据置貯金及積立金の取締と同時に貯蓄銀行全般に對する監督の周到を期せしむることと爲し、之に關する改正法律案を大正四年五月第三十六回帝國議會に提出せり。帝國議會又政府改正の趣旨を容れしを以て、同年六月法律第二十三號を以て公布せられ、同年十月勅令第百七十六號に依り、翌五年一月一日より之が施行を見たり。法律の全文左の如し。

法律第二十三號（大正四年六月二十一日）

貯蓄銀行條例中左ノ通改正ス

第一條第二項ヲ左ノ如ク改ム

公衆ノ爲左ノ事業ヲ營ム者ハ貯蓄銀行ノ業ヲ營ムモノト爲シ此條例ニ依ラシム

一　一回五圓未滿ノ金額ヲ預金トシテ受入ルルコト

二　豫メ拂戻ノ期限ヲ定メ定期ニ又ハ一定ノ期間內ニ於テ數回ニ預金ヲ受入ルルコト

三　期限ヲ定メテ一定金額ノ給付ヲ爲スコトヲ約シ定期ニ又ハ一定ノ期間內ニ於テ數回ニ金錢ヲ受入ルルコト

第六條ノ二　前三條ノ規定ハ第一條第二項ノ預金及受入金ニ付之ヲ準用ス

第七條　貯蓄銀行ニ於テ定款又ハ第一條ノ事業ノ種類及方法ヲ變更セントスルトキハ地方長官ヲ經由シテ大藏大臣ノ認可ヲ受クヘシ代理店ヲ設置セントスルトキ亦同シ

大藏大臣ハ必要ト認ムルトキハ第一條ノ事業ノ種類及方法ヲ制限シ又ハ其變更ヲ命スルコトヲ得

第七條ノ二　大藏大臣ハ貯蓄銀行ノ業務又ハ財產ノ狀況ニ依リ第一條ノ預金者又ハ給付金ノ債權者ノ利益ヲ保護スル爲必要ト認ムルトキハ其事業ノ停止ヲ命シ其他必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

貯蓄銀行カ法令、定款又ハ大藏大臣ノ命令ニ違反シ其他公益ヲ害スヘキ行爲ヲ爲シタルトキハ大藏大臣ハ事業ノ停止若ハ取締役、監査役ノ改選ヲ命シ又ハ營業ノ認可ヲ取消スコトヲ得

第九條　營業ノ認可ヲ受ケスシテ第一條ニ揭ケタル事業ヲ營ミタルトキハ其營業主ヲ千圓以下ノ罰金ニ處ス

前項ノ罰則ハ營業主法人ナルトキハ其業務ヲ執行スル社員、取締役、監査役其他法人ノ代表者、外國會社ノ代表者ニ之ヲ適用シ未成年者又ハ禁治產者ナルトキハ之ヲ其法定代理人ニ適用ス

第九條ノ二　左ノ場合ニ於テハ取締役、監査役ヲ十圓以上千圓以下ノ過料ニ處ス

一　第四條第六條ノ二又ハ第七條第一項ノ規定ニ違反シタルトキ

二　第七條第二項又ハ第七條ノ二ノ規定ニ依リ大藏大臣ノ爲シタル命令ニ違反シタルトキ

附　則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

貯蓄銀行ハ本法施行ノ日ヨリ二月内ニ地方長官ヲ經由シテ其ノ營ム第一條ノ事業ノ種類及方法ヲ大藏大臣ニ屆出ツヘシ

前項ノ規定ニ違反シタルトキハ取締役、監査役ヲ五圓以上五百圓以下ノ過料ニ處ス

本法施行ノ際貯蓄銀行ニ非スシテ現ニ第一條第二項第二號又ハ第三號ノ事業ヲ營ム者ハ本法施行前ニ締結シタル契約ノ完了スル迄仍其ノ契約ニ關スル業務ニ限リ之ヲ續續スルコトヲ得此ノ場合ニ於テ銀行ニ對シテハ第七條ノ二及第九條ノ二ノ規定ヲ、銀行ニ非サルモノニ對シテハ第七條ノ二、第九條ノ二及銀行條例第三條、第四條、第八條、第十條ノ規定ヲ準用ス

更に翌五年三月既に述べし如く、法律第十三號を以て銀行條例中改正せられしが、之と共に貯蓄銀行條例にも亦條文整理の必要を生じたるを以て、同月法律第十四號に依り左の如く公布、五月勅令第百五十八號を以て同年七月一日より施行せられたり。改正法律の全文次の如し。

法律第十四號（大正五年三月七日）

貯蓄銀行條例中左ノ通改正ス

第七條ノ二ヲ削ル

第九條ノ二第二號中「又ハ第七條ノ二」ヲ削ル

附　則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

大正四年法律第二十三號附則第四項中「銀行ニ對シテハ第七條ノ二及第九條ノ二ノ規定ヲ」及第七條ノ二、第九條ノ二及ヲ削リ「第十條ヲ」「第八條ノ二、第十條及第十條ノ二」ニ改ム

其の後大正九年八月法律第二十二號を以て銀行條例中改正せらるるに及び、貯蓄銀行條例も亦再び之と共に改正せられ、同月法律第二十三號を以て左の如く公布せられたり。

法律第二十三號（大正九年八月二日）

貯蓄銀行條例中左ノ通改正ス

第十條ニ左ノ一項ヲ加フ

銀行條例第二條ノ三ノ規定ノ適用ニ付テハ第一條第二項第三號ノ規定ニ依ル給付金ノ債權者ハ之ヲ預金者ト看做ス

第二款　貯蓄銀行法の制定及改正

貯蓄銀行條例は既述の如く明治二十六年實施以來數次に亙り改正せられ、其の結果漸次其の特色を喪失するに至りしが、而も該條例の下に於ては、貯蓄銀行は當然普通銀行業務を兼營することを得且其の業務の範圍及資金運用の方法を缺く等、零細なる資金を確實、安全に保管すべき貯蓄機關を規律する法規としては、尙ほ多くの缺陷を包藏したるものにして、之が根本的改正の必要は夙に識者の認むる所なりしなり。殊に大正九年世界大戰後財界の變動に際し貯蓄銀行の休業せるもの多數に上り、多數預金者が悲慘なる狀態に陷れるが如き事態を生ずるに及び、政府に於ては其の原因の一部が法規の缺陷に胚胎し、從て之が改正の必要愈〻緊切なるものあるを認め、遂に大正十年三月第四十四回帝國議會に對し、新に貯蓄銀行法案を提出するに至れり。今大藏大臣が帝國議會に於て其の提案理由に就き說明せる所を見るに大要次の如し。

「貯蓄銀行は零細なる資金を確實に安全に保管蓄積して、國民の貯蓄を奬勵することを以て其の目的と爲し、公益慈善の性質を有するものにして、普通銀行が一般經濟界に於ける金融の媒介乃至商業資金の運用利殖を任と爲すに比し、全く其の職能を異にす。從て之が監督に就きても普通銀行に比して一層嚴格周到なるを要し、其の業務範圍、放資の方法等に關し相當の制限を加ふる必要あり。然るに現行貯蓄銀行條例は制定後幾多の改正を經て漸次其の特色を失ひ、現在に於ては貯蓄銀行は當然普通銀行の業務を經營し得ることとなり、其の業務範圍及資金運用の方法等に關し、何等制限する所なきものなり。故に其の受入れたる所の零細貯蓄預金は、他の一般商業資金と何等區別なく一樣に商工業者の資金として運用せられ、或は不確實なる擔保に對し、又は全然其の擔保なるものに對して貸出を爲し、甚しきに至りては一個人に對し銀行の運命を左右するが如き多額の貸出を爲すものあり、或は又所謂親銀行の資金吸收機關として、其の預金の殆ど全部を親銀行に預入し、以て親銀行と運命を共にするが如きものをも生ぜり。近時貯蓄銀行の取付乃至破綻の多きは、其の原因固より一にして足らずと雖も、右の如き事情に起因する所甚だ多きは爭ふ可からざる所にして、而も此の如きは銀行業者の經營其の宜しきを得ざるに因る所あると共に、一面貯蓄銀行に關する銀行法規の上に於て、缺陷の存するに基く所亦尠からざるなり。仍て今回貯蓄銀行條例に改正を加へて業務の範圍を限定すると共に、資金運用の方法に制限を加へ、擔保供託の割合を增加する等幾多の改善を施し、以て零細資金保管の機關として、能く其の職能を發揮せしめんと欲す。而して此等の改正條項は甚だ多く、此の際寧ろ貯蓄銀行條例なるものを廢し、新に貯蓄銀行法を制定するに如かざるものあるを認め、玆に本法案を提出せり」云々。

右の如き趣旨の下に、政府は貯蓄銀行法案を提出したるが、帝國議會に於ては政府提案の趣旨を認めて之に承認を與ふる所となり、大正十年四月法律第七十四號を以て之が公布を見るに至れり。而して本法は同年六月勅令第二百八十四號を以て翌大正十一年一月一日より施行せられ、從來の貯蓄銀行條例は廢止せらるることとなれり。試に右貯蓄銀行法の大要を見るに(イ)貯蓄銀行は貯蓄預金及一定の附隨業務を營むの外、一切の他業兼營を禁じ、以て普通銀行とは別個に獨立せる機關と爲せり。(ロ)貯蓄預金の安全、確實を期する爲め其の資金の運用を制限し、國債・地方債竝に大藏大臣の認可を受けたる社債・株式の應募引受又は買入、此等の有價證券を質とする貸付、不動產抵當貸付、預金者に對し其の預金額を限度とする貸付、定期積金者に對し其の給付金額を限度とする貸付、銀行への預ヶ金、郵便貯金、銀行引受手形の買入等の外其の資金の運用を禁じたり。(ハ)貯蓄銀行が特定の他人又は會社に偏倚せる投資を爲し、此等に對し過度に密接なる關係を生ずるときは、其の個人又は會社の資產狀態或は事業の消長に依り、種々なる影響を受くることあるべきを以て、貯蓄銀行の所有し又は貸付金若くは預り金の擔保として受入るる一會社の株式は、該會社の總株式の五分の一を超ゆることを得ずと爲し、又一人に對する貸付は貯蓄銀行の拂込資本金及準備金の十分の一を超ゆる可からずと爲せり。(ニ)既述の如く從來貯蓄銀行が往々一銀行の預金吸收機關となり、其の取扱ひたる貯蓄預金の大部分を該銀行に預け入れ、其の結果該銀行にして一度蹉跌するが如きことあらんか、直に之と運命を共にするが如き事實ありしに鑑み、一銀行に對する預ヶ金及其の銀行の引受けたる手形の買入高の合計額は、貯蓄預金及定期積金受入高の十分の一を限度とし、且つ該銀行の拂込資本金及準備金の四分の一を超ゆるを得ざることとせり。但し此の制限を超過し預け入るるも、其の超過金額に對し、前記資金運用に就き認められたる國債其の他の有價證券を擔保として徵するときは差支なきものとす。(ホ)貯蓄預金の拂戻の擔保として供託すべき最低金額は、從來貯蓄預金總額の四分の一なりしを三分の一に引上げ、原則として該金額に相當する國債を供託せざるべからざることとせり。(ヘ)從來一回五圓未滿の預金受入を貯蓄銀行業務とし、普通銀行に之が受入を爲すことを禁じたるが

其の額を十圓に引上げたり。（ト）經濟界の發達に伴ひ貯蓄銀行の資力充實を圖る爲め、其の資本金最低額三萬圓なりしものを五十萬圓に引上げたり。（チ）貯蓄銀行は極めて公共的性質を有するものにして、且つ業務の範圍限定せられ、資金運用の方法亦制限せらるる結果、其の收益は勢ひ少なかるべきを以て、本法は之に對し特に營業稅を半減すべき特典を與へたり。以上述べし所の如く貯蓄銀行法は從來の貯蓄銀行條例の內容を一新し、本邦貯蓄銀行制度に根本的の改革を加へたるものにして、其の全文次の如し。

貯蓄銀行法（大正十年四月十四日法律第七十四號）

第一條　左ニ揭クル業務ヲ營ム者ハ之ヲ貯蓄銀行トス

一　複利ノ方法ニ依リ預金ヲ受入ルルコト

二　一回十圓未滿ノ金額ヲ預金トシテ受入ルルコト

三　豫メ拂戻ノ期限ヲ定メ定期ニ又ハ一定ノ期間內ニ於テ數回ニ預金ヲ受ヲ受入ルルコト

四　期限ヲ定メテ一定金額ノ給付ヲ爲スコトヲ約シ定期ニ又ハ一定ノ期間內ニ於テ數回ニ金錢ヲ受入ルルコト

貯蓄銀行ニ非サルモノハ前項ノ業務ヲ營ムコトヲ得ス但シ貯蓄銀行ニ非サル銀行カ預金取引ヲ有スル者ヨリ其ノ者トノ取引ノ結果生シタル十圓未滿ノ金額ヲ其ノ預金ニ受入レ又ハ小切手ニ依リ支拂ヲ爲スヘキ預金取引ヲ有スル者ヨリ十圓未滿ノ金額ヲ其ノ預金ニ受入ルル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第二條　貯蓄銀行業ハ主務大臣ノ免許ヲ受クルニ非サレハ之ヲ營ムコトヲ得ス

前項ノ免許ヲ受ケムトスル者ハ申請書ニ定款及業務ノ種類及方法ヲ記載シタル書面ヲ添附シ之ヲ主務大臣ニ提出スヘシ

第三條　貯蓄銀行業ハ資本金五十萬圓以上ノ株式會社ニ非サレハ之ヲ營ムコトヲ得ス

第四條　貯蓄銀行ハ其ノ商號中ニ貯蓄銀行ナル文字ヲ用ウヘシ

貯蓄銀行ニ非サルモノハ其ノ商號中ニ貯蓄銀行タルコトヲ示スヘキ文字ヲ用ウルコトヲ得ス

第五條　貯蓄銀行ハ第一條第一項ノ業務ノ外左ニ揭クル業務ヲ併セ營ムコトヲ得

一　定期預リ金

二　保護預リ

三　債權ノ取立

四　公共團體又ハ產業組合ノ金錢出納事務ノ取扱

五　公共團體又ハ產業組合ヨリノ要求拂預リ金

第六條　貯蓄銀行ハ本法ニ規定セサル業務ヲ營ムコトヲ得ス

第七條　貯蓄銀行カ貯蓄銀行ノ營ムコトヲ得サル業務ニ屬スル契約ニ基ク權利義務ヲ合併ニ因リテ承繼シタル場合ニ於テハ其ノ契約ノ完了スル迄仍其ノ契約ノ屬スル業務ニ限リ之ヲ繼續スルコトヲ妨ケス

第八條　貯蓄銀行ハ小切手ニ依リ支拂ヲ爲ス第一條第一項第一號第二號ノ預金取引ヲ爲スコトヲ得ス

第九條　貯蓄銀行ハ第一條第一項及第五條第一號第五號ノ規定ニ依リ受入レタル金額ノ三分ノ一以上ノ金額ニ相當スル國債ヲ供託スヘシ但シ供託金額中受入金額ノ五分ノ一ヲ超ユル額ニ付テハ第十一條第一項第一號ノ有價證券ヲ以テ國債ニ代フルコトヲ得

前項ノ受入金額ハ毎半年末日現在ニ依リ之ヲ定ム

第十條　預金者及第一條第一項第四號ノ規定ニ依ル給付金ノ債權者ハ其ノ預金及給付金ニ關シテハ前條ノ規定ニ依リテ供託シタル國債及有價證券ニ付他ノ債權者ニ先チ辨濟ヲ受クルノ權利ヲ有ス

第十一條　貯蓄銀行ハ左ノ方法ニ依ルノ外其ノ資金ヲ運用スルコトヲ得ス

一　國債、地方債、社債又ハ株式ノ應募、引受又ハ買入

二　國債其ノ他前號ニ揭クル有價證券ヲ質トスル貸付

三　不動産ヲ抵當トスル貸付

四　預金者ニ對シ其ノ預金額ヲ限度トスル貸付

五　第一條第一項第四號ノ規定ニ依ル給付金ノ債權者ニ對シ其ノ給付金額ヲ限度トスル貸付

六　銀行ヘノ預ケ金又ハ郵便貯金

七　銀行引受手形ノ買入

前項ニ規定スル社債及株式ニ付テハ其ノ種類ヲ定メ主務大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第十二條　貯蓄銀行ノ所有シ又ハ貸付金若ハ預ケ金ノ擔保トシテ受入ルル一會社ノ株式ハ該會社ノ總株式ノ五分ノ一ヲ超ユルコトヲ得ス

第十三條　一人ニ對スル貸付金額ハ拂込資本金及準備金ノ十分ノ一ヲ超ユルコトヲ得ス

第十一條第一項第三號ノ規定ニ依ル貸付金ノ總額ハ拂込資本金及準備金ノ總額ヲ超ユルコトヲ得ス

第十一條第一項第五號ノ貸付金額中既ニ受入レタル金額ヲ超過スル額ニ付テハ確實ナル擔保又ハ保證アルコトヲ要ス

第十四條　一銀行ニ對スル預ケ金及其ノ銀行ノ引受ケタル手形ノ買入高ノ總額ハ第一條第一項及第五條第一號第五號ニ規定スル受入金ノ十分ノ一ヲ限度トシ且該銀行ノ拂込資本金及準備金ノ四分ノ一ヲ超ユルコトヲ得ス但シ其ノ總額中國債其ノ他第十一條第一項第一號ニ掲クル有價證券ヲ以テ擔保セラレタル額ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第九條第二項ノ規定ハ前項ノ受入金ノ額ニ付之ヲ準用ス

第十五條　貯蓄銀行カ其ノ財産ヲ以テ債務ヲ完濟スルコト能ハサルニ至リタルトキハ第一條第一項及第五條第一號第五號ノ規定ニ依ル契約ニ基ク銀行ノ債務ニ付各取締役ハ連帶シテ其ノ辨償ノ責ニ任ス

前項ノ責任ハ取締役ノ退任登記前ノ債務ニ付退任登記後二年間仍存續ス

第十六條　貯蓄銀行ハ左ノ場合ニ於テハ主務大臣ノ認可ヲ受クヘシ

一　定款ヲ變更セムトスルトキ

二　業務ノ種類又ハ方法ヲ變更セムトスルトキ

三　代理店ヲ設置セムトスルトキ

主務大臣ハ必要ト認ムルトキハ業務ノ種類若ハ方法ヲ制限シ又ハ其ノ變更ヲ命スルコトヲ得

第十七條　貯蓄銀行ノ解散ノ決議ハ主務大臣ノ認可ヲ受クルニ非サレハ其ノ效力ヲ生セス

第十八條　主務大臣ノ免許ヲ受ケスシテ貯蓄銀行業ヲ營ミタル者ハ五千圓以下ノ罰金ニ處ス

第十九條　左ノ場合ニ於テハ貯蓄銀行ノ取締役、監査役又ハ清算人ヲ十圓以上千圓以下ノ過料ニ處ス

一　第六條、第八條、第九條、第十一條乃至第十四條及第十六條第一項ノ規定ニ違反シタルトキ

二　第十六條第二項ノ規定ニ依リ主務大臣ノ爲シタル命令ニ違反シタルトキ

第二十條　第四條第二項ノ規定ニ違反シタル者ハ十圓以上百圓以下ノ過料ニ處ス

第二十一條　本法ニ別段ノ規定ヲ設ケサル事項ニ付テハ銀行條例ニ依ル

銀行條例第二條ノ三ノ規定ノ適用ニ付テハ第一條第一項第四號ノ規定ニ依ル給付金ノ債權者ハ之ヲ預金著ト看做ス

第二十二條　貯蓄銀行業ヲ營ム者ニハ命令ノ定ムル所ニ依リ營業稅額ノ二分ノ一ヲ免除ス

附　則

第二十三條　本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十四條　貯蓄銀行條例ハ之ヲ廢止ス

舊法ニ依リテ營業ノ認可ヲ受ケタル貯蓄銀行ニシテ本法施行ノ際現ニ存スルモノハ本法ニ依リテ免許ヲ受ケタル貯蓄銀行ト看做ス

舊法ニ依リテ爲シタル認可、處分其ノ他ノ行爲ハ本法中之ニ相當スル規定アル場合ニ於テハ本法ニ依リテ之ヲ爲シタルモノト看做ス

第二十五條　前條第二項ノ貯蓄銀行ノ資本金ニ付テハ本法施行後五年ヲ限リ仍舊法ニ依ル

第二十六條　第二十四條第二項ノ貯蓄銀行ニシテ現ニ其ノ商號中ニ貯藏銀行又ハ貯金銀行ナル文字ヲ用ウルモノニ限リ第四條第一項ノ規定ニ拘ラス仍其ノ商號ヲ用ウルコトヲ得

第二十七條　第二十四條第二項ノ貯蓄銀行カ第九條ノ規定ニ依リテ爲スヘキ供託ニ付テハ本法施行後二年ヲ限リ仍舊法ニ依ル但シ其ノ期間内ニ於テ新ニ供託ヲ爲ス場合ニ於テハ第一條第一項ノ規定ニ依リ受入レタル金額ノ四分ノ一迄ハ國債ニ限ル

第二十八條　本法施行前貯蓄銀行ノ爲シタル契約ニシテ本法ニ依リ貯蓄銀行ノ爲スコトヲ得サル業務ニ屬スルモノニ付テハ其ノ契約ノ完了スル迄仍其ノ契約ノ屬スル業務ニ限リ之ヲ繼續スルコトヲ得

第二十九條　本法施行ノ際現ニ貯蓄銀行ノ所有スル公債、社債又ハ株式ニシテ第十一條第一項第一號ノ規定ニ依リ應募引受又ハ買入ヲ爲スコトヲ得サルモノハ本法施行後三年ヲ限リ仍之ヲ所有スルコトヲ得

本法施行ノ際現ニ貯蓄銀行ノ所有スル株式ニシテ第十二條ノ規定ニ依ル限度ヲ超ユルモノニ付テハ本法施行後三年内ニ之ヲ其ノ限度ニ適合セシムヘシ

第三十條　本法施行ノ際一銀行ニ對スル預ケ金及其ノ銀行ノ引受ケタル手形ノ買入高ノ總額カ第十四條第一項ノ規定ニ依ル限度ヲ超ユル場合ニ於テハ本法施行後二年内ニ之ヲ其ノ限度ニ適合セシムヘシ

第三十一條　貯蓄銀行ノ取締役ニシテ本法施行前退任シタル者ノ貯蓄銀行條例第三條ノ規定ニ依ル責任ニ付テハ仍舊法ニ依ル

第三十二條　本法施行前貯蓄銀行條例第一條ノ事業ヲ廢止シタル者ハ既ニ締結シタル契約ノ完了スル迄仍其ノ契約ノ屬スル業務ニ限リ之ヲ繼續スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ貯蓄銀行條例第三條乃至第六條ノ二及第九條ノ二ノ規定ヲ準用ス

第三十三條　本法施行ノ際貯蓄銀行ニ非スシテ現ニ大正四年法律第二十三號附則第四項ノ規定ニ依リ本法第一條第一項第三號第四號ノ業務ヲ繼續スル者ニ關シテハ仍舊法ニ依ル

而して右貯蓄銀行法の施行期日は勅令を以て別に之を定むるものとせられしが、同年勅令第二百八十四號を以て大正十一年一月一日より之を施行することと爲したり。爾後貯蓄銀行法に就ては何等の變更もなくして大正末年に至れるものとす。

第二節　貯蓄奬勵政策

貯蓄奬勵に關する政府の政策は維新以來屢〻實行せられたる所にして、古くは準備金制度の創始、郵便貯金の開始等何れも之を貯蓄奬勵の一方策として見ることを得べし。然りと雖も政府の實施したる此の種の政策は、通例貯蓄債券の應募勸奬、郵便貯金の奬勵等を以て其の内容となし、固より貯蓄銀行預金の增加を圖りたるものに非ず。從て此等の點に就きては預金部資金に關する記述中可及的に之を詳述すべしと雖も、一面此の種の政策が一般貯蓄銀行預金の增加を促したることも爭ふべからざる所なるべきを以て、以下日露戰爭以降に行はれたる二三の政策に就て述べ、少しく參考に資する所あるべし。

第一　日露戰爭後の貯蓄奬勵

明治三十七年日露の干戈を交ふるや、我國は此の曠古の非常時局に當り、財政、經濟上必要なる諸般の緊急處置を講じ、以て戰鬪終局の目的を達成することに努めたるが、當時政府に於ては民間下層社會に撒布せる零細資金を吸收し、以て經濟社會の調和を計り、不生產的に消費せらるべき資金を必要なる使途に充當せんと欲し、仍ち第二十回帝國議會に對し貯蓄勸業債券法案を提出、其の協贊を經て明治三十七年三月法律第十八號を以て貯蓄債券法の公布を見るに至れり。右法律の規定に依れば

政府は日本勸業銀行をして貯蓄債券を發行せしむることを得、同債券は無記名利札附にして、其の券面金額を五圓とし、一箇年百分の四以内の利子を附し、發行の翌年より二十箇年以内に毎年一回以上抽籤を以て之を償還するものなり。斯くて該法律の下に發行せられたる貯蓄債券は前後十二回に亙り、總計二千四十三萬餘圓を發行し、能く其の目的を達したるが、他方政府に於ては貯蓄奬勵にも亦意を注ぎ、既に遞信省に於ては明治三十七年一月貯金組合準則を定めて、組合組織に依る郵便貯金預入の方法を設け、又民間に於ても例へば社團法人軍人遺族救護義會の如く、特定目的の爲め貯蓄を實行するものあるに至れり。

此の如く貯蓄奬勵の政策は日露戰時に於て既に漸次實行の機運に在りしが、其の後明治三十八年戰局の終を告げ、而も戰役の我大捷に歸すると共に、本邦經濟は俄然飛躍的の發展を遂げ、之と共に國民の經濟生活も亦著しく膨脹の傾向を顯はすに至り、政府に於ては更に國民の消費節約、勤儉力行を奬勵し、以て國家百年の長計を確立するの必要切なるものあるを認むるに至れり。既に明治四十一年十月十三日戊申詔書渙發せられ、大いに國民上下の勤儉節約を訓め給ひしが、政府に於ては聖旨を奉戴し、翌四十二年五月遞信・大藏・内務三大臣より各地方長官に對し次の如き訓令を發せり。

地方勤勞ノ美風ハ之ヲ數年前ニ比スレハ、著シク振興ノ勢ヲ來タシ、殊ニ一般貯金ノ如キ年ヲ逐フテ增進ノ盛況ヲ見ルニ至リタルハ、最モ喜フヘキノ現象タリ。是レ畢竟地方人士ノ時運ニ應シテ克ク其業務ニ淬動シ、進テ各種ノ民業ヲ興スト共ニ、又克ク儉素己ヲ持シ、以テ餘資蓄積ニ努メルニ由レルハ言ヲ俟タスト雖、而カモ一般ノ趨勢此ノ如キヲ致セルハ各位ヲ始メ、地方公職ニ在ル者竝有志者ノ指導誘擁宜シキヲ得タルモノ其多キニ居ラスンハアラス。然レトモ我邦民資充實ノ狀勢ヲ以テ之ヲ歐米諸國ノ實蹟ニ比スレハ、尚遠ク彼ニ及ハサルノ憾アリ。加フルニ全國各地ニ就テ仔細ニ之ヲ究ムルトキハ、遺利ノ開發スヘキモノ、産業ノ作興スヘキモノ甚多シ。宜シク尚一層ノ奬勵ヲ加ヘ、以テ愈〻各人勤勞ノ風ヲ興シ、更ニ生産ノ增加ヲ促カスハ洵ニ刻下ノ急務タリ。而カモ其辛苦ニ成リタル餘資ニシテ、徒ラニ之ヲ費消シ、敢テ增進運用ノ法ヲ講セサルカ如キハ、民衆ノ進歩ヲ期スル所以ニアラス。又箇々各人ノ手ニ散在スル零細ノ資モ尚多ク之ヲ蓄積シテ、汎ク活用ノ途ヲ開カンカ、優ニ一般ノ生産ヲ進ムルコトヲ得ヘシ。此ノ如ク貯蓄奬勵ノ眞意ハ、啻ニ消極ノ節約ヲ奬ムルニアラスシテ、一ニ生産ヲ奬メ、民衆ヲ蘊蓄シ、進テ地方發展ノ基ヲ立テントスルノ趣旨ナルヲ以テ、此旨ヲ諒シテ具サニ其道ヲ趨サレンコトヲ望ム。而シテ郵便貯金ト地方經濟トノ調和ニ關シテハ、政府夙ニ融資ノ法ヲ講スル所アリ。今回愈〻公共團體ニ對シテ資金供給ノ法ヲ定メ、以テ民力ノ培養ニ資セントス。各位亦宜シク此意ヲ體シ各自ノ勤勞ト貯蓄トハ一家一鄕ノ爲ニ繁榮ノ基ヲ開キ、又地方公共事業ノ爲メ有用ノ資源ヲ與フルノ道タルコトヲ諭示シ、部下ノ諸僚竝市町村ノ當局者其他有志者ヲ督勵シ、管下一般ヲシテ尚一層其業ニ勵ミ、民資ノ充實ヲ圖ルニ努メシメンコトヲ期セラルヘシ。

而して右訓令に基き、前記三省次官は貯蓄奬勵の具體的方法に就き各地方長官に對し依命通牒を發したるが、該通牒中貯金奬勵の方法に關しては、郵便貯金の方法を以て最も適切なりと爲し『貯金奬勵ノ方途一ナラサルモ、多數共同シテ組合規約ヲ設ケ、郵便官署ヲ介シテ規約貯金ヲ實行セシムルハ既往ノ經驗ニ徵シ其效果最モ多大ナリトス。依テ別紙ニ規約貯金組合準則ヲ添付セルヲ以テ各管下ノ實情ニ照ラシテ之ヲ取捨斟酌シ各地便宜ニ應シテ組合ヲ設立セシメ、共同制裁ノ下ニ業務ヲ勵

マシ、且餘業ニ努メ、以テ貯金ノ資源ヲ得セシムルハ、勿論冗費ヲ省キ奢侈ヲ誡メ、地方ニ散逸セル零細ナル資金ノ回收ヲ圖リ、規約貯金ノ實行ヲ期セラルヘシ』と云ひ、卽ち主として郵便貯金奬勵の方針なりしが如し。

然りと雖も右の如き政府の政策が、一般貯蓄預金增加の趨勢を馴致したるは言を俟たざる所にして、之を當時大藏省の調査せる所に依りて明治三十六年以降四十年に至る各年末現在の各種預金に就きて見るに、一般銀行預金は明治三十六年末現在六億五千萬圓なりしもの、三十八年には十一億七千九百萬圓となり、三十九年には十六億八百萬圓に增加せしも、四十年には十五億九千萬圓となり、四十一年には十三億二千七百萬圓に降下し、次いで四十二年には稍〻恢復して十四億五千百萬圓に上り、四十三年には更に十七億七百萬圓に激增したり。又郵便貯金は三十六年現在三千百萬圓なりしもの、累年增加して三十八年には五千二百萬圓となり、四十年には八千八百萬圓、四十一年には一億二百萬圓、四十三年には一億五千五百萬圓に增加せり。而して今貯蓄預金に就きて見るに、明治三十六年末現在六千萬圓なりしもの、三十八年には八千四百萬圓となり、四十年には一億千七百萬圓を算せしが、四十一年には一億千六百萬圓となり、後漸く恢復して四十二年末には一億三千五百萬圓となり、四十三年には一億四千七百萬圓を示せり。之を表示すれば次の如し。

年次	總預高 金額	總預高 百分比	年末現在高 金額	年末現在高 百分比	同上人員 人員	同上人員 百分比
明治三六	一六二、四七二、三一四円	一〇〇	六〇、六八七、三〇五円	一〇〇	四、九一六、五四一円	一〇〇
同　三七	一八八、九二三、四八五	一一六	六六、七一七、二一五	一〇九	五、二七三、三五四	一〇七
同　三八	二三六、九八二、八七〇	一四五	八四、八一九、七四六	一三九	五、八九八、四六一	一一九
同　三九	三〇八、六四九、五九六	一八九	一〇六、五九一、三八九	一七五	六、四六四、二七九	一三一
同　四〇	三九〇、九七六、三七三	二四〇	一一七、九〇二、一四八	一九四	六、八一〇、八五五	一三八
同　四一	三六二、三九五、一一五	二二三	一一六、四六三、一二三	一九一	七、二六八、四四七	一四七
同　四二	三八一、七六〇、五二三	二二三五	一三五、六四〇、六〇〇	二二三	七、七八三、六九九	一五八
同　四三	四一八、二六四、八九二	二五七	一四七、〇四四、一七九	二四二	七、五〇七、二四九	一五二

（備考）本表には清國、朝鮮及滿洲の分を除く。

右の如く貯蓄預金の增加は、政府の貯蓄奬勵に負ふ所大なるものありと云ふべく、殊に明治四十一年に於て一旦減少したる年末現在高の四十二、三年に於て再び增加したるが如き、明らかに政府の勸奬に因る所ならずんばあらざるなり。

第二　世界大戰時代の貯蓄奬勵

世界大戰中我國は對外貿易の隆昌就中輸出超過の激增に伴ひ、未曾有の正貨を保有することとなり、一般經濟社會亦曾て見ざる殷賑を呈したるが、國民の消費經濟も亦之と共に漸次膨脹し、之を放任するに於ては戰後經營上洵に寒心すべき狀勢を來たすの虞あるに至れり。茲に於てか政府は此の際大いに國民の貯蓄を奬勵するの必要を認め、大正六年五月二日內務・大藏・遞信及農商務四大臣の連名に依り、各地方長官に對し次の如き訓示を發せり。

今次歐洲戰爭ニ際會シ我國ニ於テハ海外輸出ノ激增ニ伴フテ諸種ノ產業勃興シ延イテ一般經濟界ノ活氣ヲ帶ブルニ至レルハ最モ喜ブベキ現象タリ然レドモ一時ノ好況ニ狃レテ自ラ奢侈ニ流レ遂ニ將來ノ長計ヲ忘却スルガ如キコトアランカ是レ寧ロ禍根ヲ貽スモノニシテ誠ニ寒心スベシ現ニ列國ハ何レモ國運ヲ賭シテ干戈ヲ動カシツツアルニ拘ハラズ戰後ノ經營ニ關シ

テハ豫メ準備ヲ怠ラズ今ノ時ニ方リ帝國ノ地歩ヲ確立シテ重キヲ爲サント欲セバ須ラク中外ノ情況ヲ察シ國民ヲシテ益〻勤儉ノ風ヲ奬メ質實ノ俗ヲ養ヒ冗費ヲ節シ餘資ヲ積ミ以テ他日ノ用ニ供セシムベシ各自克ク此ノ趣旨ヲ體シテ洽ク管内ニ諭示シ部下ノ諸僚ヲ督シ鋭意事ニ從フベキハ勿論他ノ地方官署公職諸員竝ニ有志者ト相提携シ各種團體ト聯絡ヲ保チ最善ノ方法ニ依リテ民資充實ノ計ヲ立テ以テ事業ノ根柢ヲ鞏固ニシ更ニ進ンデ將來ニ活用スベキ生産資金ノ增殖ヲ圖ラシメ愈〻地方ノ開發國運ノ伸張ニ資センコトヲ務メラル可シ

右訓示ス

次いで同年七月前記四大臣は更に勤儉貯蓄の具體的方法として、左の如き揭示を與へたり。

一、貯蓄ノ奬勵ニ關シテハ須ラク上下協力スルニ非ザレバ其效果ヲ完フスル能ハザルヲ以テ地方官廳ニアリテハ所在郵便官署其他公私團體ト聯絡ヲ通ジ其情況ニ應ジ適當ノ方法ヲ講ズルコト

二、官私ノ集會ヲ利用シ儉素質實ノ美風ヲ鼓吹シ尙地方有志ハ卒先其範ヲ示スノ心懸アラシムコト

三、貯蓄力ノ養成ニ關シテハ副業ノ奬勵其他適當ナル方法ヲ講ジ常ニ之ガ普及發達ニ努ムルコト

四、貯蓄預金ノ方法ハ各地ノ情況ニヨリ郵便貯金ニヨラシムルモ銀行又ハ産業組合ノ預金ニヨラシムルモ差支ナキモ確實堅固ノ方法ヲ期セシムルコト

五、貯蓄奬勵ハ廣ク一般國民ニ對シ之ヲナスベキハ勿論ナルモ時局ノタメ勞働者ヲ使用セル會社工場等ニ對シテハ特ニ規約貯金等ヲ勸奬スルコト

六、政府ハ一般公衆ノ利益ヲ圖リ郵便貯金制度ニ關シテ從來幾多ノ改善ヲ加ヘ各種利便ノ方法ヲ施設セルモ中ニハ未ダ一般ニ周知セラレザルモノ尠ナシトセズ此ノ際郵便官署ニアリテハ郵便貯金案内等ノ冊子ヲ印刷シ廣ク一般ニ配布ノ計劃ニ付必要ニ應ジ最寄郵便官署ニ就キ之ガ交付ヲ受ケ有效ニ配布セラレタキコト

當時大藏省臨時調査局金融部に於ては、貯蓄奬勵の具體的方法に就きて種々調査研究を遂げ、或は戰時貯金券の發行を計畫し、或は國民貯蓄奬勵會の組織を企つる等、有效適切なる方法を講ずることに努めたるが、此等の點に就きては第十編に於て記述する所あるべきを以て茲には之を省略し、次に大正七年十一月二十六日內務・大藏・遞信・農商務四大臣より重ねて地方長官に發したる訓示を揭出すべし。

勤儉ノ風ヲ奬メ質實ノ俗ヲ興シ冗費ヲ節シ以テ其ノ餘資ヲ積マシムルハ國民生活ノ基礎ヲ安定ナラシメ進デ將來ニ活用スベキ生産資金ノ充實ヲ期スル所以ニシテ平時夙ニ力ヲ致サザルベカラズ而シテ國步重要ノ時局ニ處シテ之ガ必要更ニ一層ノ切ナルヲ感ゼズンバ非ズ是レ曩ニ勤儉貯蓄ノ奬勵ニ關シ訓示セル所以ニシテ爾來之ヲ事實ニ徵スルニ一般銀行預金ハ著シク其額ヲ增加シ殊ニ郵便貯金ノ如キ最近五億四千萬圓ノ多キニ達シ簡易生命保險又創業僅ニ二年ニシテ其契約件數百餘萬件ヲ算スルニ至レル等最モ喜ブベキ傾向ヲ示セリ然レドモ一般國民殊ニ各種勞働者ノ生活狀況ニ察スルニ所得ノ著シク增加セルニ拘ラズ其ノ餘資ハ將來生活上ノ安定ニ供スベキ蓄積ニ充テラルルコト少ク却テ享樂ニ徒費セラルルノ風ナキニアラズ如

此ハ戰後ノ將來ニ處シテ健全ナル國家ノ伸暢ヲ期スル所以ニアラズ今ヤ世界ノ大戰亂モ漸ク休戰ノ時期ニ入リテ平和ノ克復ヲ見ル亦方ニ近キニアルベク列國ガ其ノ緊張セル氣分ヲ移シテ今後更ニ全幅ノ力ヲ國力ノ恢復ニ傾倒シ輸贏ヲ平和ノ經濟ニ爭ハントスルハ正ニ必然ノ事タルベク我國民ハ自重自制今ニ於テ之ニ處スルノ覺悟ナカルベカラズ乃チ此際一般國民ニ對シテ更ニ一層自覺的消費ノ節約ヲ促シ餘財ヲ蓄積シテ生產資金ノ增殖ヲ圖リ以テ戰後ノ經營ニ資スルト共ニ一面生活ノ安定ヲ期スルハ極メテ必要ノコトタリトス各位宜シク此ノ趣旨ヲ體シ其ノ實果ヲ收ムルニ最善ノ努力ヲ致シ地方ノ開發國運ノ伸暢ヲ圖ルニ於テ遺算ナキヲ期セラルベシ

第三　關東大震災後の貯蓄奬勵

世界大戰は各國の經濟界に甚大なる影響を及ぼし、我國の如き東亞に僻在したるも尙ほ物心兩方面に於て深甚なる影響を蒙れり。卽ち戰時中本邦商品の販路は對外的に大いに擴張せられ、外國貿易は常に輸出超過を示したるが、此の間國民經濟は非常なる活況を呈し、國民の間には所謂成金氣分醸成せられ、奢侈贅澤の風は社會の各方面に横溢せり。而して戰爭終了後に於て、我國が戰時中獲得したる商品の海外に於ける販路は、再び諸外國の爲めに蠶食せられ、內地產業は萎微不振となり、遂に大正九年には經濟界に一大瓦落を演出するに至り、爾來產業界は慢性質不景氣に陷りしが、而も戰時中に馴致せられたる不健全なる奢侈放逸の風潮は、容易に收まるべくもあらざりき。他面世界戰爭に胚胎して勃興したる詭激なる反社會的思想は、我國に對しても非常なる影響を與へ、思想界は混沌たる狀態を呈し、此の間自ら詭激なる風潮を誘發するに至れり。此の如くにして一面奢侈放縱の風は戰後も依然として變ることなく、他面思想界も靜穩を得るの遑なかりし時に當り、大正十二年九月一日我國は突如として振古未曾有の一大天災に襲はれたり。這般の天災は一面國民の缺陷を暴露したるが如き跡無きに非ざるも、他面に於ては我國民的美點を發揮するの好機會を與へたるものにして、卽ち國民精神は此の際異常なる緊張を示し、相隣扶助の熱誠溢るるが如く、國力の全部を擧げて帝都の救援に向ひ、克く秩序を維持し、救護を完うし、眞に復興の善後策に進むることを得せしめたるは、實に我國民精神の長所を遺憾なく發揚したるものにして、諸外國の一齊に驚嘆の聲を放ちし所なり。然るに此の如き國民的總努力の緊張狀態も、其の後漸く弛緩の傾向を生じ、奢侈の風潮は再び震災前に復歸せんとするに至れり。此れ卽ち政府が起つて一大國民的貯蓄運動を開始したる所以なりとす。

抑世界大戰後に於ける本邦財政經濟の狀態に就きて見るに、先づ中央財政は戰時好況時代に膨脹を重ねたる歲計の、財界不況時代に入るも容易に緊縮することを得ず、大正十三年度實行豫算を以て戰前大正二年の歲計に比較するときは、其の歲出は五億三千餘萬圓より十六億一千五百餘萬圓に增加して約三倍の數字を示し、又國債の總額は大正二年度末に於て內國債十億五千四百餘萬圓、外國債十五億二千九百餘萬圓、計二十五億八千四百餘萬圓なりしもの、大正十三年六月末日には內國債三十一億六千六百餘萬圓、外國債十五億千四百餘萬圓、計四十六億八千餘萬圓となり、約二倍の增加を示せり。次に地方財政の狀態を見るに、大正二年度歲出の三億二千七百餘萬圓は、大正十二年度に於て十一億五千四百餘萬圓となりて三倍强の增加に當り、地方債は大正二年度末の三億千六百餘萬圓より大正十三年五月末日の八億四千四百餘萬圓となり、將に三倍に垂んとせり。右の如く我財政は中央

地方を通じて急激なる膨脹を來たし、國民經濟を壓迫すること甚だしきものあり、大震火災の善後事業を控へて其の前途頗る多難なるべきことを思はしめたり。而して他方我國當時の貿易狀態に就きて見るに、戰後交戰各國に於ける經濟活動の開始と共に、戰時中發展を遂げたる本邦貿易は頗る不振に陷りて累年輸入超過となり、大正十二年の入超は朝鮮・臺灣の分を加へ、六億二千二百餘萬圓の巨額に上り、大正十三年上半期に於ては既に七億千百餘萬圓の輸入超過を告げ、大正八年以降の入超累計實に二十七億七千百餘萬圓の多きに達せり。從て戰時蓄積したる本邦正貨も、大正十年一月の二十一億九千餘萬圓を最高として逐次減少し、大正十三年七月末には十六億三千五百餘萬圓となり、爲替相場は異常なる低落を告ぐるに至りしなり。

內外の事情既に此の如し。玆に於てか政府は先づ大正十三年十一月十日より向ふ一週間、全國一齊に勤儉强調を實行し、或は新聞に或はラヂオに、宣傳大いに努め以て國民の覺醒を促したり。今勤儉奬勵に關する計畫要項を見るに左の如し。

第一　勤儉奬勵の趣旨

（イ）戊申詔書竝に國民精神作興に關する詔書の趣旨を普及徹底せしめ、國民をして之が實踐躬行を期せしむること。

（ロ）國民をして質素勤勉貯蓄の經濟的竝に道德的意義を明にせしめ、且つ其の必要なる所以を了解せしむること。

（ハ）現下內外の情勢頗る多事なるに當り、我國財政竝に經濟の難局に在るを明にし、國民をして反省自覺せしむること。

（ニ）現在竝に將來の國際貸借の情勢に鑑み、貿易改善の必要を說き、出來得る限り內國產品を以て外國品の使用に代ふべきことを明にし、特に贅澤品に就きては外國品たると內國品たるとを問はず、之が消費を抑制するの要あるを理解せしむること。

（ホ）生活を簡單にし、社交上各種の習慣を改善するの必要に就き、國民をして反省自覺せしむること。

（ヘ）公債の應募、債券の購入、郵便貯金、簡易生命保險其の他の方法に依る貯蓄をなすの要あるを自覺せしむること。

第二　勤儉奬勵に關する機關

（イ）貯蓄奬勵中央委員會を設置すること。本委員會は內務大臣の監督の下に內務・文部・大藏・農商務・遞信の五省關係官吏及民間に於ける學識經驗ある者を以て之を組織し、貯蓄奬勵の方法に就き調査攻究し、關係各方面に於て相當實行すべき事項を協定すること。

（ロ）貯蓄奬勵地方委員會を設置すること。地方に於ては中央に準じ地方長官を中心とし、本會を道府縣廳に設置すること。

（ハ）教化團體聯合會其の他民間團體の協力を求むること。卽ち教化團體其の他の公益的諸團體、產業組合其の他の各組合、實業團體其の他の私的團體等の協力を求むるものとす。

（ニ）貯蓄組合を奬勵すること。卽ち地方に於ては既設各種貯蓄機關の活動を促すは勿論、官公廳、軍隊、學校、會社、銀行、工場等を單位とし、貯蓄組合を設けしむること。

（ホ）關係各官廳及民間團體に於ては、相當計畫を定め、貯蓄奬勵竝に其の實行に努むること。

第三　勤儉奬勵の方法

（イ）總理大臣より聲明を發すること。

（ロ）勤儉奬勵に關する册子を作製頒布すること。

（ハ）貯蓄奬勵に關する講演の開催竝に活動寫眞の利用をなすこと。

（ニ）各學校に於ては學生、生徒、兒童に對し勤儉奬勵の訓話をなすの機會を多からしむること。

（ホ）新聞雜誌と連絡を圖り、宣傳の協力を求むること。
（ヘ）ポスター竝に標語の懸賞募集をなすこと。
（ト）汽車電車内及停車場學校寺院等適當の場所にポスターを掲ぐること。
（チ）劇場活動寫眞館寄席等に於て、幕間を利用し、幻燈其の他の方法を以て貯蓄奬勵の趣旨を觀客に宣傳せしむること。
（リ）郵便切手、汽車電車の切符其の他官公署發行の印刷物及消印等に可成貯蓄奬勵の標語を記入すること。
（ヌ）年四回貯蓄週間を定め、此の週間中は特に國民擧て勤儉貯蓄の實を擧ぐること。
（ル）舶來品卽ち優良なりとの誤れる觀念を打破し、國產品使用の奬勵を圖ること。
（ヲ）國定教科書及兒童唱歌に今一層貯蓄奬勵の趣旨を挿入すること。
（ワ）贅澤品の使用を抑制すること。
（カ）官公吏に對して貯蓄奬勵をなすこと。
（一）官公署は率先して貯蓄組合を新設し、或は既設組合等を利用し、公債債券の買入又は郵便貯金等の預入をなすこと。
（二）前項の組合等に於ては官公吏俸支拂の際相當金額を差引計算して之を受入れ、前項の目的に充つること。
（ヨ）會社、銀行、工場に於ても官公署と同樣の方法に依り貯蓄奬勵をなすこと。

而して內閣總理大臣加藤高明は大正十三年九月一日、勤儉奬勵に關する趣旨を聲明して曰く、

聲　明

大戰終結の後既に七年、歐米列强は夙に財政經濟の整理緊縮を斷行し、其の國民亦能く翕然として力を勤儉に致し、戰後の經營國力の充實兩つながら既に見るべきものあり。翻て內に顧みるに帝國は戰時經濟界の好況に溺惑して人心一たび度を失ひ、輕佻浮華の風隨て生じたる以來節制の加へ難きもの茲に年あり、一面戰後の反動を經て經濟界の不況を來たし其の整理安定未だ成らざるに際し慘烈無比の災禍に遭遇す。財政上の負擔は歲計累年の膨脹と相俟て頓に重きを加へ一般の消費亦爲に繁きを致す。產業の萎靡貿易の逆勢愈著しく邦家の前途憂慮に堪へざるものあり、是れ正に朝野竦然として戒愼し決然起て國運の發展を期圖し戮力一致民風を作興し勇斷以て難局の打開を策すべきの秋なり。畏くも　九重に於かせられては深く世局を軫念あらせられ客年十一月國民精神の作興に關する　詔書を渙發せられ國家興隆の本を固くするの道を示させ給ふ。然れども積年の頹風は今尙ほ之を一轉するに難く奢侈浪費の習未だ改まるに至らざるは洵に寒心に堪へざる所なり。不肖就任以來銳意　聖旨に副はむとし先づ庶僚を督勵して官紀の振肅を遂行し由て以て一般綱紀の肅正に資するを念とし、中央地方を通じて行政及財政を釐革し冗費を節し餘費を捻出して財界の安定國力の振興を圖り更に贅澤品等の輸入稅に關する法律の制定其の他各般の施設に依り現下の難境に對する國民の自覺を促し奢侈安逸の陋習を一洗して勤儉力行の美風を振起せむことを期したり。

茲に震災一周年の日到るに方りて當時を回想するに百年拮据の都邑一朝にして大半廢墟に歸し光景悽愴人をして今尙膚に粟するを覺へしむ。爾來一年復興の事業前途固より遼遠なりと雖而かも朞年ならずして生業の回復見るべきものあるを認む。艱苦に耐へ窮乏を忍び鼓勵緊張大に自ら任ずる者にして初めて能く斯の如くなるを得べし。旣に此猛然たる努力の體驗を經たり。今乃ち當時以來の記憶を新にして意を決する所あらば克己自制以て陋習を打破する蓋し至難の業に非ざるなり。顧ふに深刻なる印象永く拭ふべからざる是の日を出發點として勤勞を尙び業務を樂み無爲徒食を斥け年來の惰風を一轉して齊しく規律節制ある生活に入るは當さに爲さゞるべからざることたり、不肖は國民が深く自ら當時の心を喚起し相率ゐて質實剛健の風を興し進んで世局匡救の負擔を分ち以て　聖旨を對揚するに於て遺憾なかるべきを信ず。而して是れ實に不肖の切に期待する所なり。

大正十三年九月一日

內閣總理大臣　子爵　加藤高明

尚ほ政府に於ては前記綱領に基き、先づ内務大臣を會長とする勤儉奬勵中央委員會を内務省に設け、各地方官公署又各種の奬勵方法を講じ、以て政府の方針貫徹に遺憾なきを期したり。而して此等の運動が果して貯蓄銀行預金に如何なる影響を與へしかは、遽に之を論斷すべからずと雖も、後出關係の諸表に依り相當の效果を遂げたることは之を想像するに難からざる所なり。次に勤儉奬勵中央委員會の會則を掲げ以て參考に資せんと欲す。

勤儉奬勵中央委員會會則

第一條　勤儉奬勵中央委員會は内務大臣の管理に屬し内務省に之を置く。

第二條　勤儉奬勵中央委員會は勤儉奬勵に關する計畫要綱に基き諸般の調査講究竝之が實行に關する事項を掌る。

第三條　勤儉奬勵中央委員會は會長一人委員若干人を以て之を組織す。

會長は内務大臣之に當り委員は内務大臣之を委囑す。

第四條　會長は會務を總理し本會を代表す會長事故あるときは會長の指名したる委員其の職務を代理す。

第五條　勤儉奬勵中央委員會に幹事書記若干人を置き會長之を委囑す。

幹事は會長の指揮を承け庶務を整理し書記は上司の指揮を承け庶務に從事す。

第三節　貯蓄銀行營業の概況

前に述べし如く貯蓄銀行は明治二十六年貯蓄銀行條例の制定實施せらるるに及び、營業上諸般の規定を與へらるるに至りしが、其の以前に於ては事未だ創始に屬して各般の施設備はらず、銀行監督の方法從て頗る不完全なるのみならず、政府に於ても貯蓄銀行に對し特殊の取扱を爲すことなく、一般私立普通銀行と混淆して處理したるを以て、特に貯蓄銀行に就き其の當時の營業狀況を述ぶるに由なし。

抑、我國に於ける貯蓄銀行は、明治十年山梨第十國立銀行が山梨興産社より轉業するに當り、五錢以上預り金なる科目を其の營業中に加へしより漸く其の萌芽を發し、十三年六月に至り東京貯藏銀行資本金二萬圓を以て其の創立を認許せられたるを始めとし、爾來頻々として各地に之が設立を見るに至れり。即ち同年八月明辰貯金銀行は資本金二萬圓を以て、同十一月東京貯蓄銀行は資本金五萬圓を以て何れも東京府に設立せられ、翌十四年には二月長野縣に信濃貯金銀行（資本金二萬圓）三月茨城縣に東海貯金銀行（資本金二萬圓）及青森縣に八戸節儉貯蓄銀行（資本金二萬圓）の兩行、四月千葉縣に千葉貯蓄銀行（資本金三萬圓）及岐阜縣に岐阜貯蓄銀行（資本金五千圓）の兩行、五月長野縣に松代貯積銀行（資本金三萬圓）八月長崎縣に長崎蓄積銀行（資本金一萬圓）十月三重縣に伊勢貯蓄銀行（資本金一萬圓）等八行の新設ありたり。次で明治十五年に及び更に六行即ち一月東京府に東京貯金銀行（資本金一萬圓）及神奈川縣に横濱貯蓄銀行（資本金三萬圓）の兩行、三月神奈川縣に東海貯蓄銀行（資本金十萬圓）及長野縣に小諸貯金銀行（資本金二萬圓）の兩行、五月長野縣に東信貯金銀行（資本金二萬五千圓）九月京都に平安貯蓄銀行（資本金三萬圓）の設立を見たり。

明治十六年に至るも貯蓄銀行の設立は依然として行はれ、即ち東京府に東京貯錢及東海貯錢の兩銀行は孰れも二萬圓の資本を以て設立せられ、長野縣には協入貯金布施貯金長野貯藏の三銀行が各一萬圓の資本を以て新設せられたり。尤も此の間岐阜貯蓄伊勢貯蓄平安貯蓄の三行は既に廢業したるが、此の如く貯蓄銀行の設立比年旺盛となるに及び、政府に於ても此等各銀行の實況を知るの必

要を認め、十六年九月大藏卿佐野常民は銀行所在の各地方廳に令達して業務の狀態を申達せしめたり。其の後明治十八年に至るや東京貯蓄・長崎蓄積の二銀行は廢業し、東信貯金銀行は其の資本金を一萬圓に減少したるが、他方東京貯藏銀行は資本金三萬圓の增額を行ひて五萬圓となり、又明治二十年には一時多數の貯蓄銀行簇生したる長野縣に於て俄に東信貯金・協入貯金・布施貯金の三行閉店し翌二十一年には佐賀縣に有田貯藏銀行五萬圓の資本を以て新に生じ、二十三年東海貯蓄銀行は五萬圓の減資を爲し、東京貯錢・東京貯金の二行は遂に閉店したる如く、當時貯蓄銀行の興廢は洵に常ならざるものありたり。

明治二十三年に及び新に二銀行の設立あり。卽ち同年十二月大阪府下に大阪貯蓄銀行が資本金十萬圓を以て、神奈川縣に金叶貯蓄銀行が同三萬圓を以て設立せられ、又同月東海貯金銀行は二萬圓の增資を行ひしも、小諸貯蓄銀行は三月既に廢業の已むを得ざるに至れり。明治二十四年に於ては四月京都府下に京都貯蓄銀行（資本金三萬圓）の設立を見、十二月神奈川縣に横濱貯蓄銀行（資本金五萬圓）の設立ありしも、信濃貯金銀行は同年一月、横濱貯蓄銀行は十二月孰れも廢業せり。然るに明治二十五年に及ぶや新に六貯蓄銀行の新設を見たり。卽ち東京府下に六月東京貯蓄銀行（資本金十萬圓）、七月護國貯藏銀行（資本金三萬圓）、十月兵庫縣下に兵庫貯蓄銀行（資本金三萬圓）、兵神貯蓄銀行（資本金五萬圓）、富山縣に富山貯蓄銀行（資本金三萬圓）、十一月靜岡縣に靜岡貯蓄銀行（資本金三萬圓）等の設立を見たること之なり。

以上述べし所の如く、明治二十五年迄の本邦貯蓄銀行は甲起り乙仆れて興廢常なかりしも、而も概して貯蓄銀行が比年著しく增加の傾向に在りしは否むべからざる所なり。

明治二十六年七月貯蓄銀行條例の實施を見るに及び、貯蓄銀行營業上の面目玆に一新したり。之より嚮き明治二十一年六月大藏大臣は各私立銀行をして、營業報告を爲すべきことを令達したるを以て、爾後一般私立銀行營業の大勢を察知することを得るに至れりと雖も、而も從來私立銀行の決算期は極めて區々にして、或は甲年六月より乙年五月に至る一周年間一回の決算を爲すものあり、或は曆年の一周年間を以て一回の決算を爲すあり、或は又政府の會計年度に從ふもの、六月・十二月の兩期を以て半期決算を爲すもの等ありて、全然一定せざりしのみならず、明治二十六年に至る迄は商法及貯蓄銀行條例の施行あらざりしを以て、未だ貯蓄銀行營業の景況を秩序的に看取すること能はざりしなり。斯くて明治二十六年七月一日貯蓄銀行條例實施以來、同年末に至る間に於て、從來貯蓄事業を營みたる銀行にして、商法施行條例第十條に依り定款の認可を得たるもの二十二行、其の認可申請中に屬するもの二行にして、此等二十四行は孰れも其の事業を新法施行後に於ても繼續したるものなり。尤も掛川銀行のみは普通銀行にして貯蓄銀行を兼營したるものにして、從て專業貯蓄銀行は二十三行なりとす。今之を表示すれば次の如し。

府縣	銀行名	支店數	公稱資本金	拂込資本金	積立金
東京	東海貯金	二	五〇、〇〇〇円	五〇、〇〇〇円	一一、五〇〇円
同	東京貯藏	二	五〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇	四、七〇八
同	東京貯蓄	—	一〇〇、〇〇〇	二五、〇〇〇	—
京都	京都貯蓄	三	三〇、〇〇〇	二二、五〇〇	三五〇
同	京都貯藏	—	一〇〇、〇〇〇	二五、〇〇〇	—
大阪	有魚貯蓄	—	三〇、〇〇〇	一五、〇〇〇	二、七五〇
同	貯金	—	五〇、〇〇〇	一二、五〇〇	—

大阪	堺貯蓄	五〇、〇〇〇円	一二、五〇〇円	一、五四五円
神奈川	金叶貯蓄	三〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇	
同	横濱貯蓄	五〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇	二、六三五
兵庫	兵庫貯蓄	三〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇	—
長崎	長崎貯蓄	三〇、〇〇〇	七、五〇〇	—
愛知	愛知貯蓄	三〇、〇〇〇	七、五〇〇	—
同	熱田貯蓄	三〇、〇〇〇	七、五〇〇	—
同	伊藤貯蓄	一〇〇、〇〇〇	二五、〇〇〇	—
同	名古屋貯蓄	五〇、〇〇〇	一二、五〇〇	—
靜岡	掛川	三〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇	×
同	靜岡貯蓄	三〇、〇〇〇	一五、〇〇〇	七五
宮城	宮城貯蓄	五〇、〇〇〇	一二、五〇〇	—
同	仙臺貯蓄	三〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇	四五〇
富山	富山貯蓄	三〇、〇〇〇	九、〇〇〇	一〇〇
山梨	山梨貯金	三〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇	—
大阪	*大阪貯蓄	一〇〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇	一、〇〇〇
富山	*金澤貯蓄	三〇、〇〇〇	七、五〇〇	—
合計	二四	一、一一〇、〇〇〇	五三六、五〇〇	二五、一一三

（備考）一、本表は圓位以下切捨とす。
二、本表合計欄には掛川銀行の資本金を含まず。
三、＊印は認可申請中のものとす。

斯くて貯蓄銀行に關する制度備はると共に、貯蓄銀行は爾後漸次健全なる發達を遂げ、別表に示す如く其の數も亦比年增加して、大正九年の如き六百六十一行の多數を算するに至れり。之れ蓋し貯蓄銀行は比較的狹小なる範圍に於て業務を營み、或は地方的に特殊なる零細資金を吸收するものにして、其の營業範圍は普通銀行に於けるが如く廣大ならず、資金又必ずしも大ならざるを以て、銀行間に於ける合併の機運も普通銀行に於けるが如く濃厚ならざりしに因る所なり。然るに大正十一年一月一日以降貯蓄銀行法の施行せらるるに及び、從來の貯蓄銀行は業務及資本金等に就き、既述の如く更に嚴重なる制限を蒙ることとなり、爾後大いに其の數を減ずるに至れり。即ち貯蓄銀行法施行の結果、從來の貯蓄銀行にして事實上普通銀行業務を兼營せるものは、多く普通銀行に轉ずるか、又は普通銀行に合同せざるを得ざることとなり、而して其の殘存したるものは、概ね次の三種の貯蓄銀行となりき。（イ）從來獨立の貯蓄銀行として其の業務を經營したるもの（普通銀行の傍系銀行として同一營業所に於て別に貯蓄銀行の營業免許を受け、其の業務を經營したるものを含む）（ロ）普通銀行の兼營に係る所謂普通銀行の貯蓄部を獨立せしめ、別に貯蓄銀行を新設して其の營業を繼承したるもの（ハ）府縣所在地普通銀行の兼營に係る各貯蓄部を分離して之を合同し、一以上の貯蓄銀行を新設したるもの之なり。就中第三種に屬するものの設立に就きては、政府に於て特に之を勸奬する所あり、株式の分配に就き制限を加へ、或は當該地方の資產あり、信用ある有力者をして、其の役員たらしむることに努めたる結果、一府縣に貯蓄銀行一行となりし地方も少なからず、茲に貯蓄銀行は急激に減少したるものにして、即ち大正十年に於て六百三十六行を數へしもの、翌十一年末には百四十六行となり、之と共に資本金も亦大正十年末の五億六千二百七十九萬餘圓より、翌年末の八千三百六十八萬餘圓に減少したり。斯くて從來貯蓄銀行の名稱の下に、事實上普通銀行業務を營みたるものは、大正十一年中に一掃せられ、新法の所期せる貯蓄銀行の實質を具備するもののみ存續することとなりたるものにして、拂込資本金の

如きは、公稱資本金の激減に拘らず、却て增加の傾向を辿るに至りたるものとす。

貯蓄銀行の一般取引の消長に就きては、普通銀行の章に述べたる所に依り之を知り得べきを以て茲には一切之を省略すべしと雖も、唯貯蓄預金の取扱に就き其の增減を述べんに、明治二十六年末に於ては僅々六百三萬餘圓、預入人員十六萬餘人なりしも、同二十八年末に於ては千二百萬餘圓、五十八萬餘人となり、尋いで三十四年末には四千四百餘萬圓、人員四百十萬餘人となり、卽ち金額增加の割合よりも著しく人員の增加を見たるを以て、一人平均當り十圓七十二錢となれり。而して之を以て一人當り預金の最少額と爲し、爾後預金額の增加は人員の增加割合よりも多く、三十九年末には一億六百餘萬圓、人員六百四十餘萬人にして、一人當り平均十六圓四十九錢に上り、更に明治四十一年十月戊申詔書渙發せられ、國民一般に勤儉の美風を馴致し、政府又之が奬勵に努めたる爲め、一面に於ける郵便貯金の增加と共に、他方益〻貯蓄預金增加の傾向を呈せり。殊に大正五年末に於ては同四年末に比し六千餘萬圓の激增を見たるが、之れ畢竟法律改正の結果貯蓄預金の範圍擴張せられたると、他方世界大戰の影響を蒙りて軍需品の供給、外國貿易の好調、米價の騰貴等に依り、一般經濟界殷賑を極めたるに基く所なり。

降て大正十一年以降貯蓄銀行法の施行せらるるに及び、貯蓄銀行は普通銀行を兼ぬること能はざるに至り、多くは普通銀行に轉じたるを以て、同年は前年に比し貯蓄預金の口數に於て二百四十三萬五千、預金額に於て二千百七萬四千圓を減じたるが、而も翌十二年に至るや預金總額は十年末に比して尙ほ二百萬圓以上の增加を示し、十三年以降は金額・口數・一人當平均額共に孰れも增加の一途を辿れり。

第十章附表

第一表　貯蓄銀行累年表

年次	本店數	支店及出張所數	公稱資本金	拂込資本金	積立金	純益金	配當金
明治二六年	×	三三 一	円 一、一一〇、〇〇〇	×	円 五三六、一三一	円 三六、八三四	円 一四、六七五
同　二七年	×	三〇 一	一、三四〇、〇〇〇	×	三〇、〇〇〇	三、一六七	三、一六〇
同　二八年	×	八六 六	四、六一〇、〇〇〇	×	六三、〇一三	一〇四、一〇一	五八、六一六
同　二九年	×	一四九 四四	九、四九五、〇〇〇	×	一、七七六、八五〇	二三一、四一五	三三、一九八
同　三〇年	×	三三 九一	一一、七、四九九、〇〇〇	×	二、〇三五、六三九	八、六三一、四五四	五二、一、八六五
同　三一年	×	二六〇 一五八	二一、五〇四、三〇〇	×	一、三二、一〇六	二、〇三四、五一八	九一三、一三六
同　三二年	×	三三 一九八	二八、四五五、三〇〇	×	二、一八八、〇八三	二、四五六、九六一	一、二〇九、一六六
同　三三年	×	四九 二六二	四〇、一〇〇、三〇〇	×	二、一〇四〇、〇八〇	三、一五二、六九三	一、五八一、四〇九
同　三四年	×	四一 二七三	四一、六五六、三〇〇	×	三、四六二、一六四	三、三三一、〇九九	一、六九三、一〇四

尙ほ貯蓄銀行法第十一條は、貯蓄銀行の資金運用の範圍を規定すると共に、社債及株式の應募・引受又は買入等を爲す場合には、其の社債又は株式の種類に就き主務大臣の認可を受くべきことを命じたるが、大藏省に於ては此等の社債及株式の選定に關し遺憾なきを期する爲め、特に貯蓄銀行投資證券調査會を設置し、以て大藏大臣の諮問に應じ之が調査を爲さしむることとせり。

期	總損益金	純損益金	損失金	配當金
明治三年	三萬三〇〇〇圓	一萬六八〇〇圓	一萬六八〇〇圓	一萬六八〇〇圓
同　四年	三萬五七〇〇圓	一萬七八〇〇圓	一萬七八〇〇圓	一萬七八〇〇圓
同　五年	三萬六〇〇〇圓	一萬八〇〇〇圓	一萬八〇〇〇圓	一萬八〇〇〇圓
同　六年	三萬六八〇〇圓	一萬八八〇〇圓	一萬八八〇〇圓	一萬八八〇〇圓
同　七年	三萬七七〇〇圓	一萬九七〇〇圓	一萬九七〇〇圓	一萬九七〇〇圓
同　八年	三萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓
同　九年	三萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓
同　一〇年	三萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓
同　一一年	三萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓
同　一二年	三萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓
同　一三年	三萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓
同　一四年	三萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓
同　一五年	三萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓
同　一六年	三萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓
同　一七年	三萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓
同　一八年	三萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓
同　一九年	三萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓
同　二〇年	三萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓
同　二一年	三萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓
同　二二年	三萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓
同　二三年	三萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓
同　二四年	三萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓
同　二五年	三萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓
同　二六年	三萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓
同　二七年	三萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓
同　二八年	三萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓
同　二九年	三萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓
同　三〇年	三萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓
同　三一年	三萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓
同　三二年	三萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓
同　三三年	三萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓
同　三四年	三萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓
同　三五年	三萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓
同　三六年	三萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓
同　三七年	三萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓
同　三八年	三萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓
同　三九年	三萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓
同　四〇年	三萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓
同　四一年	三萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓
同　四二年	三萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓
同　四三年	三萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓
同　四四年	三萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓
同　四五年	三萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓
同　四六年	三萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓
同　四七年	三萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓
同　四八年	三萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓
同　四九年	三萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓
同　五〇年	三萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓
同　五一年	三萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓
同　五二年	三萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓
同　五三年	三萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓
同　五四年	三萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓
同　五五年	三萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓
同　五六年	三萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓
同　五七年	三萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓
同　五八年	三萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓
同　五九年	三萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓
同　六〇年	三萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓
同　六一年	三萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓
同　六二年	三萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓
同　六三年	三萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓
同　六四年	三萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓
同　六五年	三萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓
同　六六年	三萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓
同　六七年	三萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓
同　六八年	三萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓
同　六九年	三萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓
同　七〇年	三萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓
同　七一年	三萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓
同　七二年	三萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓
同　七三年	三萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓
同　七四年	三萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓
同　七五年	三萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓
同　七六年	三萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓
同　七七年	三萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓
同　七八年	三萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓
同　七九年	三萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓
同　八〇年	三萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓
同　八一年	三萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓
同　八二年	三萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓
同　八三年	三萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓
同　八四年	三萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓
同　八五年	三萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓
同　八六年	三萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓
同　八七年	三萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓
同　八八年	三萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓
同　八九年	三萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓
同　九〇年	三萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓
同　九一年	三萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓
同　九二年	三萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓
同　九三年	三萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓
同　九四年	三萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓
同　九五年	三萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓
同　九六年	三萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓
同　九七年	三萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓
同　九八年	三萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓
同　九九年	三萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓
同　一〇〇年	三萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓
同　一〇一年	三萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓
同　一〇二年	三萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓
同　一〇三年	三萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓
同　一〇四年	三萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓
同　一〇五年	三萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓
同　一〇六年	三萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓
同　一〇七年	三萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓
同　一〇八年	三萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓
同　一〇九年	三萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓
同　一一〇年	三萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓
同　一一一年	三萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓
同　一一二年	三萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓
同　一一三年	三萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓
同　一一四年	三萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓
同　一一五年	三萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓
同　一一六年	三萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓
同　一一七年	三萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓
同　一一八年	三萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓
同　一一九年	三萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓
同　一二〇年	三萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓
同　一二一年	三萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓
同　一二二年	三萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓
同　一二三年	三萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓
同　一二四年	三萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓
同　一二五年	三萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓
同　一二六年	三萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓
同　一二七年	三萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓
同　一二八年	三萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓
同　一二九年	三萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓
同　一三〇年	三萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓
同　一三一年	三萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓
同　一三二年	三萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓
同　一三三年	三萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓
同　一三四年	三萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓
同　一三五年	三萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓
同　一三六年	三萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓
同　一三七年	三萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓
同　一三八年	三萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓
同　一三九年	三萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓
同　一四〇年	三萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓
同　一四一年	三萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓
同　一四二年	三萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓
同　一四三年	三萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓
同　一四四年	三萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓
同　一四五年	三萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓
同　一四六年	三萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓
同　一四七年	三萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓
同　一四八年	三萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓
同　一四九年	三萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓
同　一五〇年	三萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓
同　一五一年	三萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓
同　一五二年	三萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓
同　一五三年	三萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓
同　一五四年	三萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓
同　一五五年	三萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓
同　一五六年	三萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓
同　一五七年	三萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓
同　一五八年	三萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓
同　一五九年	三萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓
同　一六〇年	三萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓
同　一六一年	三萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓
同　一六二年	三萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓
同　一六三年	三萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓
同　一六四年	三萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓
同　一六五年	三萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓
同　一六六年	三萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓
同　一六七年	三萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓
同　一六八年	三萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓
同　一六九年	三萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓
同　一七〇年	三萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓
同　一七一年	三萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓
同　一七二年	三萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓
同　一七三年	三萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓
同　一七四年	三萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓
同　一七五年	三萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓
同　一七六年	三萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓
同　一七七年	三萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓
同　一七八年	三萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓
同　一七九年	三萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓
同　一八〇年	三萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓
同　一八一年	三萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓
同　一八二年	三萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓
同　一八三年	三萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓
同　一八四年	三萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓
同　一八五年	三萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓
同　一八六年	三萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓
同　一八七年	三萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓
同　一八八年	三萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓
同　一八九年	三萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓
同　一九〇年	三萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓
同　一九一年	三萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓
同　一九二年	三萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓
同　一九三年	三萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓
同　一九四年	三萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓
同　一九五年	三萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓
同　一九六年	三萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓
同　一九七年	三萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓
同　一九八年	三萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓
同　一九九年	三萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓
同　二〇〇年	三萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓
同　二〇一年	三萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓
同　二〇二年	三萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓
同　二〇三年	三萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓
同　二〇四年	三萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓
同　二〇五年	三萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓
同　二〇六年	三萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓
同　二〇七年	三萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓
同　二〇八年	三萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓
同　二〇九年	三萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓
同　二一〇年	三萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓
同　二一一年	三萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓
同　二一二年	三萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓
同　二一三年	三萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓
同　二一四年	三萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓
同　二一五年	三萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓
同　二一六年	三萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓
同　二一七年	三萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓
同　二一八年	三萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓
同　二一九年	三萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓
同　二二〇年	三萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓
同　二二一年	三萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓
同　二二二年	三萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓
同　二二三年	三萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓
同　二二四年	三萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓
同　二二五年	三萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓
同　二二六年	三萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓
同　二二七年	三萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓
同　二二八年	三萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓
同　二二九年	三萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓
同　二三〇年	三萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓
同　二三一年	三萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓
同　二三二年	三萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓
同　二三三年	三萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓
同　二三四年	三萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓
同　二三五年	三萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓
同　二三六年	三萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓
同　二三七年	三萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓
同　二三八年	三萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓
同　二三九年	三萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓
同　二四〇年	三萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓	一萬八六〇〇圓
同　二四一年	三萬八六〇〇圓	一萬八六〇

明治三九年	二三、三五九、〇二〇	一五、六八九、七九二	八、二五四、〇七〇	五八四、八四二	三、一三〇、六六一
同四〇年	二七、一〇九、八八五	一九、二五九、一六八	八、四五五、六〇一	六〇四、八八四	三、二九五、二八三
同四一年上	一四、三一一、四五九	一〇、七八〇、二六六	四、〇四三、六七五	五一二、四八二	一、七二四、〇三三
同四一年下	一五、二六九、四四二	一一、〇三二、九五八	四、六九一、四五一	四五四、九六七	一、八二四、五〇四
同四二年上	一五、一四一、一四三	一〇、六七一、七〇五	四、九六四、八二四	四九五、三八六	一、八二七、一三三
同四二年下	一六、三八七、八五六	一一、八八四、五二九	五、一二〇、二二三	六一六、八九六	一、八九八、二五一
同四三年上	一六、一九五、六八二	一一、〇二四、七六三	五、五二二、八五八	三五一、九三九	一、九二七、九三三
同四三年下	一五、八九六、五三三	一〇、九五五、四五五	五、二八一、九二九	三四〇、八五一	一、九五二、五四六
同四四年上	一六、五四七、五六七	一二、一〇四、六二七	五、一四九、五八二	七〇六、六四二	一、八八六、八一五
同四四年下	一八、〇五七、二〇二	一三、二八四、四二五	五、四四七、一九七	六七四、四二〇	二、〇九〇、二九一
大正元年上	一九、〇二八、五六八	一三、九一四、六三二	五、六〇二、七五八	四八八、八二二	二、〇〇三、七三一
大正元年下	二〇、八〇六、八一八	一五、四〇四、五九〇	五、九六六、七六一	五六四、五三三	二、一一七、〇九二
同二年上	二二、四〇一、二四九	一六、五一〇、八〇九	六、四三五、九九八	五四五、五五八	二、二六〇、六八二
同二年下	二四、二一二、一七一	一七、六二九、三二二	六、九七七、三七五	三九四、五二六	二、五一九、八四〇
同三年上	二四、四六五、七三〇	一八、〇六三、三五七	七、〇四一、六一六	六三九、二四三	二、五四〇、二七六
同三年下	二六、九八〇、一三九	二〇、二三一、五四三	七、四四六、八八七	六九八、二九一	二、八六六、五九六
同四年上	三五、七八一、七二〇	二五、七三三、一九四	一一、一四三、三四一	一、〇九四、八一五	四、六一五、二二五
同四年下	三七、八八九、五六五	二六、六一八、六二五	一二、三九八、八九三	一、一二七、九五三	五、二三九、七六六
同五年上	三八、六三八、五二八	二七、八八七、二三八	一一、八九三、九八一	一、一四二、六九一	四、九二六、九五二
同五年下	四四、一一二、九二九	三二、二三八、〇五一	一三、一一九、四八九	一、二四四、六一一	五、一七〇、七二一
同六年上	四七、〇九五、九二五	三四、四〇五、〇一五	一三、九〇二、四三〇	一、二一一、五二〇	五、一〇三、〇〇一
同六年下	五八、四三八、三一五	四二、六八〇、三八三	一七、〇一一、二五〇	一、二五三、三一八	五、八六一、七三二
同七年上	六四、一一七、七七〇	四七、六四四、三四三	一七、七四七、九三四	一、二七四、五〇七	六、三〇八、三七四
同七年下	七五、九四八、三七〇	五六、五八五、五七九	二〇、四六三、四八〇	一、一〇〇、六八九	七、三一三、五四二

同八年上	八七、六五五、一七六	六五、二四三、九五一	二三、一五二、九六一	七四一、七三六	八、〇二二、七八〇
同八年下	一一九、九一三、六一九	九〇、四八二、二九二	三〇、一九三、八八八	七六二、五六一	一一、一六一、二三五
同九年上	一六〇、三六五、六六七	一一四、九一一、一八四	四六、九九三、二五一	一、五三八、七六八	一五、一二五、一九三
同九年下	一五五、二一六、四八〇	一一九、一五七、三八八	三七、二四一、三六三	一、一八二、二七一	一四、八六九、八七二
同一〇年上	一五〇、二〇四、八三四	一一三、三六九、〇三九	三八、〇二六、〇一〇	一、一九〇、二一五	一六、〇七七、二二三
同一〇年下	一六三、六九六、三〇五	一二五、七一三、〇四二	三九、七五一、七七〇	一、七六八、五〇七	一七、一五六、一四五
同一一年上	三三、四六六、六〇〇	二八、二〇八、三五四	五、六〇七、九六二	三四九、七一六	一、三六〇、八〇九
同一一年下	三八、一三八、〇〇九	三一、六六〇、一〇八	六、八七五、七六六	三九七、八六五	一、六三七、〇四七
同一二年上	三五、九五三、九七四	二九、一一三、九三三	七、〇八三、七三八	二四三、六九七	一、六一〇、四四九
同一二年下	四二、二三七、八一六	三六、七五二、五八〇	六、一四〇、一八三	六五四、九四七	三六七、六七三
同一三年上	三九、〇四七、九〇〇	三四、六四六、四六七	五、五〇九、六〇五	六〇八、一七二	一、八一七、六五二
同一三年下	三五、四五一、七二四	三九、〇四〇、〇三九	六、八四九、三四三	四三七、六五八	一、九四四、〇三七
同一四年上	四七、六三〇、七二一	四一、三七三、九九六	六、八九六、四二四	六三九、六九九	一、七七四、六〇三
同一四年下	四九、八九七、〇九〇	四三、四〇九、〇六〇	六、九八五、四六三	四九七、四三三	一、九一一、三三三
昭和元年上	五三、三五〇、七〇四	四六、三〇九、七一五	七、五九七、二三五	五五六、二四六	二、〇六一、九〇一
昭和元年下	五七、四九六、三一一	五〇、〇九二、三〇九	七、九七五、四九六	五七一、四九四	二、一一〇、一八四

（備　考）明治二十六年・同二十七年・同二十八年の總益金・總損金・損失金は未詳なり。

第三表　貯蓄銀行資產負債累年表

（イ）資產之部

期　次	未拂込資本金	本支店勘定	諸貸金	割引手形	買入及利附爲替手形	荷爲替手形	他店へ貸
明治三五年下	二三、三六六、七九円	三、六三五、三二二円	四七、七四〇、七七二円	二、七七一、九五四円	―円	三八八、七〇〇円	二、四八〇、〇六七円
同三六年下	一三、五三三、一二六	一八、一〇六、七八二	五四、五五五、三〇三	二六、九八七、五三六	―	六八六、四〇九	二、二九九、六七九